官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○予算決算及び会計令の一部を改正する政令（一五〇）　四
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令（一五一）　八
○二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一五二）　八
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五三）　八
○特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（一五四）　九
〔府令・省令〕
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境二）　一〇
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業一）　一〇
〔省　令〕
○クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働九〇）　一三
○農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　一九
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業四三）　二四
〔規　則〕
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委七）　二四
〔法規的告示〕
○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（財務一二七）　二四
○我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第五条の二十七第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を定める件（同一二八）　二五
○文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件（文部科学七八）　二五
○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件及び文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（同七九）　二五
○平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件（同八〇）　二五
○揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する件（厚生労働二一〇）　二五
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同二一一）　二六
○快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針の制定について（国土交通五九五）　二六
〔その他告示〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁五）　二六
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁六）　二六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務二四）　二六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同二五）　二六
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（総務一八四）　二六
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同一八五）　二七
○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一八六）　二七
○令和八年総務省告示第百二十一号の一部を訂正する件（同一八七）　二七
○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一八八）　二七
○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（同一八九）　二七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一九〇）　一八九
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一二九）
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則附則第二条第四号等に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を指定する件（文部科学八一）　一九三
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録に関する件（同八二）　一九四
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録に関する件（同八三）　一九四
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件（同八四）　一九五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の登録事項の変更に関する件（同八五）　一九五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録実践研修機関の廃止に関する件（同八六）　一九五
○福島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通五九六）　一九六

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕　二一七

〔官庁報告〕

労　働
労働安全衛生法第四十五条第四項の規定に基づく自主検査指針に関する公示（厚生労働省）　二一九
国家試験
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　二二九

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年二月分）（財務省）　二三三

〔公　告〕

諸　事　項
官庁
適格機関投資家，外国監査法人等，参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二三四
裁判所
破産、免責、再生関係　二三〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、日本放送協会入札、公立学校共済組合定款の一部変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分、地方公務員共済組合連合会役員の就任、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二三四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、公示送達関係　二九四
会社その他　二九五
会社決算公告　三〇二

本号で公布された法令のあらまし

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第百五十号）（財務省）

1　令和八年度から令和十四年度までの各年度における財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条の剰余金の額の計算上、東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する施策に要する費用等の財源に充てる額を控除すること。（附則第九条の三関係）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）の規定により令和八年度から令和十二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であって当該各年度所属の歳入とされるものについて、日本銀行における受入期限を当該各年度の翌年度の六月三十日とする。（附則第十条関係）

3　この政令は、公布の日から施行する。ただし、1の改正規定は、令和八年八月一日から施行する。（改正令附則第一項関係）

4　令和七年度出納整理期間に発行される2の公債につき、所要の経過措置を設ける。（改正令附則第二項関係）

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令（政令第百五十一号）（経済産業省）

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行期日は、令和八年五月二十二日とすること。

◇二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第百五十二号）（経済産業省）

第1　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号。以下「法」という。）第三十八条第二項第五号イの政令で定める基準は、貯

蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度を体積百分率九十九パーセント以上とする等、貯留事業及び導管輸送事業に関する所要の規定を整備する。（第三条～第六条、第八条関係）

第２　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正

１　題名を「貯留権等の登録に関する政令」に改める。（題名関係）

２　この政令で定める必要な事項に、貯留権等及び貯留権を目的とする抵当権の登録に関するものを追加する。（第一条関係）

３　その他規定の整備をする。

第３　登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等の範囲を見直す。（第三十条関係）

第４　自然環境保全法施行令の一部改正

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号に基づき政令で定める行為として、法第二条第二項に規定する貯留事業（自然環境保全法第三十五条の四第三項第一号に掲げる行為に伴うものを除く。）のための海底の掘削を行うことを追加する。（第六条関係）

第５　経済産業省組織令の一部改正

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）第十九条の五第三号中「試掘場における保安」を、「貯留事業場等における保安の確保及び導管輸送工作物に係る保安の確保」に改める。（第十九条の五関係）

第６　その他

その他規定の整備をする。

第７　附則

１　この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。（附則第一項関係）

２　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）について、所要の規定の整理を行う。（附則第二項関係）

◇子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百五十三号）（厚生労働省）

第１　国民年金法施行令の一部改正

１　国民年金法第八十八条の三第三項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補塡する額の算定方法を規定する。（第六条の四の三関係）

２　前納された国民年金保険料の還付を受けることができる場合として、国民年金法第八十八条の三第一項又は第二項に規定する保険料の免除（第２において「育児期間免除」という。）により保険料を納付することを要しないこととされた期間（以下「育児期間免除に係る期間」という。）を追加する。（第九条関係）

３　厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等が納付する各年度の基礎年金拠出金の額の計算に用いる拠出金按分率の計算方法について、その分母に育児期間免除に係る期間を追加する。（第十一条の二関係）

第２　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正

市町村が処理する事務であってその事務に必要な費用を国が負担するもののうち免除事務として、育児期間免除に関する届出に係る事務を追加する。（第一条関係）

第３　確定拠出年金法施行令の一部改正

個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間に、育児期間免除に係る期間を追加する。（第三十五条関係）

第４　特別会計に関する法律施行令の一部改正

１　年金特別会計の国民年金勘定における毎会計年度における受入超過額の範囲について、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定から年金特別会計の国民年金勘定に繰り入れる金額を追加する。（第五十七条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第５　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令（政令第百五十四号）（国土交通省）

１　定義

この政令における用語の意義を定める。（第一条関係）

２　労働時間

⑴　特定漁船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とし、特定漁船漁ろう員の操業期間における労働時間については、適用しないものとする。（第二条第一項関係）

⑵　特定漁船員の一週間当たりの労働時間は、対象労働期間について平均四十時間以内とし、この場合において、特定漁船漁ろう員の一週間当たりの労働時間については、操業期間を除いて算定するものとする。（第二条第二項関係）

３　休日

⑴　特定漁船の船舶所有者が特定漁船員に与えるべき休日は、対象労働期間について一週間当たり平均一日以上とし、この場合において、特定漁船漁ろう員に与えるべき休日の日数については、操業期間を除いて算定するものとする。（第三条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、⑴により休日を与えるべき特定漁船員が当該休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、当該特定漁船員に与えるべき休日の日数に応じ、休日手当を支払わなければならないものとする。（第三条第二項関係）

４　休息時間

⑴　特定漁船の船舶所有者は、航海期間において休息時間を一日について分割して特定漁船員に与える場合には、休息時間のうち、いずれかの休息時間を六時間以上としなければならないものとし、特定漁船漁ろう員の操業期間における休息時間については、適用しないものとする。（第四条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、操業期間においては、特定漁船漁ろう員を一日につき八時間以上休息させるもの等とする。（第四条第二項及び第三項関係）

５　時間外、休日及び休息時間の労働

特定漁船の船舶所有者は、その船長が臨時の必要があると認めるときは、その船長をして、２による労働時間の制限を超えて特定漁船員を作業に従事させ、又は３⑴若しくは４⑴にかかわらず、休日若しくは休息時間において特定漁船員を作業に従事させることができるものとする。（第五条関係）

６　割増手当

特定漁船の船舶所有者は、５により特定漁船員が２による労働時間の制限を超えて、又は休日において作業に従事したときは、割増手当を支払わなければならないものとする。（第六条関係）

７　記録簿の備置き等

特定漁船の船舶所有者は、その船長をして、船内に記録簿を備え置かせ、操業開始日及び操業終了日並びに特定漁船員の労働時間等に関する事項を記載させなければならないものとする。（第七条関係）

８　例外規定

⑴　２から７までは、特定漁船員が人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業等に従事する場合には、適用しないものとする。（第八条第一項関係）

⑵　特定漁船の船舶所有者は、特定漁船員が航海期間における休日又は休息時間において⑴の作業等に従事したときは、その船長をして、当該作業等の終了後できる限り速やかに当該特定漁船員を休息させるよう努めなければならないものとする。（第八条第二項関係）

９　定員

特定漁船の船舶所有者は、一定の場合を除き、２⑴を遵守するために必要な特定漁船員の定員を定めて、その員数以上の特定漁船員を乗り組ませなければならないものとし、航海中に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充することをもって足りるものとする。（第九条関係）

10　罰則

罰則について、所要の規定を設ける。（第十条関係）

11　附則

⑴　この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　所要の経過措置を定める。（附則第二項関係）

政　令

予算決算及び会計令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十号

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第二項及び会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の三中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十四年度まで」に改める。

附則第十条中「令和三年度から令和七年度まで」を「令和八年度から令和十二年度まで」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の三の改正規定は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三条第二項の規定により令和八年四月一日以後発行される公債に係る収入であって令和七年度所属の歳入とされるものについては、この政令による改正前の予算決算及び会計令附則第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び」とあるのは、「及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（令和八年法律第十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」とする。

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十一号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行期日は、令和八年五月二十二日とする。

総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十二号

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに同法第三十六条第六項、第三十八条第二項第五号イ（同法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条第四項、第九十五条第一項、第百三十一条及び附則第三条第七項、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十五条の四第三項第四号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第六条）

第二章　経過措置（第七条）

附則

第一章　関係政令の整備

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正）

第一条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「国に」を「同条各号に掲げる者が国に」に、「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」を「表のとおり」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

納付しなければならない者	金　額
一　法第四条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　貯留事業を行う者　許可一件につき二十九万三千五百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、二十九万二千六百円） ロ　試掘を行う者　許可一件につき二十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、二十三万八千百円）
二　法第九条第二項（法第十二条第六項において準用する場合を含む。）の更新を申請する者	更新一件につき十一万千三百円（電子申請等による場合にあっては、十一万四百円）

三　法第十条第一項の許可を申請する者	許可一件につき十九万五千円（電子申請等による場合にあっては、十九万四千円）
四　法第十二条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　貯留事業を行う者　許可一件につき二十八万九千四百円（電子申請等による場合にあっては、二十八万八千五百円） ロ　試掘を行う者　許可一件につき二十三万四千九百円（電子申請等による場合にあっては、二十三万四千円）
五　法第十四条第一項の許可を申請する者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　法第十四条第二項第二号に規定する許可貯留区域の増減をする者　許可一件につき十九万三千円（電子申請等による場合にあっては、十九万二千百円） ロ　法第十四条第二項第二号に規定する許可試掘区域の増減をする者　許可一件につき十三万八千五百円（電子申請等による場合にあっては、十三万七千六百円）
六　法第十六条第一項の許可を申請する者	許可一件につき十万八千八百円（電子申請等による場合にあっては、十万八千三百円）
七　法第二十二条第三項、同条第五項（法第五十三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第五十三条第二項の認可を申請する者	認可一件につき九万八千七百円（電子申請等による場合にあっては、九万八千三百円）
八　法第五十三条第四項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認を受けようとする者	確認一件につき十五万八千八百円（電子申請等による場合にあっては、十五万八千三百円）
九　法第五十三条第五項（法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を申請する者	許可一件につき十三万九千円（電子申請等による場合にあっては、十三万八千六百円）
十　法第百二十条第一項の許可を申請する者	許可一件につき二十二万六千二百円（電子申請等による場合にあっては、二十二万四千三百円）

第四条を第八条とし、第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（貯蔵する二酸化炭素の基準）

第三条　法第三十八条第二項第五号イ（法第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　貯蔵する法第二条第一項に規定する二酸化炭素における二酸化炭素の濃度が、体積百分率九十九パーセント以上（貯蔵する二酸化炭素以外の物質が海洋環境に及ぼす影響が少ない物質として主務省令で定める基準に適合するものである場合にあっては、主務省令で定める体積百分率以上）であること。

二　貯蔵する二酸化炭素以外のものとして海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十八条の七に規定する油等が加えられていないこと。

2　前項第一号に掲げる基準に適合するかどうかの判定のために行う二酸化炭素の濃度の測定の方法は、主務省令で定める。

（拠出金の延納等）

第四条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（次項において「機構」という。）は、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業者の申請に基づき、期限を定めて、その者の納付すべき拠出金（法第四十五条第一項の拠出金をいう。第三項及び次条において同じ。）を延納させることができる。

2　機構は、前項の規定による延納を認めたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　第一項の規定による延納を認めた拠出金について、法第四十六条第一項から第三項まで及び第四十七条の規定を適用する場合には、法第四十六条第一項中「各年度の三月一日（その年度に貯留層への二酸化炭素の注入を新たに開始した許可貯留区域に係る拠出金にあっては、その注入を新たに開始した日の属する年度の翌年度の三月一日）」とあるのは「二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令（令和六年政令第二百五十一号）第四条第一項の期限（以下「延納期限」という。）」と、同条第二項中「前項の納期限」とあるのは「延納期限」と、法第四十七条第一項中「前条第一項の納期限」とあるのは「延納期限」と、同条第五項中「納期限」とあるのは「延納期限」とする。

（経済産業省令への委任）

第五条　前条に規定するもののほか、拠出金の納付方法の細目その他拠出金の納付に関して必要な事項は、経済産業省令で定める。

（登録導管輸送工作物検査機関の登録の有効期間）

第六条　法第九十五条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正）

第二条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貯留権等の登録に関する政令

目次中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に、「第三十四条」を「第三十六条」に、「試掘権に」を「貯留権等に」に、「第三十五条―第三十八条」を「第三十七条―第四十三条」に、「第三節　信託に関する登録（第三十九条―第四十七条）」を「第四節　抵当権に関する登録（第四十四条―第五十二条）　第四節　信託に関する登録（第五十三条―第六十条）」に、「第四節」を「第五節」に、「第四十八条―第五十三条」を「第六十一条―第六十六条」に、「第五節」を「第六節」に、「第五十四条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第五十五条・第五十六条」を「第七十条・第七十一条」に、「第五十七条・第五十八条」を「第七十二条・第七十三条」に改める。

第一条中「。）の登録（試掘権（法第二条第八項に規定する試掘権をいう」を削り、「に係るものに限る。）」を「及び貯留権を目的とする抵当権（以下単に「抵当権」という。）の登録」に改める。

第二条第一号中「試掘権の」を「貯留権及び抵当権の」に、「、一の」を「は一の貯留権ごとに、試掘権の登録については一の」に改め、「ごとに」の下に「、それぞれ」を加え、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　登録対象権利　貯留権若しくは抵当権又は試掘権をいう。

第四条第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条第二項中「更正するもの」の下に「（抵当権にあっては、当該抵当権を移転し、又は当該抵当権を目的とする権利の設定等（設定、移転、変更、消滅又は処分の制限をいう。第六十一条第一号において同じ。）をするもの）」を加え、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

「第二章　試掘権登録簿」を「第二章　貯留権等登録簿」に改める。

第六条の見出しを「（貯留権等登録簿）」に改め、同条中「試掘権に関する」を削り、「貯留権等登録簿は、」の下に「貯留権登録簿及び」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第七条（見出しを含む。）、第八条及び第十一条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改める。

第十二条第二項中「第五号まで及び第七号」を「第六号まで及び第八号」に改め、「、第二十八条」を削り、「第三十三条、第三十六条」を「第三十条、第三十五条」に、「第三十九条、第四十条第二項」を「第四十一条」に、「、第四十四条、第四十九条並びに第五十一条」を「から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条第二項、第五十六条、第五十七条、第六十二条、第六十三条、第十四条第二項及び第三項並びに第十五条中「試掘権」を「貯留権等」に改める。

第十八条第二項中「前項の」の下に「登録の申請が登録対象権利のうち貯留権又は試掘権に関するものである場合において、同項の」を加える。

第二十条第五号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条第六号中「第三十七条又は第五十三条前段」を「第二十八条、第三十九条、第四十二条、第四十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条又は第六十六条前段」に改める。

第二十二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　許可貯留区域等（法第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）

二　貯留事業又は試掘の概要

第二十二条第一項第三号中「試掘の許可（」を「試掘権の登録にあっては、試掘の許可（に、「以下」を「第二十七条第一号において」に改め、同項第六号中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条第二項第四号及び第五号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「第二十九条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　共有物分割禁止の定め（貯留権若しくは抵当権について民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条において準用する同法第二百五十六条第一項ただし書の規定若しくは同法第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で貯留権若しくは抵当権について分割を禁止した場合における貯留権若しくは抵当権の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺産である貯留権若しくは抵当権についてした分割を禁止する審判をいう。第二十八条において同じ。）があるときは、その定め

第二十六条第一項中「第二十三条」の下に「、第二十八条又は第四十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「これら」に改める。

第二十七条第一号中「試掘の許可の更新」を「試掘権の登録にあっては、試掘の許可の更新」に改める。

第五十八条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条を第七十三条とする。

第五十七条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十六条中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、第四章中同条を第七十一条とする。

第五十五条第二項から第五項までの規定中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に改め、同条第六項の表第一項の規定による登録事項証明書の交付の請求の項中「千十円」を「千八十円」に改め、同表第二項の規定による図面の写しの交付の請求の項中「試掘権」を「貯留権等」に、「七百三十円」を「七百八十円」に改め、同表前三項の規定による試掘権登録簿の附属書類の閲覧の請求の項中「試掘権登録簿」を「貯留権等登録簿」に、「七百三十円」を「七百八十円」に改め、同条を第七十条とする。

第五十四条に見出しとして「（仮処分の登録に後れる登録の抹消）」を付し、同条第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、「による処分禁止の登録」の下に「（同法第五十四条において準用する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、抵当権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする当該抵当権の移転又は消滅に関し登録（仮登録を除く。）を申請する場合について準用する。

第五十四条を第六十七条とし、第三章第五節に次の二条を加える。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第六十八条　保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録の順位による。

（処分禁止の登録の抹消）

第六十九条　経済産業大臣は、保全仮登録に基づく本登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

第三章第五節を同章第六節とする。

第三章第四節中第五十三条を第六十六条とする。

第五十二条第一項中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十一条第三項中「試掘権に係る許可試掘区域」を「貯留権等に係る許可貯留区域等」に改め、同条を第六十四条とし、第五十条を第六十三条とする。

第四十九条中「試掘権についてされる同一の試掘権」を「貯留権等についてされる同一の登録対象権利」に、「当該試掘権」を「当該貯留権等」に改め、「この条及び第五十二条第一項において」を削り、同条を第六十二条とする。

第四十八条第一号中「試掘権」を「登録対象権利」に、「設定、移転、変更、消滅又は処分の制限（以下この号において「設定等」という。）」を「設定等」に改め、同条第二号中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第六十一条とする。

第三章第四節を同章第五節とする。

第四十七条第一項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条第二項中「試掘権に」を「登録対象権利に」に、「第四十条第三項」を「第五十三条第三項」に改め、同項の表中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、第三章第三節中同条を第六十条とする。

第四十六条第一項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十五条第一項中「第三十九条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四十一条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とし、第四十四条を第五十七条とする。

第四十三条中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十二条中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十五条とし、第四十一条を第五十四条とする。

第四十条第一項及び第三項中「試掘権」を「登録対象権利」に改め、同条を第五十三条とし、第三十九条を第五十二条とする。

第三章第三節を同章第四節とする。

第三十八条の見出し中「試掘の許可」を「貯留事業等の許可」に改め、同条中「試掘権の」を「貯留権等の」に、「変更」を「移転若しくは変更」に改め、同条第一号中「により試掘の許可」を「又は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。次号において「最終処分法」という。）第二十一条第九項の規定により貯留事業等の許可（法第五条第一項第二号ロに規定する貯留事業等の許可をいう。）」に改め、同条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「規定」の下に「又は最終処分法第二十一条第九項の規定」を加え、「許可試掘区域」を「許可貯留区域等」に改め、同条に次の一号を加える。

四　法第五十三条第五項の規定により法第二十二条第一項に規定する貯留開始貯留事業の廃止の許可をしたとき。

第三章第二節中第三十八条を第四十三条とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節　抵当権に関する登録

（抵当権の登録の登録事項）

第四十四条　抵当権（根抵当権（民法第三百九十八条の二第一項の規定による抵当権をいう。以下同じ。）を除く。）の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　債権額（一定の金額を目的としない債権については、その価額）

二　債務者の氏名又は名称及び住所

三　抵当権を目的とするときは、当該抵当権

四　二以上の貯留権を目的とするときは、当該二以上の貯留権

五　外国通貨で第一号の債権額を指定した債権を担保する抵当権の登録にあっては、本邦通貨で表示した担保限度額

六　利息に関する定めがあるときは、その定め

七　民法第三百七十五条第二項に規定する損害の賠償額の定めがあるときは、その定め

八　債権に付した条件があるときは、その条件

2　根抵当権の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号及び前項第二号から第五号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。

一　担保すべき債権の範囲及び極度額

二　担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、その定め

三　民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがあるときは、その定め

3　経済産業大臣は、第一項第四号に掲げる事項を明らかにするため、経済産業省令で定めるところにより、共同担保目録を作成することができる。

（債権の一部譲渡による抵当権の移転の登録等の登録事項）

第四十五条　債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額とする。

（死亡又は解散による登録の抹消）

第四十六条　抵当権が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登録されている場合において、当該抵当権がその死亡又は解散によって消滅したときは、第二十三条の規定にかかわらず、登録権利者は、単独で当該抵当権に係る権利に関する登録の抹消を申請することができる。

（抵当権の順位の変更の登録等）

第四十七条　抵当権の順位の変更の登録の申請は、順位を変更する当該抵当権の登録名義人が共同してしなければならない。

2　前項の規定は、民法第三百九十八条の十四第一項ただし書の定めがある場合の当該定めの登録の申請について準用する。

（抵当権の処分の登録）

第四十八条　第四十四条の規定は、民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登録について準用する。

（共同抵当の代位の登録）

第四十九条　民法第三百九十三条の規定による代位の登録の登録事項は、第二十二条第二項各号に掲げるもののほか、先順位の抵当権者が弁済を受けた貯留権、当該貯留権の代価及び当該弁済を受けた額とする。

2　第四十四条の規定は、前項の登録について準用する。

（根抵当権当事者の相続に関する合意の登録の制限）

第五十条　民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登録は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登録をした後でなければ、することができない。

（根抵当権の元本の確定の登録）

第五十一条　民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録は、第二十三条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登録名義人が単独で申請することができる。ただし、同項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登録の申請と併せてしなければならない。

第三十七条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十六条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（貯留権の分割又は併合の登録）

第三十九条　貯留権の分割又は併合の登録は、貯留権の登録名義人以外の者は、申請することができない。

（貯留権の分割に伴う権利の消滅の登録）

第四十条　経済産業大臣は、貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権について分割の登録をする場合において、当該分割の登録の申請と併せて当該権利に関する登録に係る権利の登録名義人が当該権利を分割後のいずれかの貯留権について消滅させることを承諾したことを証する書面が提供されたとき（当該権利を目的とする第三者の権利に関する登録がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する書面が併せて提供されたときに限る。）は、経済産業省令で定めるところにより、当該承諾に係る貯留権について当該権利が消滅した旨を登録しなければならない。

（貯留権の併合の登録の制限）

第四十一条　次に掲げる貯留権の併合の登録は、することができない。

一　登録名義人が相互に持分を異にする貯留権の併合の登録

二　設定の登録がない貯留権と設定の登録がある貯留権との併合の登録

三　貯留権の登録以外の権利に関する登録がある貯留権（当該権利に関する登録であって、併合後の貯留権の登録記録に登録することができる事項として経済産業省令で定めるものに係るものがある貯留権を除く。）の併合の登録

第三十五条（見出しを含む。）中「試掘権」を「貯留権等」に改め、同条を第三十七条とする。

「第二節　試掘権に関する登録」を「第二節　貯留権等に関する登録」に改める。

第三章第一節中第三十四条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とする。

第三十二条に次の一項を加える。

4　第一項に規定する場合において、登録権利者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として経済産業省令で定めるものを提出したときは、第二十三条の規定にかかわらず、当該登録権利者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

第三十二条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（解散した法人の抵当権に関する登録の抹消）

第三十四条　登録権利者は、共同して抵当権に関する登録の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項の経済産業省令で定める方法による調査を行ってもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と共同して当該登録の抹消を申請することができない場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかわらず、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

第三十一条を第三十二条とし、第二十八条から第三十条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（共有物分割禁止の定めの登録）

第二十八条　共有物分割禁止の定めに係る貯留権又は抵当権の変更の登録の申請は、共有者である全ての登録名義人が共同してしなければならない。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「から第百十二号まで」を「、第百九号から第百十二号まで」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第四条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五及び第十一条の六を次のように改める。

第十一条の五及び第十一条の六　削除

（自然環境保全法施行令の一部改正）

第五条　自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「（令和六年法律第三十八号）」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第二項に規定する貯留事業（法第三十五条の四第三項第一号に掲げる行為に伴うものを除く。）のための海底の掘削を行うこと。

（経済産業省組織令の一部改正）

第六条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五第三号中「第五十九条第一項第三号」を「第六十六条第三項」に、「試掘場における保安」を「貯留事業場等における保安の確保及び同法第二条第十項に規定する導管輸送工作物に係る保安の確保」に改める。

第二章　経過措置

第七条　二酸化炭素の貯留事業に関する法律附則第三条第七項の規定により同項に規定する者が国に納付しなければならない手数料の額は、二十八万八千四百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。）による場合にあっては、二十八万七千五百円）とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行の日（令和八年五月二十二日）から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

2　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十五項中「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令」を「貯留権等の登録に関する政令」に、「第三十九条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、第八十八条の三第三項、第九十三条第四項及び第九十四条の三第一項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十八条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の四の二の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援納付金により補塡する額）

第六条の四の三　法第八十八条の三第三項の規定により政府が徴収する子ども・子育て支援納付金により補塡する額は、同条第一項又は第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に相当する額とする。

第九条第一項第二号イ及び第十一条の二第三号中「の規定」を「又は第八十八条の三第一項若しくは第二項の規定」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び第八十九条第一項」を「、第八十八条の三第一項及び第二項並びに第八十九条第一項」に改め、同条第三号中「及び第八十九条第一項」を「、第八十八条の三第一項及び第二項並びに第八十九条第一項」に改め、「第八十八条の二、」の下に「第八十八条の三第一項若しくは第二項、」を加える。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第三条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号イ中「第八十八条の二」の下に「、第八十八条の三第一項若しくは第二項」を加える。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項中「第百二十三条の九第二項」を「第百二十三条の九第三項」に改める。

第五十七条中「及び第三号」を「、第三号及び第七号」に改める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百五十四号

特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令

内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十三条第一項及び第百三十七条第一項並びに船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定漁船　遠洋漁業に従事する漁船その他の操業せずに航行する日が一日以上である漁船をいう。

二　特定漁船員　次に掲げる者をいう。

イ　特定漁船に乗り組む海員であって、その雇入契約における労働条件に関する事項として操業を指揮すべき旨が定められた者（以下この条及び第四条において「操業指揮者」という。）以外のもの

ロ　特定漁船に乗り組むために雇用されている者であって、船内で使用されていないもの

三　特定漁船漁ろう員　特定漁船員のうち、船員法第七条の規定により船長の指揮監督又は命令を受けるほか、操業指揮者の指揮命令の下で漁ろうの作業に従事する者をいう。

四　航海期間　航海の開始の日から終了の日までの期間をいう。

五　操業期間　航海期間のうち、特定漁船において操業を開始すべき時刻として操業指揮者が指定する時刻の属する日（第七条において「操業開始日」という。）の午前零時から操業を終了すべき時刻として操業指揮者が指定する時刻の属する日（同条において「操業終了日」という。）の終了までの期間をいう。

（労働時間）

第二条　特定漁船員の一日当たりの労働時間は、八時間以内とする。ただし、特定漁船漁ろう員の操業期間における労働時間については、この限りでない。

２　特定漁船員の一週間当たりの労働時間は、一年三月を超えない範囲内において特定漁船の船舶所有者が就業規則その他これに準ずるものにより定める期間又は労働協約により定められる期間（次条第一項において「対象労働期間」という。）について平均四十時間以内とする。この場合において、特定漁船漁ろう員の一週間当たりの労働時間については、操業期間を除いて算定するものとする。

（休日）

第三条　特定漁船の船舶所有者が特定漁船員に与えるべき休日は、対象労働期間について一週間当たり平均一日以上とする。この場合において、特定漁船漁ろう員に与えるべき休日の日数については、操業期間を除いて算定するものとする。

２　特定漁船の船舶所有者は、前項の規定により休日を与えるべき特定漁船員が当該休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、当該特定漁船員に与えるべき休日の日数に応じ、国土交通省令で定める休日手当を支払わなければならない。

（休息時間）

第四条　特定漁船の船舶所有者は、航海期間において休息時間を一日について分割して特定漁船員に与える場合には、休息時間のうち、いずれかの休息時間を六時間以上としなければならない。ただし、特定漁船漁ろう員の操業期間における休息時間については、この限りでない。

２　特定漁船の船舶所有者は、操業期間においては、特定漁船漁ろう員を一日につき八時間以上（操業指揮者が操業のため臨時の必要があると認める場合にあっては、二日につき十六時間以上）休息させるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、国土交通省令で定める母船式漁業に従事する特定漁船の船舶所有者は、操業期間においては、特定漁船漁ろう員を一日につき十時間以上（操業指揮者が操業のため臨時の必要があると認める場合にあっては、二日につき二十時間以上）休息させるものとし、この場合における休息時間の分割その他の休息時間の付与の方法その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（時間外、休日及び休息時間の労働）

第五条　特定漁船の船舶所有者は、その船長が臨時の必要があると認めるときは、その船長をして、第二条の規定による労働時間の制限を超えて特定漁船員を作業に従事させ、又は第三条第一項若しくは前条第一項の規定にかかわらず、休日若しくは休息時間において特定漁船員を作業に従事させることができる。

（割増手当）

第六条　特定漁船の船舶所有者は、前条の規定により特定漁船員が第二条の規定による労働時間の制限を超えて、又は休日において作業に従事したときは、国土交通省令で定める割増手当を支払わなければならない。

（記録簿の備置き等）

第七条　特定漁船の船舶所有者は、その船長をして、国土交通省令で定めるところにより、船内に記録簿を備え置かせ、操業開始日及び操業終了日並びに特定漁船員の労働時間、休日及び前条の割増手当に関する事項を記載させなければならない。

（例外規定）

第八条　第二条から前条までの規定は、特定漁船員が次に掲げる作業に従事する場合には、適用しない。

一　人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業

二　防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業

三　航海当直の通常の交代のために必要な作業

２　特定漁船の船舶所有者は、特定漁船員が航海期間における休日又は休息時間において前項各号に掲げる作業に従事したときは、その船長をして、当該作業の終了後できる限り速やかに当該特定漁船員を休息させるよう努めなければならない。

（定員）

第九条　特定漁船の船舶所有者は、国土交通省令で定める場合を除き、第二条第一項の規定を遵守するために必要な特定漁船員の定員を定めて、その員数以上の特定漁船員を乗り組ませなければならない。ただし、航海中に欠員を生じたときは、遅滞なくその欠員を補充することをもって足りるものとする。

（罰則）

第十条　特定漁船の船舶所有者が第三条第二項、第六条又は前条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

２　特定漁船の船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その船舶所有者の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して同項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行の際現に航海中である特定漁船に乗り組む特定漁船員の当該航海に係る労働時間、休日及び定員については、この政令の規定は適用せず、船員法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の船員法第七十三条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

府令・省令

○内閣府、財務省、経済産業省、令第二号
○文部科学省、環境省

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第六（第五条関係）	**別表第六**（第五条関係）
借方科目	借方科目
一般会計より受入	一般会計より受入
財政投融資特別会計より受入	財政投融資特別会計より受入
エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入	エネルギー需給構造高度化対策財源エネルギー需給勘定より受入
脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入	脱炭素成長型経済構造移行推進エネルギー需給勘定より受入

先端半導体・人工知能関連技術公債金	先端半導体・人工知能関連技術対策費
雑収入	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
前年度剰余金受入	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費
	エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
	脱炭素成長型経済構造移行推進国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費
	独立行政法人情報処理推進機構出資
	先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入
	国債整理基金特別会計へ繰入

先端半導体・人工知能関連技術公債金	先端半導体・人工知能関連技術対策費
雑収入（新設）	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費
	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費
	エネルギー需給構造高度化対策国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費（新設）
	独立行政法人情報処理推進機構出資
	先端半導体・人工知能関連技術対策公債事務取扱費一般会計へ繰入
	国債整理基金特別会計へ繰入

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、令第一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則（平成三十年内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省　令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（仮名加工医療情報の再識別禁止の例外） **第三十四条**　法第三十五条第三項の主務省令で定める法律の規定による調査は、次のとおりとする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第五項（同条第十三項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の二第三項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の二第二項（同条第一項の緊急承認に係る医薬品に係る同法第十四条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかに係る部分に限る。）（同法第十四条の三第二項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の四第六項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、第十四条の六第五項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）及び第十四条の七の二第二項並びに同法第二十条第一項において準用する同法第十四条の三第二項において準用する同法第十四条の二の二第二項の規定による調査（医薬品の場合に限る。） 二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第五項（同条第十三項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第三項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の三第二項（同条第一項の緊急承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品に係る同法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかに係る部分に限る。）（同法第二十三条の二の八第二項及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の九第五項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十の二第八項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の二十三第四項並びに同法第二十三条の二の二十一項において準用する同法第二十三条の二の八第二項において準用する同法第二十三条の二の六の三第二項の規定による調査 三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第五項（同条第十三項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十六の二第二項（同法第二十三条の二十八第二項及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十九第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十一第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十二の二第二項並びに同法第二十三条の四十第一項において準用する同法第二十三条の三十七第五項において準用する同法第二十三条の二十五第五項の規定による調査 （提供仮名加工医療情報の第三者提供の例外） **第三十九条**　法第四十三条第一項第二号の主務省令で定める処分は、次のとおりとする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による医薬品の製造販売の承認、同条第十三項の規定による医薬品の製造販売の承認された事項の一部変更の承認（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、同法第	（仮名加工医療情報の再識別禁止の例外） **第三十四条**　法第三十五条第三項の主務省令で定める法律の規定による調査は、次のとおりとする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第六項及び第十三項（これらの規定を同条第十五項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の二第二項（同条第一項の緊急承認に係る医薬品に係る同法第十四条第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかに係る部分に限る。）（同法第十四条の三第二項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第十四条の六第五項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに同法第十四条の七の二第二項並びに同法第二十条第一項において準用する同法第十四条の三第二項において準用する同法第十四条の二の二第二項の規定による調査（医薬品の場合に限る。） 二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第六項及び第十三項（これらの規定を同条第十五項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第二項（同条第一項の緊急承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品に係る同法第二十三条の二の五第三項前段に規定する資料が同項後段の規定に適合するかどうかに係る部分に限る。）（同法第二十三条の二の八第二項及び第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の九第五項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十の二第八項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに同法第二十三条の二の二十三第四項並びに同法第二十三条の二の二十一項において準用する同法第二十三条の二の八第二項において準用する同法第二十三条の二の六の二第二項の規定による調査 三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第五項（同条第十一項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十六の二第二項（同法第二十三条の二十八第二項及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十九第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十一第五項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十二の二第二項並びに同法第二十三条の四十第一項において準用する同法第二十三条の三十七第五項において準用する同法第二十三条の二十五第五項の規定による調査 （提供仮名加工医療情報の第三者提供の例外） **第三十九条**　法第四十三条第一項第二号の主務省令で定める処分は、次のとおりとする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による医薬品の製造販売の承認変更の承認、同条第十五項の規定による医薬品の緊急承認、同法第十四条の三第

十四条の二の二第一項の規定による医薬品の条件付承認（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、同法第十四条の二の二第一項の規定による医薬品の緊急承認（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、同法第十四条の三第一項の規定による医薬品の特例承認（同法第二十条第一項において準用する場合を含む。）、同法第十四条の四第一項の規定による新医薬品等の再審査（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の六第一項の規定による医薬品の再評価（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の七の二第一項の規定による医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）又は同法第十九条の二第一項の規定による外国製造医薬品等の製造販売の承認

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認、同条第十三項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認された事項の一部変更の承認（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の六の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の条件付承認（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の六の三第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の緊急承認（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の八第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の特例承認（同法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の九第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の使用成績評価（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の十の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の十七第一項の規定による外国製造医療機器等の製造販売の承認、同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による同項に規定する指定高度管理医療機器等の製造販売の認証又は同条第七項の規定による同条第一項の認証を受けた事項の一部変更の認証

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認、同条第十三項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認された事項の一部変更の承認（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二十六第一項の規定による再生医療等製品の条件及び期限付承認（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二十六の二第一項の規定による再生医療等製品の緊急承認（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二十八第一項の規定による再生医療等製品の特例承認（同法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二十九第一項の規定による新再生医療等製品等の再審査（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十一第一項の規定による再生医療等製品の再評価（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十二の二第一項の規定による再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）又は同法第二十三条の三十七第一項の規定による外国製造再生医療等製品の製造販売の承認

一項の規定による医薬品の特例承認、同法第十四条の四第一項の規定による新医薬品等の再審査（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の六第一項の規定による医薬品の再評価（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、同法第十四条の七の二第一項の規定による医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第十九条の二第一項の規定による外国製造医薬品等の製造販売の承認又は同法第二十条第一項の規定による外国製造医薬品の特例承認

二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認、同条第十五項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認された事項に係る変更の承認、同法第二十三条の二の六の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の緊急承認、同法第二十三条の二の八第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の特例承認、同法第二十三条の二の九第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の使用成績評価（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の二の十の二第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第二十三条の二の十七第一項の規定による医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売の承認、同法第二十三条の二の二十第一項の規定による同項に規定する外国製造医療機器等の特例承認又は同法第二十三条の二の二十三第一項の規定による同項に規定する指定高度管理医療機器等の製造販売の認証

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二十五第一項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認、同条第十一項の規定による再生医療等製品の製造販売の承認された事項に係る変更の承認、同法第二十三条の二十六第一項の規定による再生医療等製品の条件及び期限付承認、同法第二十三条の二十六の二第一項の規定による再生医療等製品の緊急承認、同法第二十三条の二十九第一項の規定による新再生医療等製品等の再審査（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十一第一項の規定による再生医療等製品の再評価（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、同法第二十三条の三十二の二第一項の規定による再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認、同法第二十三条の三十七第一項の規定による外国製造再生医療等製品の製造販売の承認又は同法第二十三条の四十第一項の規定による外国製造再生医療等製品の特例承認

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条の二及び第七十五条第三項の規定に基づき、クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（クレーン等安全規則の一部改正）

第一条　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（就業制限） **第二十二条**　事業者は、次の各号に掲げる業務については、当該各号に掲げる者でなければ、当該業務に就かせてはならない。 一　令第二十条第六号に掲げる業務のうち次の二号に掲げる業務以外の業務　クレーン・デリック運転士免許を受けた者（第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をスイッチ操作の無線コントローラーを用いて床上で運転し（クレーンのつり具の重心を通る鉛直線と床面の交点から水平に十五メートルの範囲内の床上で運転する場合に限る。）、かつ、その走行及び横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のクレーン（以下「床上無線運転式クレーン」という。）及び有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（第三号のクレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。） 二　令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン及び床上運転式クレーン（以下「床上無線運転式クレーン等」という。）の運転の業務　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 三　令第二十条第六号に掲げる業務のうち有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）の運転の業務　クレーン・デリック運転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者	（就業制限） **第二十二条**　事業者は、令第二十条第六号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）の運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。
（就業制限） **第百八条**　事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者（第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）でなければ、当該業務に就かせてはならない。	（新設） （新設） （就業制限） **第百八条**　事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条　クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一　（略）

二　クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

三　第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

四～六　（略）

（限定免許）

第二百二十四条の四　都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一　クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に合格した者（以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。）で、床上無線運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

二　クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

2　都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一　（略）

二　クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

三　前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

四　（略）

（学科試験等の免除）

第二百二十七条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
一　クレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの	実技試験の全部

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条　クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一　（略）

二　クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三　第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

四～六　（略）

（限定免許）

第二百二十四条の四　都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一　クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に合格した者（以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。）で、床上運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

二　クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了したもの

2　都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一　（略）

二　クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三　前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技教習を修了したもの

四　（略）

（学科試験等の免除）

第二百二十七条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
一　クレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの	実技試験の全部

二　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山（以下「鉱山」という。）においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン（床上無線運転式クレーン等及び床上操作式クレーンを除く。）の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者		
（略）	（略）	（略）
一　床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの 二　鉱山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上無線運転式クレーン等の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者	実技試験のうち、前条第三項第一号に掲げる科目（床上無線運転式クレーンを用いて行うものに限る。）及び同項第二号に掲げる科目	学科試験のうち、前条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目
第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者		
（略）	（略）	（略）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免許の重複取得の禁止） **第六十四条**　免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。ただし、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。 一　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等（クレーン則第二十二条第二号に規定する床上無線運転式クレーン等をいう。以下同じ。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者　取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許 二　（略） （免許証の交付） **第六十六条の二**　（略） 2　（略）	（免許の重複取得の禁止） **第六十四条**　免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類の免許を重ねて受けることができない。ただし、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。 一　クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーン（クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運転式クレーンをいう。以下同じ。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者　取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許 二　（略） （免許証の交付） **第六十六条の二**　（略） 2　（略）

3　クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
（略）	（略）
令第二十条第六号の業務のうち次の二項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン等の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
令第二十条第六号の業務のうちクレーン則第二十二条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
（略）	（略）

3　クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
（略）	（略）
令第二十条第六号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
（新設）	（新設）
令第二十条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
（略）	（略）

様式第12号（第66条の３、第67条関係）　（裏面）

様式第十二号の裏面を次のように改める。

【 備考 】

1　□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的読取装置（ＯＣＲ）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けしたりしないこと。

2　記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。

3　記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

4　免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面（以下「本人確認証明書」という。）並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

5　免許証再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。

6　免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。

7　免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。

8　下記の免許種類コード表を参照して記入すること。

9　旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「０」、希望する場合には「２」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。

10　下記の住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。

11　住所と免許証の送付先が同じ場合は「０」、異なる場合は「１」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。

12　免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、⑨送付先希望欄に「１」が記入されていることを確認すること。

13　当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「１」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、㉖の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄（別紙）に記入すること。

収入印紙欄　（収入印紙は、申請者において消印しないこと。）

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

（住所地・交付局コード一覧）

北海道…01	栃　木…09	石　川…17	滋　賀…25	岡　山…33	佐　賀…41
青　森…02	群　馬…10	福　井…18	京　都…26	広　島…34	長　崎…42
岩　手…03	埼　玉…11	山　梨…19	大　阪…27	山　口…35	熊　本…43
宮　城…04	千　葉…12	長　野…20	兵　庫…28	徳　島…36	大　分…44
秋　田…05	東　京…13	岐　阜…21	奈　良…29	香　川…37	宮　崎…45
山　形…06	神奈川…14	静　岡…22	和歌山…30	愛　媛…38	鹿児島…46
福　島…07	新　潟…15	愛　知…23	鳥　取…31	高　知…39	沖　縄…47
茨　城…08	富　山…16	三　重…24	島　根…32	福　岡…40	

（免許種類コード表）

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	22	デリック運転士	31	林業架線作業主任者（林業架線技士）
11	一級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	24	クレーン・デリック運転士〔床上運転式限定〕（注３）	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士			34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士		クレーン運転士〔床上運転式限定〕（注４）	50	第一種衛生管理者（衛生管理者）
15	ボイラー整備士			51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者	25	クレーン・デリック運転士〔無限定〕（注５）	52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕（注１）			60	高圧室内作業主任者（高圧室管理者）
	クレーン運転士〔無限定〕（注２）	26	クレーン・デリック運転士〔床上無線運転式クレーン等限定〕（注６）	61	潜水士
				70	エックス線作業主任者
21	揚貨装置運転士	30	ガス溶接作業主任者（溶接士）（アセチレン溶接主任者）	71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

注１　取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

注２　取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年３月31日以前）

注３　取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

注４　取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年３月31日以前）

注５　取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

注６　取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

様式第16号（第76条関係）

様式第十六号を次のように改める。

（　　）運転実技教習修了証

第　　号

（ふりがな）
氏　　名

年　　月　　日生

住　　所

上記の者は、　　年　　月　　日より　　年　　月　　日までの間に行った所定の（　　）運転実技教習を修了したことを証する。

年　　月　　日

都道府県労働局長登録第　　号

登録教習機関　　代表者　　氏　　名　㊞

備考

1　様式中（　　）内には、揚貨装置、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。

2　床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者は、その旨を付記すること。

3　運転実技教習受講の申込時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（就業制限に関する経過措置）

第三条　事業者は、第一条の規定による改正後のクレーン等安全規則（以下「新クレーン則」という。）第二十二条及び第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第三の規定にかかわらず、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十条第六号に掲げる業務のうち新クレーン則第二十二条第一号に規定する床上運転式クレーン及び同条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務については、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下この条において「旧クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を旧クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（以下「旧床上運転式限定免許」という。）を受けている者及び次条の規定により旧床上運転式限定免許を受けた者を、当該運転の業務に就かせることができる。この場合においては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十一条第二項の規定は、適用しない。

第四条　都道府県労働局長は、次に掲げる者に対し、なお従前の例により旧床上運転式限定免許を与えるものとする。

一　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧床上運転式限定免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を受けていないもの

二　附則第六条第一項の規定により行われる試験に合格した者

（免許試験に関する経過措置）

第五条　新クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許試験を受けようとする者は、施行日前においても、労働安全衛生規則様式第十四号を都道府県労働局長（法第七十五条の二の指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあっては、当該指定試験機関）に提出することができる。

第六条　都道府県労働局長は、施行日前に、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、クレーン等安全規則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に合格した者であって、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないものに対し、なお従前の例により床上運転式クレーンを用いて行う実技試験を行うものとする。

２　法第七十五条の二から第七十五条の十二までの規定及びこれらの規定に基づく命令の規定は、前項の規定による試験について準用する。

第七条　都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十七条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験の全部若しくは一部又は実技試験の一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除する試験又は科目の範囲
旧床上運転式限定免許を受けた者	学科試験のうち、クレーン等安全規則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目

２　旧床上運転式限定免許を受けた者に係る労働安全衛生規則別表第五第五号及び別表第六の規定の適用については、「クレーン・デリック運転士免許」とあるのは、「旧床上運転式限定免許」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第三十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表（第五条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一				
	国内食料供給対策事業費補助金	（略）	（略）	（略）
	牛肉等関税財源飼料対策費補助金			
	牛肉等関税財源国内食料供給対策整備費補助金			
	食料自給力確保対策事業費補助金			
	新基本計画実装・農業構造転換支援整備費補助金			
	食料自給力確保対策整備費補助金			
	農業経営金融支援対策費補助金			
	特殊自然災害対策整備費補助金			
	協同農業普及事業交付金			
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金			
	知的財産保護・活用推進事業費補助金			
	動植物防疫対策事業費補助金			
	家畜伝染病予防費負担金			
	植物防疫事業交付金			
	政府開発援助国際戦略対策事業費補助金			
	農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金			
	農林水産物・食品輸出促進対策整備費補助金			
	食品アクセス確保対策事業費補助金			
	食品産業発展対策事業費補助金			
	農業・食品産業強化対策整備交付金			
	農業・食品産業強化対策推進交付金			
	食品安全・消費者信頼確保対策事業費補助金			
	食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）			

改正前

別表（第五条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一				
	（新設）	（略）	（略）	（略）
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			
	（新設）			

食品安全・消費者信頼確保対策整備交付金	（削る）
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	（削る）
農林水産業環境負荷低減推進事業費補助金	（削る）
農林水産業環境負荷低減推進交付金	（削る）
農林水産業環境負荷低減技術開発推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）	（削る）
農林水産業環境負荷低減推進整備交付金	（削る）
新市場創出対策事業費補助金	（新設）
新市場創出対策整備費補助金	（新設）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金	（新設）
農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金	（新設）
消費者・食農連携深化対策事業費補助金	（新設）
食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金	
食料安全保障確立対策事業費補助金	
政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金	
家畜伝染病予防費負担金	
食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）	
食料安全保障確立対策整備交付金	
植物防疫事業交付金	
担い手育成・確保等対策事業費補助金	
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金	
担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	
農業経営金融支援対策費補助金	

（削る）	農地集積・集約化等対策事業費補助金
（削る）	農地集積・集約化等対策整備交付金
（削る）	農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金
（削る）	農業生産基盤整備推進事業費補助金
（削る）	特殊自然災害対策整備費補助金
（削る）	農業水利施設保全管理整備交付金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
（削る）	新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策交付金
（削る）	協同農業普及事業交付金
（削る）	国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
（削る）	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金
（削る）	牛肉等関税財源飼料対策費補助金
（削る）	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金
（削る）	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助金
（削る）	独立行政法人家畜改良センター施設整備費補助金
（削る）	農業・食品産業強化対策整備交付金
（削る）	農業・食品産業強化対策推進交付金
（削る）	農林水産業環境政策推進事業費補助金
（削る）	農林水産業環境政策推進交付金

（削る）
農村地域防災減災事業費補助
農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）
（略）
（削る）
（削る）
（略）
（削る）
（略）
（削る）
森林資源管理費補助金
（削る）
（略）
（削る）
（略）
（削る）
（略）
（削る）
（略）
（削る）
国立研究開発法人水産研究・教育機構船舶建造費補助金
（略）

農林水産業環境政策技術開発推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）
農林水産業環境政策推進整備交付金
（略）
農村地域防災減災事業費補助
（新設）
（略）
農山漁村情報通信環境整備交付金
農山漁村地域整備交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）
（略）
農林水産試験研究費地方公共団体補助金
（略）
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費補助金
国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費補助金
森林資源地方公共団体管理費補助金
（略）
国際林業協力事業費補助金
（略）
森林整備・保全地方公共団体事業費補助金
（略）
林業振興地方公共団体事業費補助金
（略）
森林整備・林業等振興事業費補助金
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金
（略）
国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費補助金
（新設）
（略）

（削る）			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策整備費補助金			
（削る）			
（略）	（略）	（略）	（略）
農地災害復旧事業費補助			
海岸保全施設等災害復旧事業費補助			

水産業振興対策地方公共団体整備費補助金			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金			
漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金			
（略）	（略）	（略）	（略）
農地災害復旧事業費補助			
（新設）			

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和八年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和七年度以前の予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

二	（略）	（略）	（略）
三	食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）
	農林水産業環境負荷低減技術開発推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）

二	（略）	（略）	（略）
三	食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）
	農林水産業環境政策技術開発推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）

（略）

○経済産業省令第四十三号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　（略）	第一章～第八章　（略）
第九章　審判及び再審	第九章　審判及び再審
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　口頭審理（第五十一条―第五十六条の二）	第二節　口頭審理（第五十一条―第五十六条）

第三節　証拠調べ及び証拠保全
第一款　総則（第五十七条―第五十七条の八）
第二款～第五款　（略）
第五款の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（第六十一条の十二―第六十一条の十四）
第六款　検証（第六十二条―第六十二条の三）
第七款　（略）
第十章・第十一章　（略）
附則

第二十七条の四の二　（略）

2～6　（略）

7　前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8・9　（略）

（意見書の様式等）

第三十二条　（略）

2　（略）

3　第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（国際特許出願等についての優先権書類の提出等）

第三十八条の十四　（略）

2～5　（略）

6　前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7・8　（略）

（審判の規定の準用）

第四十条　第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第六項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

第三節　証拠調べ及び証拠保全
第一款　総則（第五十七条―第五十七条の七）
第二款～第五款　（略）
第六款　検証（第六十二条・第六十二条の二）
第七款　（略）
第十章・第十一章　（略）
附則

第二十七条の四の二　（略）

2～6　（略）

7　前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8・9　（略）

（意見書の様式等）

第三十二条　（略）

2　（略）

3　第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（国際特許出願等についての優先権書類の提出等）

第三十八条の十四　（略）

2～5　（略）

6　前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7・8　（略）

（審判の規定の準用）

第四十条　第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

（裁定事件答弁書の様式）

第四十四条　特許法第八十四条（同法第九十条第二項（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の答弁書は、様式第六十の二により作成しなければならない。

（営業秘密に関する申出）

第四十四条の二　裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十一によりしなければならない。

2～4　（略）

（審判の規定の準用）

第四十五条の六　第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の三まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第六項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と、第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

（証拠）

第五十条　審判の請求書、答弁書その他審判に関し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときはこれを添付し、証拠となるべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）があるときは当該電磁的記録を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。以下この条及び第五十七条の七並びに第五款の二において同じ。）を添付しなければならない。

2　前項の証拠物件が文書（特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件を含む。第五項及び次条第二項において同じ。）であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。

3　前項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

4　第一項の光ディスクを添付するときは、当該光ディスクには、同項の証拠となるべき電磁的記録の複製（特許庁長官が定めるファイル形式により複製された電磁的記録をいう。次条第二項及び第六十一条の十四において同じ。）をも記録しなければならない。

5　第一項の証拠物件が文書であるとき又は同項の証拠となるべき電磁的記録があるときは、文書の記載又は電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、文書又は電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

（裁定事件答弁書の様式）

第四十四条　特許法第八十四条（同法第九十条第二項（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の答弁書は、様式第六十一により作成しなければならない。

（営業秘密に関する申出）

第四十四条の二　裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十の二によりしなければならない。

2～4　（略）

（審判の規定の準用）

第四十五条の六　第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

（証拠）

第五十条　審判の請求書、答弁書その他審判に関し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならない。

2　前項の証拠物件が文書であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。

3　第一項の証拠物件が文書であるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

（新設）

4　第二項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

6　前項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

7　第二項の写し若しくは図面、第三項の図面若しくは説明書又は第五項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録した光ディスク（第一項の電磁的記録がある場合にあつては同項の光ディスク）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

（証拠方法に係る当事者及び参加人の努力義務）

第五十条の二　当事者及び参加人は、証明すべき事実に照らして証拠方法が必要かつ十分なものになるよう努めなければならない。

2　当事者及び参加人は、証拠方法が文書又は電磁的記録であつて、当該文書又は電磁的記録中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載又は電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、当該文書の写し又は当該電磁的記録の複製において当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

第五十条の二の二　（略）

第五十条の二の三　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第五十一条の二　審判長は、特許法第百四十五条第七項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2～4　（略）

（口頭審理における陳述の録音）

第五十三条　審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反訳した調書を作成しなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による通訳人の関与）

第五十四条の二　第五十一条の二の規定は、特許法第百四十六条において読み替えて準用する民事訴訟法第百五十四条第二項後段に規定する方法によつて通訳人に通訳をさせる場合について準用する。

（口頭審理調書の記載事項）

第五十五条　（略）

2・3　（略）

4　特許法第百四十七条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百六十条第三項の異議が述べられたときは、審判書記官は、調書に異議が述べられた旨及びその内容を記載しなければならない。

5　第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

6　第二項の写し若しくは図面、第三項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）又は第四項の図面若しくは説明書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第五十条の十一において同じ。）で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

（新設）

第五十条の二　（略）

第五十条の二の二　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第五十一条の二　審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2～4　（略）

（口頭審理における陳述の録音）

第五十三条　審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

（新設）

（口頭審理調書の記載事項）

第五十五条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（書面等の引用添付）

第五十六条　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープ、電磁的記録を記録した記録媒体その他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

（更正処分の方式）

第五十六条の二　審判書記官は、口頭審理の調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記載した調書を作成しなければならない。

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書について準用する。

（受命審判官の期日指定等）

第五十七条の二　受命審判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その審判官が行う。

（証拠の申出）

第五十七条の三　（削る）

証拠の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

（証拠調べ調書の記載事項）

第五十七条の五　（略）

2　第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調べの調書の記載に代わる電磁的記録の記録媒体への記録）

第五十七条の六　審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録を記録媒体に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　（略）

（光ディスクによる調査結果の報告）

第五十七条の七　調査結果に係る情報を記録した電磁的記録により特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第百八十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告をするときは、当該電磁的記録を記録した光ディスクを提出する方法により行うものとする。

（口頭審理の規定の準用）

第五十七条の八　第五十一条の二、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十六条の二の規定は、証拠調べについて準用する。

（宣誓）

第五十八条の五　（略）

2　（略）

3　第一項の宣誓は、審判長が、証人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、審判長は、証人に宣誓書（良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

（削る）

4　（略）

（書面等の引用添付）

第五十六条　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

（新設）

（受命審判官の期日指定）

第五十七条の二　受命審判官が行う手続の期日は、その審判官が指定する。

（証拠の申出）

第五十七条の三　証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

2　前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしなければならない。

（証拠調べ調書の記載事項）

第五十七条の五　（略）

2　第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書に準用する。

（証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録）

第五十七条の六　審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　（略）

（新設）

（口頭審理の規定の準用）

第五十七条の七　第五十一条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べについて準用する。

（宣誓）

第五十八条の五　（略）

2　（略）

3　審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

4　前項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

5　（略）

（書面による質問又は回答の朗読等）

第五十八条の十五　耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。質問の内容を証人若しくは特許庁の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人若しくは特許庁の使用に係る電子計算機に入力させる方法で回答させたときも、同様とする。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人（同条第二号に掲げる場合にあつては、当事者及び参加人並びに証人）の意見を聴いて、証人を次に掲げる要件を満たす場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

一　当事者本人若しくは参加人又はこれらの代理人の在席する場所でないこと。ただし、特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条第一号又は第三号に掲げる場合において、当該場所が一方の当事者及び参加人並びに他方の当事者及び参加人の双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくは参加人若しくはこれらの代理人が当該場所に在席することにつき当事者及び参加人に異議がないときを除く。

二　証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると審判長が認める者の在席する場所でないこと。

2　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合において、証人を特許庁に出頭させて前項の方法による尋問をするときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　第一項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第六十条の四の五第二項において同じ。）の映像面に表示して閲覧させることができる。

4　第五十一条の二の規定は、第一項の方法による尋問をする場合について準用する。

（書面尋問）

第五十八条の十七　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条第一項の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2～4　（略）

（鑑定人の宣誓の方式）

第六十条の三　鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、宣誓書（良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。）に鑑定人が署名して審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（書面による質問又は回答の朗読）

第五十八条の十五　耳が聞こえない証人に書面で質問したときは、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

（新設）

2　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人並びに証人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を特許庁又は当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、証人を特許庁に出頭させるときは、審判長、当事者及び参加人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

4　第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

（書面尋問）

第五十八条の十七　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2～4　（略）

（鑑定人の宣誓の方式）

第六十条の三　宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（鑑定人に更に意見を求める事項）

第六十条の四の二　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第三項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2～4　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、鑑定人を審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2　前項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第五十一条の二の規定は、第一項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（鑑定人の発問等）

第六十条の五　（略）

2　審判長は、前項の場合において、相当と認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判官及び審判書記官並びに一方の当事者及び参加人並びに他方の当事者及び参加人の双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、鑑定人に同項に規定する尋問の求め又は発問をさせることができる。

3　第五十一条の二の規定は、前項に規定する方法によって鑑定人に尋問の求め又は発問をさせる場合について準用する。

（異議）

第六十条の五の二　当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条第一項並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2　（略）

（証人尋問の規定の準用）

第六十条の六　第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条第一項の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（鑑定人に更に意見を求める事項）

第六十条の四の二　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2～4　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五　特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であって審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2　前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

3　第一項の方法によって鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

（鑑定人の発問等）

第六十条の五　（略）

（新設）

（異議）

第六十条の五の二　当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2　（略）

（証人尋問の規定の準用）

第六十条の六　第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い）

第六十一条の六　録音若しくは録画により作成された電磁的記録（以下この条及び第六十一条の十四において「録音データ等」という。）又は録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下この款において「録音テープ等」という。）を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音データ等の提供又は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

（文書に準ずる物件への準用）

第六十一条の九　第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

第五款の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに係る電磁的記録の提出の方法）

第六十一条の十二　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項の電磁的記録の提出は、第五十条第一項に定めるところにより行うものとする。

（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）

第六十一条の十三　特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第二項の電磁的記録の提出及び送付は、当該電磁的記録を記録した光ディスクを提出し、又は送付する方法により行うものとする。

（書証の規定の準用）

第六十一条の十四　第六十一条、第六十一条の四、第六十一条の七、第六十一条の十及び第六十一条の十一の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の証拠調べについて、第六十一条の二第一項の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第一項において読み替えて準用する同法第二百二十三条第一項の命令の申立てについて、第六十一条の二第二項の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第一項において読み替えて準用する同法第二百二十二条第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第六十一条の四第二項中「文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製を記録した光ディスク」と、第六十一条の十中「写真又は録音テープ等」とあるのは「写真に係る情報を記録した電磁的記録又は録音データ等」と、第六十一条の十一の見出し及び同条第一項中「録音テープ等」とあるのは「録音データ等」と読み替えるものとする。

（映像等の送受信による方法による検証）

第六十二条の三　特許法第百五十一条において準用する同法第百四十五条第七項に規定する方法によつて検証をするときは、審判長は、検証の目的の所在する場所を確認しなければならない。

2　前項の方法による検証をしたときは、その旨及び同項の場所を調書に記載しなければならない。

様式第十四、様式第十八、様式第三十二、様式第三十六の三、様式第五十五の二、様式第五十六、様式第五十七から様式第六十四の二まで、様式第六十五から様式第六十五の五の二まで、様式第六十五の七、様式第六十五の八、様式第六十五の十から様式第六十五の十二まで、様式第六十五の十四、様式第六十五の十六、様式第六十五の十八、様式第六十五の二十、様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六、様式第六十六及び様式第七十を次のように改める。

（録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い）

第六十一条の六　録音テープ等を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない。

（文書に準ずる物件への準用）

第六十一条の九　第五十条及び第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

様式第14（第11条関係）

特　許 印　紙

手　続　補　正　書

（　　円）　　（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）
（特許庁審査官　　殿）

1　事件の表示
2　補正をする者
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
3　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　補正により増加する請求項の数
5　補正対象書類名
6　補正対象項目名
7　補正の内容

〔備考〕

1　出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、１請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第１条第２項の表第９号の下欄に掲げる１請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「７　補正の内容」欄の次に「８　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「７　補正の内容」欄の次に「８　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「７　補正の内容」の欄の次に「８　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規定別紙第４号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「７　補正の内容」の欄の次に「８　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

2　「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」、「優先権主張書」（２以上の優先権主張書を提出しているときは、「令和○○年○○月○○日提出の優先権主張書」）のように補正する書類名を記載する。

3　「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する個所を記載する。

4　「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出願人、審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。）を記載する。

5　第11条第２項の規定により２以上の補正を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」

と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載して、当該補正に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

6　第11条第３項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ　表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。

ロ　「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「（別紙）」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

ハ　「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名（名称）であるときはその氏名（名称）を、補正及び更正に係る表示が住所（居所）であるときはその住所（居所）をそれぞれ記載する。

ニ　「７　補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「８　登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。

ホ　登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第５条第４号又は第５号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「８　登録の目的」の欄の次に「９　非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。

ヘ　特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。

7　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「７　補正の内容」の欄の次に「８　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

8　あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。

9　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び13から16まで並びに様式第５の備考１と同様とする。この場合において、様式第３の備考11中「弁理士法施行令第７条第２号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第７条第13号の補正」と、備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

様式第18（第12条関係）

【書類名】　出願人名義変更届

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

【出願番号】

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】　権利の承継を証明する書面　　1

【物件名】　（　　）

〔備考〕

1　特許法第34条第５項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。

2　特許法第34条第５項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、２以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

3　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

4　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

5　「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

6　承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

7　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

8　承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考７に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

9　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

10　承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第１項各号の事項を記載する。

11　第27条第１項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○／○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては、「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

12　「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【承継人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【承継人代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【承継人代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

【譲渡人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【譲渡人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

13　承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【選任した代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【選任した代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】

14　「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第８項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

15　譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

16　第27条第１項の規定により、特許法第73条第２項の定め又は民法第256条第１項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

17　第12条第２項の規定により、２以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

　【別紙】

特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○

18　第12条第３項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ　「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ　「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○
【移転登録申請に係る特許番号】
特許第○○○○○○○号、特許第○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○号、特許第○○○○○○○号

ハ　「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ　「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ　相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ヘ　特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料　円」、「登録免許税　円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト　特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、２以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
　【援用の表示】
【物件名】
　【援用の表示】

19　第５条第１項に規定する「権利の継承を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20　第６条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第１項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21　相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用し

た行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表第４号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「○○株式会社、○○県・・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

22　法人の合併又は分割による特許を受ける権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。

23　その他は、様式第２の備考１から５まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第４の備考１、２及び４並びに様式第９の備考９と同様とする。

様式第32（第26条関係）

【書類名】　信託事項変更届

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【事件の表示】

【出願番号】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【変更の内容】

【変更に係る事項】

（【変更前の内容】）

【変更後の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】　信託事項の変更を証明する書面　　１

〔備考〕

１　「【届出者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

２　「【変更に係る事項】」の欄には、変更する信託事項（第26条第１項各号）を例えば次のように記載する。また、委託者と受益者が同一の者であるときはそれぞれ届出をする。

イ　相続その他の一般承継により委託者を変更するときは、「委託者」（委託者が２人以上あるときは「委託者〇〇〇」）

ロ　委託者の住所（居所）を変更するときは、「委託者の住所（居所）」（委託者が２人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の住所（居所）」）

ハ　委託者の氏名（名称）を変更するときは、「委託者の氏名（名称）」（委託者が２人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の氏名（名称）」）

ニ　信託の終了の理由を変更するときは、「信託の終了の理由」

３　「【変更前の内容】」の欄には、変更に係る事項が、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるとき、又は委託者、受益者、信託管理人、受益者代理人の変更であるときに限り、変更前の内容を記載する。

４　「【変更後の内容】」の欄には、信託事項変更契約書等により変更した内容を記載する。変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更後の内容を記載する。

５　「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、変更に係る原因となる書面の書類名（信託事項変更契約書、登記事項証明書等）を記載し、当該届出書に添付する。ただし、変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更の事実を証明する書面を提出することを要しない。

６　変更に係る原因となる書面について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、

登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【届出者】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第５条の表第４号下欄に掲げる措置を行うときは、「【変更の内容】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「委託者　○○株式会社、○○県・・・・・」、商業登記法第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「委託者　商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

７　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第４の備考１及び２と同様とする。

様式第36の３（第27条の４の２、第38条の14関係）

【書類名】　回復理由書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

　【出願番号】

【特許出願人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【回復の理由】」の欄には、特許法第41条第１項に規定する先の出願の日から１年以内又はパリ条約第４条Ａ(1)に規定する優先期間内に特許出願をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、特許法第41条第１項に規定する先の出願の日から１年以内又はパリ条約第４条Ａ(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について簡明に記載する。

２　第27条の４の２第８項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第38条の14第７項（同条第８項において準用する場合を含む。）の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示（出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

　【別紙】

　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○、

　特願○○○○－○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○

３　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から18まで及び21から26まで、様式第４の備考２、様式第15の２の備考２、様式第26の備考９並びに様式第31の９の備考１及び３と同様とする。この場合において、様式第31の９の備考１中「備考４に該当する場合」とあるのは「備考２に該当する場合」と、備考３中「第25条の７第８項、第31条の２第７項、第38条の２第５項及び第38条の６の２第６項」とあるのは「第27条の４の２第６項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第38条の14第５項（同条第８項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

様式第55の２（第38条の14の３関係）

特許法第67条第２項の延長登録願

特　許 印　紙

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

１　特許番号

２　特許出願の番号及び年月日

出願番号

出願日

３　出願審査の請求があつた年月日

４　延長を求める期間

５　延長登録出願人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍・地域）

６　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

７　添付書類の目録

（延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面　　１通）

（　　通）

〔備考〕

１　余白は、少なくとも用紙の左に２㎝、上に６㎝、右及び下に各々３㎝をとる。

２　「特許出願の番号及び年月日」の欄の「出願番号」には「特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「出願日」には「令和何年何月何日」のように延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の番号及び年月日を記載する。

３　「氏名（名称）」の欄には、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

４　「延長を求める期間」の欄には、「何年何月何日」のように記載する。

５　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「６　代理人」の欄の次に「７　国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。

６　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

７　第38条の14の４第２項の規定により特許法第67条の２第２項の書面の添付を省略するときは、「６　代理人」の欄の次に「７　延長を求める期間の算定の根拠」の欄を設けて、第38条の14の４第１項第３号から第８号までに掲げる事項を記載する。この場合において、「（延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面　１通）の欄を設けるには及ばない。

８　その他は、様式第３の備考１、３、４、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３並びに様式第10の備考６と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」の欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　代理人」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　代理人」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「延長登録出願人」の欄」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　代理人」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４ 請求の内容」の欄の次に「５ 納付番号」」とあるのは「「６　代理人」の欄の次に「７　納付番号」」と読み替えるものとする。

様式第56（第38条の15関係）

特　許 印　紙

（　　円）

特許法第67条第４項の延長登録願

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許番号

2　延長を求める期間

3　特許法第67条第４項の政令で定める処分を受けた日

4　延長登録出願人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍・地域）

5　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

6　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容

7　添付書類の目録

（１）延長の理由を記載した資料　　１通

（２）（　　通）

〔備考〕

１　「延長を求める期間」の欄には、５年以下の期間を「何年何月何日」のように記載する。

２　「特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第１項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように特許法第67条第４項の延長登録の理由となる処分、承認番号等の処分を特定する番号及び処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、その物及びその物について特定された用途）を記載する。

３　同時に２以上の特許法第67条第４項の延長登録の出願をするときは、その特許法第67条第４項の延長登録願に、「特許法第67条第４項の延長登録願(1)」、「特許法第67条第４項の延長登録願(2)」のように番号を付けて区別する。

４　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「６　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「７　国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

５　特許法第67条の６第１項の規定による書面を提出しているときは、「７　特許法第67条の６第１項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。

６　その他は、様式第３の備考１、３、４、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６並びに様式第55の２の備考１、３及び６と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「延長登録出願人」の欄」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「６　特許法第67条第４項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「７　納付番号」」と読み替えるものとする。

様式第57（第39条関係）

特　許 印　紙

判　定　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　判定請求事件の表示
2　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
4　被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
5　請求の趣旨
6　請求の理由
7　証拠方法
8　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
9　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　「判定請求事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○○号判定請求事件」のように記載する。

2　「（電話番号）」の欄には、請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

3　「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

4　「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第２項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

5　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６並びに様式第55の２の備考３及び６と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第58（第42条関係）

特　許 印　紙

（　　円）

裁　定　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿
（特許庁長官　　殿）

1　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）

2　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）

3　被請求人
住所（居所）
氏名（名称）

4　協議の経過

5　請求の趣旨

6　請求の理由

7　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

8　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　あて先は、特許法第93条第２項の規定により裁定を請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

2　「協議の経過」の欄には、通常実施権の許諾についての協議（例えば、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。））の経過及びその結果を記載する。協議をすることができなかつたときは、その旨及びその理由を記載する。また、特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定を請求する場合において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｃ第三十一条(b)の規定による条件があるときは、これを記載する。

3　「請求の趣旨」の欄には、「特許第○○○○○○○号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。

4　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考３及び６並びに様式第57の備考２及び４と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４ 請求の内容」の欄の次に「５ 納付番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第59（第42条関係）

特　許 印　紙

裁定請求書（特許法第92条第４項の規定による裁定請求）

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

１　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）

２　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）

３　被請求人
住所（居所）
氏名（名称）

４　請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示

５　協議の経過

６　請求の趣旨

７　請求の理由

８　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

９　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示」の欄には、被請求人が特許法第92条第３項の裁定を請求して通常実施権の許諾を求めている当該特許発明の特許番号（登録実用新案又は登録意匠にあつては、その登録番号）を記載する。

２　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考３及び６、様式第57の備考２及び４並びに様式第58の備考２及び３と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第60（第43条関係）

特　許 印　紙

（　　円）

裁　定　取　消　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿
（特許庁長官　　殿）

1　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）

2　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）

3　被請求人
住所（居所）
氏名（名称）

4　裁定の日付

5　請求の趣旨

6　請求の理由

7　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

8　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　あて先は、特許法第93条第３項において準用する同法第90条第１項の規定により裁定の取消しを請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

2　「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。

3　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第55の２の備考３及び６並びに様式第57の備考２及び４と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第60の２（第44条関係）

裁　定　事　件　答　弁　書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿
（特許庁長官　　殿）

１　事件の表示
２　被請求人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
３　被請求人の代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
４　請求人
　住所（居所）
　氏名（名称）
５　請求人の代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
６　答弁の趣旨
７　理由
８　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　あて先は、特許法第93条第３項において、又は同項において準用する同法第90条第２項において、それぞれ準用する同法第84条の答弁書にあつては経済産業大臣、その他の答弁書にあつては特許庁長官とする。

２　「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６並びに様式第57の備考２と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考２中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

様式第61（第44条の２関係）

営業秘密に関する申出書

（令和　　年　　月　　日）

経済産業大臣　　殿
（特許庁長官　　殿）

１　事件の表示
２　申出人
　住所（居所）
　氏名（名称）
３　代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
４　申出の内容

〔備考〕

１　あて先は、特許法第93条第２項の規定により提出する書類並びに同条第３項において準用する同法第84条（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）、同法第84条の２（同法第93条第３項において準用する同法第90条第２項において準用する場合を含む。）及び同法第90条第１項の規定により提出する書類において営業秘密が記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。

２　「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。

３　「代理人」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話番号」の欄には電話番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が弁理士法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話番号」の欄には電話番号を、「連絡先」の欄には「担当は〇〇〇〇」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載する。

４　「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付裁定請求書に添付された甲第何号証」のように裁定事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

５　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16までと同様とする。

様式第61の２（第45条の２関係）

特　許 印　紙

（　　円）

特　許　異　議　申　立　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　特許異議の申立てに係る特許の表示
　特許番号
　請求項の表示
２　特許異議申立人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
３　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
４　申立ての理由
５　意見書提出の希望の有無
６　証拠方法
７　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
８　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項１」、「請求項２」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。

２　特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

３　「氏名（名称）」の欄には、法人又は法人ではない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

４　「意見書提出の希望の有無」の欄には、特許法第120条の５第５項の規定による意見書の提出を希望しない旨の申出をするか否かが明確に分かるように、「希望する」又は「希望しない」と記載する。

５　第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

６　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２から４まで並びに様式第61の備考３と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　証拠方法」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　証拠方法」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「特許異議申立人」の欄」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　証拠方法」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「６　証拠方法」の欄の次に「７　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第61の３（第45条の３関係）

意　見　書

（令和　年　月　日）

特許庁審判長　殿

1　異議番号
2　特許権者（参加人）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
3　代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
4　取消理由通知の日付
5　意見の内容
6　証拠方法
7　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　「異議番号」の欄には、「異議○○○○－○○○○○○」のように特許異議の番号を記載する。

2　特許法第120条の５第６項の意見書を提出するときは、「取消理由通知の日付」の欄を「訂正拒絶理由通知の日付」とする。

3　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３、様式第61の備考３並びに様式第61の２の備考５と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第61の４（第45条の３関係）

特　許 印　紙

（　　円）

訂　正　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　異議番号
２　特許番号
３　訂正の請求に係る請求項の数
４　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
５　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
６　請求の趣旨
７　請求の理由
８　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「請求の趣旨」の欄は、第46条の２第１項及び特許法第120条の５第９項（同法第174条第１項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第３項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを求める。」のように記載する。

２　「請求の理由」の欄は、第46条の２第２項及び特許法第120条の５第９項（同法第174条第１項において準用する場合を含む。）において準用する同法第131条第３項に規定するところに従い、「１．設定登録の経緯」、「２．訂正事項」、「３．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「３．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

３　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「７　請求の理由」の欄の次に「８　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

４　その他は、様式第３の備考１から４まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第61の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「７　請求の理由」の欄の次に「８　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第61の５（第45条の３関係）

意　見　書

（令和　年　月　日）

特許庁審判長　殿

１　異議番号

２　特許異議申立人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　意見の内容

５　証拠方法

６　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３、様式第61の備考３並びに様式第61の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第61の６（第46条関係）

【書類名】　審判請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【審判事件の表示】

　　【出願番号】

　　【審判の種別】

【請求項の数】

【審判請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　（【国籍・地域】）

　（【電話番号】）

【代理人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　（【電話番号】）

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　書き方は左横書、１行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４㎜以上とり、１ページは29行以内とする。

２　「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載する。

３　特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年１月１日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

４　「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

５　「（【国籍・地域】）」の欄は外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

６　代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。

７　「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【審判請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）
（【電話番号】）
【審判請求人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
（【電話番号】）

８　代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

９　「【請求の理由】」の欄には、「１．手続の経緯」、「２．拒絶査定の要点」、「３．立証の趣旨」、「４．本願特許が登録されるべき理由」、「５．むすび」のように項目を設けて記載する。

10　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○／○」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載する。

11　「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

12　その他は、様式第２の備考１、２、４、５、10から12まで、14、16から18まで及び21から25まで、様式第４の備考４、様式第９の備考９並びに様式第26の備考11と同様とする。

様式第62（第46条及び第46条の２関係）

特　許 印　紙

審　判　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示
2　請求項の数
3　請求人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
4　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
5　被請求人
　住所（居所）
　氏名（名称）
6　請求の趣旨
7　請求の理由
8　証拠方法
9　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
10　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。

2　訂正審判又は訂正審判若しくは特許異議の申立てに対する再審を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。

3　「審判事件の表示」の欄には、「特許第○○○○○○○号特許無効審判事件」、「特許法第何条の規定による特許第○○○○○○○号延長登録無効審判事件」、「特許第○○○○○○○号訂正審判事件」のように記載する。

4　特許無効審判又は訂正審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは「審判の請求に係る請求項の数」とする。

5　訂正審判を請求する場合にあつては、「請求の趣旨」の欄は、第46条の２第１項及び特許法第131条第３項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求をする場合にあつては、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。

6　「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。

イ　特許無効審判を請求するときは、「１．請求の理由の要約」、「２．手続の経緯」、「３．特許無効審判請求の根拠」、「４．本件特許を無効にすべき理由」、「５．むすび」のように項目を設けて記載する。

ロ　延長登録無効審判を請求するときは、「１．手続の経緯」、「２．延長登録無効審判請求の概要」、「３．本

件延長登録を無効にすべき理由」、「４．むすび」のように項目を設けて記載する。

ハ　訂正審判を請求するときは、第46条の２第２項及び特許法第131条第３項に規定するところに従い、「１．設定登録の経緯」、「２．訂正事項」、「３．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「３．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

７　審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

８　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

９　その他は、様式第３の備考１から４まで、７、９から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２から４まで、様式第61の備考３並びに様式第61の２の備考３及び５と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「８　証拠方法」の欄の次に「９　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第63（第47条、第47条の２関係）

審　判　事　件　答　弁　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号
2　被請求人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
3　被請求人の代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
4　請求人
　住所（居所）
　氏名（名称）
5　請求人の代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
6　答弁の趣旨
7　理由
8　証拠方法
9　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　「審判の番号」の欄には、「無効○○○○－○○○○○」のように審判の番号を記載する。

2　「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁の趣旨を記載する。ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「答弁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

3　「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

4　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３並びに様式第61の備考３と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考２中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

様式第63の２（第46条の２及び第47条関係）

特　許 印　紙

訂　正　請　求　書

（令和　年　月　日）

（　円）

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示

２　訂正の請求に係る請求項の数

３　請求人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

４　代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

５　請求の趣旨

６　請求の理由

７　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「事件の表示」の欄には、「無効○○○○－○○○○○」のように、特許無効審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第○○○○○○○号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。

２　「請求の趣旨」の欄は、第46条の２第１項及び特許法第134条の２第９項において準用する同法第131条第３項に規定するところに従い、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第○○○○○○○号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項○、○、○～○について訂正することを求める。」のように記載する。

３　「請求の理由」の欄は、第46条の２第２項及び特許法第134条の２第９項において準用する同法第131条第３項に規定するところに従い、「１．設定登録の経緯」、「２．訂正事項」、「３．訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「３．訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。

４　第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「６　請求の理由」の欄の次に「７　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

５　その他は、様式第３の備考１から４まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２並びに様式第61の備考３と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「４ 請求の内容」の欄の次に「５ 納付番号」」とあるのは「「６　請求の理由」の欄の次に「７　納付番号」」と、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第63の３（第47条関係）

意　　見　　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　訂正拒絶理由通知の日付

５　意見の内容

６　証拠方法

７　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「審判の番号」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。

２　特許法第134条の２第５項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした者がするときは、「２　請求人（被請求人、参加人）」の欄を「２　被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「２　請求人（被請求人、参加人）」の欄を「２　請求人」とする。

３　特許法第153条第２項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第５項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「証拠調べ通知の日付」又は「証拠保全通知の日付」とする。

４　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３並びに様式第61の備考３と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第63の４（第47条の３関係）

審　判　事　件　弁　駁　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号
２　請求人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
３　請求人の代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
４　被請求人
　住所（居所）
　氏名（名称）
５　被請求人の代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
６　弁駁の趣旨
７　理由
８　証拠方法
９　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載する。ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。

２　「理由」の欄には、被請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３、様式第61の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第63の５（第47条の４関係）

同　意　回　答　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　被請求人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　同意回答書提出期間の通知書の日付

５　回答の趣旨

６　添付書類の目録

〔備考〕

１　「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されている請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわかるように記載する。（例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しない場合は「同意しない。」と記載する。）

２　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第57の備考２中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第63の６（第47条の６関係）

訂　正　請　求　申　立　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示

２　被請求人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　判決の送達日

５　申立ての趣旨

６　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「判決の送達日」の欄には、「令和○○年行○第○○号の判決の送達日　令和何年何月何日」のように記載する。

２　「申立ての趣旨」の欄には、「特許第○○○○○○○号に係る特許権について、特許法第134条の３の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考２中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

様式第64（第48条の２関係）

除斥（忌避）申立書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

１　審判事件の表示

２　申立人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　申立の趣旨

５　申立の理由

６　疎明方法

７　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「審判事件の表示」の欄には、「無効○○○○－○○○○○における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。

２　「申立の趣旨」の欄には、「無効○○○○－○○○○○事件における審判官（審判書記官）○○は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効○○○○－○○○○○事件における審判官（審判書記官）○○に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。

３　「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。

４　「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

５　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第61の２の備考５と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第64の２（第48条の３関係）

審理の方式の申立書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　申立の内容

５　添付書類の目録

〔備考〕

１　「審判の番号」の欄には、「無効○○○○－○○○○○」のように審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「１　審判の番号」を「１　審判事件の表示」とし、「特許第○○○○○○○号特許無効審判事件」のように記載する。

２　「申立の内容」の欄には、審理の方式の申立の理由を記載する。

３　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２並びに様式第61の備考３と同様とする。

様式第65（第49条関係）

特　許 印　紙

（　　円）

参　加　申　請　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号
2　参加申請人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
3　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
4　請求人の氏名（名称）
5　被請求人の氏名（名称）
6　参加の態様
7　利害関係
8　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
9　添付書類の目録

〔備考〕

1　「参加の態様」の欄には、「特許法第119条第１項の規定により参加」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。

2　「利害関係」の欄には、特許法第119条第１項又は特許法第148条第３項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。

3　その他は、様式第３の備考１から４まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２及び４、様式第61の備考３、様式第61の２の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。この場合において、様式第３の備考４中「「４　請求の内容」欄の次に「５　予納台帳番号」」とあるのは「「７　利害関係」の欄の次に「８　予納台帳番号」」と、「「４　請求の内容」欄の次に「５　振替番号」」とあるのは「「７　利害関係」の欄の次に「８　振替番号」」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「参加申請人」の欄」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　指定立替納付」」とあるのは「「７　利害関係」の欄の次に「８　指定立替納付」」と、「「４　請求の内容」の欄の次に「５　納付番号」」とあるのは「「７　利害関係」の欄の次に「８　納付番号」」と読み替えるものとする。

様式第65の２（第50条関係）

【書類名】　証拠説明書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁審判長　　殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【証拠の説明】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【証拠の説明】」の欄には、「号証」、「標目」、「証拠方法の種類」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書又は電磁的記録に付された符号及び番号を記載する。ただし、証拠方法が電磁的記録である場合には、原本・写しの別を記載するには及ばない。

２　その他は、様式第２の備考１、２、４、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考４、様式第61の６の備考１、４、６及び７並びに様式第64の３の備考１と同様とする。

様式第65の３（第50条関係）

証　拠　説　明　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　証拠の説明

５　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「証拠の説明」の欄には、「号証」、「標目」、「証拠方法の種類」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書又は電磁的記録に付された符号及び番号を記載する。ただし、証拠方法が電磁的記録である場合には、原本・写しの別を記載するには及ばない。

２　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の４（第50条の２の２関係）

【書類名】　請求取下書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

（特許庁審判長　　殿）

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第２の備考１、２、４、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考１及び４、様式第61の６の備考１、４、６及び７並びに様式第64の３の備考１と同様とする。

様式第65の５（第50条の２の２関係）

請　求　取　下　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）

１　審判の番号
２　審判請求人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
３　代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
４　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、５、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

様式第65の５の２（第50条の２の３関係）

訂　正　請　求　取　下　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　事件の表示

２　訂正請求人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第10の備考６、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の２の備考１と同様とする。

様式第65の７（第50条の３関係）

審　理　再　開　申　立　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　申立の理由

５　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。

様式第65の８（第50条の14関係）

営業秘密に関する申出書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）

１　審判の番号
２　申出人
　住所（居所）
　氏名（名称）
３　代理人
　住所（居所）
　氏名（名称）
４　申出の内容

〔備考〕

１　「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付審判請求書に添付された甲第何号証」のように審判事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。

２　その他は、様式第３の備考１から３まで、５、７から11まで及び14から16まで、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

様式第65の10（第51条関係）

口頭審理陳述要領書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　陳述の要領

５　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。

様式第65の11（第57条の３関係）

【書類名】　証拠申出書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁審判長　　殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第２の備考１、２、４、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第４の備考４、様式第61の６の備考１、４、６、７及び11並びに様式第64の３の備考１と同様とする。

様式第65の12（第57条の３関係）

証　拠　申　出　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　証拠方法

５　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２及び３、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の14（第58条関係）

証　人　尋　問　申　出　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号

2　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

3　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

4　証人の表示

5　尋問に要する見込み時間

6　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

様式第65の16（第58条の２関係）

尋　問　事　項　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　証人

５　尋問事項

６　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

様式第65の18（第58条の17関係）

回答希望事項記載書面

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　回答希望事項

５　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。

様式第65の20（第60条関係）

鑑　定　の　申　出　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　鑑定事項

５　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の22（第60条関係）

鑑　定　事　項　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号

2　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

3　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

4　鑑定を求める事項

5　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の24（第61条の11関係）

録音テープ等の内容説明書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　審判の番号

２　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　録音テープ等の内容の説明

５　添付書類の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第63の３の備考１と同様とする。

様式第65の26（第62条関係）

検　証　申　出　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　審判の番号

2　請求人（被請求人、参加人）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

3　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

4　検証の目的

5　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第64の２の備考１と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第66（第64条関係）

証　拠　保　全　申　立　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿
（特許庁審判長　　殿）

１　事件の表示
２　申立人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
３　代理人
　住所（居所）
　（電話番号）
　氏名（名称）
４　相手方
　住所（居所）
　氏名（名称）
５　証明すべき事実
６　証拠
７　証拠保全の事由
８　疎明方法
９　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「特許第○○○○○○○号に関する証拠保全申立事件」、審判請求後にあつては「無効○○○○－○○○○○に関する証拠保全申立事件」のように記載する。

２　「証明すべき事実」の欄には、申立人の主張を裏付ける事実を記載する。

３　「証拠保全の事由」の欄には、速やかに証拠調べを行わなければならない事情を記載する。

４　「疎明方法」の欄には、証拠保全の事由を裏付けるに必要な疎明を記載する。

５　その他は、様式第３の備考１から３まで、５、７から11まで及び14から16まで、様式第５の備考３、様式第55の２の備考６、様式第57の備考２、様式第61の備考３並びに様式第61の２の備考３と同様とする。この場合において、様式第５の備考３中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第70（第69条関係）

【書類名】　特許料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

　【氏名又は名称】

【納付者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【納付年分】　　第　　年分

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

１　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。

２　特許法第112条の２第１項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考３に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の２第１項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。

３　第69条第２項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第９条第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○　持分○／○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○　持分○／○）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合　○／○」のように合算して得た額と特許法第107条第１項に規定する特許料の金額の割合を記載する。

４　第69条第４項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」（備考２に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考３に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

５　特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。特許法第107条第５項ただし書又は同法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書の規定により、現金により特許料を納付した場合（同法第８条第１項に規定する在外者（以下「在外納付者」という。）が現金により特許料を納付した場合を除く。）であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。また、同法第107条第５項ただし書又は同法第107条第５項ただし書及び第112条第３項ただし書の規定により、在外納付者が現金により特許料を納付した場合には、現金手続省令第５条第４項の規定により特許料を同項に規定する口座に払い込んだことを証明する書面を別の用紙にはるものとする。

６　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考９並びに様式第69の備考２、３、７及び８と同様とする。この場合において、様式第26の備考９中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考７中「備考６」とあるのは「備考３」と、備考８中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「記載する（備考４により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

（意匠法施行規則の一部改正）

第二条　意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九条の二　意匠法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。	**第九条の二**　意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者（登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）が同号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。
（意見書の様式等） **第十三条**　（略） ２　（略） ３　特許法施行規則第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。	（意見書の様式等） **第十三条**　（略） ２　（略） ３　特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。
（手続補正書の様式等） **第十五条**　手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十一条の五第一項に規定する様式第十六、同令第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同令第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。	（手続補正書の様式等） **第十五条**　手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五第一項に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

２・３　（略）

４　補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第十二条第一項に規定する様式第十八及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりしなければならない。

（特許法施行規則の準用）

第十九条　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同令第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同令第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三　特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三　意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第四条の三第三項中「五　特許法第百九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五　意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求　　五の二　意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求　　」と、第八条第二項、第九条の二第一項及び第二項並びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条第一項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、同条第二項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意

２・３　（略）

４　補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりしなければならない。

（特許法施行規則の準用）

第十九条　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十一号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同規則第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三　特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三　意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第四条の三第三項中「五　特許法第百九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五　意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料の返還請求　　五の二　意匠法第六十七条第七項の規定による過誤納の手数料の返還請求　　」と、第八条第二項、第九条の二第一項及び第二項並びに第十一条の五第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条第一項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、同条第二項中「特許法第三十条第三項」とある

匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七条本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項若しくは第四項」と、第十一条の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは、「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十一条の五に規定する様式第十六、同令第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同令第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七条本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項若しくは第四項」と、第十一条の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十七、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七条本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項若しくは第四項」と、第十一条の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下

るのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第11の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の６第１項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、意匠法第60条の６第３項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】及び【住所又は居所原語表記】の欄は設けるには及ばない。」と、同様式の備考13中「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、【氏名又は名称原語表記】の次に【代表者】の欄を設ける。）。」と、様式第四の備考２ロ中「国際特許出願について、出願番号が通知されていないときは、【国際出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「ＰＣＴ／〇〇〇〇／〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の欄の次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載する。」とあるのは「意匠法第60条の６第３項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の６第１項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、【【代理人】又は【受任した代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」と、様式第三十六の備考１中「1970年６月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」とあるのは「ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替えるものとする。

２　手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第１項又は第二項に規定する届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第１項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

３～７　（略）

８　第十三条、特許法施行規則第九章（審判及び再審）（第四十六条並びに第五十条の十五第１項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。）、第二項及び第三項を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同令第四十八条の三第二項、第五十条第六項及び第七項、第五十条の二の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三、第五十八条第二項、第五十八条の二第１項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

９　（略）

決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第11の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。」とあるのは「意匠法第60条の６第１項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、意匠法第60条の６第３項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【住所又は居所】及び【住所又は居所原語表記】の欄は設けるには及ばない。」と、同様式の備考13中「代表者の氏名を記載する。」とあるのは「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあつては、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称原語表記】の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあつては、【氏名又は名称原語表記】の次に【代表者】の欄を設ける。）。」と、様式第四の備考２ロ中「国際特許出願について、出願番号が通知されていないときは、【国際出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「ＰＣＴ／〇〇〇〇／〇〇〇〇〇」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の欄の次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」と記載する。」とあるのは「意匠法第60条の６第３項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の６第１項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、【【代理人】又は【受任した代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録の番号と意匠の番号を記載する。」と、様式第三十六の備考１中「1970年６月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含む。）」とあるのは「ジュネーブ改正協定第６条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎とされた出願をした国の国名」と読み替えるものとする。

２　手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第１項又は第二項に規定する届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第１号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第１項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

３～７　（略）

８　第十三条、特許法施行規則第九章（審判及び再審）（第四十六条並びに第五十条の十五第１項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。）、第二項及び第三項を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項及び第六項、第五十条の二の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第１項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

９　（略）

様式第十二及び様式第十三を次のように改める。

様式第12（第14条関係）

【書類名】　審判請求書
（【提出日】　令和　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【審判事件の表示】
　【出願番号】
　【審判の種別】
【審判請求人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
　（【電話番号】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【電話番号】）
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【請求の趣旨】
【請求の理由】
【証拠方法】
【提出物件の目録】
〔備考〕
１　「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○－○○○○○○」のように記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」のように記載する。
２　「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
３　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
４　代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
５　「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
　【審判請求人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　　（【国籍・地域】）
　　（【電話番号】）
　【審判請求人】
　　【識別番号】

【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
（【電話番号】）

6　代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）

7　「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定不服審判を請求するときは、「１．手続の経緯」、「２．拒絶査定の要点」、「３．立証の趣旨」、「４．本願意匠が登録されるべき理由」又は「５．むすび」のように項目を設けて記載する。補正却下決定不服審判を請求するときは、「１．手続の経緯」、「２．決定の理由の要点」、「３．本願意匠の説明と補正の説明」、「４．要旨変更に係る争点の説明」、「５．補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」、「６．むすび」のように項目を設けて記載する。

8　「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

9　その他は、様式第１の備考６及び９、様式第２の備考１から５まで、12、14、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第３の備考３と同様とする。この場合において、様式第２の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

様式第13（第14条関係）

特　許 印　紙 （　　円）

審　判　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示
2　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
4　被請求人
5　請求の趣旨
6　請求の理由
7　証拠方法
8　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
9　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左２㎝、上に２㎝、右及び下に３㎝をとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「７　証拠方法」欄の次に「８　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「７　証拠方法」欄の次に「８　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「７　証拠方法」の欄の次に「８　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「７　証拠方法」の欄の次に「８　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

5　「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件」のように記載する。

6　「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

7　（電話番号）は、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

8　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」

の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

9　「氏名（名称）」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「氏名（名称）」（法人にあつては「代表者（管理人）」）の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては、「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

10　「請求の理由」の欄には、「１．手続の経緯」、「２．無効理由の要点」、「３．本件登録意匠の無効にすべき理由」、「４．むすび」のように項目を設けて記載する。

11　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

12　「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

13　「（令和　年　月　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

14　訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。

15　とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。

16　第19条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

17　「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第２項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

（商標法施行規則の一部改正）

第三条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等）	（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出等）
第六条の二　（略）	**第六条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の備考20中「また、特許法第５条第３項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「指定期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第３項の規定により」とあるのは「また、商標法施行規則第６条の２第３項の規定により期間延長請求書を提出するときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「出願時の特例証明書の提出期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第２項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により」と読み替えるものとする。	3　商標法第九条第三項の規定により同条第二項に規定する証明書を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続）	（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けようとする場合の手続）
第七条の二　（略）	**第七条の二**　（略）
2　商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の備考20中「また、特許法第５条第３項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「指定期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第３項の規定により」とあるのは「また、商標法施行規則第７条の２第２項の規定により期間延長請求書を提出するときは、【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、【請求の内容】の欄には、「優先権証明書の提出期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第２項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により」と読み替えるものとする。	2　商標法第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第七項の規定により同条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。
3　（略）	3　（略）
（意見書の様式等）	（意見書の様式等）
第九条の五　（略）	**第九条の五**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　特許法施行規則第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。	3　特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（手続補正書の様式等）

第十六条　手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十四項、第三条、第九条の二若しくは第十条の二に規定する別に定める様式、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十一条の五に規定する様式第十六、同令第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同令第二十七条の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同令第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十六によりしなければならない。

2～4　（略）

5　特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第八まで、様式第九、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同令第二条第十四項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同令第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

（登録料納付書の様式等）

第十八条　（略）

2～6　（略）

7　商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十五条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の備考20中「また、特許法第５条第３項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、第27条第３項の規定により」とあるのは「また、商標法施行規則第18条第７項の規定により期間延長請求書を提出するときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「登録料の納付期限の２カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第２項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により」と読み替えるものとする。

（手続補正書の様式等）

第十六条　手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十四項、第三条、第九条の二若しくは第十条の二に規定する別に定める様式、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十六によりしなければならない。

2～4　（略）

5　特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第八まで、様式第九、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二条第十四項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

（登録料納付書の様式等）

第十八条　（略）

2～6　（略）

7　商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十五条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

8　商標法第四十三条第一項から第三項までの各項のただし書の規定の適用を受けようとするときは、当該各項のただし書に規定する者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書又は商標権の存続期間の更新登録の申請書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書又は商標権の存続期間の更新登録の申請書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

9　（略）

（後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等）

第十八条の二　商標法第四十一条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の経済産業省令で定める期間は、同法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料（以下単に「後期分割登録料」という。）（同法第四十一条の三第三項において準用する場合にあつては、同法第四十一条の二第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料。次項において同じ。）及び同法第四十三条第三項の割増登録料（次項において単に「割増登録料」という。）を納付することができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間（同法第四十一条の三第三項において準用する場合にあつては、同法第四十一条の二第八項において読み替えて準用する同条第五項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納することができる期間）の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2～6　（略）

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三　特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三　商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用

8　商標法第四十三条第一項から第三項までの各項のただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する商標権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

9　（略）

（後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等）

第十八条の二　商標法第四十一条の三第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料及び同法第四十三条第三項の割増登録料を納付することができるようになつた日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2～6　（略）

（特許法施行規則等の準用）

第二十二条　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三　特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三　商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用

する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五　特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは　五の二　防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願
五の三　書換登録の申請
の区分の数を減じて申請する場合に限る。）
と、「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二　審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）」と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項及び第九条の二中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第

する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五　特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは　五の二　防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願
五の三　書換登録の申請
の区分の数を減じて申請する場合に限る。）
と、「十二　審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二　審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）」と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項及び第九条の二中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第

六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十一条の五に規定する様式第十六、同令第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同令第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同令第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の

六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、

更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項（同法第七十一条第三項、第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第三項、同法第百二十条の五第九項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）、同法第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）、同法第百三十四条の二第九項並びに同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）において準用する

防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第百三十四条第四項（同法第七十一条第三項、第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）及び同法第百七十四条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百三十四条第四項（商標法第二十八条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第百二十条の五第九項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）、同法第百三十四条の二第九項並びに同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用

特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同法第百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第一項（同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

5　特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同令第五十条第六項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同令第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

6　第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の二の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同令第四十八条の三第二項、第五十条第六項及び第七項、第五十条の二の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

7～9　（略）

特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同法第百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第一項（同法第七十一条第三項、同法第百二十条の八第一項（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」と読み替えるものとする。

2～4　（略）

5　特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

6　第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第五十条の二の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条から第五十条の二の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七の三第二項、第五十条第六項及び第七項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

7～9　（略）

様式第８の２（第２条、第10条、第18条の２及び第20条関係）

【書類名】　回復理由書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【防護標章登録の登録番号】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考３に該当する場合にあつては、２以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、商標法別表第５号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。

２　商標法第21条第１項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法第41条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の２第７項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第３項の割増登録料を追納するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【商標権者】」とする。商標法附則第３条第３項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第３条第３項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。

３　第２条第14項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すること。）を記載する。

【別紙】

様式第八の二、様式第十一、様式第十二、様式第十三から様式第十五まで、様式第十六及び様式第十八を次のように改める。

防護標章登録第○○○○○○○号、防護標章登録第○○○○○○○号、
防護標章登録第○○○○○○○号、防護標章登録第○○○○○○○号、

また、第10条第８項、第18条の２第６項及び第20条第７項の規定により２以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第○○○○○○○号」とあるのは「商標登録第○○○○○○○号」とする。

４　「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【更新登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】

５　「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになつた日について簡明に記載する。

６　第２条第12項、第10条第６項、第18条の２第４項及び第20条第５項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

７　その他は、様式第２の備考１から４まで、20から24まで、26、29、31及び40から44までと同様とする。この場合において、様式第２の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第１項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第41条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の２第７項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第３項の割増登録料を追納するときは、「【商標権者】」と、商標法第65条の３第３項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第３条第３項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第１項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第41条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の２第７項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第３項の割増登録料を追納するときは、「商標権者」と、商標法第65条の３第３項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第３条第３項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と、備考29中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第11（第９条関係）

【書類名】　出願人名義変更届
【提出日】　令和　　年　　月　　日
【あて先】　特許庁長官　　殿
【事件の表示】
　【出願番号】
【承継人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【承継人代理人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【譲渡人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
　（【識別番号】）
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　権利の承継を証明する書面　１
　【物件名】　（　　）
〔備考〕
１　「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
イ　「【出願番号】」には、「商願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
ロ　審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○－○○○○○」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」の欄を「【審判請求日】」とし審判請求をした年月日を記載する。
２　商標法第13条第２項において準用する特許法第34条第５項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。
３　商標法第13条第２項において準用する特許法第34条第５項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手

数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。また、備考15及び16に該当する場合にあつては、２以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

４　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

５　「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

６　承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

７　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

８　承継人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考７に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

９　承継人が商標登録出願により生じた権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて特許法施行規則第26条第１項各号の事項を記載する。

10　第22条第２項で準用する特許法施行規則第27条第１項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○／○」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第１項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

11　「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【承継人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
【承継人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】

【氏名又は名称】
【承継人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【譲渡人代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

12　承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【選任した代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

13　譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

14　団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、商標法第７条第１項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

15　第９条第２項の規定により、２以上の商標登録出願により生じた権利の承継の届出を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】
商願○○○○－○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○、

16　第９条第３項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。

イ　「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ　「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】
商願○○○○－○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○、
商願○○○○－○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○、
【移転登録申請に係る商標登録番号】
商標登録第○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○号、
商標登録第○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○号、

ハ　「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本商標権の移転」のように記載する。

ニ　「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。

ホ　相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

ヘ　特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料　　円」、「登録免許税　　円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト　商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、２以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
　【援用の表示】
【物件名】
　【援用の表示】

17　第22条第１項において準用する特許法施行規則第５条第１項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

18　第22条第１項において準用する特許法施行規則第６条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第22条第２項において準用する同規則第27条第１項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

19　相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表第４号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「○○株式会社、○○県・・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

20　法人の合併又は分割による権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。

21　その他は、様式第２の備考１から４まで、20、22、24、28から31まで、34、36及び40から44まで、様式第３の備考１、様式第３の２の備考２から４まで並びに様式第４の備考３と同様とする。

様式第12（第10条関係）

【書類名】　商標権存続期間更新登録申請書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【商標登録番号】

【更新登録申請人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

２　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3㎝を超えないものとする。

３　書き方は左横書、１行は40字詰めとし、１ページは50行以内とする。

４　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

５　特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第６項ただし書若しくは第43条第４項ただし書又は現金手続省令第１条第３項の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【登録料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

６　商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【商標登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、「第１類」、「第２類」のように、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを記載する。

７　「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。ただし、登録料の納付に際し、特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うとき、同規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うとき又は同規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、識別番号を記載しなければならない。

８　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

９　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

10　「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、更新登録申請人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

11　「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

12　日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

13　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載することができる。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

14　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。

15　「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録申請人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【更新登録申請人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

16　「（【提出日】　令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

17　「（【納付の表示】）」の欄には、商標法第41条の２第７項の規定により、登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。

18　「【登録料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には登録料の額（「円」、「，」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第40条第６項ただし書若しくは第43条第４項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。商標法第40条第６項ただし書若しくは第43条第４項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。

19　第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

20　申請書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。

21　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

22　とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

23　商標法第21条第１項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」（備考19に該当する場合にあっては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第21条第１項の規定による商標権の存続期間の更新登録の申請」と記載する。

24　第18条第８項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「（【登録料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

25　特例法施行規則第６条第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

26　第22条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

様式第13（第12条関係）

商　標　登　録　異　議　申　立　書

特　許 印　紙

（令和　　年　　月　　日）

（　　円）

特許庁長官　　殿

1　登録異議の申立てに係る商標登録の表示

商標登録番号

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第　　類

指定商品（指定役務）

2　商標登録異議申立人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

（国籍・地域）

3　代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

4　申立ての理由

5　証拠方法

6　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾

7　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第２項の規定により特例法第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「５　証拠方法」の欄の次に「６　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「５　証拠方法」の欄の次に「６　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「商標登録異議申立人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「５　証拠方法」の欄の次に「６　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「５　証拠方法」の欄の次に「６　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

2　「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄の「商標登録番号」には、登録異議の申立てに係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように国際登録の番号を記載し、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」に記載すべき商品及び役務の区分が２以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、１の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について登録異議の申立てをするときは、当該商品及び役務の区分に続けて「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。

第　類
指定商品（指定役務）
第　類
指定商品（指定役務）

３　「（電話番号）」は、商標登録異議申立人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

４　「氏名（名称）」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者（管理人）の定めのある社団（財団）」のように当該法人等の法的性質を記載する。

５　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

６　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

７　登録異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○関連商標登録異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

８　第22条第１項において準用する特許法施行規則第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

９　第22条第１項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第２項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。

10　「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

11　「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第２項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

12　その他は、様式第１の備考１から３まで、７、８及び10から12までと同様とする。

様式第14（第13条関係）

意　　見　　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

１　異議番号

２　商標権者

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

３　代理人

住所（居所）

（電話番号）

氏名（名称）

４　意見の内容

５　証拠方法

６　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

１　「異議番号」の欄には、「異議○○○○－○○○○○」のように登録異議の番号を記載する。

２　「氏名（名称）」は法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

３　その他は、様式第１の備考１から３まで、７、８及び10から12まで並びに様式第13の備考１、３、６、８及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考１中「「商標登録異議申立人」の欄」とあるのは「「商標権者」の欄」と読み替えるものとする。

様式第14の２（第14条関係）

【書類名】　審判請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【審判事件の表示】

　【出願番号】

　【審判の種別】

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

　（【識別番号】）

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

　（【国籍・地域】）

　（【電話番号】）

【代理人】

　（【識別番号】）

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

　（【電話番号】）

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

　【物件名】

〔備考〕

１　「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。書換登録申請について拒絶査定に対する審判を請求するときは「【出願番号】」の欄を「【申請番号】」とし「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。また、「【審判の種別】」の欄には、「拒絶査定に対する審判事件」又は「補正の却下の決定に対する審判事件」のように審判の種別を記載する。

２　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

３　「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

４　代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人〇〇の代理人」のように記載する。

５　「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【審判請求人】

　（【識別番号】）

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）
（【電話番号】）
【審判請求人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【国籍・地域】）
（【電話番号】）

6　代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「（【識別番号】）」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）
【選任した代理人】
（【識別番号】）
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
（【電話番号】）

7　「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定に対する審判を請求するときは、「１．手続の経緯」、「２．拒絶査定の要点」、「３．立証の趣旨」、「４．本願商標が登録されるべき理由」又は「５．むすび」のように項目を設けて記載する。補正の却下の決定に対する審判事件を請求するときは、「１．手続の経緯」、「２．決定の理由の要点」、「３．本願商標の説明と補正の説明」、「４．要旨変更に係る争点の説明」、「５．補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」又は「６．むすび」のように項目を設けて記載する。

8　「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ　証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ロ　証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
ハ　証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
ニ　証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
ホ　証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
ヘ　証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

9　その他は、様式第２の備考１から５まで、20から22まで、24、26、29から31まで、33から35まで及び40から44まで、様式第４の備考３並びに様式第10の備考５と同様とする。この場合において様式第２の備考35中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

様式第15（第14条関係）

特　許 印　紙 （　　円）

審　判　請　求　書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示
2　請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
3　代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
4　被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
5　請求の趣旨
6　請求の理由
7　証拠方法
8　書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
9　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　「審判事件の表示」の欄には、「商標登録第○○○○○○○号無効審判事件」、「国際登録第○○○○○○○号無効審判事件」、「商標法第何条の規定による商標登録第○○○○○○○号取消審判事件」、「商標法第何条の規定による国際登録第○○○○○○○号取消審判事件」のように記載する。

2　商標法第50条第１項、第51条第１項、第52条の２第１項、第53条第１項又は第53条の２第１項（同法第68条第４項において準用する場合を含む。）の審判を請求するときは、「請求の趣旨」の欄には「商標法第何条の規定により、登録第何号商標の登録を取り消すとの審決を求める」のように記載する。この場合において、商標法第50条第１項の規定により指定商品又は指定役務の一部について審判を請求するときは、商標登録番号に続けて、商品及び役務の区分並びに当該指定商品又は指定役務を、また、一の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について審判を請求するときは、当該商品及び役務の区分に続けて「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。

3　審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。

4　第22条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「７　証拠方法」の欄の次に「８　国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。

5　代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。

6　その他は、様式第１の備考１から３まで、７、８及び10から12まで並びに様式第13の備考１、３から５まで及び８から11までと同様とする。この場合において、様式第13の備考１中「「商標登録異議申立人」の欄」とあるのは「「請求人」の欄」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　予納台帳番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　予納台帳番号」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　振替番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　振替番号」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　指定立替納付」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　指定立替納付」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　納付番号」」とあるのは「「７　証拠方法」の欄の次に「８　納付番号」」と読み替えるものとする。

様式第16（第16条関係）

手　続　補　正　書

特　許 印　紙

（令和　　年　　月　　日）

特許庁審判長　　殿

1　事件の表示
2　補正をする者
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
3　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　補正対象書類名
5　補正対象項目名
6　補正の内容
7　添付書類の目録

〔備考〕

1　「事件の表示」の欄には、登録異議に係属中のものについては、「異議○○○○－○○○○○」のように登録異議の番号を、審判（商標法第44条第１項（同法第68条第４項において準用する場合を含む。）及び第45条第１項（同法第68条第４項において準用する場合を含む。）を除く。）係属中のものについては、「無効○○○○－○○○○」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては、「再審○○○○－○○○○」のように再審の番号を記載する。ただし、異議及び審判の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の異議申立書」のように記載する。

2　「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「登録異議申立書」のように補正をする書類名を記載する。

3　「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正をする個所を記載する。

4　「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。

5　その他は、様式第１の備考１から３まで、７、８及び10から12まで並びに様式第13の備考１、３、６、８及び９と同様とする。この場合において、様式第13の備考１中「「商標登録異議申立人」の欄」とあるのは「「補正をする者」の欄」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　予納台帳番号」」とあるのは「「６　補正の内容」の欄の次に「７　予納台帳番号」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　振替番号」」とあるのは「「６　補正の内容」の欄の次に「７　振替番号」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　指定立替納付」」とあるのは「「６　補正の内容」の欄の次に「７　指定立替納付」」と、「「５　証拠方法」の欄の次に「６　納付番号」」とあるのは「「６　補正の内容」の欄の次に「７　納付番号」」と、備考６中「記載する」とあるのは「記載する（弁理士法施行令第７条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第18（第18条関係）

【書類名】　商標登録料納付書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（　　円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

１　第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。

２　商標法第41条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の２第７項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第３項の割増登録料を追納するときは、「【納付者】」（備考１に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第41条の３第１項の規定による後期分割登録料及び割増登録料の追納」のように記載する。

３　第18条第８項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付者】」（備考１に該当する場合にあつては「【持分の割合】」、備考２に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。

４　その他は、様式第12の備考１から４まで、８から10まで、12、16及び21並びに様式第17の備考３、４、５及び９と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考５中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考９中「商標法第40条第６項ただし書」とあるのは「商標法第40条第６項ただし書若しくは商標法第43条第４項ただし書」と読み替えるものとする。

（特許登録令施行規則の一部改正）

第四条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第八を次のように改める。

様式第八（第10条関係）

収　入 印　紙

（　　円）

一般承継による移転登録申請書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　特許番号
2　権利の表示
3　被承継人の表示
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
4　登録の目的
5　申請人（承継人）
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
　（国籍・地域）
6　代理人
　（識別番号）
　住所（居所）
　氏名（名称）
7　添付書面の目録
　(1) 承継人であることを証明する書面　　１通
　(2) （　　通）

〔備考〕

1　表題は、「相続による特許権移転登録申請書」のように、なるべく権利の移転の形態を併せて記載する。

2　「被承継人の表示」の欄には、登録申請に係る権利について特許原簿に表示されている者の住所（居所）及び氏名（名称）を記載する。

3　「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票の謄本」等、法人の合併によるときは「登記事項証明書」等、法人の分割によるときは「会社分割承継証明書」等とする。「会社分割承継証明書」等には、被承継人が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

4　「申請人（承継人）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

5　相続その他の一般承継による申請をする場合の「承継人であることを証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書の添付することを要しないこととする場合において、申請人（承継人）の欄に記載した法人以外に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第５条の表第４号下欄に掲げる措置を行うときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「○○株式会社、○○県・・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第７条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

6　法人の分割による権利の承継の申請をする場合において、被承継人と承継人との間に複数の分割の事実があるときは、「７　添付書面の目録」の欄の次に「８　その他」の欄を設けて、「令和○○年○○月○○日の会社分割による承継」のように記載する。

7　その他は、様式第七の備考１から４まで、６から９まで、11から14まで及び17から20までと同様とする。この場合において、備考12中「申請人（登録権利者）」とあるのは、「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

（商標登録令施行規則の一部改正）

第五条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十条　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。	**第十条**　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。
2　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による分割によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。	2　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による分割によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。
3　（略）	3　（略）
第十二条　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。	**第十二条**　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。
2　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による移転によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。	2　前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による移転によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。
3　（略）	3　（略）

様式第六を次のように改める。

様式第六（第４条関係）

特　許 印　紙

商標権分割登録申請書

（　　円）　　（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　商標登録番号

2　分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分

第　　類

指定商品（指定役務）

3　登録の目的

4　申請人（商標権者）

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

（国籍・地域）

5　代理人

（識別番号）

住所（居所）

氏名（名称）

6　添付書面の目録

(1) 商標権分割証書　　１通

(2) （　　）

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２cmをとる。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成２年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第２項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第30号）第15条第１項の規定による手続に係る申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第４項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「５　振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第５項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第６項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成８年通商産業省令第64号）第５条の規定による納付書（以下

「納付書」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第４号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし特例法施行規則第41条の９第１項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。

５　「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、２以上の商品（役務）を指定する場合には、それぞれの指定商品（指定役務）の区切りにコンマ（，）を付さなければならない。

６　「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が２以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

第　　類
指定商品（指定役務）
第　　類
指定商品（指定役務）

７　「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。

８　「申請人（商標権者）」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人（商標権者）又は代理人の電話番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第３条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。

９　「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。

10　「氏名（名称）」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

11　「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「（国籍・地域）」の欄は設けるには及ばない。

12　代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

13　「（令和　　年　　月　　日）」には、なるべく提出する日を記載する。

14　商標法施行規則第22条第２項において準用する特許法施行規則第27条第３項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「代理人」の欄の次に「国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。

15　商標法施行規則第22条第１項において準用する特許法施行規則第９条の３第１項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、２以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。

16　商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第１項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第２項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。

17　「商標権分割証書」には、商標権者が記名し、印（本人確認できるものであること。）を押さなければならない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（包括委任状） **第六条**　特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。 ２～４　（略） （特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～二十六　（略） 二十七　拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあっては、証拠保全に係るものを除く。） イ～ル　（略） ヲ　特許法施行規則第五十条第五項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出 ワ～ツ　（略） 二十八～五十一　（略）	（包括委任状） **第六条**　特定手続（第十条第五号、第五号の二、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。 ２～４　（略） （特定手続の指定） **第十条**　法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。 一～二十六　（略） 二十七　拒絶査定等に対する審判に係る手続であって、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあっては、証拠保全に係るものを除く。） イ～ル　（略） ヲ　特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出 ワ～ツ　（略） 二十八～五十一　（略）

五十二　特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三　第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四　特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五～五十七　（略）

五十八　法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録された事項を記載したものを除く。）の交付の請求

五十九～六十七　（略）

五十二　特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三　第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四　特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五～五十七　（略）

五十八　法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものを除く。）の交付の請求

五十九～六十七　（略）

（特定手続の入力事項等）

第十条の二　電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2　（略）

（願書等の様式）

第十一条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	手　続	書類名	様　式
一～二十一　（略）			
二十二	別表第一の二の六十三の項に掲げる法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求	（略）	（略）

2　（略）

（特定手続の方法）

第十三条　（略）

2　（略）

3　第一項又は前項の規定により特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件（第一項の規定により特定手続を行う者にあっては、第十九条第一項各号に掲げる物件を除く。）であって特許庁長官が認めるものを添付して当該特定手続を行う場合において、次の各号に掲げるときは、当該物件の添付に代えて、それぞれ当該各号に定めるものを第一項又は前項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認める方法により提出するものとする。

一　当該物件（特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならないとされているもの（国際出願等に係るものを除く。）を除く。）が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び第五項において同じ。）をもって作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該物件が電磁的記録をもって作成されているとき　当該電磁的記録

4　第二項の規定により特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている電磁的記録であって特許庁長官が認めるものを添付して当該特定手続を行う場合においては、当該電磁的記録を前項に規定する方法により提出するものとする。

5　特許庁長官、審判長又は審査官は、第三項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提出を命ずることができる。

（特定手続の入力事項等）

第十条の二　電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、当該特定手続につき規定した特許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条、第十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2　（略）

（願書等の様式）

第十一条　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。

	手　続	書類名	様　式
一～二十一　（略）			
二十二	別表第一の二の六十三の項に掲げる法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求	（略）	（略）

2　（略）

（特定手続の方法）

第十三条　（略）

2　（略）

3　別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であって特許庁長官が認めるものを添付して行う場合には、当該物件の提出は、前項に規定する方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

第十三条の二　前条第三項に規定する方法により特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならないとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）を提出する場合には、その押印又は署名に代えて、同項第二号に規定する電磁的記録に記録された情報に特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。

2　（略）

3　前条第三項に規定する方法により国際出願等に係る書面を提出する場合にあっては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。

（物件の提出）

第十九条　電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第一項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～十三　（略）

十四　特許法施行規則第五十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により提出すべき証拠物件

十四の二　特許法施行規則第五十条第一項の規定により提出すべき光ディスク

十五～二十一　（略）

2～4　（略）

第十九条の二　電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件（第十三条第三項の規定による提出ができないものに限る。）を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第二項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　特許法施行規則第三十八条の十八において準用する同令第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第二項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

三　（略）

四　特許法施行規則第五十条第一項（特許法施行規則第四十条（実用新案法施行規則第二十三条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第四十五条の六及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により提出すべき証拠物件

四の二　特許法施行規則第五十条第一項の規定により提出すべき光ディスク

2・3　（略）

（特定処分等の指定）

第二十三条　法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一　特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一

第十三条の二　特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならないものとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合（前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。）は、その押印又は署名に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。

2　（略）

3　国際出願等に係る書面について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合にあっては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。

（物件の提出）

第十九条　電子情報処理組織を使用して特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第一項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～十三　（略）

十四　特許法施行規則第五十条第一項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

（新設）

十五～二十一　（略）

2～4　（略）

第十九条の二　電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件（第十三条第三項の規定による提出ができないものに限る。）を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第二項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一　（略）

二　特許法施行規則第三十八条の十八において準用する同規則第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第二項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

三　（略）

四　特許法施行規則第五十条第一項（特許法施行規則第四十条（実用新案法施行規則第二十三条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第四十五条の六及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

（新設）

2・3　（略）

（特定処分等の指定）

第二十三条　法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもって行うものとされている行為は、次に掲げるものとする。

一　特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一

から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続及び商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ　第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号並びに別表第一の二の四から十四までの項に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第四十六号、第四十七号、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

ロ～レ　（略）

ソ　特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）

二～八　（略）

九　特許法第百四十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第百五十一条（同法第七十一条第三項及び第百二十条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第五十六条の二（同令第四十条（実用新案法施行規則第二十三条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法施行規則第五十七条の八（同令第四十条及び第四十五条の六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成

（特定通知等の指定）

第二十三条の四　法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一～十九　（略）

から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続及び商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ　第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号並びに別表第一の二の四から十四までの項に掲げるものに限る。）並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）

ロ～レ　（略）

ソ　特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）

二～八　（略）

九　特許法第百四十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、特許法第百五十一条（同法第七十一条第三項及び第百二十条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成

（特定通知等の指定）

第二十三条の四　法第五条第一項の経済産業省令で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）とする。

一～十九　（略）

二十　特許法第百五十一条（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百四十五条第四項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限り、証拠保全に係るものを除く。）

二十一～三十六　（略）

（磁気ディスクに添付する物件）

第二十九条　第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。）を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二、第十四号の二及び第十七号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付しなければならない。

2　第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第七号まで、第九号から第十四号まで、第十五号及び第十六号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該物件を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該物件に係る第十三条第三項第一号に規定する画像情報若しくは同項第二号に規定する電磁的記録を当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

3　（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十条　法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二　法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であって別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であって法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一～三十八　（略）

三十九　特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

二十　特許法第百五十一条（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第九十四条第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査定等に対する審判に係るものに限り、証拠保全に係るものを除く。）

二十一～三十六　（略）

（磁気ディスクに添付する物件）

第二十九条　第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。）を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付しなければならない。

2　第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第十六号まで、第十九号及び第二十号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならない。

3　（略）

（書面の提出による手続の指定）

第三十条　法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（手数料（国際出願等に係る手数料を除く。）の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号（手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）、第六十二号、第六十三号、第六十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二　法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であって別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であって法の施行の日前にされたものを除く。）とする。

一～三十八　（略）

三十九　特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

四十　第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十五　（略）

（電磁的記録の提供方法）

第三十四条の二の二　法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）とする。

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）

第三十四条の五　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあっては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

別表第一　（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	（略）	（略）
	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）	

四十　第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十五　（略）

（電磁的記録の提供方法）

第三十四条の二の二　法第八条第一項の経済産業省令で定める方法は、第十三条第二項に規定する方法とする。

（ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定）

第三十四条の五　法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあっては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

別表第一　（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	（略）	（略）
	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）	

二	（略）	第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
三	（略）	第十条第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
四	（略）	第十条第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
五	（略）	第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十六号、第四十七号、第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
六	（略）	第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
七	（略）	第十条第二十七号、第三十八号から第四十一号まで、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
	（略）	（略）

二	（略）	第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十号から第五十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
三	（略）	第十条第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
四	（略）	第十条第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
五	（略）	第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）
六	（略）	第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
七	（略）	第十条第二十七号、第三十八号から第四十一号まで、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
	（略）	（略）

別表第一の二

一～十二　（略）	
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号、第四十六号、第四十七号、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）
十四～十七　（略）	
十八	特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
十九～四十一　（略）	
四十二	特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出（第十三条第三項の規定による提出ができないものを除く。）
四十三～六十二　（略）	
六十三	法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあっては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求
六十四～百二十一　（略）	
百二十二	第十九条第一項（同項第一号、第一号の二、第十四号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
百二十三～百二十七　（略）	

別表第一の二

一～十二　（略）	
十三	審判、再審及び判定に係る手続（第十条第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）
十四～十七　（略）	
十八	特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）
十九～四十一　（略）	
四十二	特許法第百九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出
四十三～六十二　（略）	
六十三	法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。）の交付の請求
六十四～百二十一　（略）	
百二十二	第十九条第一項（同項第一号、第一号の二及び第十七号を除く。）の規定による物件の提出（別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。）
百二十三～百二十七　（略）	

様式第二十五を次のように改める。

様式第25（第11条関係）

【書類名】 商標登録料納付書

（【提出日】 令和　　年　　月　　日）

【あて先】 特許庁長官　　殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

　【氏名又は名称】

【納付者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【登録料の表示】

　【予納台帳番号】

　【納付金額】

〔備考〕

1　商標法施行規則第18条第２項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であって、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。

2　商標法第41条の３第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあっては、同法第41条の２第７項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第３項の割増登録料を追納するときは、「【登録料の表示】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第41条の３第１項の規定による後期分割登録料及び割増登録料の追納」のように記載する。

3　商標法施行規則第18条第８項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【登録料の表示】」（備考２に該当する場合にあっては「【特許料等に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかった理由について具体的に記載する。

4　その他は、様式第９の備考１、２、５、６、８、11及び26、様式第13の備考２並びに様式第19の備考２から４までと同様とする。この場合において、様式第19の備考３中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考４中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第七条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（納付） **第五条**　（略） ２　（略） ３　一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第二項又は第三項（これらの規定を実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十一条の二第九項、第三十八条の二第七項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の六の二第八項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の十四第七項（同条第八項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第六十九条の二第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第五項、意匠法施行規則第十八条の六第五項、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二条第十四項、第九条第二項又は第三項、第十条第八項、第十八条の二第六項及び第二十条第七項並びに特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第六条第三項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。 ４　（略）	（納付） **第五条**　（略） ２　（略） ３　一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第二項又は第三項（これらの規定を実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十一条の二第九項、第三十八条の二第七項（実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の六の二第八項（実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八条の十四第七項（同条第八項（実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第六十九条の二第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第五項、意匠法施行規則第十八条の六第五項、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二条第十四項、第九条第二項又は第三項、第十条第八項、第十八条の二第六項及び第二十条第七項並びに特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第六条第三項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。 ４　（略）

（鉱業登録令施行規則の一部改正）

第八条　鉱業登録令施行規則（昭和二十六年通商産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録免許税納付書の不受理） **第十二条の二**　経済産業大臣又は経済産業局長は、鉱区の減少若しくは分割又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十六条第一項の規定による鉱区の増加による鉱業権の変更の登録に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第二項の規定による登録上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものが添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権の変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。 2　経済産業局長は、鉱区の合併による採掘権の変更に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第三項の規定による抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの及び抵当権の順位に関する協定書が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの及び抵当権の順位に関する協定書を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。 3　（略）	（登録免許税納付書の不受理） **第十二条の二**　経済産業大臣又は経済産業局長は、鉱区の減少若しくは分割又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十六条第一項の規定による鉱区の増加による鉱業権の変更の登録に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第二項の規定による登録上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権の変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。 2　経済産業局長は、鉱区の合併による採掘権の変更に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第三項の規定による抵当権者の承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本および抵当権の順位に関する協定書が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権変更の出願の際に、当該承諾書または裁判の謄本および抵当権の順位に関する協定書を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。 3　（略）

（弁理士法施行規則の一部改正）

第九条　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実務修習の内容及び方法） **第二十一条の二**　（略） 2・3　（略） 4　講義については、多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（法第四条第二項第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。	（実務修習の内容及び方法） **第二十一条の二**　（略） 2・3　（略） 4　講義については、多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第七号

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年四月三十日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
［イ～ニ　略］
ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪
［(1)～(5)　略］
(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪
［(7)～(29)　略］
ヘ　［略］
［四十八～六十　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　同上］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四十七　［同上］

ホ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

［(7)～(29)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第

（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の二十一及び第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の	八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪 ［(7)～(29)　同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の二十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十

十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の二十一及び第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第

六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　略］

四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

［イ～ニ　略］

ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

［(1)～(5)　略］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪

［(7)～(29)　略］

ヘ　［略］

［四十八～六十　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～七　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第三条**　［同上］ ［一～七　同上］

十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

［九～四十六　同上］

四十七　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

［(7)～(29)　同上］

ヘ　［同上］

［四十八～六十　同上］

八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　略］ 四十七　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪 ［イ～ニ　略］ ホ　組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 ［(1)～(5)　略］ (6)　金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 ［(7)～(29)　略］ ヘ　［略］ ［四十八～六十　略］	八　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪 ［九～四十六　同上］ 四十七　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ (6)　金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪 ［(7)～(29)　同上］ ヘ　［同上］ ［四十八～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。

法規的告示

○財務省告示第百二十七号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「法」という。）第五条の二十七第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を次のように定め、令和九年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用する。

令和八年四月三十日

財務大臣　片山さつき

1　この告示で使用する用語は、法及び所得税法において使用する用語の例による。

2　居住者に対して支払うべき次項に規定する賞与以外の給与等について法第五条の二十七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により徴収すべき所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一　所得税法第百八十五条第一項第一号に掲げる給与等　次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあっては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の同号に規定する月割額（次号において「月割額」という。）又は給与等の同項第一号に規定する日割額（次号において「日割額」という。）並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同項第一号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（次項において「主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族」という。）の有無及びその数に応ずる次に定める税額

イ　給与等の支給期が毎月と定められている場合　別表第一の甲欄に掲げる税額

ロ　給与等の支給期が毎半月と定められている場合　別表第一の甲欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ　給与等の支給期が毎旬と定められている場合　別表第一の甲欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ　給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合　別表第一の甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ　給与等の支給期が毎日と定められている場合　別表第二の甲欄に掲げる税額

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合　別表第二の甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

二　所得税法第百八十五条第一項第二号に掲げる給与等　次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額（ロ、ハ、ニ又はヘに掲げる場合にあっては、それぞれ当該金額の二倍に相当する金額、当該金額の三倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額）、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びに当該申告書に記載された同法第百九十五条第一項第三号に規定する源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族（当該源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族が同条第五項の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族に限る。）の数に応ずる次に定める税額

イ　給与等の支給期が毎月と定められている場合　別表第一の乙欄に掲げる税額

ロ　給与等の支給期が毎半月と定められている場合　別表第一の乙欄に掲げる税額の二分の一に相当する税額

ハ　給与等の支給期が毎旬と定められている場合　別表第一の乙欄に掲げる税額の三分の一に相当する税額

ニ　給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合　別表第一の乙欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額

ホ　給与等の支給期が毎日と定められている場合　別表第二の乙欄に掲げる税額

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合　別表第二の乙欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額

三　所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等　その給与等の金額に応じ、別表第二の丙欄に掲げる税額

3　居住者に対して支払うべき賞与（賞与の性質を有する給与を含む。以下この項において同じ。）について法第五条の二十七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により徴収すべき所得税の額、防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる賞与の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ　所得税法第百八十六条第一項第一号に掲げる賞与　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

(1)　所得税法第百八十六条第一項第一号イに掲げる場合　前月中に支払った、又は支払うべき通常の給与等の金額（同号イに規定する通常の給与等の金額をいう。以下この項において同じ。）、給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応じ別表第三の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(2)　所得税法第百八十六条第一項第一号ロに掲げる場合　その賞与の金額の六分の一（当該金額の計算の基礎となった期間が六月を超える場合には、十二分の一。以下この項において同じ。）に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第一の甲欄に掲げる税額に六（当該賞与の金額の計算の基礎となった期間が六月を超える場合には、十二。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する税額

ロ　所得税法第百八十六条第一項第二号に掲げる賞与　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額

(1)　所得税法第百八十六条第一項第二号イに掲げる場合　前月中に支払った、又は支払うべき通常の給与等の金額に応じ別表第三の乙欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(2)　所得税法第百八十六条第一項第二号ロに掲げる場合　その賞与の金額の六分の一に相当する金額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

二　賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った、又は支払うべき所得税法第百八十六条第一項第一号イに規定する通常の給与等がある場合において、その賞与の金額が前月中に支払った、又は支払うべき通常の給与等の金額の十倍に相当する金額を超える場合　次に掲げる賞与の区分に応じそれぞれ次に定める税額

イ　所得税法第百八十六条第二項第一号に掲げる賞与　その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第一の甲欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第一の甲欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

ロ　所得税法第百八十六条第二項第二号に掲げる賞与　その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

4　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この項において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この項において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として所得税法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第百八十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

5　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この項において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象親族（所得税法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この項において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この項において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象居住者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

6　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったもの）である場合には、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が他に一人あると記載されているものとして、第二項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

別表第一　令和９年１月１日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（法第五条の二十七関係）

（一）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲								乙
			扶養親族等の数								
以上	未満		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	税額
円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
111,000円未満			0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
111,000	113,000		140	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000		250	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000		350	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000		450	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000		550	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000		650	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000		760	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000		860	0	0	0	0	0	0	0	4,500
127,000	129,000		960	0	0	0	0	0	0	0	4,800
129,000	131,000		1,060	0	0	0	0	0	0	0	5,100
131,000	133,000		1,160	0	0	0	0	0	0	0	5,400
133,000	135,000		1,270	0	0	0	0	0	0	0	5,700
135,000	137,000		1,370	0	0	0	0	0	0	0	6,000
137,000	139,000		1,470	0	0	0	0	0	0	0	6,300
139,000	141,000		1,570	0	0	0	0	0	0	0	6,600
141,000	143,000		1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,900
143,000	145,000		1,780	160	0	0	0	0	0	0	7,200
145,000	147,000		1,880	270	0	0	0	0	0	0	7,500
147,000	149,000		1,980	370	0	0	0	0	0	0	7,800
149,000	151,000		2,080	470	0	0	0	0	0	0	8,100
151,000	153,000		2,180	570	0	0	0	0	0	0	8,400
153,000	155,000		2,290	670	0	0	0	0	0	0	8,700
155,000	157,000		2,390	780	0	0	0	0	0	0	9,000
157,000	159,000		2,490	880	0	0	0	0	0	0	9,300
159,000	161,000		2,590	980	0	0	0	0	0	0	9,600
161,000	163,000		2,700	1,080	0	0	0	0	0	0	9,900
163,000	165,000		2,800	1,180	0	0	0	0	0	0	10,200
165,000	167,000		2,900	1,290	0	0	0	0	0	0	10,500
167,000	169,000		3,000	1,390	0	0	0	0	0	0	10,800
169,000	171,000		3,090	1,480	0	0	0	0	0	0	11,100
171,000	173,000		3,170	1,550	0	0	0	0	0	0	11,400
173,000	175,000		3,240	1,620	0	0	0	0	0	0	11,700
175,000	177,000		3,310	1,690	0	0	0	0	0	0	12,000
177,000	179,000		3,380	1,770	0	0	0	0	0	0	12,400
179,000	181,000		3,450	1,840	150	0	0	0	0	0	12,700
181,000	183,000		3,520	1,910	300	0	0	0	0	0	13,000
183,000	185,000		3,590	1,980	370	0	0	0	0	0	13,500
185,000	187,000		3,670	2,050	440	0	0	0	0	0	14,200
187,000	189,000		3,740	2,120	510	0	0	0	0	0	14,900
189,000	191,000		3,810	2,200	580	0	0	0	0	0	15,600
191,000	193,000		3,880	2,270	650	0	0	0	0	0	16,300
193,000	195,000		3,950	2,340	720	0	0	0	0	0	17,100
195,000	197,000		4,020	2,410	800	0	0	0	0	0	17,800
197,000	199,000		4,090	2,480	870	0	0	0	0	0	18,500
199,000	201,000		4,170	2,550	940	0	0	0	0	0	19,200

(二)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
201,000	203,000	4,240	2,620	1,010	0	0	0	0	0	19,900
203,000	205,000	4,310	2,700	1,080	0	0	0	0	0	20,500
205,000	207,000	4,380	2,770	1,150	0	0	0	0	0	21,200
207,000	209,000	4,450	2,840	1,230	0	0	0	0	0	22,000
209,000	211,000	4,520	2,910	1,300	0	0	0	0	0	22,700
211,000	213,000	4,590	2,980	1,370	0	0	0	0	0	23,200
213,000	215,000	4,670	3,050	1,440	0	0	0	0	0	23,800
215,000	217,000	4,740	3,120	1,510	0	0	0	0	0	24,400
217,000	219,000	4,810	3,200	1,580	0	0	0	0	0	24,900
219,000	221,000	4,880	3,270	1,650	0	0	0	0	0	25,500
221,000	224,000	4,970	3,360	1,740	120	0	0	0	0	26,100
224,000	227,000	5,080	3,460	1,850	230	0	0	0	0	27,200
227,000	230,000	5,190	3,570	1,950	340	0	0	0	0	28,200
230,000	233,000	5,300	3,680	2,060	450	0	0	0	0	29,200
233,000	236,000	5,400	3,790	2,160	550	0	0	0	0	30,200
236,000	239,000	5,510	3,890	2,280	660	0	0	0	0	31,100
239,000	242,000	5,620	4,000	2,380	770	0	0	0	0	32,200
242,000	245,000	5,730	4,100	2,490	880	0	0	0	0	33,200
245,000	248,000	5,830	4,220	2,590	980	0	0	0	0	34,200
248,000	251,000	5,940	4,320	2,710	1,090	0	0	0	0	35,200
251,000	254,000	6,040	4,430	2,810	1,190	0	0	0	0	36,200
254,000	257,000	6,160	4,530	2,920	1,310	0	0	0	0	37,300
257,000	260,000	6,260	4,650	3,020	1,410	0	0	0	0	38,300
260,000	263,000	6,370	4,750	3,130	1,520	0	0	0	0	39,300
263,000	266,000	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0	0	0	40,300
266,000	269,000	6,590	4,960	3,350	1,740	110	0	0	0	41,200
269,000	272,000	6,690	5,070	3,450	1,840	220	0	0	0	42,300
272,000	275,000	6,800	5,180	3,560	1,950	330	0	0	0	43,300
275,000	278,000	6,900	5,290	3,670	2,050	440	0	0	0	44,300
278,000	281,000	7,010	5,390	3,780	2,160	540	0	0	0	45,300
281,000	284,000	7,120	5,500	3,880	2,270	650	0	0	0	46,400
284,000	287,000	7,230	5,610	3,990	2,380	760	0	0	0	47,400
287,000	290,000	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	0	0	48,600
290,000	293,000	7,440	5,820	4,210	2,590	970	0	0	0	49,700
293,000	296,000	7,550	5,930	4,310	2,700	1,080	0	0	0	50,800
296,000	299,000	7,660	6,030	4,420	2,810	1,180	0	0	0	52,100
299,000	302,000	7,760	6,150	4,530	2,910	1,300	0	0	0	53,200
302,000	305,000	7,880	6,270	4,660	3,030	1,420	0	0	0	54,400
305,000	308,000	8,000	6,390	4,780	3,150	1,540	0	0	0	55,200
308,000	311,000	8,130	6,510	4,900	3,280	1,660	0	0	0	56,100
311,000	314,000	8,250	6,640	5,020	3,400	1,790	170	0	0	56,900
314,000	317,000	8,450	6,760	5,150	3,520	1,910	300	0	0	57,700
317,000	320,000	8,700	6,880	5,270	3,640	2,030	420	0	0	58,500
320,000	323,000	8,940	7,000	5,390	3,770	2,150	540	0	0	59,400
323,000	326,000	9,190	7,130	5,510	3,890	2,280	660	0	0	60,400
326,000	329,000	9,430	7,250	5,640	4,010	2,400	790	0	0	61,500
329,000	332,000	9,680	7,370	5,760	4,140	2,520	910	0	0	62,500
332,000	335,000	9,920	7,490	5,880	4,260	2,640	1,030	0	0	63,600
335,000	338,000	10,170	7,620	6,000	4,380	2,770	1,150	0	0	64,600
338,000	341,000	10,410	7,740	6,130	4,500	2,890	1,280	0	0	65,700

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
341,000	344,000	10,660	7,860	6,250	4,630	3,010	1,400	0	0	66,700
344,000	347,000	10,900	7,980	6,370	4,750	3,130	1,520	0	0	67,700
347,000	350,000	11,150	8,110	6,490	4,870	3,260	1,640	0	0	68,700
350,000	353,000	11,390	8,230	6,620	4,990	3,380	1,770	140	0	69,700
353,000	356,000	11,640	8,400	6,740	5,120	3,500	1,890	270	0	70,800
356,000	359,000	11,880	8,650	6,860	5,240	3,620	2,010	390	0	71,800
359,000	362,000	12,130	8,890	6,980	5,360	3,750	2,130	510	0	72,800
362,000	365,000	12,370	9,140	7,110	5,480	3,870	2,260	630	0	73,800
365,000	368,000	12,620	9,380	7,230	5,610	3,990	2,380	760	0	74,800
368,000	371,000	12,860	9,630	7,350	5,730	4,110	2,500	880	0	75,900
371,000	374,000	13,110	9,870	7,470	5,850	4,240	2,620	1,000	0	76,800
374,000	377,000	13,350	10,120	7,600	5,970	4,360	2,750	1,120	0	77,700
377,000	380,000	13,600	10,360	7,720	6,100	4,480	2,870	1,250	0	78,600
380,000	383,000	13,840	10,610	7,840	6,220	4,600	2,990	1,370	0	79,500
383,000	386,000	14,090	10,850	7,960	6,340	4,730	3,110	1,490	0	80,500
386,000	389,000	14,330	11,100	8,090	6,460	4,850	3,240	1,610	0	81,500
389,000	392,000	14,580	11,340	8,210	6,590	4,970	3,360	1,740	120	83,200
392,000	395,000	14,820	11,590	8,360	6,710	5,090	3,480	1,860	250	84,900
395,000	398,000	15,070	11,830	8,610	6,830	5,220	3,600	1,980	370	86,600
398,000	401,000	15,320	12,080	8,850	6,950	5,340	3,730	2,100	490	88,300
401,000	404,000	15,560	12,320	9,100	7,080	5,460	3,850	2,230	610	90,100
404,000	407,000	15,810	12,570	9,340	7,200	5,580	3,970	2,350	740	91,700
407,000	410,000	16,050	12,810	9,590	7,320	5,710	4,090	2,470	860	93,400
410,000	413,000	16,300	13,060	9,830	7,440	5,830	4,220	2,590	980	95,200
413,000	416,000	16,540	13,300	10,080	7,570	5,950	4,340	2,720	1,100	96,800
416,000	419,000	16,790	13,550	10,320	7,690	6,070	4,460	2,840	1,230	98,500
419,000	422,000	17,030	13,790	10,570	7,810	6,200	4,580	2,960	1,350	100,300
422,000	425,000	17,280	14,040	10,810	7,930	6,320	4,710	3,080	1,470	101,900
425,000	428,000	17,520	14,280	11,060	8,060	6,440	4,830	3,210	1,590	103,600
428,000	431,000	17,770	14,530	11,300	8,180	6,570	4,950	3,330	1,720	105,400
431,000	434,000	18,010	14,770	11,550	8,310	6,690	5,070	3,450	1,840	107,000
434,000	437,000	18,260	15,020	11,790	8,560	6,810	5,200	3,570	1,960	108,700
437,000	440,000	18,500	15,260	12,040	8,800	6,930	5,320	3,700	2,080	110,500
440,000	443,000	18,750	15,510	12,280	9,050	7,060	5,440	3,820	2,210	112,100
443,000	446,000	18,990	15,750	12,530	9,290	7,180	5,560	3,940	2,330	113,800
446,000	449,000	19,240	16,000	12,770	9,540	7,300	5,690	4,060	2,450	115,500
449,000	452,000	19,480	16,240	13,020	9,780	7,420	5,810	4,190	2,570	117,200
452,000	455,000	19,730	16,490	13,260	10,030	7,550	5,930	4,310	2,700	118,900
455,000	458,000	20,160	16,730	13,510	10,270	7,670	6,050	4,430	2,820	120,600
458,000	461,000	20,650	16,980	13,750	10,520	7,790	6,180	4,550	2,940	122,300
461,000	464,000	21,140	17,220	14,000	10,760	7,910	6,300	4,680	3,060	124,100
464,000	467,000	21,630	17,470	14,240	11,010	8,040	6,420	4,800	3,190	125,700
467,000	470,000	22,130	17,710	14,490	11,250	8,160	6,540	4,920	3,310	127,400
470,000	473,000	22,620	17,960	14,730	11,500	8,280	6,670	5,040	3,430	129,200
473,000	476,000	23,110	18,200	14,980	11,740	8,500	6,790	5,170	3,550	130,800
476,000	479,000	23,600	18,450	15,220	11,990	8,750	6,910	5,290	3,680	132,400
479,000	482,000	24,090	18,690	15,470	12,230	9,000	7,030	5,410	3,800	134,100
482,000	485,000	24,580	18,940	15,710	12,480	9,240	7,160	5,530	3,920	135,600
485,000	488,000	25,070	19,180	15,960	12,720	9,490	7,280	5,660	4,040	137,200
488,000	491,000	25,560	19,430	16,200	12,970	9,730	7,400	5,780	4,170	138,900

(四)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
491,000	494,000	26,050	19,670	16,450	13,210	9,980	7,520	5,900	4,290	140,500
494,000	497,000	26,540	20,060	16,690	13,460	10,220	7,650	6,020	4,410	142,000
497,000	500,000	27,030	20,550	16,940	13,700	10,470	7,770	6,150	4,530	143,700
500,000	503,000	27,520	21,040	17,180	13,950	10,710	7,890	6,270	4,660	145,300
503,000	506,000	28,010	21,530	17,430	14,190	10,960	8,010	6,390	4,780	146,900
506,000	509,000	28,500	22,020	17,670	14,440	11,200	8,140	6,510	4,900	148,500
509,000	512,000	28,990	22,510	17,920	14,680	11,450	8,260	6,640	5,020	150,100
512,000	515,000	29,480	23,000	18,160	14,930	11,690	8,460	6,760	5,150	151,700
515,000	518,000	29,970	23,490	18,410	15,170	11,940	8,710	6,880	5,270	153,400
518,000	521,000	30,460	23,980	18,650	15,420	12,180	8,950	7,000	5,390	154,900
521,000	524,000	30,950	24,470	18,900	15,660	12,430	9,200	7,130	5,510	156,500
524,000	527,000	31,440	24,960	19,140	15,910	12,670	9,440	7,250	5,640	158,200
527,000	530,000	31,930	25,450	19,390	16,150	12,920	9,690	7,370	5,760	159,800
530,000	533,000	32,420	25,940	19,630	16,400	13,160	9,930	7,490	5,880	161,300
533,000	536,000	32,910	26,430	19,970	16,640	13,410	10,180	7,620	6,000	162,700
536,000	539,000	33,400	26,920	20,460	16,890	13,650	10,420	7,740	6,130	164,300
539,000	542,000	33,890	27,410	20,950	17,130	13,900	10,670	7,860	6,250	165,700
542,000	545,000	34,380	27,900	21,440	17,380	14,140	10,910	7,980	6,370	167,100
545,000	548,000	34,870	28,390	21,930	17,620	14,390	11,160	8,110	6,490	168,700
548,000	551,000	35,360	28,880	22,420	17,870	14,630	11,400	8,230	6,620	170,100
551,000	554,000	35,900	29,430	22,960	18,140	14,910	11,670	8,440	6,750	171,600
554,000	557,000	36,450	29,980	23,510	18,420	15,180	11,950	8,720	6,890	173,100
557,000	560,000	37,000	30,530	24,060	18,690	15,460	12,220	9,000	7,020	174,500
560,000	563,000	37,550	31,080	24,620	18,970	15,730	12,500	9,270	7,170	176,000
563,000	566,000	38,100	31,630	25,170	19,250	16,010	12,770	9,550	7,300	177,400
566,000	569,000	38,660	32,180	25,720	19,520	16,280	13,050	9,820	7,440	179,000
569,000	572,000	39,210	32,730	26,270	19,810	16,560	13,320	10,100	7,580	180,400
572,000	575,000	39,760	33,280	26,820	20,360	16,840	13,600	10,370	7,720	181,800
575,000	578,000	40,310	33,840	27,370	20,910	17,110	13,880	10,650	7,850	183,400
578,000	581,000	40,860	34,390	27,920	21,460	17,390	14,150	10,920	7,990	184,800
581,000	584,000	41,410	34,940	28,480	22,010	17,660	14,430	11,200	8,130	186,300
584,000	587,000	41,960	35,490	29,030	22,560	17,940	14,700	11,480	8,270	187,800
587,000	590,000	42,510	36,040	29,580	23,120	18,210	14,980	11,750	8,520	189,200
590,000	593,000	43,070	36,590	30,130	23,670	18,490	15,250	12,030	8,790	190,700
593,000	596,000	43,620	37,140	30,680	24,220	18,770	15,530	12,300	9,070	192,200
596,000	599,000	44,170	37,700	31,230	24,770	19,040	15,810	12,580	9,340	193,700
599,000	602,000	44,720	38,250	31,780	25,320	19,320	16,080	12,850	9,620	195,100
602,000	605,000	45,270	38,800	32,340	25,870	19,590	16,360	13,130	9,890	196,500
605,000	608,000	45,820	39,350	32,890	26,420	19,950	16,630	13,410	10,170	198,100
608,000	611,000	46,370	39,900	33,440	26,970	20,500	16,910	13,680	10,440	199,500
611,000	614,000	46,930	40,450	33,990	27,530	21,050	17,180	13,960	10,720	201,000
614,000	617,000	47,480	41,000	34,540	28,080	21,600	17,460	14,230	11,000	202,500
617,000	620,000	48,030	41,550	35,090	28,630	22,160	17,730	14,510	11,270	203,900
620,000	623,000	48,580	42,110	35,640	29,180	22,710	18,010	14,780	11,550	205,400
623,000	626,000	49,130	42,660	36,190	29,730	23,260	18,290	15,060	11,820	206,900
626,000	629,000	49,680	43,210	36,750	30,280	23,810	18,560	15,340	12,100	208,400
629,000	632,000	50,230	43,760	37,300	30,830	24,360	18,840	15,610	12,370	209,800
632,000	635,000	50,780	44,310	37,850	31,390	24,910	19,110	15,890	12,650	211,200
635,000	638,000	51,340	44,860	38,400	31,940	25,460	19,390	16,160	12,930	212,800
638,000	641,000	51,890	45,410	38,950	32,490	26,020	19,660	16,440	13,200	214,200

(五)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
641,000	644,000	52,440	45,970	39,500	33,040	26,570	20,100	16,710	13,480	215,700	
644,000	647,000	52,990	46,520	40,050	33,590	27,120	20,650	16,990	13,750	217,000	
647,000	650,000	53,540	47,070	40,610	34,140	27,670	21,210	17,270	14,030	218,000	
650,000	653,000	54,090	47,620	41,160	34,690	28,220	21,760	17,540	14,300	219,000	
653,000	656,000	54,640	48,170	41,710	35,240	28,770	22,310	17,820	14,580	220,000	
656,000	659,000	55,200	48,720	42,260	35,800	29,320	22,860	18,090	14,860	221,000	
659,000	662,000	55,750	49,270	42,810	36,350	29,870	23,410	18,370	15,130	222,100	
662,000	665,000	56,300	49,820	43,360	36,900	30,430	23,960	18,640	15,410	223,100	
665,000	668,000	56,850	50,380	43,910	37,450	30,980	24,510	18,920	15,680	224,100	
668,000	671,000	57,400	50,930	44,460	38,000	31,530	25,070	19,190	15,960	225,000	
671,000	674,000	57,950	51,480	45,020	38,550	32,080	25,620	19,470	16,230	226,000	
674,000	677,000	58,500	52,030	45,570	39,100	32,630	26,170	19,750	16,510	227,100	
677,000	680,000	59,050	52,580	46,120	39,660	33,180	26,720	20,260	16,790	228,100	
680,000	683,000	59,610	53,130	46,670	40,210	33,730	27,270	20,810	17,060	229,100	
683,000	686,000	60,160	53,680	47,220	40,760	34,290	27,820	21,360	17,340	230,100	
686,000	689,000	60,710	54,240	47,770	41,310	34,840	28,370	21,910	17,610	231,200	
689,000	692,000	61,260	54,790	48,320	41,860	35,390	28,920	22,460	17,890	232,800	
692,000	695,000	61,810	55,340	48,880	42,410	35,940	29,480	23,010	18,160	234,300	
695,000	698,000	62,360	55,890	49,430	42,960	36,490	30,030	23,560	18,440	235,900	
698,000	701,000	62,910	56,440	49,980	43,520	37,040	30,580	24,120	18,710	237,400	
701,000	704,000	63,470	56,990	50,530	44,070	37,590	31,130	24,670	18,990	238,900	
704,000	707,000	64,020	57,540	51,080	44,620	38,140	31,680	25,220	19,270	240,400	
707,000	710,000	64,570	58,110	51,630	45,170	38,710	32,230	25,770	19,540	242,000	
710,000	713,000	65,180	58,720	52,240	45,780	39,320	32,850	26,380	19,920	243,600	
713,000	716,000	65,790	59,330	52,860	46,390	39,930	33,460	27,000	20,530	245,100	
716,000	719,000	66,410	59,940	53,470	47,010	40,540	34,070	27,610	21,140	246,700	
719,000	722,000	67,020	60,560	54,080	47,620	41,160	34,680	28,220	21,760	248,200	
722,000	725,000	67,630	61,170	54,690	48,230	41,770	35,300	28,830	22,370	249,700	
725,000	728,000	68,240	61,780	55,310	48,840	42,380	35,910	29,450	22,980	251,300	
728,000	731,000	68,860	62,390	55,920	49,460	42,990	36,520	30,060	23,600	252,800	
731,000	734,000	69,470	63,010	56,530	50,070	43,610	37,130	30,670	24,210	254,400	
734,000	737,000	70,080	63,620	57,150	50,680	44,220	37,750	31,280	24,820	256,000	
737,000	740,000	70,690	64,230	57,760	51,300	44,830	38,360	31,900	25,430	257,500	
740,000円		71,000	64,540	58,060	51,600	45,140	38,670	32,200	25,740	259,000	
740,000円を超え790,000円に満たない金額		740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額									259,000円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち740,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額
790,000円		81,210	74,750	68,270	61,810	55,350	48,880	42,410	35,950		
790,000円を超え960,000円に満たない金額		790,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち790,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額									

(六)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
960,000円		121,130円	114,670円	108,200円	101,730円	95,270円	88,800円	82,330円	75,870円	
960,000円を超え1,720,000円に満たない金額		960,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち960,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円		377,200円	370,740円	364,270円	357,800円	351,340円	344,870円	338,400円	331,940円	659,300円
1,720,000円を超え2,130,000円に満たない金額		1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								659,300円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額
2,130,000円		549,410円	542,950円	536,470円	530,010円	523,550円	517,080円	510,610円	504,150円	
2,130,000円を超え2,170,000円に満たない金額		2,130,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,130,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,170,000円		571,190円	564,730円	558,250円	551,790円	545,330円	538,850円	532,390円	525,930円	
2,170,000円を超え2,210,000円に満たない金額		2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,170,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円		592,970円	586,500円	580,030円	573,570円	567,100円	560,630円	554,170円	547,710円	
2,210,000円を超え2,250,000円に満たない金額		2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,210,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円		614,740円	608,280円	601,810円	595,350円	588,880円	582,410円	575,950円	569,480円	
2,250,000円を超え3,500,000円に満たない金額		2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち2,250,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
3,500,000円		1,125,240円	1,118,780円	1,112,310円	1,105,850円	1,099,380円	1,092,910円	1,086,450円	1,079,980円	
3,500,000円を超える金額		3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

(注)　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考)　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに1,610円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第二　令和９年１月１日以後の給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（法第五条の二十七関係）

(一)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,700円	未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063％に相当する金額	0
3,700	3,800	5	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	10	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	15	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	20	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	25	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,200	4,300	30	0	0	0	0	0	0	0	150	0
4,300	4,400	35	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,400	4,500	40	0	0	0	0	0	0	0	180	0
4,500	4,600	45	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,600	4,700	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
4,700	4,800	55	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,800	4,900	60	5	0	0	0	0	0	0	250	0
4,900	5,000	65	10	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	70	15	0	0	0	0	0	0	280	0
5,100	5,200	75	20	0	0	0	0	0	0	290	0
5,200	5,300	80	25	0	0	0	0	0	0	310	0
5,300	5,400	85	30	0	0	0	0	0	0	320	0
5,400	5,500	90	35	0	0	0	0	0	0	340	0
5,500	5,600	95	40	0	0	0	0	0	0	350	0
5,600	5,700	100	45	0	0	0	0	0	0	370	0
5,700	5,800	105	50	0	0	0	0	0	0	380	0
5,800	5,900	105	55	0	0	0	0	0	0	400	0
5,900	6,000	110	60	5	0	0	0	0	0	410	0
6,000	6,100	115	60	10	0	0	0	0	0	430	0
6,100	6,200	115	65	10	0	0	0	0	0	450	0
6,200	6,300	120	70	15	0	0	0	0	0	480	0
6,300	6,400	125	70	20	0	0	0	0	0	520	0
6,400	6,500	130	75	20	0	0	0	0	0	550	0
6,500	6,600	130	80	25	0	0	0	0	0	590	0
6,600	6,700	135	80	30	0	0	0	0	0	620	0
6,700	6,800	140	85	35	0	0	0	0	0	660	0
6,800	6,900	140	90	35	0	0	0	0	0	690	0
6,900	7,000	150	95	40	0	0	0	0	0	740	0
7,000	7,100	155	95	45	0	0	0	0	0	770	0
7,100	7,200	155	100	45	0	0	0	0	0	800	0
7,200	7,300	160	105	50	0	0	0	0	0	820	0
7,300	7,400	165	105	55	0	0	0	0	0	850	0
7,400	7,500	170	110	55	5	0	0	0	0	880	0
7,500	7,600	170	115	60	10	0	0	0	0	920	0
7,600	7,700	175	115	65	10	0	0	0	0	950	0
7,700	7,800	180	120	70	15	0	0	0	0	980	0
7,800	7,900	180	125	70	20	0	0	0	0	1,020	0
7,900	8,000	185	130	75	20	0	0	0	0	1,050	0
8,000	8,100	190	130	80	25	0	0	0	0	1,080	0
8,100	8,200	190	135	80	30	0	0	0	0	1,120	0

(二)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,200	8,300	195	140	85	35	0	0	0	0	1,150	0
8,300	8,400	200	140	90	35	0	0	0	0	1,180	0
8,400	8,500	205	150	90	40	0	0	0	0	1,210	0
8,500	8,600	205	155	95	45	0	0	0	0	1,260	0
8,600	8,700	210	155	100	45	0	0	0	0	1,290	0
8,700	8,800	215	160	105	50	0	0	0	0	1,320	0
8,800	8,900	215	165	105	55	0	0	0	0	1,360	0
8,900	9,000	220	170	110	55	5	0	0	0	1,390	0
9,000	9,100	225	170	115	60	10	0	0	0	1,420	0
9,100	9,200	225	175	115	65	10	0	0	0	1,460	0
9,200	9,300	230	180	120	70	15	0	0	0	1,490	0
9,300	9,400	235	180	125	70	20	0	0	0	1,520	0
9,400	9,500	240	185	125	75	20	0	0	0	1,550	0
9,500	9,600	240	190	130	80	25	0	0	0	1,590	0
9,600	9,700	245	190	135	80	30	0	0	0	1,630	0
9,700	9,800	250	195	140	85	30	0	0	0	1,670	0
9,800	9,900	250	200	140	90	35	0	0	0	1,710	0
9,900	10,000	255	205	150	90	40	0	0	0	1,750	0
10,000	10,100	260	205	155	95	45	0	0	0	1,790	1
10,100	10,200	265	210	160	100	45	0	0	0	1,830	4
10,200	10,300	265	215	160	105	50	0	0	0	1,850	8
10,300	10,400	270	220	165	110	55	0	0	0	1,880	11
10,400	10,500	275	220	170	110	60	5	0	0	1,910	15
10,500	10,600	285	225	175	115	65	10	0	0	1,930	18
10,600	10,700	290	230	180	120	65	15	0	0	1,960	22
10,700	10,800	300	235	180	125	70	20	0	0	1,990	25
10,800	10,900	305	240	185	130	75	20	0	0	2,030	29
10,900	11,000	315	240	190	130	80	25	0	0	2,060	32
11,000	11,100	325	245	195	135	85	30	0	0	2,090	36
11,100	11,200	330	250	200	140	85	35	0	0	2,130	39
11,200	11,300	340	255	200	150	90	40	0	0	2,160	43
11,300	11,400	345	260	205	155	95	40	0	0	2,200	46
11,400	11,500	355	260	210	155	100	45	0	0	2,240	51
11,500	11,600	365	265	215	160	105	50	0	0	2,270	54
11,600	11,700	370	270	220	165	105	55	0	0	2,300	58
11,700	11,800	380	275	220	170	110	60	5	0	2,340	61
11,800	11,900	385	280	225	175	115	60	10	0	2,370	65
11,900	12,000	400	290	230	175	120	65	15	0	2,410	68
12,000	12,100	410	295	235	180	125	70	15	0	2,440	72
12,100	12,200	415	305	240	185	125	75	20	0	2,470	75
12,200	12,300	425	315	240	190	130	80	25	0	2,510	79
12,300	12,400	430	320	245	195	135	80	30	0	2,540	82
12,400	12,500	440	330	250	195	140	85	35	0	2,570	86
12,500	12,600	450	335	255	200	150	90	35	0	2,600	89
12,600	12,700	455	345	260	205	150	95	40	0	2,630	93
12,700	12,800	465	355	260	210	155	100	45	0	2,660	96
12,800	12,900	470	360	265	215	160	100	50	0	2,700	101
12,900	13,000	480	370	270	215	165	105	55	0	2,740	104
13,000	13,100	490	375	275	220	170	110	55	5	2,800	108
13,100	13,200	495	385	280	225	170	115	60	10	2,850	111

(三)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
13,200	13,300	505	400	290	230	175	120	65	15	2,910	115
13,300	13,400	510	405	295	235	180	120	70	15	2,960	118
13,400	13,500	520	415	305	235	185	125	75	20	3,020	122
13,500	13,600	530	420	310	240	190	130	75	25	3,070	125
13,600	13,700	535	430	320	245	190	135	80	30	3,130	129
13,700	13,800	545	440	330	250	195	140	85	35	3,190	133
13,800	13,900	550	445	335	255	200	140	90	35	3,250	137
13,900	14,000	560	455	345	255	205	150	95	40	3,310	141
14,000	14,100	570	460	350	260	210	155	95	45	3,360	146
14,100	14,200	575	470	360	265	210	160	100	50	3,420	150
14,200	14,300	585	480	370	270	215	165	105	55	3,470	154
14,300	14,400	590	485	375	275	220	165	110	55	3,530	158
14,400	14,500	600	495	385	280	225	170	115	60	3,580	162
14,500	14,600	610	500	395	285	230	175	115	65	3,640	166
14,600	14,700	615	510	405	295	230	180	120	70	3,700	170
14,700	14,800	625	520	415	300	235	185	125	75	3,760	174
14,800	14,900	635	525	420	310	240	185	130	75	3,810	178
14,900	15,000	645	535	430	320	245	190	135	80	3,870	182
15,000	15,100	655	540	435	325	250	195	135	85	3,930	186
15,100	15,200	660	550	445	335	250	200	140	90	3,980	190
15,200	15,300	675	560	455	340	255	205	150	95	4,040	195
15,300	15,400	695	565	460	350	260	205	155	95	4,090	199
15,400	15,500	710	575	470	360	265	210	160	100	4,160	203
15,500	15,600	725	580	475	365	270	215	160	105	4,210	207
15,600	15,700	740	590	485	375	270	220	165	110	4,270	211
15,700	15,800	755	600	495	380	275	225	170	115	4,320	215
15,800	15,900	775	605	500	395	285	225	175	115	4,380	219
15,900	16,000	790	615	510	405	295	230	180	120	4,430	223
16,000	16,100	805	620	515	410	300	235	180	125	4,480	227
16,100	16,200	820	635	525	420	310	240	185	130	4,540	231
16,200	16,300	835	645	535	425	315	245	190	135	4,590	235
16,300	16,400	855	650	540	435	325	245	195	135	4,650	239
16,400	16,500	870	660	550	445	335	250	200	140	4,700	244
16,500	16,600	890	675	555	450	340	255	200	150	4,760	248
16,600	16,700	905	690	565	460	350	260	205	155	4,810	252
16,700	16,800	920	705	575	465	355	265	210	160	4,860	256
16,800	16,900	940	720	580	475	365	265	215	160	4,910	260
16,900	17,000	955	740	590	485	375	270	220	165	4,970	264
17,000	17,100	970	755	595	490	380	275	220	170	5,020	268
17,100	17,200	985	770	605	500	395	285	225	175	5,070	272
17,200	17,300	1,000	785	615	505	400	290	230	180	5,130	276
17,300	17,400	1,020	800	620	515	410	300	235	180	5,190	280
17,400	17,500	1,035	820	635	525	420	305	240	185	5,240	284
17,500	17,600	1,050	835	640	530	425	315	240	190	5,290	288
17,600	17,700	1,065	850	650	540	435	325	245	195	5,340	293
17,700	17,800	1,080	865	660	545	440	330	250	200	5,390	297
17,800	17,900	1,100	885	670	555	450	340	255	200	5,440	301
17,900	18,000	1,115	905	685	565	460	345	260	205	5,490	305
18,000	18,100	1,135	920	705	570	465	355	260	210	5,540	309
18,100	18,200	1,150	935	720	580	475	365	265	215	5,580	313

(四)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
18,200	18,300	1,165	950	735	585	480	370	270	220	5,640	317
18,300	18,400	1,185	970	750	595	490	380	275	220	5,690	321
18,400	18,500	1,200	985	770	605	500	395	285	225	5,740	325
18,500	18,600	1,220	1,005	785	615	510	400	290	230	5,790	329
18,600	18,700	1,240	1,020	805	620	515	410	300	235	5,830	333
18,700	18,800	1,255	1,040	825	635	525	420	310	240	5,880	337
18,800	18,900	1,275	1,060	840	645	535	430	320	245	5,930	342
18,900	19,000	1,290	1,075	860	655	545	440	330	250	5,980	346
19,000	19,100	1,310	1,095	880	665	555	445	335	255	6,030	350
19,100	19,200	1,330	1,110	900	685	560	455	345	260	6,070	354
19,200	19,300	1,345	1,135	920	700	570	465	355	260	6,130	358
19,300	19,400	1,370	1,155	935	720	580	475	365	265	6,180	362
19,400	19,500	1,385	1,170	955	740	590	485	375	270	6,230	366
19,500	19,600	1,405	1,190	970	755	600	490	380	275	6,280	370
19,600	19,700	1,425	1,205	990	775	605	500	395	285	6,320	374
19,700	19,800	1,440	1,225	1,010	790	615	510	405	295	6,370	379
19,800	19,900	1,460	1,245	1,025	810	625	520	415	305	6,420	387
19,900	20,000	1,475	1,260	1,045	830	640	530	425	310	6,470	396
20,000	20,100	1,495	1,280	1,060	845	650	535	430	320	6,520	404
20,100	20,200	1,515	1,295	1,080	865	655	545	440	330	6,570	412
20,200	20,300	1,530	1,315	1,100	885	670	555	450	340	6,620	420
20,300	20,400	1,550	1,335	1,115	905	690	565	460	350	6,670	428
20,400	20,500	1,565	1,350	1,140	925	705	575	470	355	6,720	436
20,500	20,600	1,585	1,375	1,155	940	725	580	475	365	6,770	445
20,600	20,700	1,610	1,390	1,175	960	745	590	485	375	6,810	453
20,700	20,800	1,625	1,410	1,195	975	760	600	495	385	6,860	461
20,800	20,900	1,645	1,430	1,210	995	780	610	505	400	6,910	469
20,900	21,000	1,660	1,445	1,230	1,015	795	620	515	405	6,960	477
21,000	21,100	1,680	1,465	1,245	1,030	815	625	520	415	7,010	485
21,100	21,200	1,700	1,480	1,265	1,050	835	640	530	425	7,060	494
21,200	21,300	1,715	1,500	1,285	1,065	850	650	540	435	7,110	502
21,300	21,400	1,735	1,520	1,300	1,085	870	660	550	445	7,160	510
21,400	21,500	1,750	1,535	1,320	1,105	890	675	560	450	7,210	518
21,500	21,600	1,770	1,555	1,335	1,125	910	695	565	460	7,250	526
21,600	21,700	1,790	1,570	1,355	1,145	930	710	575	470	7,280	535
21,700	21,800	1,805	1,590	1,380	1,160	945	730	585	480	7,310	543
21,800	21,900	1,825	1,615	1,395	1,180	965	750	595	490	7,340	551
21,900	22,000	1,840	1,630	1,415	1,200	980	765	605	495	7,380	559
22,000	22,100	1,865	1,650	1,430	1,215	1,000	785	610	505	7,410	567
22,100	22,200	1,885	1,665	1,450	1,235	1,020	800	620	515	7,440	575
22,200	22,300	1,900	1,685	1,470	1,250	1,035	820	635	525	7,480	584
22,300	22,400	1,920	1,705	1,485	1,270	1,055	840	645	535	7,510	592
22,400	22,500	1,935	1,720	1,505	1,290	1,070	855	655	540	7,550	600
22,500	22,600	1,955	1,740	1,520	1,305	1,090	880	665	550	7,590	608
22,600	22,700	1,975	1,755	1,540	1,325	1,110	895	680	560	7,620	616
22,700	22,800	1,990	1,775	1,560	1,340	1,130	915	700	570	7,650	624
22,800	22,900	2,010	1,795	1,575	1,365	1,150	935	715	580	7,680	633
22,900	23,000	2,025	1,810	1,595	1,385	1,165	950	735	585	7,730	641
23,000	23,100	2,045	1,830	1,615	1,400	1,185	970	755	595	7,780	649
23,100	23,200	2,065	1,850	1,635	1,420	1,205	985	770	605	7,830	657

(五)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
23,200	23,300	2,080	1,870	1,655	1,435	1,220	1,005	790	615	7,880	665
23,300	23,400	2,105	1,890	1,670	1,455	1,240	1,025	805	625	7,930	673
23,400	23,500	2,120	1,905	1,690	1,475	1,255	1,040	825	635	7,980	682
23,500	23,600	2,140	1,925	1,705	1,490	1,275	1,060	845	645	8,040	690
23,600	23,700	2,160	1,940	1,725	1,510	1,295	1,080	860	655	8,090	698
23,700	23,800	2,180	1,960	1,745	1,530	1,315	1,100	885	670	8,140	706
23,800	23,900	2,200	1,980	1,765	1,550	1,335	1,125	905	690	8,190	714
23,900	24,000	2,220	2,000	1,785	1,570	1,355	1,145	925	710	8,240	722
24,000円		2,230	2,010	1,795	1,580	1,370	1,155	935	720	8,290	731
24,000円を超え26,500円に満たない金額		24,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額								8,290円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	731円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち24,000円を超える金額の10.21％に相当する金額を加算した金額
26,500円		2,740	2,520	2,305	2,095	1,880	1,665	1,445	1,230		986
26,500円を超え32,500円に満たない金額		26,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額									986円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち26,500円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額
32,500円		4,150	3,930	3,715	3,505	3,290	3,075	2,855	2,640		2,211
32,500円を超え58,000円に満たない金額		32,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額									2,211円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,500円を超える金額の25.525％に相当する金額を加算した金額

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
58,000円		12,745円	12,525円	12,310円	12,100円	11,885円	11,670円	11,450円	11,235円	22,180円	8,720円
58,000円を超え71,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								22,180円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	8,720円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
71,000円		18,210円	17,990円	17,775円	17,560円	17,345円	17,130円	16,910円	16,700円		
71,000円を超え72,500円に満たない金額		71,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち71,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
72,500円		19,005円	18,785円	18,570円	18,355円	18,145円	17,930円	17,710円	17,495円		
72,500円を超え73,500円に満たない金額		72,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち72,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
73,500円		19,600円	19,380円	19,165円	18,950円	18,735円	18,520円	18,300円	18,085円		
73,500円を超え75,000円に満たない金額		73,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち73,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									
75,000円		20,395円	20,175円	19,960円	19,745円	19,530円	19,315円	19,095円	18,885円		
75,000円を超え116,500円に満たない金額		75,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち75,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
116,500円		37,345円	37,125円	36,910円	36,695円	36,480円	36,265円	36,045円	35,835円		28,430円
116,500円を超える金額		116,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額									28,430円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち116,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額	―

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族（⑷において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この㈠において同じ。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十五条第五項の記載がされた者である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第三　令和９年１月１日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（法第五条の二十七関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲																		乙	
	扶養親族等の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上					
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	87千円未満		112千円未満		147千円未満		185千円未満		222千円未満		255千円未満		287千円未満		320千円未満					
2.042	87	100	112	253	147	279	185	300	222	300	255	308	287	347	320	387				
4.084	100	263	253	292	279	325	300	357	300	390	308	415	347	440	387	466				
6.126	263	313	292	349	325	380	357	408	390	434	415	460	440	486	466	510				
8.168	313	346	349	376	380	402	408	427	434	455	460	482	486	508	510	532				
10.210	346	375	376	404	402	429	427	454	455	480	482	505	508	530	532	555	224千円未満			
12.252	375	405	404	432	429	460	454	487	480	511	505	533	530	555	555	580				
14.294	405	436	432	466	460	495	487	519	511	542	533	567	555	592	580	617				
16.336	436	520	466	520	495	528	519	553	542	580	567	607	592	633	617	660				
18.378	520	607	520	622	528	637	553	653	580	668	607	683	633	698	660	710				
20.420	607	686	622	707	637	730	653	753	668	777	683	800	698	824	710	847	224	296		
22.462	686	717	707	742	730	766	753	791	777	816	800	840	824	865	847	889				
24.504	717	755	742	781	766	807	791	832	816	858	840	884	865	910	889	936				
26.546	755	797	781	824	807	851	832	878	858	906	884	933	910	960	936	988				
28.588	797	857	824	885	851	913	878	941	906	969	933	997	960	1,025	988	1,054				
30.630	857	925	885	956	913	986	941	1,016	969	1,047	997	1,077	1,025	1,108	1,054	1,138	296	528		
32.672	925	1,321	956	1,345	986	1,369	1,016	1,394	1,047	1,418	1,077	1,443	1,108	1,467	1,138	1,491				
35.735	1,321	1,521	1,345	1,526	1,369	1,526	1,394	1,538	1,418	1,555	1,443	1,555	1,467	1,555	1,491	1,583				
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	528	1,118		
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717				
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族（㈡において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第三項第一号イ⑵若しくはロ⑵又は第二号の規定により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

○財務省告示第百二十八号

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下「法」という。）第五条の二十七第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項に規定する財務大臣が定める方法並びに防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める方法を次のように定め、令和九年一月一日以後に支払うべき法第五条の二十七第一項に規定する給与等について適用する。

令和八年四月三十日

財務大臣　片山さつき

1　法第五条の二十七第一項第二号に定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額（別表第四において「その月の課税給与所得金額」という。）に応ずる別表第四に定める算式によって計算する。

一　その月の法第五条の二十七第一項に規定する給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の金額を控除した金額（以下「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」という。）

二　その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応ずる別表第一に定める給与所得控除の額

三　所得税法第百八十五条第一項第一号に規定する主たる給与等に係る源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の有無及びその数に応ずる別表第二に定める配偶者控除の額若しくは配偶者特別控除の額又は扶養控除の額若しくは特定親族特別控除の額

四　その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応ずる別表第三に定める基礎控除の額

2　前項の規定による税額の計算については、次に定めるところによる。

一　所得税法第百八十九条第一項の給与所得者の扶養控除等申告書（以下この項において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）を提出した同条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者（以下この号において「源泉控除対象配偶者」という。）である旨の記載がされた配偶者（以下この号において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書若しくは同法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書又は同法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として同法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとする。

二　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した所得税法第百八十九条第一項の居住者（以下この号において「対象居住者」という。）の当該給与所得者の扶養控除等申告書に同法第二条第一項第三十四号の五に規定する源泉控除対象親族（同法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この号において「源泉控除対象親族」という。）である旨の記載がされた者（以下この号において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書又は同法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第百八十六条第一項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとする。

三　給与所得者の扶養控除等申告書に所得税法第百八十九条第一項の居住者が同法第二条第一項第二十八号又は第三十号から第三十二号までに規定する障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が同号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該給与所得者の扶養控除等申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、これらの一に該当するごとに同法第二条第一項第三十四号の五に規定する源泉控除対象親族（以下「源泉控除対象親族」という。）が一人あると記載されているものとし、当該給与所得者の扶養控除等申告書に同項第三十三号に規定する同一生計配偶者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた当該障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が他に一人あると記載されているものとする。

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			給与所得控除の額
以上		以下	
円		円	
169,444	円以下	299,999	57,500円 その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×30％＋6,667円
169,445		549,999	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×20％＋36,667円
300,000		708,330	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額×10％＋91,667円
550,000			162,500円
708,331	円以上		

（注）給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

別表第二

配偶者特別控除の額又は扶養控除の額	配偶者特別控除の額又は特定親族特別控除の額
31,667円	31,667円×源泉控除対象親族の数

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			基礎控除の額
以上		以下	
円		円	
2,120,833	円以下	2,162,499	51,667円
2,120,834		2,162,500	40,000円
2,162,500		2,204,166	26,667円
2,204,167		2,245,833	13,334円
2,245,834	円以上		0円

別表第四

その月の課税給与所得金額			税額の算式
以上		以下	
円		円	
162,500	円以下	275,000	その月の課税給与所得金額×5.105％
162,501		275,000	その月の課税給与所得金額×10.210％－8,296円
275,001		579,166	その月の課税給与所得金額×20.420％－36,374円
579,167		750,000	その月の課税給与所得金額×23.483％－54,113円
750,001		1,500,000	その月の課税給与所得金額×33.693％－130,688円
1,500,001		3,333,333	その月の課税給与所得金額×40.840％－237,893円
3,333,334	円以上		その月の課税給与所得金額×45.945％－408,061円

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とする。

○文部科学省告示第七十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和四十三年文部省告示第百七十三号（文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、同条第六項の規定により公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、文化庁の所掌に係る補助金等（法第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）について、その交付に関する事務（施行令第九条第三項（施行令第十二条及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣に対する協議に関する事務及び都道府県以外の補助事業者に係る補助金等（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。））の交付に関する事務のうち次の第一号から第十四号までに掲げるものを除く。）を文化庁長官に委任したので施行令第十六条第六項の規定により公示する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第十六条第一項の規定に基づき、文化庁の所掌に係る補助金等（法第二条に規定する補助金等をいう。）について、その交付に関する事務（施行令第九条第三項（施行令第十二条及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣に対する協議に関する事務及び都道府県以外の補助事業者に係る国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）の交付に関する事務のうち、次の各号に掲げるものを除く。）を文化庁長官に委任したので施行令第十六条第五項の規定により告示する。
一　法第五条による交付申請の受理	［同上］
二　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理	
三　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理	
四　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理	
五　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理	
六　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）	
七　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理	
八　法第十二条による状況報告の受理	
九　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令	
十　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）	

十一　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
十二　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
十三　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
十四　法第二十三条第一項による立入検査等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度分の補助金等から適用する。

○文部科学省告示第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定により公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

（平成十二年文部省告示第五十七号の一部改正）

第一条　平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）にあっては都道府県以外の補助事業者に係るもの、それ以外の補助金等にあっては、私立学校に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県知事が行うこととなったので、同条第四項の規定により公示する。 人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業に限る。）、学校教育設備整備費等補助金、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるもの（以下「公示都道府県事業」という。）に限る。）、学校保健特別対策事業費補助金、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業に限る。）、私立大学等研	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）にあっては都道府県以外の補助事業者、その他の補助金等にあっては、私立学校に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県知事が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。 人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業に限る。）、学校教育設備整備費等補助金、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるもの（以下「公示都道府県事業」という。）に限る。）、学校保健特別対策事業費補助金、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金、教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業に限る。）、私立大学等研

究設備整備費等補助金（大学分及び高等専門学校分を除く。）、私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）、私立学校建物其他災害復旧費補助金、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費、私立高等学校産業教育施設整備費、私立学校体育等諸施設整備費、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）、私立学校情報機器整備費補助金、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業に限る。）に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、史跡等購入費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業に限る。）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業に限る。）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業に限る。）並びに防災対策推進私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）次に掲げる事務

（一）　法第五条による交付申請の受理

（二）　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理

（三）　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理

（四）　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理

（五）　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理

（六）　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）

（七）　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理

（八）　法第十二条による状況報告の受理

（九）　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令

（十）　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）

（十一）　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知

（十二）　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令

（十三）　法第十八条第二項による補助金等の返還命令

（十四）　法第二十三条第一項による立入検査等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］

究設備整備費等補助金（大学分及び高等専門学校分を除く。）、私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助に限る。）、私立学校建物其他災害復旧費補助金、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費、私立高等学校産業教育施設整備費、私立学校体育等諸施設整備費、私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）、私立学校情報機器整備費補助金、私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、理科教育設備整備費等補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業に限る。）、史跡等購入費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業に限る。）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業に限る。）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金（公示都道府県事業に限る。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業に限る。）並びに防災対策推進私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費及び私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費（専修学校分に限る。）及び私立高等学校等施設高機能化整備費に限る。）に限る。）　次に掲げる事務

（平成十二年文部省告示第五十八号の一部改正）

第二条　平成十二年文部省告示第五十八号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）にあっては都道府県以外の補助事業者に係るもの、それ以外の補助金、負担金及び交付金にあっては市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。）に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により公示する。 学校情報通信技術環境整備事業費補助金、人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業に限る。）、へき地児童生徒援助費等補助金、高等学校等修学支援事業費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、学校教育設備整備費等補助金、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業、不登校児童生徒等の学び継続事業及び行政による学校問題解決のための支援体制構築事業に限る。）、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるもの（以下「公示都道府県事業」という。）を除く。）、特別支援教育就学奨励費補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、公立高等学校授業料不徴収交付金、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、理科教育設備整備費等補助金、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業を除く。）、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金、公立社会教育施設災害復旧費補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業を除く。）に限る。）、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（公示都道府県事業を除く。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業を除く。）、史跡等購入費補助金（公示都道府県事業を除く。）、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業を除く。）並びに文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（公示都道府県事業を除く。）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金（公示都道府県事業を除く。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業を除く。）に限る。）、防災対策推進公立学校施設整備費負担金並びに防災対策推進学校施設環境改善交付金　次に掲げる事務 （一）　法第五条による交付申請の受理 （二）　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、文部科学省所管の補助金等のうち次に掲げるもの（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）に限る。）、文化財多言語解説整備事業費補助金及び文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る。）にあっては都道府県以外の補助事業者、その他の補助金、負担金及び交付金にあっては市（東京都の特別区を含む。以下同じ。）町村（市町村の組合を含む。）に係るものに限る。）の交付に関する次に掲げる事務を、都道府県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。 学校情報通信技術環境整備事業費補助金、人材育成推進事業費補助金（高等専修学校におけるＤＸ人材育成事業に限る。）、へき地児童生徒援助費等補助金、高等学校等修学支援事業費補助金、要保護児童生徒援助費補助金、学校教育設備整備費等補助金、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業及び不登校児童生徒等の学び継続事業に限る。）、幼稚園就園奨励費補助金及び幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県において行われるもの（以下「公示都道府県事業」という。）を除く。）、特別支援教育就学奨励費補助金、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金、公立高等学校授業料不徴収交付金、公立学校情報機器整備費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、理科教育設備整備費等補助金、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金（公示都道府県事業を除く。）、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金、公立諸学校建物其他災害復旧費負担金、公立社会教育施設災害復旧費補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（公示都道府県事業を除く。）、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（公示都道府県事業を除く。）、史跡等購入費補助金（公示都道府県事業を除く。）、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承支援（国指定等）（公示都道府県事業を除く。）、文化資源活用事業費補助金（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業（公示都道府県事業を除く。）に限る。）、防災対策推進公立学校施設整備費負担金並びに防災対策推進学校施設環境改善交付金　次に掲げる事務 ［同上］

（三）　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理
（四）　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理
（五）　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理
（六）　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）
（七）　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理
（八）　法第十二条による状況報告の受理
（九）　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令
（十）　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
（十一）　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
（十二）　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
（十三）　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
（十四）　法第二十三条第一項による立入検査等

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度分の補助金等から適用する。

○文部科学省告示第八十号

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する都道府県を次の表のとおり定める。

補助金等の名称	事務を行う都道府県
［略］	［略］
部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	山梨県
地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）	岩手県、宮城県、埼玉県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県及び福岡県
文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業のうち経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援に限る。）	岩手県、宮城県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県及び福岡県

改　正　前

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する都道府県を次の表のとおり定める。

補助金等の名称	事務を行う都道府県
［同上］	［同上］
部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金	山梨県

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和八年度分の補助金等から適用する。

○厚生労働省告示第二百十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第三十七条第二項及び第四十二条、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項並びにクレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百四十三条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程等の一部を改正する件

（揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程の一部改正）

第一条　揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（クレーン運転実技教習）	（クレーン運転実技教習）
第四条　前三条の規定は、クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「クレーン」と、第一条の表揚貨装置の基本運転の項中「四時間」とあるのは、「四時間（クレーン等安全規則第二十二条第一号に規定する床上無線運転式クレーンを用いて行う場合にあつては、二時間）」と読み替えるものとする。	**第四条**　前三条の規定は、クレーン運転実技教習について準用する。この場合において、第一条及び第二条中「揚貨装置」とあるのは「クレーン」と、第一条の表揚貨装置の基本運転の項中「四時間」とあるのは、「四時間（床上運転式クレーンを用いて行う場合にあつては、二時間）」と読み替えるものとする。

（クレーン構造規格の一部改正）

第二条　クレーン構造規格（平成七年労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
2　前条の巻過防止装置のうち電気式のものにあっては、前項に定めるところによるほか、次に定めるところによるものでなければならない。	2　前条の巻過防止装置のうち電気式のものにあっては、前項に定めるところによるほか、次に定めるところによるものでなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本産業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。	二　通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。
三～五　（略）	三～五　（略）
六　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本産業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。	六　動力回路を直接遮断する構造のものにあっては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。
（走行及び横行の定格速度）	（走行及び横行の定格速度）
第三十三条　有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンは、走行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。	**第三十三条**　床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーンは、走行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。
2　有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンは、トロリの横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。	2　床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンは、トロリの横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のものでなければならない。
第三十六条　（略）	**第三十六条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　第一項のコントローラーで無線のものにあっては、無線による通信の途絶その他の異常が生じた場合に、自動的に当該コントローラーが制御するクレーンの作動を停止させる構造のものでなければならない。	（新設）

（溶接）

第五十条　構造部分に使用する鋼材を溶接する場合には、次に定めるところにより行わなければならない。

一　（略）

二　日本産業規格Ｚ三二一一（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合した溶接棒又はこれと同等以上の性能を有する溶接材料を用いること。

三　（略）

２～４　（略）

（港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格の一部改正）

第三条　港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格（平成十二年労働省告示第七十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	
（略）	（略）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。次の二項において同じ。）の運転の業務のうち次の二項に掲げる業務以外の業務	安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許（以下「クレーン・デリック運転士免許」という。）を受けた者（クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーン則第二十二条第二号に規定する床上無線運転式クレーン等（以下「床上無線運転式クレーン等」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上無線運転式クレーン等の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうちクレーン則第二十二条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）

改正前	
港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。	
（略）	（略）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。次の項において同じ。）の運転の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許（以下「クレーン・デリック運転士免許」という。）を受けた者
（新設）	（新設）
つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	一　クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
（略）	（略）

（溶接）

第五十条　構造部分に使用する鋼材を溶接する場合には、次に定めるところにより行わなければならない。

一　（略）

二　日本工業規格Ｚ三二一一（軟鋼用被覆アーク溶接棒）に適合した溶接棒又はこれと同等以上の性能を有する溶接材料を用いること。

三　（略）

２～４　（略）

つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
（略）	（略）

つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
（略）	（略）

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、令和九年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日において、現に製造しているクレーン又は現に存するクレーンの規格については、この告示による改正後のクレーン構造規格第三十六条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　前項の規定は、同項に規定するクレーン又はその部分がこの告示による改正後のクレーン構造規格に適合するに至った後における当該クレーン又はその部分については、適用しない。

３　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許のうち、クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第九十号。以下この項において「改正省令」という。）による改正前のクレーン等安全規則（以下この項において「旧クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を旧クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（以下この項において「旧床上運転式限定免許」という。）を受けた者（改正省令附則第四条の規定により旧床上運転式限定免許を受けた者を含む。）に係る第三条の規定による改正後の港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百十一号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年五月一日から適用する。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペ	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ２製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペ

グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤、アニフロルマブ製剤及びガラダシマブ製剤

二　（略）

グビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H_2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人Ｃ１－インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パビナフスプ　アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ　アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド　アルファ・ボルヒアルロニダーゼ　アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインＣ製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ　アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ　アルファ・シナキサダムターゼ　アルファ製剤、オリプダーゼ　アルファ製剤及びアニフロルマブ製剤

二　（略）

○国土交通省告示第五百九十五号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十三条の二十一第一項の規定に基づき、快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針を次のとおり定め、令和八年五月十三日から適用する。

令和八年四月三十日　　国土交通大臣　金子　恭之

快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針

我が国においては、労働力人口の高齢化に伴い、産業全体で事業所における中高年齢者の割合が高まるとともに、多様な産業分野において女性労働者の比率が増加している一方で、船員については、中高年齢者の割合は低下傾向にあるものの、女性の比率は横ばいで推移している。

また、近年、国民が、職業選択において、仕事の内容だけでなく、ワーク・ライフ・バランスを重視する傾向が強まっており、長時間労働の抑制のほか、作業に係る心身の負担の軽減等、職場における働きやすさを追求することが求められている一方で、海上労働は、陸上労働と異なり、以下のような特殊性を有している。

・労働と休息の場が一体であり、かつ、そのような環境における生活が長期間にわたる蓋然性が高いこと
・船体の動揺により不安定な船内における作業が、労働災害の危険性を伴うものであること
・荷役作業、漁業特有の作業等において、身体に常に負担がかかる姿勢を保ちながら行うもの、相当の筋力を要するもの等、労働負荷の高いものが依然として多く含まれること
・海上では電波が届きにくいため、携帯電話等を使用するための通信環境が脆弱であること

船員の確保が急務である昨今において、このような厳しい環境を改善するため、特に、船員が長期間にわたり生活する船内において、可能な限り、船員の疲労及びストレスを軽減することにより快適な海上労働環境を形成すること、また、当該環境の形成を通じて、船員がその能力を最大限に発揮することができるようにすることが極めて重要である。

この指針は、以上のような考え方に立脚し、快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置（以下「快適化措置」という。）に関し、その目標に関する事項、その内容に関する事項及びその実施に当たって考慮すべき事項を定め、船舶所有者の自主的な取組を促すことにより、その適切かつ有効な実施を図るものである。

第１　快適化措置の目標に関する事項

快適化措置は、次に示すところにより講じられることが望まれる。

１　係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

船員が従事する作業には、身体に常に負担がかかる姿勢を保ちながら行うもの、相当の筋力を要するもの等、労働負荷の高いものが依然として多く含まれているため、係船の自動化等船内作業の方法を改善することにより、船員の心身にかかる負担の軽減を図ること。

２　船員室の新設、増設又は拡大

船員数に対して十分な数の船員室を確保することができていない場合には、船員室の新設又は増設を行うこととし、船員数に対して十分な数の船員室を確保することができている場合には、船員室の更なる拡大に取り組むことにより、船内における船員の居住環境の改善を図ること。

３　船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

今後、いわゆるデジタルネイティブ世代の船員の増加が見込まれることを踏まえ、船員室におけるインターネットの利用が可能な環境を確保することにより、船員が長期間を過ごす船内における休息環境の改善を図ること。

４　浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備を設置し、又は整備することにより、船内作業により生ずる船員の心身の疲労について、可能な限り速やかな回復を図ること。

５　空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

浮遊粉じん、臭気等の人が不快に感じる因子を適切に管理する空気調和設備の作動状態の確認を行うとともに、温度、照度等を船内作業に適した状態に維持管理することにより、船員の疲労及びストレスの軽減を図ること。

６　その他の施設又は設備の維持管理

船内生活において船員に必要な施設又は設備について、適切に維持管理することにより、清潔で使いやすい状態に保つこと。

第２　快適化措置の内容に関する事項

快適化措置の具体的な内容は、次のとおりである。

１　係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

⑴　腰部、頸部等の身体の一部又は全部に常に負担がかかる姿勢を保ちながら行う作業及び荷役、係船・投錨（びょう）等の相当の筋力を要する作業について、これらの作業の助力又は自動化のための機器又は装置の導入、既存の機械設備の改善等により、当該作業に従事する船員の負担の軽減を図ること。

⑵　高い緊張状態又は一定の姿勢を長時間継続することが求められる作業等、心身に負担がかかる作業について、当該作業を効率化するための機器又は装置の導入、既存の機械設備の改善等により、当該作業に従事する船員の負担の軽減を図ること。

⑶　高温若しくは多湿の場所又は騒音が発生する場所における作業について、防熱壁若しくは遮音壁の設置又は作業の遠隔化等により、当該作業に従事する船員の負担の軽減を図ること。

⑷　日常的に用いる機械設備、事務機器、什器等について、識別しやすい文字が表示されるほか、作業の特性に適合しており、操作しやすいものを導入する等の配慮をすること。

２　船員室の新設、増設又は拡大

⑴　船員数に対して十分な数の船員室を確保することができていない場合には、船員室の新設又は増設を行い、その個室化に取り組むことにより、船内における船員の居住環境の改善を図ること。ただし、船舶が日帰り航路のみを航行する場合等、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に鑑み、必ずしも各船員に個室を付与する必要がない場合も想定される。

⑵　船員数に対して十分な数の船員室を確保することができている場合には、各船員室にシャワー及びトイレを設置するほか、船員室の拡大に取り組むことにより、船内における船員の居住環境の改善を図ること。ただし、船舶が日帰り航路のみを航行する場合等、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に鑑み、必ずしも各船員に個室を付与する必要がない場合も想定される。

３　船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

海上ブロードバンドサービス（海上で船舶がインターネットに接続するための衛星通信サービスをいう。）の導入を進めること等により、船員室におけるインターネットの利用が可能な環境の確保を図ること。ただし、船舶が、陸上の携帯電話基地局から電波が届く海域のみを航行する場合等、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に鑑み、船員室におけるインターネットの利用が可能な環境の確保を図るための措置を要しない場合も想定される。

4　浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

船内に浴槽、談話室、運動設備等を確保すること（船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の十六に規定する船舶以外の船舶の船内に休憩室を確保することを含む。）により、船員の心身の疲労の効果的な回復を図ること。ただし、船舶が日帰り航路のみを航行する場合等、船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様に鑑み、必ずしも船内においてこれらの施設又は設備を確保する必要がない場合も想定される。

5　空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

⑴　空気環境

船内の浮遊粉じん、臭気等について、船員が不快と感じることのないよう、これらを適切に管理する空気調和設備の作動状態の確認を行い、必要に応じてその改修等の措置を講ずるほか、船内の喫煙場所を指定する等の分煙のための措置を講ずること。

甲板上についても、浮遊粉じん、臭気等の発生が常態化している場合には、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずること。

⑵　温熱環境

船内においては、行われる作業の態様、季節等に応じて、温度、湿度等の温熱環境を適切な状態に維持するための措置を講ずること。

甲板上においては、夏季及び冬季における外気温等による船員の身体への影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

⑶　視環境

船内においては、作業に適した視環境が維持されるよう、照度、採光、色彩環境、光源の性質等に配慮するほか、船員の視界に過度な輝度対比又は不快なグレアが生じないよう、必要な措置を講ずること。

⑷　音環境

船員室において外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるほか、機関室において低騒音機器を採用する等低騒音化のための措置を講ずること。

船員室及び機関室以外の船内の区画においても、騒音源となる機械設備について、遮音材を用いること等により騒音の抑制を図ること。

⑸　作業空間等

船内における作業空間、通路等を適切に確保するための措置を講ずること。

6　その他の施設又は設備の維持管理

⑴　洗面所、更衣室、浴室等の船員の船内生活に必要となる施設又は設備について、常に清潔で使いやすい状態に保つこと。

⑵　船舶設備規程第百十五条の十三に規定する船舶以外の船舶についても、食堂等の食事をすることができるスペースを適切に確保し、これを清潔に保つこと。

⑶　給湯設備等、船員の利便に供する施設又は設備を確保し、これらを適切に維持管理することが望ましいこと。

第３　快適化措置の実施に当たって考慮すべき事項

快適化措置を講ずるに当たっては、次の事項を十分に考慮することが望まれる。

1　継続的かつ計画的な取組

快適化措置を講じ、快適な海上労働環境を形成した後において、これを適切に維持管理するためには、当該措置に係る取組を継続的かつ計画的に行うことが不可欠である。

そのため、快適化措置を継続的に推進する担当者を選任する等、その推進体制の整備を図るとともに、当該措置の一環として導入され、又は改善された設備等について、その機能を十分に発揮させるためのマニュアルを作成する等の措置を講ずること。

また、船内作業の内容及び船員の年齢構成の変化のほか、快適な海上労働環境の形成に資する技術の進展等にも留意し、船内の労働環境を継続的に見直すとともに、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2　船員の意見の反映

快適化措置が船員のためのものであることを踏まえ、当該措置の検討及び実施に当たり、船員の意見が可能な限り反映されるよう、船内安全衛生委員会を活用する等必要な措置を講ずること。

3　性別、年齢、障害の有無等を踏まえた必要な措置

女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい海上労働環境を形成するため、船員の性別、年齢、障害の有無等により、船内作業による心身の負担の大きさや職場環境に対する認識等には個人差が生じ得ることを念頭に置きつつ、必要な措置を講ずること。

特に、女性船員が安心して船内で働けるよう、生活特性に配慮して、船内作業に係る心身の負担の軽減に資する機器等の活用の検討やプライバシーの確保等に取り組むことにより、女性にとって魅力ある船内職場環境を整えるための措置を講ずること。

4　生活の場としての配慮

船内については、船員の仕事の場であるとともに、船員が休息時間を過ごす生活の場でもあることから、船員の心身の健康の確保及び増進に資する空間となるよう、必要な配慮をすること。

その他告示

○消費者庁告示第五号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日　　消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	事務所の所在地	差止請求関係業務を行う	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネットとうほく	仙台市青葉区柏木一丁目2―40	仙台市青葉区柏木一丁目2―40	令和八年四月八日	

○デジタル庁告示第六号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年四月三十日　　内閣総理大臣　高市　早苗

令和八年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第二十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

令和八年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（令和二年度特別定額給付金等（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（同令第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○総務省告示第二十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年四月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報	
令和八年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するための基礎とされる令和八年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（同令第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度八幡市一般会計当初予算における、京都府八幡市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とされる令和八年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。）、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（令和三年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和三年法律第八十五号）第三項第二号に掲げる給付金をいう。）の支給に関する情報、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和四年法律第七十九号）第一条に規定する令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をいう。）の支給に関する情報、令和四年度京都府八幡市家計支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度八幡市一般会計補正予算における、京都府八幡市から、低所得者世帯を除く世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度京都府八幡市家計支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

情報を含むものをいう。）の支給に関する事務に関する情報（同令第二条第三号に掲げる者であつて、同令第一条第一号及び同条第二号イ(1)で掲げるもの（第一号ロ及びハに掲げる者を除く。）に対し、同令第一条各号に掲げる物価の高騰に対する措置として支給される個人又は世帯を単位とする給付金（同令第二条第二号に規定する給付金をいう。）の支給に関する事務に関する情報

	大阪府	ケーブルテレビ株式会社	株式会社エヌ・シィティ	砺波広域圏事務組合	新温泉町
	第KK0002-00021号	第KT0013-00133号	第SE0002-00019号	第HR0002-00025号	第KK0006-00061号
	令和七年六月十七日	令和七年八月一日	令和七年九月一日	令和七年九月三十日	令和七年九月三十日
	大阪府大阪市小阪２丁目、新家、新家中町、新家東町、東大阪市、大阪市東成区中道１丁目、中本１丁目、長田、御厨、御厨中１丁目、御厨東１丁目、横枕西１丁目、横枕北、中新開の各一部、本庄、大阪市東淀川区大桐１丁目、２丁目、豊新１丁目、２丁目、東中島１丁目、２丁目、西中島１丁目、２丁目、南方１丁目、２丁目、東三国１丁目、２丁目、三国本町１丁目、２丁目、三国１丁目、２丁目、３丁目、４丁目、５丁目、６丁目、７丁目、８丁目、９丁目、10丁目、11丁目、12丁目、13丁目、14丁目、15丁目、16丁目、17丁目、18丁目、19丁目、20丁目、21丁目、22丁目、23丁目、24丁目、25丁目、26丁目、27丁目、28丁目、29丁目、30丁目、31丁目、32丁目、33丁目、34丁目、35丁目、36丁目、37丁目、38丁目、39丁目、40丁目、41丁目、42丁目、43丁目、44丁目、45丁目、46丁目、47丁目、48丁目、49丁目、50丁目、51丁目、52丁目、53丁目、54丁目、55丁目、56丁目、57丁目、58丁目、59丁目、60丁目、61丁目、62丁目、63丁目、64丁目、65丁目、66丁目、67丁目、68丁目、69丁目、70丁目、71丁目、72丁目、73丁目、74丁目、75丁目、76丁目、77丁目、78丁目、79丁目、80丁目、81丁目、82丁目、83丁目、84丁目、85丁目、86丁目、87丁目、88丁目、89丁目、90丁目、91丁目、92丁目、93丁目、94丁目、95丁目、96丁目、97丁目、98丁目、99丁目、100丁目、101丁目、102丁目、103丁目、104丁目、105丁目、106丁目、107丁目、108丁目、109丁目、110丁目、111丁目、112丁目、113丁目、114丁目、115丁目、116丁目、117丁目、118丁目、119丁目、120丁目、121丁目、122丁目、123丁目、124丁目、125丁目、126丁目、127丁目、128丁目、129丁目、130丁目、131丁目、132丁目、133丁目、134丁目、135丁目、136丁目、137丁目、138丁目、139丁目、140丁目、141丁目、142丁目、143丁目、144丁目、145丁目、146丁目、147丁目、148丁目、149丁目、150丁目、151丁目、152丁目、153丁目、154丁目、155丁目、156丁目、157丁目、158丁目、159丁目、160丁目、161丁目、162丁目、163丁目、164丁目、165丁目、166丁目、167丁目、168丁目、169丁目、170丁目、171丁目、172丁目、173丁目、174丁目、175丁目、176丁目、177丁目、178丁目、179丁目、180丁目、181丁目、182丁目、183丁目、184丁目、185丁目、186丁目、187丁目、188丁目、189丁目、190丁目、191丁目、192丁目、193丁目、194丁目、195丁目、196丁目、197丁目、198丁目、199丁目、200丁目、201丁目、202丁目、203丁目、204丁目、205丁目、206丁目、207丁目、208丁目、209丁目、210丁目、211丁目、212丁目、213丁目、214丁目、215丁目、216丁目、217丁目、218丁目、219丁目、220丁目、221丁目、222丁目、223丁目、224丁目、225丁目、226丁目、227丁目、228丁目、229丁目、230丁目、231丁目、232丁目、233丁目、234丁目、235丁目、236丁目、237丁目、238丁目、239丁目、240丁目、241丁目、242丁目、243丁目、244丁目、245丁目、246丁目、247丁目、248丁目、249丁目、250丁目、251丁目、252丁目、253丁目、254丁目、255丁目、256丁目、257丁目、258丁目、259丁目、260丁目、261丁目、262丁目、263丁目、264丁目、265丁目、266丁目、267丁目、268丁目、269丁目、270丁目、271丁目、272丁目、273丁目、274丁目、275丁目、276丁目、277丁目、278丁目、279丁目、280丁目、281丁目、282丁目、283丁目、284丁目、285丁目、286丁目、287丁目、288丁目、289丁目、290丁目、291丁目、292丁目、293丁目、294丁目、295丁目、296丁目、297丁目、298丁目、299丁目、300丁目、301丁目、302丁目、303丁目、304丁目、305丁目、306丁目、307丁目、308丁目、309丁目、310丁目、311丁目、312丁目、313丁目、314丁目、315丁目、316丁目、317丁目、318丁目、319丁目、320丁目、321丁目、322丁目、323丁目、324丁目、325丁目、326丁目、327丁目、328丁目、329丁目、330丁目、331丁目、332丁目、333丁目、334丁目、335丁目、336丁目、337丁目、338丁目、339丁目、340丁目、341丁目、342丁目、343丁目、344丁目、345丁目、346丁目、347丁目、348丁目、349丁目、350丁目、351丁目、352丁目、353丁目、354丁目、355丁目、356丁目、357丁目、358丁目、359丁目、360丁目、361丁目、362丁目、363丁目、364丁目、365丁目、366丁目、367丁目、368丁目、369丁目、370丁目、371丁目、372丁目、373丁目、374丁目、375丁目、376丁目、377丁目、378丁目、379丁目、380丁目、381丁目、382丁目、383丁目、384丁目、385丁目、386丁目、387丁目、388丁目、389丁目、390丁目、391丁目、392丁目、393丁目、394丁目、395丁目、396丁目、397丁目、398丁目、399丁目、400丁目、401丁目、402丁目、403丁目、404丁目、405丁目、406丁目、407丁目、408丁目、409丁目、410丁目、411丁目、412丁目、413丁目、414丁目、415丁目、416丁目、417丁目、418丁目、419丁目、420丁目、421丁目、422丁目、423丁目、424丁目、425丁目、426丁目、427丁目、428丁目、429丁目、430丁目、431丁目、432丁目、433丁目、434丁目、435丁目、436丁目、437丁目、438丁目、439丁目、440丁目、441丁目、442丁目、443丁目、444丁目、445丁目、446丁目、447丁目、448丁目、449丁目、450丁目、451丁目、452丁目、453丁目、454丁目、455丁目、456丁目、457丁目、458丁目、459丁目、460丁目、461丁目、462丁目、463丁目、464丁目、465丁目、466丁目、467丁目、468丁目、469丁目、470丁目、471丁目、472丁目、473丁目、474丁目、475丁目、476丁目、477丁目、478丁目、479丁目、480丁目、481丁目、482丁目、483丁目、484丁目、485丁目、486丁目、487丁目、488丁目、489丁目、490丁目、491丁目、492丁目、493丁目、494丁目、495丁目、496丁目、497丁目、498丁目、499丁目、500丁目、501丁目、502丁目、503丁目、504丁目、505丁目、506丁目、507丁目、508丁目、509丁目、510丁目、511丁目、512丁目、513丁目、514丁目、515丁目、516丁目、517丁目、518丁目、519丁目、520丁目、521丁目、522丁目、523丁目、524丁目、525丁目、526丁目、527丁目、528丁目、529丁目、530丁目、531丁目、532丁目、533丁目、534丁目、535丁目、536丁目、537丁目、538丁目、539丁目、540丁目、541丁目、542丁目、543丁目、544丁目、545丁目、546丁目、547丁目、548丁目、549丁目、550丁目、551丁目、552丁目、553丁目、554丁目、555丁目、556丁目、557丁目、558丁目、559丁目、560丁目、561丁目、562丁目、563丁目、564丁目、565丁目、566丁目、567丁目、568丁目、569丁目、570丁目、571丁目、572丁目、573丁目、574丁目、575丁目、576丁目、577丁目、578丁目、579丁目、580丁目、581丁目、582丁目、583丁目、584丁目、585丁目、586丁目、587丁目、588丁目、589丁目、590丁目、591丁目、592丁目、593丁目、594丁目、595丁目、596丁目、597丁目、598丁目、599丁目、600丁目、601丁目、602丁目、603丁目、604丁目、605丁目、606丁目、607丁目、608丁目、609丁目、610丁目、611丁目、612丁目、613丁目、614丁目、615丁目、616丁目、617丁目、618丁目、619丁目、620丁目、621丁目、622丁目、623丁目、624丁目、625丁目、626丁目、627丁目、628丁目、629丁目、630丁目、631丁目、632丁目、633丁目、634丁目、635丁目、636丁目、637丁目、638丁目、639丁目、640丁目、641丁目、642丁目、643丁目、644丁目、645丁目、646丁目、647丁目、648丁目、649丁目、650丁目、651丁目、652丁目、653丁目、654丁目、655丁目、656丁目、657丁目、658丁目、659丁目、660丁目、661丁目、662丁目、663丁目、664丁目、665丁目、666丁目、667丁目、668丁目、669丁目、670丁目、671丁目、672丁目、673丁目、674丁目、675丁目、676丁目、677丁目、678丁目、679丁目、680丁目、681丁目、682丁目、683丁目、684丁目、685丁目、686丁目、687丁目、688丁目、689丁目、690丁目、691丁目、692丁目、693丁目、694丁目、695丁目、696丁目、697丁目、698丁目、699丁目、700丁目、701丁目、702丁目、703丁目、704丁目、705丁目、706丁目、707丁目、708丁目、709丁目、710丁目、711丁目、712丁目、713丁目、714丁目、715丁目、716丁目、717丁目、718丁目、719丁目、720丁目、721丁目、722丁目、723丁目、724丁目、725丁目、726丁目、727丁目、728丁目、729丁目、730丁目、731丁目、732丁目、733丁目、734丁目、735丁目、736丁目、737丁目、738丁目、739丁目、740丁目、741丁目、742丁目、743丁目、744丁目、745丁目、746丁目、747丁目、748丁目、749丁目、750丁目、751丁目、752丁目、753丁目、754丁目、755丁目、756丁目、757丁目、758丁目、759丁目、760丁目、761丁目、762丁目、763丁目、764丁目、765丁目、766丁目、767丁目、768丁目、769丁目、770丁目、771丁目、772丁目、773丁目、774丁目、775丁目、776丁目、777丁目、778丁目、779丁目、780丁目、781丁目、782丁目、783丁目、784丁目、785丁目、786丁目、787丁目、788丁目、789丁目、790丁目、791丁目、792丁目、793丁目、794丁目、795丁目、796丁目、797丁目、798丁目、799丁目、800丁目、801丁目、802丁目、803丁目、804丁目、805丁目、806丁目、807丁目、808丁目、809丁目、810丁目、811丁目、812丁目、813丁目、814丁目、815丁目、816丁目、817丁目、818丁目、819丁目、820丁目、821丁目、822丁目、823丁目、824丁目、825丁目、826丁目、827丁目、828丁目、829丁目、830丁目、831丁目、832丁目、833丁目、834丁目、835丁目、836丁目、837丁目、838丁目、839丁目、840丁目、841丁目、842丁目、843丁目、844丁目、845丁目、846丁目、847丁目、848丁目、849丁目、850丁目、851丁目、852丁目、853丁目、854丁目、855丁目、856丁目、857丁目、858丁目、859丁目、860丁目、861丁目、862丁目、863丁目、864丁目、865丁目、866丁目、867丁目、868丁目、869丁目、870丁目、871丁目、872丁目、873丁目、874丁目、875丁目、876丁目、877丁目、878丁目、879丁目、880丁目、881丁目、882丁目、883丁目、884丁目、885丁目、886丁目、887丁目、888丁目、889丁目、890丁目、891丁目、892丁目、893丁目、894丁目、895丁目、896丁目、897丁目、898丁目、899丁目、900丁目、901丁目、902丁目、903丁目、904丁目、905丁目、906丁目、907丁目、908丁目、909丁目、910丁目、911丁目、912丁目、913丁目、914丁目、915丁目、916丁目、917丁目、918丁目、919丁目、920丁目、921丁目、922丁目、923丁目、924丁目、925丁目、926丁目、927丁目、928丁目、929丁目、930丁目、931丁目、932丁目、933丁目、934丁目、935丁目、936丁目、937丁目、938丁目、939丁目、940丁目、941丁目、942丁目、943丁目、944丁目、945丁目、946丁目、947丁目、948丁目、949丁目、950丁目、951丁目、952丁目、953丁目、954丁目、955丁目、956丁目、957丁目、958丁目、959丁目、960丁目、961丁目、962丁目、963丁目、964丁目、965丁目、966丁目、967丁目、968丁目、969丁目、970丁目、971丁目、972丁目、973丁目、974丁目、975丁目、976丁目、977丁目、978丁目、979丁目、980丁目、981丁目、982丁目、983丁目、984丁目、985丁目、986丁目、987丁目、988丁目、989丁目、990丁目、991丁目、992丁目、993丁目、994丁目、995丁目、996丁目、997丁目、998丁目、999丁目、1000丁目、1001丁目、1002丁目、1003丁目、1004丁目、1005丁目、1006丁目、1007丁目、1008丁目、1009丁目、1010丁目、1011丁目、1012丁目、1013丁目、1014丁目、1015丁目、1016丁目、1017丁目、1018丁目、1019丁目、1020丁目、1021丁目、1022丁目、1023丁目、1024丁目、1025丁目、1026丁目、1027丁目、1028丁目、1029丁目、1030丁目、1031丁目、1032丁目、1033丁目、1034丁目、1035丁目、1036丁目、1037丁目、1038丁目、1039丁目、1040丁目、1041丁目、1042丁目、1043丁目、1044丁目、1045丁目、1046丁目、1047丁目、1048丁目、1049丁目、1050丁目、1051丁目、1052丁目、1053丁目、1054丁目、1055丁目、1056丁目、1057丁目、1058丁目、1059丁目、1060丁目、1061丁目、1062丁目、1063丁目、1064丁目、1065丁目、1066丁目、1067丁目、1068丁目、1069丁目、1070丁目、1071丁目、1072丁目、1073丁目、1074丁目、1075丁目、1076丁目、1077丁目、1078丁目、1079丁目、1080丁目、1081丁目、1082丁目、1083丁目、1084丁目、1085丁目、1086丁目、1087丁目、1088丁目、1089丁目、1090丁目、1091丁目、1092丁目、1093丁目、1094丁目、1095丁目、1096丁目、1097丁目、1098丁目、1099丁目、1100丁目、1101丁目、1102丁目、1103丁目、1104丁目、1105丁目、1106丁目、1107丁目、1108丁目、1109丁目、1110丁目、1111丁目、1112丁目、1113丁目、1114丁目、1115丁目、1116丁目、1117丁目、1118丁目、1119丁目、1120丁目、1121丁目、1122丁目、1123丁目、1124丁目、1125丁目、1126丁目、1127丁目、1128丁目、1129丁目、1130丁目、1131丁目、1132丁目、1133丁目、1134丁目、1135丁目、1136丁目、1137丁目、1138丁目、1139丁目、1140丁目、1141丁目、1142丁目、1143丁目、1144丁目、1145丁目、1146丁目、1147丁目、1148丁目、1149丁目、1150丁目、1151丁目、1152丁目、1153丁目、1154丁目、1155丁目、1156丁目、1157丁目、1158丁目、1159丁目、1160丁目、1161丁目、1162丁目、1163丁目、1164丁目、1165丁目、1166丁目、1167丁目、1168丁目、1169丁目、1170丁目、1171丁目、1172丁目、1173丁目、1174丁目、1175丁目、1176丁目、1177丁目、1178丁目、1179丁目、1180丁目、1181丁目、1182丁目、1183丁目、1184丁目、1185丁目、1186丁目、1187丁目、1188丁目、1189丁目、1190丁目、1191丁目、1192丁目、1193丁目、1194丁目、1195丁目、1196丁目、1197丁目、1198丁目、1199丁目、1200丁目、1201丁目、1202丁目、1203丁目、1204丁目、1205丁目、1206丁目、1207丁目、1208丁目、1209丁目、1210丁目、1211丁目、1212丁目、1213丁目、1214丁目、1215丁目、1216丁目、1217丁目、1218丁目、1219丁目、1220丁目、1221丁目、1222丁目、1223丁目、1224丁目、1225丁目、1226丁目、1227丁目、1228丁目、1229丁目、1230丁目、1231丁目、1232丁目、1233丁目、1234丁目、1235丁目、1236丁目、1237丁目、1238丁目、1239丁目、1240丁目、1241丁目、1242丁目、1243丁目、1244丁目、1245丁目、1246丁目、1247丁目、1248丁目、1249丁目、1250丁目、1251丁目、1252丁目、1253丁目、1254丁目、1255丁目、1256丁目、1257丁目、1258丁目、1259丁目、1260丁目、1261丁目、1262丁目、1263丁目、1264丁目、1265丁目、1266丁目、1267丁目、1268丁目、1269丁目、1270丁目、1271丁目、1272丁目、1273丁目、1274丁目、1275丁目、1276丁目、1277丁目、1278丁目、1279丁目、1280丁目、1281丁目、1282丁目、1283丁目、1284丁目、1285丁目、1286丁目、1287丁目、1288丁目、1289丁目、1290丁目、1291丁目、1292丁目、1293丁目、1294丁目、1295丁目、1296丁目、1297丁目、1298丁目、1299丁目、1300丁目、1301丁目、1302丁目、1303丁目、1304丁目、1305丁目、1306丁目、1307丁目、1308丁目、1309丁目、1310丁目、1311丁目、1312丁目、1313丁目、1314丁目、1315丁目、1316丁目、1317丁目、1318丁目、1319丁目、1320丁目、1321丁目、1322丁目、1323丁目、1324丁目、1325丁目、1326丁目、1327丁目、1328丁目、1329丁目、1330丁目、1331丁目、1332丁目、1333丁目、1334丁目、1335丁目、1336丁目、1337丁目、1338丁目、1339丁目、1340丁目、1341丁目、1342丁目、1343丁目、1344丁目、1345丁目、1346丁目、1347丁目、1348丁目、1349丁目、1350丁目、1351丁目、1352丁目、1353丁目、1354丁目、1355丁目、1356丁目、1357丁目、1358丁目、1359丁目、1360丁目、1361丁目、1362丁目、1363丁目、1364丁目、1365丁目、1366丁目、1367丁目、1368丁目、1369丁目、1370丁目、1371丁目、1372丁目、1373丁目、1374丁目、1375丁目、1376丁目、1377丁目、1378丁目、1379丁目、1380丁目、1381丁目、1382丁目、1383丁目、1384丁目、1385丁目、1386丁目、1387丁目、1388丁目、1389丁目、1390丁目、1391丁目、1392丁目、1393丁目、1394丁目、1395丁目、1396丁目、1397丁目、1398丁目、1399丁目、1400丁目、1401丁目、1402丁目、1403丁目、1404丁目、1405丁目、1406丁目、1407丁目、1408丁目、1409丁目、1410丁目、1411丁目、1412丁目、1413丁目、1414丁目、1415丁目、1416丁目、1417丁目、1418丁目、1419丁目、1420丁目、1421丁目、1422丁目、1423丁目、1424丁目、1425丁目、1426丁目、1427丁目、1428丁目、1429丁目、1430丁目、1431丁目、1432丁目、1433丁目、1434丁目、1435丁目、1436丁目、1437丁目、1438丁目、1439丁目、1440丁目、1441丁目、1442丁目、1443丁目、1444丁目、1445丁目、1446丁目、1447丁目、1448丁目、1449丁目、1450丁目、1451丁目、1452丁目、1453丁目、1454丁目、1455丁目、1456丁目、1457丁目、1458丁目、1459丁目、1460丁目、1461丁目、1462丁目、1463丁目、1464丁目、1465丁目、1466丁目、1467丁目、1468丁目、1469丁目、1470丁目、1471丁目、1472丁目、1473丁目、1474丁目、1475丁目、1476丁目、1477丁目、1478丁目、1479丁目、1480丁目、1481丁目、1482丁目、1483丁目、1484丁目、1485丁目、1486丁目、1487丁目、1488丁目、1489丁目、1490丁目、1491丁目、1492丁目、1493丁目、1494丁目、1495丁目、1496丁目、1497丁目、1498丁目、1499丁目、1500丁目、1501丁目、1502丁目、1503丁目、1504丁目、1505丁目、1506丁目、1507丁目、1508丁目、1509丁目、1510丁目、1511丁目、1512丁目、1513丁目、1514丁目、1515丁目、1516丁目、1517丁目、1518丁目、1519丁目、1520丁目、1521丁目、1522丁目、1523丁目、1524丁目、1525丁目、1526丁目、1527丁目、1528丁目、1529丁目、1530丁目、1531丁目、1532丁目、1533丁目、1534丁目、1535丁目、1536丁目、1537丁目、1538丁目、1539丁目、1540丁目、1541丁目、1542丁目、1543丁目、1544丁目、1545丁目、1546丁目、1547丁目、1548丁目、1549丁目、1550丁目、1551丁目、1552丁目、1553丁目、1554丁目、1555丁目、1556丁目、1557丁目、1558丁目、1559丁目、1560丁目、1561丁目、1562丁目、1563丁目、1564丁目、1565丁目、1566丁目、1567丁目、1568丁目、1569丁目、1570丁目、1571丁目、1572丁目、1573丁目、1574丁目、1575丁目、1576丁目、1577丁目、1578丁目、1579丁目、1580丁目、1581丁目、1582丁目、1583丁目、1584丁目、1585丁目、1586丁目、1587丁目、1588丁目、1589丁目、1590丁目、1591丁目、1592丁目、1593丁目、1594丁目、1595丁目、1596丁目、1597丁目、1598丁目、1599丁目、1600丁目、1601丁目、1602丁目、1603丁目、1604丁目、1605丁目、1606丁目、1607丁目、1608丁目、1609丁目、1610丁目、1611丁目、1612丁目、1613丁目、1614丁目、1615丁目、1616丁目、1617丁目、1618丁目、1619丁目、1620丁目、1621丁目、1622丁目、1623丁目、1624丁目、1625丁目、1626丁目、1627丁目、1628丁目、1629丁目、1630丁目、1631丁目、1632丁目、1633丁目、1634丁目、1635丁目、1636丁目、1637丁目、1638丁目、1639丁目、1640丁目、1641丁目、1642丁目、1643丁目、1644丁目、1645丁目、1646丁目、1647丁目、1648丁目、1649丁目、1650丁目、1651丁目、1652丁目、1653丁目、1654丁目、1655丁目、1656丁目、1657丁目、1658丁目、1659丁目、1660丁目、1661丁目、1662丁目、1663丁目、1664丁目、1665丁目、1666丁目、1667丁目、1668丁目、1669丁目、1670丁目、1671丁目、1672丁目、1673丁目、1674丁目、1675丁目、1676丁目、1677丁目、1678丁目、1679丁目、1680丁目、1681丁目、1682丁目、1683丁目、1684丁目、1685丁目、1686丁目、1687丁目、1688丁目、1689丁目、1690丁目、1691丁目、1692丁目、1693丁目、1694丁目、1695丁目、1696丁目、1697丁目、1698丁目、1699丁目、1700丁目、1701丁目、1702丁目、1703丁目、1704丁目、1705丁目、1706丁目、1707丁目、1708丁目、1709丁目、1710丁目、1711丁目、1712丁目、1713丁目、1714丁目、1715丁目、1716丁目、1717丁目、1718丁目、1719丁目、1720丁目、1721丁目、1722丁目、1723丁目、1724丁目、1725丁目、1726丁目、1727丁目、1728丁目、1729丁目、1730丁目、1731丁目、1732丁目、1733丁目、1734丁目、1735丁目、1736丁目、1737丁目、1738丁目、1739丁目、1740丁目、1741丁目、1742丁目、1743丁目、1744丁目、1745丁目、1746丁目、1747丁目、1748丁目、1749丁目、1750丁目、1751丁目、1752丁目、1753丁目、1754丁目、1755丁目、1756丁目、1757丁目、1758丁目、1759丁目、1760丁目、1761丁目、1762丁目、1763丁目、1764丁目、1765丁目、1766丁目、1767丁目、1768丁目、1769丁目、1770丁目、1771丁目、1772丁目、1773丁目、1774丁目、1775丁目、1776丁目、1777丁目、1778丁目、1779丁目、1780丁目、1781丁目、1782丁目、1783丁目、1784丁目、1785丁目、1786丁目、1787丁目、1788丁目、1789丁目、1790丁目、1791丁目、1792丁目、1793丁目、1794丁目、1795丁目、1796丁目、1797丁目、1798丁目、1799丁目、1800丁目、1801丁目、1802丁目、1803丁目、1804丁目、1805丁目、1806丁目、1807丁目、1808丁目、1809丁目、1810丁目、1811丁目、1812丁目、1813丁目、1814丁目、1815丁目、1816丁目、1817丁目、1818丁目、1819丁目、1820丁目、1821丁目、1822丁目、1823丁目、1824丁目、1825丁目、1826丁目、1827丁目、1828丁目、1829丁目、1830丁目、1831丁目、1832丁目、1833丁目、1834丁目、1835丁目、1836丁目、1837丁目、1838丁目、1839丁目、1840丁目、1841丁目、1842丁目、1843丁目、1844丁目、1845丁目、1846丁目、1847丁目、1848丁目、1849丁目、1850丁目、1851丁目、1852丁目、1853丁目、1854丁目、1855丁目、1856丁目、1857丁目、1858丁目、1859丁目、1860丁目、1861丁目、1862丁目、1863丁目、1864丁目、1865丁目、1866丁目、1867丁目、1868丁目、1869丁目、1870丁目、1871丁目、1872丁目、1873丁目、1874丁目、1875丁目、1876丁目、1877丁目、1878丁目、1879丁目、1880丁目、1881丁目、1882丁目、1883丁目、1884丁目、1885丁目、1886丁目、1887丁目、1888丁目、1889丁目、1890丁目、1891丁目、1892丁目、1893丁目、1894丁目、1895丁目、1896丁目、1897丁目、1898丁目、1899丁目、1900丁目、1901丁目、1902丁目、1903丁目、1904丁目、1905丁目、1906丁目、1907丁目、1908丁目、1909丁目、1910丁目、1911丁目、1912丁目、1913丁目、1914丁目、1915丁目、1916丁目、1917丁目、1918丁目、1919丁目、1920丁目、1921丁目、1922丁目、1923丁目、1924丁目、1925丁目、1926丁目、1927丁目、1928丁目、1929丁目、1930丁目、1931丁目、1932丁目、1933丁目、1934丁目、1935丁目、1936丁目、1937丁目、1938丁目、1939丁目、1940丁目、1941丁目、1942丁目、1943丁目、1944丁目、1945丁目、1946丁目、1947丁目、1948丁目、1949丁目、1950丁目、1951丁目、1952丁目、1953丁目、1954丁目、1955丁目、1956丁目、1957丁目、1958丁目、1959丁目、1960丁目、1961丁目、1962丁目、1963丁目、1964丁目、1965丁目、1966丁目、1967丁目、1968丁目、1969丁目、1970丁目、1971丁目、1972丁目、1973丁目、1974丁目、1975丁目、1976丁目、1977丁目、1978丁目、1979丁目、1980丁目、1981丁目、1982丁目、1983丁目、1984丁目、1985丁目、1986丁目、1987丁目、1988丁目、1989丁目、1990丁目、1991丁目、1992丁目、1993丁目、1994丁目、1995丁目、1996丁目、1997丁目、1998丁目、1999丁目、2000丁目、2001丁目、2002丁目、2003丁目、2004丁目、2005丁目、2006丁目、2007丁目、2008丁目、2009丁目、2010丁目、2011丁目、2012丁目、2013丁目、2014丁目、2015丁目、2016丁目、2017丁目、2018丁目、2019丁目、2020丁目、2021丁目、2022丁目、2023丁目、2024丁目、2025丁目、2026丁目、2027丁目、2028丁目、2029丁目、2030丁目、2031丁目、2032丁目、2033丁目、2034丁目、2035丁目、2036丁目、2037丁目、2038丁目、2039丁目、2040丁目、2041丁目、2042丁目、2043丁目、2044丁目、2045丁目、2046丁目、2047丁目、2048丁目、2049丁目、2050丁目、2051丁目、2052丁目、2053丁目、2054丁目、2055丁目、2056丁目、2057丁目、2058丁目、2059丁目、2060丁目、2061丁目、2062丁目、2063丁目、2064丁目、2065丁目、2066丁目、2067丁目、2068丁目、2069丁目、2070丁目、2071丁目、2072丁目、2073丁目、2074丁目、2075丁目、2076丁目、2077丁目、2078丁目、2079丁目、2080丁目、2081丁目、2082丁目、2083丁目、2084丁目、2085丁目、2086丁目、2087丁目、2088丁目、2089丁目、2090丁目、2091丁目、2092丁目、2093丁目、2094丁目、2095丁目、2096丁目、2097丁目、2098丁目、2099丁目、2100丁目、2101丁目、2102丁目、2103丁目、2104丁目、2105丁目、2106丁目、2107丁目、2108丁目、2109丁目、2110丁目、2111丁目、2112丁目、2113丁目、2114丁目、2115丁目、2116丁目、2117丁目、2118丁目、2119丁目、2120丁目、2121丁目、2122丁目、2123丁目、2124丁目、2125丁目、2126丁目、2127丁目、2128丁目、2129丁目、2130丁目、2131丁目、2132丁目、2133丁目、2134丁目、2135丁目、2136丁目、2137丁目、2138丁目、2139丁目、2140丁目、2141丁目、2142丁目、2143丁目、2144丁目、2145丁目、2146丁目、2147丁目、2148丁目、2149丁目、2150丁目、2151丁目、2152丁目、2153丁目、2154丁目、2155丁目、2156丁目、2157丁目、2158丁目、2159丁目、2160丁目、2161丁目、2162丁目、2163丁目、2164丁目、2165丁目、2166丁目、2167丁目、2168丁目、2169丁目、2170丁目、2171丁目、2172丁目、2173丁目、2174丁目、2175丁目、2176丁目、2177丁目、2178丁目、2179丁目、2180丁目、2181丁目、2182丁目、2183丁目、2184丁目、2185丁目、2186丁目、2187丁目、2188丁目、2189丁目、2190丁目、2191丁目、2192丁目、2193丁目、2194丁目、2195丁目、2196丁目、2197丁目、2198丁目、2199丁目、2200丁目、2201丁目、2202丁目、2203丁目、2204丁目、2205丁目、2206丁目、2207丁目、2208丁目、2209丁目、2210丁目、2211丁目、2212丁目、2213丁目、2214丁目、2215丁目、2216丁目、2217丁目、2218丁目、2219丁目、2220丁目、2221丁目、2222丁目、2223丁目、2224丁目、2225丁目、2226丁目、2227丁目、2228丁目、2229丁目、2230丁目、2231丁目、2232丁目、2233丁目、2234丁目、2235丁目、2236丁目、2237丁目、2238丁目、2239丁目、2240丁目、2241丁目、2242丁目、2243丁目、2244丁目、2245丁目、2246丁目、2247丁目、2248丁目、2249丁目、2250丁目、2251丁目、2252丁目、2253丁目、2254丁目、2255丁目、2256丁目、2257丁目、2258丁目、2259丁目、2260丁目、2261丁目、2262丁目、2263丁目、2264丁目、2265丁目、2266丁目、2267丁目、2268丁目、2269丁目、2270丁目、2271丁目、2272丁目、2273丁目、2274丁目、2275丁目、2276丁目、2277丁目、2278丁目、2279丁目、2280丁目、2281丁目、2282丁目、2283丁目、2284丁目、2285丁目、2286丁目、2287丁目、2288丁目、2289丁目、2290丁目、2291丁目、2292丁目、2293丁目、2294丁目、2295丁目、2296丁目、2297丁目、2298丁目、2299丁目、2300丁目、2301丁目、2302丁目、2303丁目、2304丁目、2305丁目、2306丁目、2307丁目、2308丁目、2309丁目、2310丁目、2311丁目、2312丁目、2313丁目、2314丁目、2315丁目、2316丁目、2317丁目、2318丁目、2319丁目、2320丁目、2321丁目、2322丁目、2323丁目、2324丁目、2325丁目、2326丁目、2327丁目、2328丁目、2329丁目、2330丁目、2331丁目、2332丁目、2333丁目、2334丁目、2335丁目、2336丁目、2337丁目、2338丁目、2339丁目、2340丁目、2341丁目、2342丁目、2343丁目、2344丁目、2345丁目、2346丁目、2347丁目、2348丁目、2349丁目、2350丁目、2351丁目、2352丁目、2353丁目、2354丁目、2355丁目、2356丁目、2357丁目、2358丁目、2359丁目、2360丁目、2361丁目、2362丁目、2363丁目、2364丁目、2365丁目、2366丁目、2367丁目、2368丁目、2369丁目、2370丁目、2371丁目、2372丁目、2373丁目、2374丁目、2375丁目、2376丁目、2377丁目、2378丁目、2379丁目、2380丁目、2381丁目、2382丁目、2383丁目、2384丁目、2385丁目、2386丁目、2387丁目、2388丁目、2389丁目、2390丁目、2391丁目、2392丁目、2393丁目、2394丁目、2395丁目、2396丁目、2397丁目、2398丁目、2399丁目、2400丁目、2401丁目、2402丁目、2403丁目、2404丁目、2405丁目、2406丁目、2407丁目、2408丁目、2409丁目、2410丁目、2411丁目、2412丁目、2413丁目、2414丁目、2415丁目、2416丁目、2417丁目、2418丁目、2419丁目、2420丁目、2421丁目、2422丁目、2423丁目、2424丁目、2425丁目、2426丁目、2427丁目、2428丁目、2429丁目、2430丁目、2431丁目、2432丁目、2433丁目、2434丁目、2435丁目、2436丁目、2437丁目、2438丁目、2439丁目、2440丁目、2441丁目、2442丁目、2443丁目、2444丁目、2445丁目、2446丁目、2447丁目、2448丁目、2449丁目、2450丁目、2451丁目、2452丁目、2453丁目、2454丁目、2455丁目、2456丁目、2457丁目、2458丁目、2459丁目、2460丁目、2461丁目、2462丁目、2463丁目、2464丁目、2465丁目、2466丁目、2467丁目、2468丁目、2469丁目、2470丁目、2471丁目、2472丁目、2473丁目、2474丁目、2475丁目、2476丁目、2477丁目、2478丁目、2479丁目、2480丁目、2481丁目、2482丁目、2483丁目、2484丁目、2485丁目、2486丁目、2487丁目、2488丁目、2489丁目、2490丁目、2491丁目、2492丁目、2493丁目、2494丁目、2495丁目、2496丁目、2497丁目、2498丁目、2499丁目、2500丁目、2501丁目、2502丁目、2503丁目、2504丁目、2505丁目、2506丁目、2507丁目、2508丁目、2509丁目、2510丁目、2511丁目、2512丁目、2513丁目、2514丁目、2515丁目、2516丁目、2517丁目、2518丁目、2519丁目、2520丁目、2521丁目、2522丁目、2523丁目、2524丁目、2525丁目、2526丁目、2527丁目、2528丁目、2529丁目、2530丁目、2531丁目、2532丁目、2533丁目、2534丁目、2535丁目、2536丁目、2537丁目、2538丁目、2539丁目、2540丁目、2541丁目、2542丁目、2543丁目、2544丁目、2545丁目、2546丁目、2547丁目、2548丁目、2549丁目、2550丁目、2551丁目、2552丁目、2553丁目、2554丁目、2555丁目、2556丁目、2557丁目、2558丁目、2559丁目、2560丁目、2561丁目、2562丁目、2563丁目、2564丁目、2565丁目、2566丁目、2567丁目、2568丁目、2569丁目、2570丁目、2571丁目、2572丁目、2573丁目、2574丁目、2575丁目、2576丁目、2577丁目、2578丁目、2579丁目、2580丁目、2581丁目、2582丁目、2583丁目、2584丁目、2585丁目、2586丁目、2587丁目、2588丁目、2589丁目、2590丁目、2591丁目、2592丁目、2593丁目、2594丁目、2595丁目、2596丁目、2597丁目、2598丁目、2599丁目、2600丁目、2601丁目、2602丁目、2603丁目、2604丁目、2605丁目、2606丁目、2607丁目、2608丁目、2609丁目、2610丁目、2611丁目、2612丁目、2613丁目、2614丁目、2615丁目、2616丁目、2617丁目、2618丁目、2619丁目、2620丁目、2621丁目、2622丁目、2623丁目、2624丁目、2625丁目、2626丁目、2627丁目、2628丁目、2629丁目、2630丁目、2631丁目、2632丁目、2633丁目、2634丁目、2635丁目、2636丁目、2637丁目、2638丁目、2639丁目、2640丁目、2641丁目、2642丁目、2643丁目、2644丁目、2645丁目、2646丁目、2647丁目、2648丁目、2649丁目、2650丁目、2651丁目、2652丁目、2653丁目、2654丁目、2655丁目、2656丁目、2657丁目、2658丁目、2659丁目、2660丁目、2661丁目、2662丁目、2663丁目、2664丁目、2665丁目、2666丁目、2667丁目、2668丁目、2669丁目、2670丁目、2671丁目、2672丁目、2673丁目、2674丁目、2675丁目、2676丁目、2677丁目、2678丁目、2679丁目、2680丁目、2681丁目、2682丁目、2683丁目、2684丁目、2685丁目、2686丁目、2687丁目、2688丁目、2689丁目、2690丁目、2691丁目、2692丁目、2693丁目、2694丁目、2695丁目、2696丁目、2697丁目、2698丁目、2699丁目、2700丁目、2701丁目、2702丁目、2703丁目、2704丁目、2705丁目、2706丁目、2707丁目、2708丁目、2709丁目、2710丁目、2711丁目、2712丁目、2713丁目、2714丁目、2715丁目、2716丁目、2717丁目、2718丁目、2719丁目、2720丁目、2721丁目、2722丁目、2723丁目、2724丁目、2725丁目、2726丁目、2727丁目、2728丁目、2729丁目、2730丁目、2731丁目、2732丁目、2733丁目、2734丁目、2735丁目、2736丁目、2737丁目、2738丁目、2739丁目、2740丁目、2741丁目、2742丁目、2743丁目、2744丁目、2745丁目、2746丁目、2747丁目、2748丁目、2749丁目、2750丁目、2751丁目、2752丁目、2753丁目、2754				

○総務省告示第百八十五号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の効力を失った年月日	指定に係る放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
泰阜村	第SE008１―００６８号	令和七年三月二十八日	長野県下伊那郡泰阜村
青木村	第SE０００１―００００１号	令和七年三月三十一日	長野県小県郡青木村

○総務省告示第百八十六号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年七月二十九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	旧	異動年月日
国民民主党	所属国会議員の住所	愛知県長久手市桜作一二一五　日野紗里亜	令和七年十一月一日
		愛知県愛知郡東郷町白鳥二―一六―一八	

苅田テレビ共聴施設組合	第KS００００２６―００００２５号	令和七年三月三十一日	福岡県京都郡苅田町大字堤、大字光国、大字馬場、大字南原、大字苅田、京町１丁目、２丁目、神田町１丁目、富久１丁目、２丁目の各全域
福江ケーブルテレビ株式会社	第KS００００８６―００００８４号	令和七年三月三十一日	長崎県五島市（旧福江市）
南苅田テレビ共聴施設組合	第KS００００９８―００００９６号	令和七年三月三十一日	福岡県京都郡苅田町富久町２丁目、大字尾倉、大字集、大字新津の各全域
阿南市	第SK０００００１―００００００１号	令和七年三月三十一日	徳島県阿南市
野路の里自治会	第CG０００００５６―００００００５１号	令和七年四月一日	広島県呉市郷原野路の里１丁目の全域
美原さつき野テレビ共同受信施設管理組合	第KK００１１６―００１１０号	令和七年四月十六日	大阪府堺市美原区さつき野西１～３丁目、さつき野東１～３丁目の各全域
伊達市	第HK０００２８―００００２７号	令和七年十月一日	北海道伊達市大滝区（旧大滝村）
浦川テレビ共同受信施設組合	第TK０００１７―００００１７号	令和八年一月三十一日	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川の一部
揖斐テレビ共同受信施設組合	第TK０００１５―００００１５号	令和八年二月二十日	岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺の全域、三輪、大光寺、上ミ野、上南方の各一部

○総務省告示第百八十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、国民民主党から訂正の届出があったので、令和八年総務省告示第百二十一号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一　略］ 二　国民民主党 ［(一)～(六)　略］ (七)　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［略］ 日野紗里亜　愛知県長久手市桜作一二一五　衆議院議員　令和六年十月二十七日　愛知県第七区　○ ［略］ ［(八)～(三)　略］ ［三～十　略］	［一　同上］ 二　国民民主党 ［(一)～(六)　同上］ (七)　所属国会議員 氏名　住所　選出区分　選挙期日 同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出された者は ○ ［同上］ 日野紗里亜　愛知県愛知郡東郷町白鳥二―一六―一八　衆議院議員　令和六年十月二十七日　愛知県第七区　○ ［同上］ ［(八)～(三)　同上］ ［三～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

政党の名称	異動事項	旧	新	異動年月日
れいわ新選組	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　多ケ谷　亮（たがや　亮）		令和八年一月十八日
	所属国会議員の住所	臼木　秀剛　北海道札幌市北区北七条西六―二―二七	東京都新宿区余丁町九―九	令和八年一月十九日
国民民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	山本　太郎	令和八年一月二十一日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	山崎　順子（円より子）	令和八年一月二十一日
	所属国会議員の氏名	石　平	北埜　陽平（石平）	令和八年一月二十二日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	鈴木　敦	令和八年一月二十六日
	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名	青山　繁晴	令和八年一月二十七日
れいわ新選組				
国民民主党				
日本維新の会				
参政党				
自由民主党				

立憲民主党	支部の数	三五四	三五五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	三五四	三五五
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名	木村　義雄
		住所	香川県さぬき市津田町津田一〇二六
		選出区分	参議院議員　比例代表
		選挙期日	令和四年七月十日
		同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。	
日本維新の会	支部の数	二二六	二一五
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二二六	二一五
国民民主党	支部の数	一四五	一四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四五	一四一

立憲民主党	届出年月日	令和八年一月三十日
自由民主党	届出年月日	令和八年二月二日
日本維新の会	届出年月日	令和八年二月十九日
国民民主党	届出年月日	令和八年二月二十日

○総務省告示第百八十九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項（同条第三項の規定の適用がある場合を含む。）の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年二月九日を基準日とする届出があったので、同条第二項において準用する同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

一　公明党

(一)　政党の名称　公明党（略称　公明）

(二)　主たる事務所の所在地　東京都新宿区南元町一七

(三)　代表者　氏名　菊地とし子（竹谷とし子）　住所　東京都中央区佃二―一―一　生年月日　昭和四十四年九月三十日　選任年月日　令和八年一月二十二日

(四)　会計責任者　氏名　西田　実仁　住所　埼玉県所沢市本郷一〇〇八―五　生年月日　昭和三十七年八月二十七日　選任年月日　令和六年九月二十八日

(五)　会計責任者の職務代行者　氏名　小山田興一　住所　東京都八王子市大和田町七―四―四　生年月日　昭和四十年十二月十四日　選任年月日　令和五年四月一日

(六)　会計監査を行うべき者　氏名　安江　伸夫　住所　愛知県知多市清水が丘一―八〇六―一　生年月日　昭和六十二年六月二十六日　選任年月日　令和六年十一月九日

届出年月日　令和八年二月二十日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
秋野　公造	福岡県北九州市戸畑区初音町一三―三五	参議院議員　福岡県	令和四年七月十日	○
石川　博崇	大阪府豊中市大黒町一―五―二四	参議院議員　大阪府	令和四年七月十日	○
伊藤　孝江	兵庫県宝塚市仁川北二―一三―二〇	参議院議員　兵庫県	令和四年七月十日	○
上田　勇	神奈川県横浜市保土ケ谷区霞台一―二	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○
川村　雄大	東京都北区中里三―一九―六	参議院議員　東京都	令和七年七月二十日	○
菊地とし子（竹谷とし子）	東京都中央区佃二―一―一	参議院議員　東京都	令和四年七月十日	○
窪田　哲也	鹿児島県鹿児島市西千石町一四―二〇	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○
佐々木雅文	宮城県仙台市宮城野区萩野町二―一三―三	参議院議員　比例代表	令和七年七月二十日	○
里見　隆治	愛知県岡崎市美合町下長根一―一一	参議院議員　愛知県	令和四年七月十日	○
下野　六太	福岡県太宰府市坂本三―一〇―二	参議院議員　福岡県	令和七年七月二十日	○
杉　久武	大阪府寝屋川市香里新町二八―三〇	参議院議員　大阪府	令和七年七月二十日	○
高橋　光男	兵庫県神戸市東灘区本山中町四―八―八	参議院議員　兵庫県	令和七年七月二十日	○
竹内　真二	千葉県浦安市舞浜三―二一―一	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○
谷合　正明	岡山県岡山市北区いずみ町五―八	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○
司　　隆史	大阪府大阪市東成区中本五―一三―一一	参議院議員　比例代表	令和七年七月二十日	○
西田　実仁	埼玉県所沢市本郷一〇〇八―五	参議院議員　埼玉県	令和四年七月十日	○
原田大二郎	愛媛県松山市畑寺四―一四―一六	参議院議員　比例代表	令和七年七月二十日	○
平木　大作	千葉県市川市市川南三―一二	参議院議員　比例代表	令和七年七月二十日	○
三浦　信祐	神奈川県横浜市緑区東本郷三―三三―五	参議院議員　神奈川県	令和四年七月十日	○
宮崎　勝	埼玉県ふじみ野市上福岡五―七―二三	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○
横山　信一	北海道函館市美原四―二二―一一	参議院議員　比例代表	令和四年七月十日	○

○同党に所属する参議院議員のうち、法第十四条第二項に規定する支部の数が前回選挙の際の総議員の数の百分の十以上となった者又は前回選挙の際の総議員の数の百分の十以上となった者であって、今回の参議院議員通常選挙において候補者を届け出なかったもの

(八) 得票総数　比例代表選挙　五、二一〇、五六九・四〇〇票
令和七年七月二十日執行通常選挙　選挙区選挙　三、一七五、七九〇・九〇八票
令和四年七月十日執行通常選挙　比例代表選挙　六、一八一、四三一・九三七票
選挙区選挙　三、六〇〇、四九〇　票

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年一月十五日

二　国民民主党

(一) 政党の名称　国民民主党（略称　民主党）　届出年月日　令和八年二月二十日

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町二―一七―一七

(三) 代表者　氏名　住所　生年月日　選任年月日
玉木雄一郎　香川県さぬき市寒川町神前二九三三―一　昭和四十四年五月一日　令和二年九月十一日

(四) 会計責任者　濱野　喜史　東京都千代田区麹町四―七　昭和三十五年十二月一日　令和七年十月一日

(五) 会計責任者の職務代行者　平田　大祐　東京都文京区小日向一―一―八　昭和五十二年三月一日　令和四年九月一日

(六) 会計監査を行うべき者　榛葉賀津也　静岡県菊川市西方三六一五―一　昭和四十二年四月二十五日　令和二年九月十一日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
浅野　哲	茨城県日立市鹿島町一―六―二	衆議院議員茨城県第五区	令和八年二月八日	○
井戸　正枝（井戸まさえ）	東京都新宿区早稲田鶴巻町五七一	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○
飯泉　嘉門	徳島県板野郡松茂町長岸二七一	衆議院議員国	令和八年二月八日	○
臼木　秀剛	北海道札幌市北区北七条西六―二―二七	衆議院議員北海道	令和八年二月八日	○
岡野　純子	千葉県浦安市日の出三―三	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○
小竹　凱	石川県金沢市割出町三四七―一	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○
河井　昭成	滋賀県大津市国分一―一三―四六	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○
許斐亮太郎	福岡県宗像市日の里八―三―四	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○
近藤　雅彦	福岡県久留米市荘島町四三二	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○
佐々木真琴	岩手県宮古市崎鍬ヶ崎第九地割三五―五六	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○
鈴木　義弘	埼玉県三郷市戸ヶ崎四―一八	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○
高澤　一基（高沢一基）	東京都板橋区宮本町五二―四	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○
田中　健	静岡県富士市岩淵七九一―五	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○
玉木雄一郎	香川県さぬき市寒川町神前二九三三―一	衆議院議員香川県第二区	令和八年二月八日	○
丹野みどり	愛知県豊田市四郷町六反田南一一―四	衆議院議員愛知県第十一区	令和八年二月八日	○
長友　慎治	宮崎県延岡市瀬之口町二―二―六	衆議院議員宮崎県第二区	令和八年二月八日	○
鍋島　勢理	広島県東広島市高屋町高屋堀三一九九―一〇	衆議院議員中国	令和八年二月八日	○
西岡　秀子	長崎県長崎市館内町五―一六	衆議院議員長崎県第一区	令和八年二月八日	○
西岡　義高	神奈川県横浜市戸塚区舞岡町二四二―一	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○
野村　美穂	岐阜県大垣市東前一―四二	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○
橋本　幹彦	埼玉県久喜市久喜東二―一七―二二	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○
日野紗里亜	愛知県長久手市桜作一二一五	衆議院議員愛知県第七区	令和八年二月八日	○
深作光輝ヘス（深作ヘス）	神奈川県横浜市都筑区牛久保西二―二六―三九	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○
福田　徹	愛知県小牧市小牧一―五八三	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○
古川　元久	愛知県名古屋市千種区富士見台二―七―二―一	衆議院議員愛知県第二区	令和八年二月八日	○
向山　好一	兵庫県神戸市北区桂木二―二〇―二二	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○
村岡　敏英	秋田県由利本荘市砂子下一一三―一〇	衆議院議員秋田県第三区	令和八年二月八日	○
森　洋介（森ようすけ）	東京都足立区西新井栄町一―一八―一	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○
足立　康史	大阪府茨木市竹橋町一〇―二六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
伊藤　孝恵	愛知県犬山市天神町四―五七	参議院議員愛知県	令和四年七月十日	○
伊藤　辰夫	愛知県名古屋市南区本星崎町字西田一一五四	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
礒﨑　哲史	東京都世田谷区祖師谷四―三三―二一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○
上田　清司	埼玉県さいたま市大宮区土手町二―一〇五	参議院議員埼玉県	令和四年七月十日	○
江原久美子（江原くみ子）	埼玉県深谷市上野台五〇七―六三	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○

同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選出されたものは○

高橋　茉友（牛田　茉友）	東京都目黒区上目黒五―三―一一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
奥村　祥大	東京都墨田区太平一―一五―一三	参議院議員東京都	令和七年七月二十日	○	
籠島　彰宏（かごしま彰宏）	神奈川県横浜市青葉区あかね台二―一〇―四八	参議院議員神奈川県	令和七年七月二十日	○	
川合　孝典	東京都目黒区鷹番三―四―五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
中山さやか（小林さやか）	千葉県市川市菅野一―二〇―六	参議院議員千葉県	令和七年七月二十日	○	
後藤　斎	山梨県甲府市後屋町三八四―二	参議院議員山梨県	令和七年七月二十日	○	
榛葉賀津也	静岡県菊川市西方三六一五―一	参議院議員静岡県	令和七年七月二十日	○	
竹詰　仁	東京都世田谷区北烏山一―五五―二七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
田村　麻美（田村　まみ）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
堂込麻紀子	茨城県稲敷郡阿見町大字曙四〇七―二	参議院議員茨城県	令和七年七月二十日		
庭田　幸恵	富山県富山市西大泉一二―七	参議院議員富山県	令和七年七月二十日	○	
芳賀　道也	山形県山形市五日町一二―九	参議院議員山形県	令和七年七月二十日		
濱口　誠（浜口　誠）	愛知県みよし市三好丘緑一―二―一九	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
濱野　喜史（浜野　喜史）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
原田　秀一	香川県高松市西の丸町一四―二〇	参議院議員香川県	令和七年七月二十日	○	
平戸　航太	千葉県流山市おおたかの森西一―三―二	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
舟山　康江	山形県西置賜郡小国町大字緑町三―四三	参議院議員山形県	令和四年七月十日	○	
水野　孝一	愛知県名古屋市瑞穂区密柑山町一―九二―五	参議院議員愛知県	令和七年七月二十日	○	
山田　吉彦	東京都小金井市貫井南町五―二一―一〇―三一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	

(八) 得票総数

令和八年二月八日執行総選挙

小選挙区選挙　四、二四三、二八二・一四四票
比例代表選挙　五、五七二、九五一票
令和七年七月二十日執行通常選挙
比例代表選挙　七、六二〇、四九二・六五二票
選挙区選挙　七、一八〇、六五三・二〇二票
令和四年七月十日執行通常選挙
比例代表選挙　三、一五九、六二五・八九〇票
選挙区選挙　二、〇三八、六五四・五九六票

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日

令和八年一月九日

三　参政党

(一) 政党の名称　参政党（さんせいとう）（略称　参政（さんせい））

(二) 主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂三―四―三

(三) 代表者　住所　氏名　生年月日　選任年月日

神谷　宗幣　石川県加賀市須谷町八一四二―一一　昭和五十二年十月十二日　令和五年八月三十日

(四) 会計責任者　海老　克昌　富山県射水市庄西二―一七―七

(五) 会計責任者の職務代行者　上原千可子　福井県敦賀市新松島町一―二六

(六) 会計監査を行うべき者　黒石　匡昭　東京都中央区佃二―一一―六

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日		
神谷　宗幣	石川県加賀市須谷町八一四二―一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
吉川　里奈	東京都新宿区山吹町三三九	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○	
今村真由子（豊田真由子）	東京都港区赤坂三―四―三	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○	
川　裕一郎	石川県金沢市小立野三―二八―二五	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○	
大河　藍理（渡辺　藍理）	愛知県名古屋市千種区今池三―一五―二七	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○	
島村　薫	山口県下関市本町四―二―九	衆議院議員中国	令和八年二月八日	○	
石川　勝	大阪府吹田市垂水町一―三七―二三	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○	
伊藤　恵介	岐阜県瑞穂市横屋二六―八	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○	
工藤　聖子	千葉県船橋市宮本八―一八―二八	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○	
木下　敏之	福岡県福岡市南区玉川町六―三一	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○	
谷　浩一郎	大阪府豊中市柴原町二―一一―八	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○	
和田　政宗	宮城県仙台市青葉区宮町三―七	衆議院議員東北	令和八年二月八日	○	
牧野　俊一	鹿児島県鹿児島市下竜尾町五―三一	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○	
鈴木　美香	東京都江東区大島一―二―一	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○	
中谷めぐみ（なかやめぐ）	千葉県我孫子市我孫子一六七〇―二一	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○	

○同党に所属する候補者として、前回の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員通常選挙において選挙区選出された者は、議院の議員の選挙にお

青木ひとみ	群馬県高崎市上並榎町八三五―七	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○		
櫻井　祥子	茨城県龍ケ崎市佐貫三―一七―一	参議院議員茨城県	令和七年七月二十日	○		
大津　力	埼玉県飯能市岩沢八九四―一	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○		
塩入　清香（さや）	東京都大田区蒲田四―一九―五	参議院議員東京都	令和七年七月二十日	○		
初鹿野裕樹	神奈川県三浦市初声町下宮田一〇七九―一三六	参議院議員神奈川県	令和七年七月二十日	○		
杉本　純子	愛知県名古屋市緑区徳重四―一五〇五―一	参議院議員愛知県	令和七年七月二十日	○		
髙森　千慧（宮出　千慧）	大阪府東大阪市菱江一―五―二一	参議院議員大阪府	令和七年七月二十日	○		
中田　優子	福岡県福岡市南区長丘四―三―三六	参議院議員福岡県	令和七年七月二十日	○		
安達　悠司	京都府京都市上京区寺町通広小路下る東桜町七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
安藤　裕	京都府宇治市大久保町久保六―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
富田　麻奈（岩本　麻奈）	東京都多摩市桜ヶ丘四―九―五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
梅村みずほ	大阪府大阪市東淀川区柴島三―一―二七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
後藤　翔太	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
松田　学	東京都世田谷区成城七―一九―一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		
山中　泉	東京都台東区松が谷二―五―四	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○		

(八) 得票総数

令和八年二月八日執行総選挙

小選挙区選挙	三、九二四、二二三・六〇四票
比例代表選挙	四、二六〇、六二〇　票
比例代表選挙	七、四二五、〇五三・五七四票
選挙区選挙	九、二六四、二八四　票
比例代表選挙	一、七六八、三八五・四〇九票
選挙区選挙	二、〇一八、二一四・六二七票

令和八年一月十六日

令和八年二月十八日

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日

届出年月日	令和八年二月十八日

四　社会民主党

(一) 政党の名称　社会民主党（略称　社民党）

(二) 主たる事務所の所在地　東京都中央区湊三―一八―一七

(三) 代表者	氏名	福島　瑞穂	生年月日　昭和三十年十二月二十四日
	住所	神奈川県川崎市麻生区白山五―一―七	選任年月日　令和二年二月二十三日
(四) 会計責任者	氏名	中島　修	生年月日　昭和二十五年八月十日
	住所	埼玉県さいたま市浦和区領家六―二三―一三	選任年月日　令和三年一月一日
(五) 会計責任者の職務代行者	氏名	牛越　元	生年月日　昭和四十年十一月二十九日
	住所	東京都多摩市落合三―四―四	選任年月日　令和三年一月一日

(六) 会計監査を行うべき者	伊藤　正通	秋田県秋田市新屋船場町四―二	昭和二十六年十月七日	令和四年三月二十日		
	鈴木　清丞	千葉県柏市岩井八〇二―一一	昭和三十三年十二月三日	令和六年二月二十三日		
	八塚　勇一	大阪府豊中市立花町二―一―一七	昭和二十六年二月十五日	令和六年二月二十三日		

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選挙区分	選挙期日	
福島　瑞穂（福島みずほ）	神奈川県川崎市麻生区白山五―一―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○
石井　朗夫（ラサール石井）	神奈川県鎌倉市浄明寺一―五―三	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○

同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選挙区選挙により選出された者は○

(八) 得票総数

令和八年二月八日執行総選挙

小選挙区選挙	一四八、六六六　票
比例代表選挙	七二八、六〇二　票
比例代表選挙	一、二一七、八二三・一六九票
選挙区選挙	三〇二、七七五　票
比例代表選挙	一、二五八、五〇一・七一五票
選挙区選挙	一七八、九一一　票

令和七年七月二十日執行通常選挙

令和八年一月十四日

令和四年七月十日執行通常選挙

令和八年二月二十四日

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日

届出年月日	令和八年二月二十四日

五　自由民主党

(一) 政党の名称　自由民主党（略称　自民党）

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一―一―二三

(三) 代表者	氏名	高市　早苗	生年月日　昭和三十六年三月七日
	住所	奈良県奈良市百楽園二―七―一	選任年月日　令和七年十月四日
(四) 会計責任者	氏名	鈴木　俊一	生年月日　昭和二十八年四月十三日
	住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町二―一二	選任年月日　令和七年十月七日
(五) 会計責任者の職務代行者	氏名	井形　厚一	生年月日　昭和四十年八月十七日
	住所	埼玉県和光市白子三―二七―七	選任年月日　令和五年六月一日
(六) 会計監査を行うべき者	氏名	山口　俊一	生年月日　昭和二十五年一月十二日
	住所	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二―九	選任年月日　令和六年十月十八日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	同党に所属として候補者届出前々回の衆議院議員の総選挙又は前回の参議院議員の通常選挙において選出されたときは、○
逢沢　一郎	岡山県岡山市北区鹿田町一―四―八	衆議院議員岡山県第一区	令和八年二月八日	○
青山　繁晴	東京都港区台場二―二―二	衆議院議員兵庫県第八区	令和八年二月八日	○
青山　周平	愛知県岡崎市福岡町字下西野七一	衆議院議員愛知県第十二区	令和八年二月八日	○
赤澤　亮正	鳥取県米子市日ノ出町一―六―四〇	衆議院議員鳥取県第二区	令和八年二月八日	○
赤間　二郎（あかま二郎）	神奈川県相模原市中央区横山台二―九―二〇	衆議院議員神奈川県第十四区	令和八年二月八日	○
秋葉　賢也	宮城県仙台市泉区八乙女三―一三―二	衆議院議員東北区	令和八年二月八日	○
浅田眞澄美	長崎県長崎市寄合町三―五〇	衆議院議員九州区	令和八年二月八日	○
東　国幹	北海道旭川市春光六条八―一四―一一	衆議院議員北海道第六区	令和八年二月八日	○
畦元　将吾	東京都世田谷区桜三―四―一〇	衆議院議員東京都第六区	令和八年二月八日	○
麻生　太郎	福岡県飯塚市柏の森二一四	衆議院議員福岡県第八区	令和八年二月八日	○
阿部　俊子（あべ　俊子）	東京都港区麻布台二―一―二	衆議院議員中国区	令和八年二月八日	○
阿部　弘樹	福岡県福津市在自五七五	衆議院議員九州区	令和八年二月八日	○
安藤　高夫（安藤たかお）	東京都練馬区豊玉北五―一七―四	衆議院議員東京都第二十八区	令和八年二月八日	○
五十嵐　清	栃木県日光市御幸町五七八―一	衆議院議員栃木県第二区	令和八年二月八日	○
石井　拓	愛知県碧南市城山町三―六七	衆議院議員愛知県第十三区	令和八年二月八日	○
石川　昭政	茨城県日立市十王町友部二〇三―五	衆議院議員北関東区	令和八年二月八日	○
石坂　太	栃木県真岡市荒町二―一七―一七	衆議院議員栃木県第四区	令和八年二月八日	○
石田　真敏	和歌山県海南市黒江一―七四	衆議院議員近畿区	令和八年二月八日	○
石破　茂	鳥取県鳥取市上町三六	衆議院議員鳥取県第一区	令和八年二月八日	○
石橋林太郎	広島県広島市安佐南区緑井二―二五―二四	衆議院議員広島県第三区	令和八年二月八日	○
石原　宏高	東京都品川区大崎一―一四―三	衆議院議員東京都第三区	令和八年二月八日	○
石原　正敬	三重県三重郡菰野町大字吉澤四二八―一	衆議院議員三重県第三区	令和八年二月八日	○
井出　庸生	長野県佐久市臼田二一二六―一	衆議院議員長野県第三区	令和八年二月八日	○
伊藤　聡	東京都北区王子本町一―一四―九	衆議院議員南関東区	令和八年二月八日	○
伊藤信太郎	東京都世田谷区北沢五―一五―一〇	衆議院議員東北区	令和八年二月八日	○
伊藤　忠彦	愛知県知多市つつじが丘三―二七―五	衆議院議員愛知県第八区	令和八年二月八日	○
伊藤　達也	東京都調布市調布ヶ丘三―六四―一	衆議院議員東京都第二十二区	令和八年二月八日	○
伊東　良孝	北海道釧路市美原五―三〇―一	衆議院議員北海道区	令和八年二月八日	○
稲田　朋美	福井県福井市中央三―九―五	衆議院議員福井県第一区	令和八年二月八日	○
稲葉　大輔	静岡県浜松市中央区山手町二六―二八	衆議院議員静岡県第八区	令和八年二月八日	○
井上　信治	東京都青梅市河辺町一〇―一五―一一	衆議院議員東京都第二十五区	令和八年二月八日	○
井上　貴博	福岡県福岡市博多区中洲一―二―三	衆議院議員福岡県第一区	令和八年二月八日	○
井野　俊郎	群馬県伊勢崎市田中町九三―一	衆議院議員群馬県第二区	令和八年二月八日	○
井林　辰憲	静岡県藤枝市本町二―八―四九	衆議院議員静岡県第二区	令和八年二月八日	○
井原　巧	愛媛県四国中央市三島宮川三―四―一五	衆議院議員愛媛県第二区	令和八年二月八日	○
井原　隆	埼玉県さいたま市中央区本町西二―九―三一	衆議院議員埼玉県第五区	令和八年二月八日	○
今枝宗一郎	愛知県豊川市八幡町上宿一〇	衆議院議員愛知県第十四区	令和八年二月八日	○
岩田　和親	東京都目黒区平町一―二一―八	衆議院議員東京都第二十六区	令和八年二月八日	○
岩屋　毅	佐賀県佐賀市中の小路七―一	衆議院議員佐賀県第一区	令和八年二月八日	○
上杉謙太郎	大分県別府市田の湯町八―一	衆議院議員大分県第三区	令和八年二月八日	○
上田　英俊	福島県白河市高山六四―一九	衆議院議員福島県第三区	令和八年二月八日	○
上野賢一郎	富山県下新川郡入善町入膳五五三五	衆議院議員富山県第二区	令和八年二月八日	○
上野　宏史	滋賀県長浜市南呉服町五―三二	衆議院議員滋賀県第二区	令和八年二月八日	○
上原　正裕	東京都港区赤坂二―一六―一三	衆議院議員九州区	令和八年二月八日	○
内山　航（内山　こう）	神奈川県川崎市多摩区菅一―二―三一	衆議院議員神奈川県第九区	令和八年二月八日	○
江渡　聡徳	新潟県新潟市中央区幸西一―一―五三	衆議院議員新潟県第一区	令和八年二月八日	○
江藤　拓	青森県青森市堤町二―一―一五	衆議院議員東北区	令和八年二月八日	○
大串　博志	宮崎県日向市亀崎東四―一一七	衆議院議員九州区	令和八年二月八日	○

衛藤　博昭	大分県大分市西鶴崎二―九―二〇	衆議院議員大分県第一区	令和八年二月八日	○
英利アリフェヤー（英利アルフィヤ）	千葉県市川市市川南一―一〇―一	衆議院議員千葉県第五区	令和八年二月八日	○
遠藤　寛明	山形県上山市細谷七一	衆議院議員山形県第一区	令和八年二月八日	○
大岡　敏孝	滋賀県大津市平津一―一三―三一	衆議院議員滋賀県第一区	令和八年二月八日	○
大串　正樹	兵庫県伊丹市北本町一―一八四	衆議院議員兵庫県第六区	令和八年二月八日	○
大空　幸星	東京都江東区豊洲五―一―一三	衆議院議員東京都第十五区	令和八年二月八日	○
大塚　拓	埼玉県入間市豊岡五―二―四一	衆議院議員埼玉県第九区	令和八年二月八日	○
大塚　珠代（丸川　珠代）	東京都品川区東五反田五―二―二四	衆議院議員東京都第七区	令和八年二月八日	○
大西　洋平	東京都江戸川区篠崎町二―四六―五	衆議院議員東京都第十六区	令和八年二月八日	○
大野敬太郎	香川県丸亀市塩飽町二三―一	衆議院議員香川県第三区	令和八年二月八日	○
岡本　康宏	愛知県名古屋市中川区横堀町三―六一	衆議院議員愛知県第五区	令和八年二月八日	○
尾崎　正直	高知県高知市長浜蒔絵台二―一六―一	衆議院議員高知県第二区	令和八年二月八日	○
長田紘一郎	東京都北区東十条三―一五―一四	衆議院議員東京都海区	令和八年二月八日	○
小里　泰弘	鹿児島県薩摩川内市隈之城町一一九二―一〇	衆議院議員九州比例区	令和八年二月八日	○
小田原　潔	東京都日野市高幡一〇〇九―四	衆議院議員東京都第二十一区	令和八年二月八日	○
鬼木　誠	福岡県福岡市中央区福浜二―二―四	衆議院議員福岡県第二区	令和八年二月八日	○
小野寺五典	宮城県気仙沼市南町四―一―一一	衆議院議員宮城県第五区	令和八年二月八日	○
尾花　瑛仁	埼玉県上尾市仲町一―五―七	衆議院議員埼玉県第六区	令和八年二月八日	○
小渕　優子	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町一〇〇三―七	衆議院議員群馬県第五区	令和八年二月八日	○
尾身　朝子	群馬県前橋市古市町一―五〇―一	衆議院議員北関東比例区	令和八年二月八日	○
鹿嶋　祐介	千葉県船橋市西船六―一〇―一〇―八	衆議院議員千葉県第四区	令和八年二月八日	○
梶山　弘志	茨城県常陸太田市山下町一一八七―三	衆議院議員茨城県第四区	令和八年二月八日	○
勝俣　孝明	静岡県沼津市花園町八―一一	衆議院議員静岡県第六区	令和八年二月八日	○
勝目　康	京都府京都市中京区新烏丸通夷川下る橘柳町一四八	衆議院議員京都府第一区	令和八年二月八日	○
加藤　勝信	岡山県笠岡市中央町二二―一	衆議院議員岡山県第三区	令和八年二月八日	○

加藤　貴弘	北海道札幌市中央区北四条西二五―一―二八	衆議院議員北海道第一区	令和八年二月八日	○
加藤　大博	岐阜県加茂郡富加町滝田一五一八	衆議院議員岐阜県第四区	令和八年二月八日	○
加藤　竜祥	長崎県島原市稗田町甲三六七―二	衆議院議員長崎県第二区	令和八年二月八日	○
門山　宏哲	千葉県千葉市中央区登戸二―五―二四	衆議院議員千葉県第一区	令和八年二月八日	○
金澤　結衣	神奈川県相模原市南区相模大野五―一九―一	衆議院議員神奈川県第二十区	令和八年二月八日	○
金子　恭之	熊本県八代市萩原町二―一一―四四	衆議院議員熊本県第四区	令和八年二月八日	○
金子　容三	長崎県佐世保市稲荷町二四―三	衆議院議員長崎県第三区	令和八年二月八日	○
上川　陽子	静岡県静岡市駿河区大谷七八〇―一	衆議院議員静岡県第一区	令和八年二月八日	○
川崎　秀人（川崎ひでと）	三重県鈴鹿市南玉垣町六七一二―三	衆議院議員三重県第二区	令和八年二月八日	○
河野　正美	福岡県福岡市中央区平尾三―一九―一一	衆議院議員九州比例区	令和八年二月八日	○
川松真一朗	東京都墨田区堤通一―一九―八	衆議院議員東京都第二十三区	令和八年二月八日	○
菅家　一郎	福島県会津若松市東栄町五―一九	衆議院議員東北比例区	令和八年二月八日	○
神田　潤一	青森県八戸市大字糠塚字蟹沢三六―五七	衆議院議員青森県第二区	令和八年二月八日	○
城内　実	静岡県浜松市中央区初生町八五九―四三	衆議院議員静岡県第七区	令和八年二月八日	○
黄川田仁志	埼玉県越谷市レイクタウン八―一三―一	衆議院議員埼玉県第三区	令和八年二月八日	○
岸田　文雄	広島県広島市南区比治山町六―二九	衆議院議員広島県第一区	令和八年二月八日	○
岸　信千世	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施三三九一	衆議院議員山口県第二区	令和八年二月八日	○
北神　圭朗	京都府京都市右京区西院西田町三〇	衆議院議員京都府第四区	令和八年二月八日	○
北口かおる（福田かおる）	東京都西東京市田無町二―一―一	衆議院議員東京都第十八区	令和八年二月八日	○
木原　誠二	東京都東村山市栄町二―六―六	衆議院議員東京都第二十区	令和八年二月八日	○
木原　稔	熊本県熊本市中央区出水五―六―一八	衆議院議員熊本県第一区	令和八年二月八日	○
木村　次郎	青森県弘前市大字緑町三	衆議院議員青森県第三区	令和八年二月八日	○
草野　比菜（岩崎　比菜）	東京都港区港南二―一〇―二三	衆議院議員南関東比例区	令和八年二月八日	○
草間　剛	神奈川県横浜市都筑区中川中央一―二〇―七	衆議院議員神奈川県第十九区	令和八年二月八日	○

工藤　彰三	愛知県名古屋市熱田区四番二―五―九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
國定　勇人（国定　勇人）	新潟県三条市東裏館一―一二―一四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
熊田　裕通	愛知県名古屋市西区上名古屋二―二〇―二一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
栗原　渉	福岡県朝倉市中島田五四四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
黒﨑　祐一（黒崎　祐一）	東京都中野区中野二―二四―九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小池　正昭	千葉県成田市三里塚一八八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小泉進次郎	神奈川県横須賀市三春町一―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小泉　龍司	埼玉県深谷市上柴町東三―一七―一九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
河野　太郎	神奈川県平塚市八重咲町二六―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
高村　正大	山口県宇部市東本町二―六―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
髙麗啓一郎（こうらい啓一郎）	大阪府豊中市北桜塚二―五―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古賀　篤	福岡県福岡市早良区百道二―四―四一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
國場幸之助	沖縄県那覇市松尾二―八―五三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小寺　裕雄	滋賀県東近江市春日町三―一七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
後藤　茂之	長野県諏訪市湖岸通り二―七―二二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小林　茂樹	奈良県奈良市二条町二―一―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小林　鷹之	千葉県八千代市緑が丘一―二―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小林　史明	広島県福山市西町三―八―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
小森　卓郎	石川県金沢市平和町二―二七―二五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
今　洋佑	神奈川県川崎市麻生区千代ケ丘六―二―一三五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
齋木　武志（斉木　武志）	福井県越前市本保町一一―二―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西條　昌良	茨城県神栖市矢田部九三二六―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
齋藤　健	千葉県流山市南流山一―一九―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
齋藤　洋明（斎藤　洋明）	新潟県村上市平林一六三一―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	

齊藤　里恵（斉藤　りえ）	東京都北区田端新町二―二四―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
坂井　学	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町一四三―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
坂本　哲志	熊本県菊池郡大津町大字新二六六―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
坂本竜太郎	福島県いわき市植田町本町一―六―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
笹川　博義	群馬県太田市小舞木町二七〇―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
佐々木　紀	石川県小松市土居原町二六五―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
佐藤　文乃（国光あやの）	茨城県つくば市竹園一―九―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
佐藤　主迪	神奈川県厚木市泉町一〇―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
塩崎　彰久	愛媛県松山市上市一―二―四九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
繁本　護	京都府京都市伏見区下鳥羽北ノ口町六四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
柴山　昌彦	埼玉県所沢市小手指町二―三―二四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
島尻安伊子	沖縄県沖縄市中央二―五―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
島田　智明	大阪府河内長野市千代田南町八―三七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
下村　博文	東京都板橋区西台四―三―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
新谷　正義	広島県東広島市八本松東三―二―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
新藤　義孝	埼玉県川口市柳崎一―一〇―三〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
菅原　一秀	東京都練馬区豊玉南三―一九―一五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　英敬	三重県伊勢市船江三―一―一三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　馨祐	神奈川県横浜市港北区綱島東一―九―一〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　俊一	岩手県下閉伊郡山田町八幡町二―一二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　淳司	愛知県日進市岩藤町三番割三〇三―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　貴子	北海道釧路市鳥取北四―八―一五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　拓海	茨城県日立市旭町三―一五―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　憲和	山形県南陽市金山二八七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鈴木　隼人	東京都豊島区東池袋三―二二―二一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
関　芳弘	兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘七―一―三〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
世古万美子	三重県津市桜橋三―一四二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	

瀬戸　隆一	香川県坂出市室町一―一―三三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
園崎　弘道	京都府城陽市寺田大谷一一五―五七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
平　将明	東京都大田区蒲田五―二九―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
高市　早苗	奈良県奈良市百楽園二―七―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
髙階恵美子	宮城県仙台市若林区河原町二―六―二三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
髙木　啓	東京都北区王子一―二三―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
高木　宏壽	北海道札幌市豊平区月寒西一条三―一―一五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
髙鳥　修一	新潟県上越市南城町三―一―一三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
髙橋　祐介	北海道札幌市北区南あいの里五―六―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
高見　康裕	島根県出雲市灘分町一〇〇七―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
武井　俊輔	宮崎県宮崎市江南一―三一―一一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
武田　良太	福岡県田川郡福智町上野二〇四四―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
武部　新	北海道北見市高栄西町一―九―一〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
武村　展英	滋賀県草津市渋川一―三―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
橘　慶一郎	富山県高岡市中川上町三―一一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田所　嘉徳	茨城県筑西市灰塚六七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田中　和徳	神奈川県川崎市川崎区小田栄二―三―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田中　昌史	東京都品川区南品川二―一七―三五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田中　良生	埼玉県蕨市中央六―二―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
棚橋　泰文	岐阜県大垣市御殿町一―五九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
谷川　弥一（谷川　とむ）	大阪府泉佐野市中町三―二―一五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
谷　公一	兵庫県美方郡香美町村岡区川会一三三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田野瀬太道	奈良県橿原市菖蒲町二―一四―三〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田畑　裕明	富山県富山市五艘一六一二―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田宮　寿人	千葉県佐倉市西志津七―八―二五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
田村　憲久	三重県松阪市船江町四七四―六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
俵田　祐児	山口県山口市三の宮一―二―一八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
辻　清人	東京都中央区勝どき四―六―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
辻　秀樹	愛知県名古屋市千種区末盛通二―一三―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
津島　淳	青森県青森市大字安田字近野三七―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
辻　由布子	東京都世田谷区代田三―三〇―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
土田　慎	東京都足立区綾瀬一―三〇―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
土屋　品子	埼玉県春日部市八―三二五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
寺田　稔	山形県鶴岡市大東町一七―二三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
土井　亨	広島県呉市中央二―五―一六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
渡海紀三朗	宮城県仙台市青葉区北目町二―二八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
冨樫　博之	兵庫県高砂市曽根町二二四八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
渡嘉敷奈緒美（とかしきなおみ）	大阪府吹田市片山町一―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
永岡　桂子	茨城県古河市東本町一―二二―二六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中川　紘一（中川こういち）	北海道帯広市東一条南一三―二〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中川　貴元	愛知県名古屋市東区泉二―一一―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
長坂　康正	愛知県稲沢市高御堂一―一五―一七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
長澤　興祐	東京都足立区青井三―三四―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
長島　昭久	東京都府中市寿町一―二―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中島　寛子（門　寛子）	東京都杉並区荻窪三―四〇―二五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中曽根康隆	群馬県前橋市城東町一―一―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中谷　元	高知県高知市介良乙一七四八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中谷　真一	山梨県韮崎市一ツ谷一八三六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中田　宏	神奈川県横浜市中区吉浜町一―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
永田麿梨奈	神奈川県鎌倉市七里ガ浜一―九―六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中西　健治	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四―二〇―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	

中根　一幸	埼玉県鴻巣市愛の町一四六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
長野　春信	千葉県船橋市前原西二―二一―一三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中野　英幸	埼玉県川越市伊勢原町一―八―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中村　裕之	北海道余市郡余市町黒川町一二―八〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中山　亜紀（白坂　亜紀）	大分県大分市寿町五―二四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中山　展宏	神奈川県川崎市麻生区王禅寺東四―四―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
中山　泰秀	大阪府大阪市中央区糸屋町一―四―一二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
仁木　博文	徳島県阿南市宝田町平岡八二六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西田　昭二	石川県七尾市石崎町ソ部五―九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西野　太亮	熊本県熊本市南区近見四―一三―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西村　明宏	宮城県名取市手倉田字諏訪六一一―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西村　康稔	兵庫県明石市小久保一二〇―五五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西銘恒三郎	沖縄県那覇市東町二四―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
西山　尚利	福島県福島市土湯温泉町字杉ノ下二五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
新田　章文	神奈川県横浜市南区中島町三―五八―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
丹羽　秀樹	愛知県春日井市八田町五―四―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
額賀福志郎	茨城県行方市麻生一一八八―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
根本　拓	福島県郡山市咲田二―二〇―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
根本　幸典	愛知県豊橋市小松町二六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
野田　聖子	岐阜県岐阜市加納城南通一―一四―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
野中　厚	埼玉県加須市大越二一九四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
萩生田光一	東京都八王子市暁町一―三三―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
橋本　岳	岡山県倉敷市吉岡五五二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
長谷川淳二	愛媛県宇和島市宇和津町二―四―二六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
鳩山　二郎	福岡県久留米市東櫛原町三〇五―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
葉梨　康弘	茨城県取手市新町一―六―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	

馬場みどり（松島みどり）	東京都墨田区押上二―三二―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
浜田　靖一	千葉県富津市大堀二〇〇二―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
林　芳正	山口県下関市貴船町四―七―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
東田　淳平	大阪府茨木市彩都あさぎ一―三―六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
平井　卓也	香川県高松市錦町二―二―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
平口　洋	広島県広島市西区井口一―二―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
平沢　勝栄	東京都葛飾区柴又二―二一―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
平沼正二郎	岡山県津山市山北六二一―一七	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
広瀬　建	大分県日田市淡窓一―四―三五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
深澤　陽一	静岡県静岡市清水区興津中町一四一五―六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
福田　達夫	群馬県高崎市貝沢町九一九―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
福原　淳嗣	秋田県大館市柄沢字狐台二―四六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤井比早之	兵庫県神戸市西区美賀多台一―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤澤　忠盛（藤沢　忠盛）	東京都世田谷区鎌田三―三五―一八	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤田ひかる	長野県松本市城西一―六―四	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤田　誠	東京都港区南青山四―二二―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤田　洋司	京都府京都市左京区高野竹屋町一九―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤丸　敏	福岡県みやま市瀬高町上庄一四一一―一〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
藤原　崇	岩手県北上市若宮町一―三―一九	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
文月　涼	千葉県大網白里市ながた野一―四―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
船田　元	栃木県宇都宮市一の沢一―二―六	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古井　康介	富山県富山市千石町四―三―五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古川　直季	神奈川県横浜市旭区柏町三六―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古川　康	佐賀県唐津市新興町二〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古川　禎久	宮崎県都城市中原町二九街区一五	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
古屋　圭司	岐阜県恵那市大井町一〇一	衆議院議員	令和八年二月八日	○	
穂坂　泰	埼玉県志木市幸町三―一―二〇	衆議院議員	令和八年二月八日	○	

星野　剛士	神奈川県藤沢市南藤沢八―一四	衆議院議員神奈川県第十二区	令和八年二月八日	○	
細田　健一	新潟県燕市小池新町一五六	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○	
細野　豪志	静岡県三島市西若町六―五	衆議院議員静岡県第五区	令和八年二月八日	○	
堀内　詔子	山梨県富士吉田市新西原二―一―四	衆議院議員山梨県第二区	令和八年二月八日	○	
本田　太郎	京都府宮津市字鶴賀二一一三―一〇	衆議院議員京都府第五区	令和八年二月八日	○	
前川　恵	東京都渋谷区千駄ヶ谷二―三一―六	衆議院議員関東	令和八年二月八日	○	
牧島かれん	神奈川県小田原市城山一―四―一	衆議院議員神奈川県第十七区	令和八年二月八日	○	
松下　英樹	北海道苫小牧市木場町二―一七―一九	衆議院議員北海道第九区	令和八年二月八日	○	
松野　博一	千葉県市原市根田一―六―二五	衆議院議員千葉県第三区	令和八年二月八日	○	
松本　泉	千葉県柏市千代田一―五―五二	衆議院議員千葉県第八区	令和八年二月八日	○	
松本　尚	千葉県佐倉市ユーカリが丘七―二六―五	衆議院議員千葉県第十三区	令和八年二月八日	○	
松本　洋平	東京都小平市小川東町五―一六―一五	衆議院議員東京都第十九区	令和八年二月八日	○	
丸尾南都子（丸尾なつ子）	神奈川県横浜市中区吉浜町一―二	衆議院議員神奈川県第一区	令和八年二月八日	○	
丸田康一郎	神奈川県大和市中央林間八―八―一三	衆議院議員神奈川県第十三区	令和八年二月八日	○	
水野　良彦（水野よしひこ）	愛知県名古屋市天白区植田南三―八〇四	衆議院議員愛知県第三区	令和八年二月八日	○	
三反園　訓	鹿児島県鹿児島市谷山中央一―四〇五五―九	衆議院議員鹿児島県第二区	令和八年二月八日	○	
三谷　英弘	神奈川県横浜市青葉区あざみ野一―一二―一一	衆議院議員神奈川県第八区	令和八年二月八日	○	
三ツ林裕己（三ッ林裕巳）	埼玉県幸手市大字千塚四九〇―一	衆議院議員埼玉県第十三区	令和八年二月八日	○	
御法川信英	秋田県大仙市大曲金谷町一―二一	衆議院議員東北	令和八年二月八日	○	
三原　朝利	福岡県北九州市若松区高須東一―七―三五	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○	
宮内　秀樹	福岡県福津市日蒔野一―一―二	衆議院議員福岡県第四区	令和八年二月八日	○	
宮崎　政久	沖縄県浦添市内間二―二三―四五	衆議院議員沖縄県第二区	令和八年二月八日	○	
宮下　一郎	長野県伊那市境一六五三―一	衆議院議員長野県第五区	令和八年二月八日	○	
宮路　拓馬	鹿児島県鹿児島市真砂本町三九―一三	衆議院議員鹿児島県第一区	令和八年二月八日	○	
向山　淳	北海道函館市本町二四―一	衆議院議員北海道第八区	令和八年二月八日	○	

武藤　容治	岐阜県各務原市那加桜町一―三六	衆議院議員岐阜県第三区	令和八年二月八日	○	
宗清　皇一	大阪府東大阪市出雲井本町八―一七	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○	
村井　英樹	埼玉県さいたま市浦和区岸町六―一〇―一二	衆議院議員埼玉県第一区	令和八年二月八日	○	
村上誠一郎	愛媛県今治市別宮町二―四―二〇	衆議院議員四国	令和八年二月八日	○	
村木　汀	北海道岩見沢市美園一条二―一―四四	衆議院議員北海道	令和八年二月八日	○	
茂木　敏充	栃木県足利市朝倉町七三三―三五	衆議院議員栃木県第五区	令和八年二月八日	○	
森　英介	東京都目黒区中町二―一五―三	衆議院議員千葉県第十一区	令和八年二月八日	○	
森（森下　千里）	宮城県石巻市開北一―一―一二	衆議院議員宮城県第四区	令和八年二月八日	○	
森原紀代子	東京都世田谷区奥沢四―二〇―五	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○	
森山　裕	鹿児島県鹿屋市今坂町一〇一八―一五	衆議院議員鹿児島県第四区	令和八年二月八日	○	
盛山　正仁	兵庫県神戸市灘区備後町五―三―一	衆議院議員兵庫県第一区	令和八年二月八日	○	
保岡　広武（保岡　宏武）	鹿児島県鹿児島市谷山中央一―四二五四	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○	
簗　和生	栃木県大田原市新富町三―一―二七	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○	
山際大志郎	神奈川県川崎市宮前区鷲沼一―一六―七	衆議院議員神奈川県第十八区	令和八年二月八日	○	
山口　俊一	徳島県三好市池田町字ウエノ二七八二―九	衆議院議員徳島県第二区	令和八年二月八日	○	
山口　晋	埼玉県比企郡川島町大字正直七一四	衆議院議員埼玉県第十区	令和八年二月八日	○	
山口　壯	兵庫県相生市本郷町四―五	衆議院議員兵庫県第十二区	令和八年二月八日	○	
山下史守朗	愛知県小牧市中央三―九二	衆議院議員愛知県第十六区	令和八年二月八日	○	
山下　貴司	岡山県岡山市中区住吉町一―一	衆議院議員岡山県第二区	令和八年二月八日	○	
山田　賢司	兵庫県西宮市神楽町七―二三	衆議院議員兵庫県第七区	令和八年二月八日	○	
山田　美樹	東京都新宿区四谷坂町七―一六	衆議院議員東京都第一区	令和八年二月八日	○	
山田　基靖	兵庫県姫路市大黒壱丁町八三	衆議院議員兵庫県第十二区	令和八年二月八日	○	
山本　左近	愛知県豊橋市浪ノ上町七―一	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○	
山本　深	東京都港区虎ノ門三―一四―一	衆議院議員広島県第五区	令和八年二月八日	○	
山本　大地	和歌山県和歌山市有本二八六―七―二	衆議院議員和歌山県第一区	令和八年二月八日	○	

山本　裕三	静岡県掛川市城西一―一―二八	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
吉田　真次	山口県下関市豊北町大字北宇賀三五五六	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
吉田　有理	北海道江別市元町八―一九	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
吉村　悠	福岡県北九州市小倉南区北方二―一五―一二	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
米内　紘正	岩手県盛岡市東松園一―九―一三	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
若林　健太	長野県長野市青木島町大塚一〇六―七	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
若宮　健嗣	東京都世田谷区深沢二―一―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
若山　慎司	愛知県一宮市栄四―六―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
鷲尾英一郎	新潟県長岡市大手通二―四―一	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
渡邊（渡辺）勝幸	宮城県仙台市若林区沖野六―一〇―三六	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
渡邊（渡辺）孝一	北海道岩見沢市七条西一―五―三	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
渡辺（渡邊）博道	千葉県松戸市松戸一一三九―二	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
和田　義明	北海道江別市いずみ野二二―八	衆議院議員	令和八年二月八日	○			
青木　一彦	島根県出雲市大社町杵築北二六六八―一	参議院議員	令和四年七月十日	○			
赤松　健	東京都港区南青山六―一三―二一	参議院議員	令和四年七月十日	○			
浅尾慶一郎	神奈川県鎌倉市植木三七〇―一	参議院議員	令和四年七月十日	○			
朝日健太郎	東京都杉並区高井戸東一―三一―二	参議院議員	令和四年七月十日	○			
阿達　雅志	東京都目黒区平町一―一九―一八	参議院議員	令和四年七月十日	○			
新居（松川）るい	東京都渋谷区恵比寿西一―三三―二七	参議院議員	令和四年七月十日	○			
有村　治子	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
石井　準一	千葉県長生郡長生村驚四七六―一一	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
石井　浩郎	秋田県南秋田郡八郎潟町字中田六七―三	参議院議員	令和四年七月十日	○			
石﨑（橋本）聖子	千葉県大網白里市北飯塚一七五―一六	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
石田　昌宏	東京都大田区大森北三―三六―一四	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
磯﨑　仁彦	東京都八王子市南大沢四―三二―一〇〇	参議院議員	令和四年七月十日	○			
井上　義行	神奈川県小田原市栄町一―八―一一	参議院議員	令和四年七月十日	○			

猪口　邦子	東京都文京区小石川二―一九―二	参議院議員	令和四年七月十日	○			
今井絵理子	東京都国分寺市高木町二―七―三〇	参議院議員	令和四年七月十日	○			
岩本　剛人	北海道札幌市清田区平岡六条三―八―三六	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
犬童（いんどう）周作	神奈川県横浜市神奈川区新子安一―二―二	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
上野　通子	栃木県宇都宮市昭和二―五―一〇	参議院議員	令和四年七月十日	○			
臼井　正一	千葉県千葉市美浜区高洲一―九―七	参議院議員	令和四年七月十日	○			
江島　潔	山口県下関市椋野町一―一八―四三	参議院議員	令和四年七月十日	○			
大家　敏志	福岡県北九州市八幡東区昭和一―八―一八	参議院議員	令和四年七月十日	○			
岡田　直樹	石川県金沢市窪五―二三三―三	参議院議員	令和四年七月十日	○			
小川惠里子（山谷えり子）	東京都世田谷区尾山台一―九―二	参議院議員	令和四年七月十日	○			
小川　克巳	埼玉県さいたま市見沼区中川一〇七―四	参議院議員	令和四年七月十日	○			
越智　俊之	広島県江田島市江田島町小用二―五〇―七	参議院議員	令和四年七月十日	○			
小野田紀美	岡山県瀬戸内市邑久町虫明一四二三	参議院議員	令和四年七月十日	○			
梶原　大介	高知県高知市東雲町四―四七	参議院議員	令和四年七月十日	○			
加田　裕之	兵庫県神戸市灘区宮山町三―一―八	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
片山さつき	静岡県浜松市中央区志都呂一―三二―一五	参議院議員	令和四年七月十日	○			
加藤　明良	茨城県水戸市愛宕町二―一七	参議院議員	令和四年七月十日	○			
釜萢（かまやち）敏	東京都文京区本駒込二―二六―二	参議院議員	令和四年七月十日	○			
神谷　政幸	愛知県豊橋市駅前大通三―五五	参議院議員	令和四年七月十日	○			
北村　経夫	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施一〇六八―一	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
木村　義雄	香川県さぬき市津田町津田一〇二六	参議院議員	令和四年七月十日	○			
見坂　茂範	千葉県柏市大塚町八―五六	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
上月　良祐	茨城県水戸市五軒町二―一―一〇	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
古賀友一郎	長崎県長崎市油屋町六―八	参議院議員	令和七年七月二十日	○			
古庄　玄知	大分県大分市高尾台二―六―一	参議院議員	令和四年七月十日	○			
小林　一大	新潟県新潟市秋葉区朝日二五六〇	参議院議員	令和四年七月十日	○			
小林孝一郎	岡山県岡山市南区南輝二―一三―一六	参議院議員	令和七年七月二十日	○			

小鑓　隆史（こやり　隆史）	滋賀県大津市中央三―二―一	参議院議員滋賀県	令和四年七月十日	○	
酒井　庸行	愛知県刈谷市一ツ木町八―二―一五	参議院議員愛知県	令和七年七月二十日	○	
櫻井　充	宮城県仙台市青葉区川平五―九―九	参議院議員宮城県	令和四年七月十日	○	
佐藤　啓	奈良県奈良市北登美ヶ丘五―八―一二	参議院議員奈良県	令和四年七月十日	○	
佐山　晃子（生稲　晃子）	東京都港区白金六―一七―六	参議院議員東京都	令和四年七月十日	○	
清水　真人	群馬県高崎市栄町一七―二六	参議院議員群馬県	令和七年七月二十日	○	
進藤金日子	千葉県柏市逆井七六七―三四	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
末松　信介	兵庫県神戸市垂水区舞子坂三―一五―九	参議院議員兵庫県	令和四年七月十日	○	
鈴木　大地	東京都渋谷区代々木五―二九―七	参議院議員東京都	令和七年七月二十日	○	
鈴木　宗男	北海道釧路市鳥取北四―八―一五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
関口　昌一	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二三七〇―一	参議院議員埼玉県	令和四年七月十日	○	
高橋　克法	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺一一一三	参議院議員栃木県	令和七年七月二十日	○	
高橋はるみ	北海道札幌市中央区南十五条西一一―二四	参議院議員北海道	令和七年七月二十日	○	
瀧波　宏文（滝波　宏文）	福井県大野市中野一―五―六	参議院議員福井県	令和七年七月二十日	○	
鶴保　庸介	和歌山県岩出市桜台一三六―八	参議院議員和歌山県	令和四年七月十日	○	
出川　桃子	島根県松江市大正町四四七―三〇	参議院議員鳥取県・島根県	令和七年七月二十日	○	
土肥　理緒（友納　理緒）	東京都千代田区麹町一―三―一一	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
永井　学	山梨県甲府市北新一―八―九	参議院議員山梨県	令和四年七月十日	○	
中曽根弘文	群馬県前橋市南町三―七一―一	参議院議員馬県	令和四年七月十日	○	
中西　祐介	徳島県阿南市学原町上カヤ野一六―七	参議院議員徳島県・高知県	令和四年七月十日	○	
中根　順子（三原じゅん子）	神奈川県横浜市中区本牧荒井一三二―七四	参議院議員神奈川県	令和四年七月十日	○	
西田　昌司	京都府京都市南区西九条高畠町二〇	参議院議員京都府	令和七年七月二十日	○	
西田　英範	広島県広島市安佐北区口田南六―一〇―一〇	参議院議員広島県	令和七年七月二十日	○	
野上浩太郎	富山県富山市堀川町四四四―二	参議院議員富山県	令和四年七月十日	○	
野村　哲郎	鹿児島県鹿児島市吉野町一一一八六―三	参議院議員鹿児島県	令和四年七月十日	○	
橋本　英子（自見はなこ）	東京都千代田区麹町四―七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	

長谷川　岳	北海道札幌市南区定山渓温泉西一―四〇―四	参議院議員北海道	令和四年七月十日	○	
長谷川英晴	千葉県いすみ市山田一七三五	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
馬場　成志	熊本県熊本市東区小山六―二―二〇	参議院議員熊本県	令和七年七月二十日	○	
東野　秀樹	北海道名寄市風連町字旭三〇五〇	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
福岡　資麿	佐賀県佐賀市兵庫北五―一一―四三	参議院議員佐賀県	令和四年七月十日	○	
福山　守	徳島県徳島市八万町橋本二五四―一五	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
藤井　一博	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷二七七	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
藤川　政人	愛知県丹羽郡扶桑町柏森中切三〇三	参議院議員愛知県	令和四年七月十日	○	
藤木　眞也	熊本県上益城郡嘉島町大字下仲間七二二	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○	
船橋　利実	北海道札幌市中央区南二条東五―一―一四	参議院議員北海道	令和四年七月十日	○	
古川　俊治	埼玉県さいたま市岩槻区城町二―一―二四	参議院議員埼玉県	令和七年七月二十日	○	
星　北斗	福島県郡山市方八町二―一七―一七	参議院議員福島県	令和四年七月十日	○	
堀井　巌	奈良県橿原市木原町四六―四	参議院議員奈良県	令和七年七月二十日	○	
本田　顕子	熊本県熊本市西区花園七―一二―一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	
牧野　京夫（牧野たかお）	静岡県島田市志戸呂八〇四	参議院議員静岡県	令和七年七月二十日	○	
松下　新平	宮崎県宮崎市高岡町飯田四―一四―九	参議院議員宮崎県	令和四年七月十日	○	
松村　祥史	熊本県球磨郡あさぎり町上北四二七―一	参議院議員熊本県	令和四年七月十日	○	
松山　政司	福岡県福岡市西区愛宕浜二―三―一〇	参議院議員福岡県	令和七年七月二十日	○	
宮澤　洋一（宮沢　洋一）	広島県福山市北吉津町二―一―一	参議院議員広島県	令和四年七月十日	○	
宮本　和宏	滋賀県守山市浮気町三二一―三	参議院議員滋賀県	令和七年七月二十日	○	
宮本　周司	石川県能美市松が岡五―一九一	参議院議員石川県	令和七年七月二十日	○	
三好　雅子（森　まさこ）	福島県いわき市泉町黒須野字早稲田一六一―二四	参議院議員福島県	令和七年七月二十日	○	
山崎　正昭	福井県大野市国時町一二〇五	参議院議員福井県	令和四年七月十日	○	
山下　雄平	佐賀県唐津市呼子町呼子三八一七―五	参議院議員佐賀県	令和七年七月二十日	○	
山田　太郎	東京都大田区北千束一―一五―八	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	○	

山田　宏	東京都千代田区麹町四―七	参議院比例代表	令和四年七月十日	○	
山本　啓介	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦一三一一	参議院長崎県	令和四年七月十日	○	
山本佐知子	三重県桑名市大字矢田小野山西二一八	参議院重県	令和四年七月十日	○	
山本　順三	愛媛県今治市大新田町二―二―五〇	参議院愛媛県	令和四年七月十日	○	
吉井　章	京都府京都市山科区西野岸ノ下町五五―五	参議院京都府	令和四年七月十日	○	
若井　敦子	岐阜県岐阜市西野町五―八	参議院岐阜県	令和七年七月二十日	○	
若林　洋平	静岡県御殿場市新橋六九四―三	参議院静岡県	令和四年七月十日	○	
脇　雅昭	神奈川県横浜市鶴見区寺谷二―三―一七	参議院神奈川県	令和七年七月二十日	○	
渡辺　猛之	岐阜県加茂郡八百津町福地三五一	参議院岐阜県	令和四年七月十日	○	

(八) 得票総数　令和八年二月八日執行総選挙

	小選挙区選挙	二七、七一〇、四九三・四五二票			
	比例代表選挙	二一、〇二六、一四〇票			
	令和七年七月二十日執行通常選挙	選挙区選挙	一二、八〇八、三〇六・七七五票		
		比例代表選挙	一四、四七〇、〇一六・九二五票		
	令和四年七月十日執行通常選挙	選挙区選挙	一八、二五六、二四五・四一二票		
		比例代表選挙	二〇、六〇三、二九八・二四一票		

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年一月十三日

六　チームみらい

(一) 政党の名称　チームみらい（略称　みらい）

(二) 主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂二―二一―五

(三) 代表者	安野　貴博	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
(四) 会計責任者	安野　貴博	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
(五) 会計責任者の職務代行者	高山　聡史	東京都文京区小石川二―一八―一	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
(六) 会計監査を行うべき者	安野　里奈	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
(七) 所属国会議員	高山　聡史（高山さとし）	東京都文京区小石川二―一八―一	衆議院東京都	令和八年二月八日	○

氏名	生年月日	選任年月日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙にお選挙されて選出された者は○
安野　貴博	平成二年九月二十二日	令和七年七月二十九日	○
高山　聡史（高山さとし）	昭和六十一年九月二十一日	令和七年七月二十日	○

	小選挙区選挙	一五六、八五三票			
	比例代表選挙	三、八一三、七五〇票			
	令和七年七月二十日執行通常選挙	選挙区選挙	一、五一七、八九〇・三〇六票		
		比例代表選挙	九五六、六七四・〇〇二票		

(八) 得票総数　令和八年二月八日執行総選挙

峰島　侑也（みねしま侑也）	46 Embassy Lodge, Regents Park Road, London, UK	東京都北区西ヶ原三―二―一	衆議院東京都	令和八年二月八日	○
久野英太郎（須田英太郎）	東京都文京区小石川二―一八―一		衆議院東海	令和八年二月八日	○
古川あおい	熊本県熊本市中央区新大江一―二三―三		衆議院九州	令和八年二月八日	○
前山かずよ（武藤かずよ）	東京都千代田区外神田四―一二―一一		衆議院北関東	令和八年二月八日	○
小林　修平（小林しゅうへい）			衆議院南関東	令和八年二月八日	
河合　道雄（河合みちお）	東京都杉並区阿佐谷南一―三〇―三		衆議院南関東	令和八年二月八日	○
山田　瑛理（山田えり）	神奈川県川崎市川崎区旭町二―一五―一九		衆議院南関東	令和八年二月八日	○
宇佐美　登（うさみ　登）	東京都大田区東雪谷五―一七―一五		衆議院東京都	令和八年二月八日	○
土橋　章宏（土橋あきひろ）	東京都江東区新砂三―四―三		衆議院東京都	令和八年二月八日	○
林　拓海（林　たくみ）	北海道札幌市中央区南三条東一―一―三		衆議院北海道	令和八年二月八日	○

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年二月二十四日

七　中道改革連合

(一) 政党の名称　中道改革連合（ちゅうどうかいかくれんごう）（略称　中道（ちゅうどう））

(二) 主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町一―一一―一

(三) 代表者	山井　和則	京都府宇治市宇治若森三五―一	衆議院近畿	令和八年二月八日	○
(四) 会計責任者	豊原　昭二	東京都世田谷区上祖師谷四―三八―七	衆議院東京都	令和八年二月八日	○
(五) 会計責任者の職務代行者	坂上　直子	東京都品川区北品川五―一〇―一	衆議院東京都	令和八年二月八日	○
(六) 会計監査を行うべき者	勝浦　博之	東京都北区赤羽南二―六―四	衆議院東京都	令和八年二月八日	○
(七) 所属国会議員	赤羽　一嘉	兵庫県神戸市北区広陵町三―四二	衆議院兵庫	令和八年二月八日	○
	有田　芳生	東京都練馬区早宮一―四七―九	衆議院東京都	令和八年二月八日	○

氏名	生年月日	選任年月日	同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙にお選挙されて選出された者は○
赤羽　一嘉	昭和三十七年一月六日	令和八年一月十五日	○
有田　芳生	昭和三十四年十二月十八日	令和八年一月十五日	○
勝浦　博之	昭和四十二年八月二十一日	令和八年一月十五日	○
坂上　直子	昭和三十九年八月五日	令和八年一月十五日	○

池田　香苗（山本　香苗）	大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町一―五―一	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○		
伊佐　進一	大阪府守口市大日東町四	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○		
石井　啓一	埼玉県草加市瀬崎一―九―一	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○		
泉　健太	京都府京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町二四―四	衆議院議員京都府第三区	令和八年二月八日	○		
犬飼　明佳	愛知県小牧市東新町三〇―一	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○		
井之上智子（浮島　智子）	大阪府大阪市住吉区帝塚山中三―六―三	衆議院議員北海道	令和八年二月八日	○		
大島　敦	埼玉県北本市宮内七―七〇―一	衆議院議員東関東	令和八年二月八日	○		
大森江里子	東京都渋谷区代々木四―三六―一〇	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○		
岡本　三成	東京都荒川区南千住四―九―二	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○		
小川　淳也	香川県高松市円座町一六七三―五	衆議院議員香川県第一区	令和八年二月八日	○		
落合　貴之	東京都世田谷区赤堤一―三四―二〇	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○		
河西　宏一	東京都北区滝野川六―二一―一	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○		
金子　恵美	福島県伊達市保原町字旭町九一	衆議院議員東北	令和八年二月八日	○		
神谷　裕	北海道岩見沢市六条東一一―五五	衆議院議員北海道第十区	令和八年二月八日	○		
河野　義博	福岡県福岡市早良区高取一―一四―一八	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○		
菊田真紀子	新潟県三条市東三条一―二二―一〇	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○		
金城　泰邦	沖縄県浦添市港川二―二五―一	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○		
國重　徹	大阪府大阪市東淀川区東淡路五―八―四七	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○		
輿水　恵一	埼玉県さいたま市緑区美園四―三―五	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○		
後藤　祐一	神奈川県厚木市寿町二―一―三	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
近藤　和也	石川県鹿島郡中能登町井田む部二〇	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○		
齊藤　鉄夫（斉藤　鉄夫）	広島県広島市安佐南区祇園三―一二―五二	衆議院議員中国	令和八年二月八日	○		
佐藤　英道	北海道札幌市北区新琴似八条一三―三―二一	衆議院議員北海道	令和八年二月八日	○		

重徳　和彦（重徳　和彦）	愛知県岡崎市真宮町八―一〇	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○		
階　猛	岩手県盛岡市馬場町六―一八	衆議院議員岩手県第一区	令和八年二月八日	○		
庄子　賢一	宮城県仙台市宮城野区岩切字水分三七―一四	衆議院議員東北	令和八年二月八日	○		
田嶋　要	千葉県千葉市稲毛区小仲台五―五―一	衆議院議員東関東	令和八年二月八日	○		
角田　秀穂（角田　秀穂）	千葉県船橋市芝山五―五〇―六	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
中川　宏昌	長野県松本市野溝西一―九―五―二	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○		
中川　康洋	三重県四日市市千代田町八〇九―二	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○		
長妻　昭	東京都中野区本町一―三二―一	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○		
中野　洋昌	兵庫県尼崎市塚口町一―二四―一二	衆議院議員近畿	令和八年二月八日	○		
西園　勝秀	静岡県静岡市葵区沓谷四―一六―七	衆議院議員東海	令和八年二月八日	○		
沼﨑　満子（沼崎　満子）	神奈川県茅ヶ崎市赤松町一三―二三	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
野田　佳彦	千葉県船橋市薬円台六―二一―一〇	衆議院議員千葉県第十四区	令和八年二月八日	○		
野間　健	鹿児島県薩摩川内市平佐町二八八七―一	衆議院議員鹿児島県第三区	令和八年二月八日	○		
濵地　雅一	福岡県福岡市中央区薬院一―一二―一〇	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○		
原田　直樹	神奈川県鎌倉市岩瀬一―二―一	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
平林　晃	広島県広島市東区上大須賀町一四―六	衆議院議員中国	令和八年二月八日	○		
福重　隆浩	群馬県高崎市下中居町三八一―三	衆議院議員北関東	令和八年二月八日	○		
本多智奈美（西村智奈美）	新潟県新潟市中央区万代五―七―二	衆議院議員北陸信越	令和八年二月八日	○		
山岡　達丸	北海道苫小牧市拓勇東町七―二―二七	衆議院議員北海道	令和八年二月八日	○		
山﨑　正恭（山崎　正恭）	高知県高知市浦戸五六三	衆議院議員四国	令和八年二月八日	○		
吉田　宣弘	福岡県久留米市諏訪野町一九五二―一	衆議院議員九州	令和八年二月八日	○		
笠　浩史	神奈川県川崎市麻生区万福寺三―一二―一	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
早稲田夕季（早稲田ゆき）	神奈川県鎌倉市雪ノ下二―一二―一〇	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○		
渡辺　創	宮崎県宮崎市東大宮二―一〇―七	衆議院議員宮崎県第一区	令和八年二月八日	○		

(八) 得票総数　一二、二〇九、六四一・七九五票

令和八年二月八日執行総選挙　小選挙区選挙　一〇、四三八、八〇二票　比例代表選挙

(九) 支部の数　二〇一

(一) うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　二〇一

(二) 政党が組織された年月日又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　令和八年一月十五日

(二) 政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　令和八年一月十六日

八　日本維新の会　届出年月日　令和八年二月十九日

(一) 政党の名称　日本維新の会（略称　維新）

(二) 主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六

(二) 氏名　住所　生年月日　選任年月日

(三) 代表者　吉村　洋文　大阪府大阪市北区天満二―一〇―一九　昭和五十年六月十七日　令和六年十二月一日

(四) 会計責任者　高木佳保里　大阪府堺市南区御池台二―一―七四　昭和四十七年十月十日　令和七年八月十二日

(五) 会計責任者の職務代行者　飯田　利信　大阪府堺市西区鳳南町四―三八八　昭和四十四年五月二十五日　平成二十八年十二月九日

(六) 会計監査を行うべき者　**萩原**　佳　大阪府茨木市南春日丘一―一〇―三　昭和五十二年七月二十七日　令和六年十二月六日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
青柳　仁士	大阪府八尾市光町一―五五	衆議院議員大阪府第十四区	令和八年二月八日	○
東　徹	大阪府大阪市住之江区新北島三―二―一九	衆議院議員大阪府第三区	令和八年二月八日	○
阿部　圭史	兵庫県神戸市兵庫区西出町二―四―一二	衆議院議員兵庫県第二区	令和八年二月八日	○
阿部　司	東京都北区田端新町二―一八―九	衆議院議員東京都	令和八年二月八日	○
池下　卓	大阪府高槻市古曽部町四―九―六	衆議院議員大阪府第十区	令和八年二月八日	○
池畑浩太朗	兵庫県たつの市龍野町旭町一〇〇―一	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
一谷勇一郎	兵庫県神戸市中央区御幸通三―二―四	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
市村浩一郎	兵庫県宝塚市栄町三―九―三	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
伊東　信久	大阪府泉南市男里六―一五―一	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
井上　英孝	大阪府大阪市港区夕凪二―四―二四	衆議院議員大阪府第一区	令和八年二月八日	○
岩谷　良平	大阪府東大阪市長堂一―八―二八	衆議院議員大阪府第十三区	令和八年二月八日	○
梅村　聡	大阪府池田市満寿美町六―二三	衆議院議員大阪府第五区	令和八年二月八日	○
浦野　靖人	大阪府松原市天美東八―六―一七	衆議院議員大阪府第十五区	令和八年二月八日	○
漆間　譲司（うるま譲司）	大阪府豊中市新千里北町三―一―一〇	衆議院議員大阪府第八区	令和八年二月八日	○
遠藤　敬	大阪府高石市高師浜一―二〇―八	衆議院議員大阪府第十八区	令和八年二月八日	○
奥下　剛光	大阪府吹田市藤白台五―七―七二	衆議院議員大阪府第七区	令和八年二月八日	○
柏倉　祐司	栃木県宇都宮市峰三―一―三六	衆議院議員北関東ブロック	令和八年二月八日	○
金村　龍那	東京都港区白金台四―三―二九	衆議院議員南関東ブロック	令和八年二月八日	○
喜多　義典	奈良県天理市蔵之庄町四九〇	衆議院議員中国ブロック	令和八年二月八日	○
黒田　征樹	大阪府堺市東区日置荘田中町一七四―六	衆議院議員大阪府第十六区	令和八年二月八日	○
斎藤勇士アレックス（斎藤アレックス）	滋賀県大津市梅林一―一五―一五	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
住吉　寛紀	兵庫県姫路市北条口三―四六	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
関　健一郎	愛知県豊橋市小鷹野四―三―八	衆議院議員東海ブロック	令和八年二月八日	○
高見（亮）（高見　亮）	大阪府大阪市東住吉区駒川一―一五―四	衆議院議員大阪府第二区	令和八年二月八日	○
中司　宏	大阪府枚方市楠葉美咲二―二―一	衆議院議員大阪府第十一区	令和八年二月八日	○
西田　薫	大阪府守口市大日町一―二―九	衆議院議員大阪府第六区	令和八年二月八日	○
萩原　佳	大阪府茨木市南春日丘一―一〇―三	衆議院議員大阪府第九区	令和八年二月八日	○
馬場　伸幸	大阪府堺市西区鳳南町一―二三―八	衆議院議員大阪府第十七区	令和八年二月八日	○
原山　大亮	奈良県橿原市雲梯町八九二	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
藤田　文武	大阪府寝屋川市打上元町一六―六	衆議院議員大阪府第十二区	令和八年二月八日	○
前原　誠司	京都府京都市左京区岡崎南御所町三五―一	衆議院議員京都府第二区	令和八年二月八日	○
三木　圭恵	兵庫県西宮市高須町二―一―二六	衆議院議員近畿ブロック	令和八年二月八日	○
美延　映夫	大阪府大阪市北区長柄西一―七―四八	衆議院議員大阪府第四区	令和八年二月八日	○
村上　智信	福岡県築上郡築上町大字椎田九六八―一五	衆議院議員九州ブロック	令和八年二月八日	○
横田　光弘	東京都杉並区南荻窪三―一一―一六	衆議院議員南関東ブロック	令和八年二月八日	○
若狭　清史	長野県長野市篠ノ井杵淵一三一八	衆議院議員北陸信越ブロック	令和八年二月八日	○
青島　健太	東京都港区高輪四―六―二九	参議院議員比例代表	令和四年七月十日	○

○　同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員通常選挙において選出されたことがない者

浅田　均	大阪府大阪市城東区中央二―一四	参議院議員	大阪府	令和四年七月十日	○
石井　苗子	神奈川県川崎市多摩区南生田六―二四―二	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
猪瀬　直樹	東京都町田市つくし野四―二八―四五	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
上野　蛍	富山県富山市上赤江町二―九―六	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
岡崎　太	大阪府大阪市東成区大今里二―二三―八	参議院議員	大阪府	令和七年七月二十日	○
嘉田由紀子	滋賀県大津市北比良八二九―二七	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
片山　大介	兵庫県神戸市中央区加納町二―三―六	参議院議員	兵庫県	令和四年七月十日	○
金子　道仁	兵庫県川辺郡猪名川町若葉二―四一―二	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
串田　誠一	神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町六八三―六一	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
柴田　巧	富山県小矢部市清水二九六七	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
下村　清（中条きよし）	静岡県熱海市熱海一九八一―六五	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
石　平	奈良県奈良市あやめ池南三―三―三八	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
髙木佳保里（高木かおり）	大阪府堺市南区御池台二―一―七四	参議院議員	大阪府	令和四年七月十日	○
中野　理江（佐々木りえ）	大阪府大阪市住之江区粉浜一―一二―一七	参議院議員	大阪府	令和七年七月二十日	○
新實　彰平（新実　彰平）	京都府京都市左京区聖護院東寺領町二―一七	参議院議員	京都府	令和七年七月二十日	○
根本めぐみ（石井めぐみ）	茨城県取手市藤代南二―八―一〇	参議院議員	比例代表	令和七年七月二十日	○
前田　明美（松野　明美）	熊本県熊本市北区植木町伊知坊四一〇―三	参議院議員	比例代表	令和四年七月十日	○
松沢　成文	東京都世田谷区奥沢五―五―六	参議院議員	神奈川県	令和四年七月十日	○

(八)　得票総数

令和八年二月八日執行総選挙	小選挙区選挙	三、七四二、一六〇・五九〇票	
	比例代表選挙	四、九四三、三三〇　票	
令和七年七月二十日執行通常選挙	比例代表選挙	四、三七五、九二七・六八二票	
	選挙区選挙	三、四五一、八三四　票	
令和四年七月十日執行通常選挙	比例代表選挙	七、八四五、九九五・三五二票	
	選挙区選挙	五、五三三、六五七・四五四票	

(九)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年一月十三日

九　日本保守党

(一)	政党の名称	日本保守党（略称　保守党）
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町二―二―三一
(三)	代表者	百田　尚樹
(四)	会計責任者	小柳　岳史
(五)	会計責任者の職務代行者	宗川　龍介
(六)	会計監査を行うべき者	堤　登志男
(七)	所属国会議員	

届出年月日　令和八年二月十八日

氏名	住所	選出区分	選挙期日	生年月日	選任年月日
百田　尚樹	兵庫県川西市萩原台西一―二一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	昭和三十一年二月二十三日	令和六年十月二十七日
北村　晴男	神奈川県川崎市麻生区万福寺四―一九―一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	昭和五十一年五月十七日	令和六年十月二十七日
堤　登志男	東京都北区滝野川六―二一―一			昭和六十三年六月十日	令和六年十月二十七日
宗川　龍介	千葉県四街道市鹿渡八六五―五三			昭和六十三年六月十日	令和六年十月二十七日
小柳　岳史	東京都江東区古石場二―一二―五			昭和五十一年五月十七日	令和六年十月二十七日
百田　尚樹	兵庫県川西市萩原台西一―二一六			昭和三十一年二月二十三日	令和六年十月二十七日
小柳　岳史	東京都江東区古石場二―一二―五			昭和五十一年五月十七日	令和六年十月二十七日
堤　登志男	東京都北区滝野川六―二一―一			昭和六十三年六月十日	令和六年十月二十七日
宗川　龍介	千葉県四街道市鹿渡八六五―五三			昭和六十三年六月十日	令和六年十月二十七日
北村　晴男	神奈川県川崎市麻生区万福寺四―一九―一	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	昭和五十一年五月十七日	令和六年十月二十七日
百田　尚樹	兵庫県川西市萩原台西一―二一六	参議院議員比例代表	令和七年七月二十日	昭和三十一年二月二十三日	令和六年十月二十七日

(七)　同党に所属する候補者として、前回の衆議院議員の総選挙又は前回若しくは前々回の参議院議員の通常選挙において選挙区から出て選出された者は○

(八)　得票総数

令和八年二月八日執行総選挙	小選挙区選挙	九七、七五三　票	
	比例代表選挙	一、四五五、五六三　票	
令和七年七月二十日執行通常選挙	比例代表選挙	二、九八二、〇九三・四五五票	
	選挙区選挙	六五二、二六六　票	

(九)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日　令和八年一月十六日

十　立憲民主党

(一)	政党の名称	立憲民主党（略称　民主党）
(二)	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一―一
(三)	代表者	水岡　俊一
(四)	会計責任者	田名部匡代
(五)	会計責任者の職務代行者	岡本　健司
(六)	会計監査を行うべき者	田島麻衣子

届出年月日　令和八年一月十六日

氏名	住所	生年月日	選任年月日
水岡　俊一	兵庫県神戸市西区春日台二―四―二〇	昭和三十一年六月十三日	令和八年一月二十日
田名部匡代	青森県八戸市南類家三―一〇―一	昭和四十四年七月十日	令和八年一月二十日
岡本　健司	東京都江東区北砂五―二〇―一八	昭和四十五年七月十六日	令和八年一月十五日
田島麻衣子	東京都千代田区麹町四―七	昭和五十一年十二月二日	令和七年十一月二十一日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	同党に所属する候補者又は前回の総選挙若しくは前々回の衆議院議員の参議院議員通常選挙お知らせされた者は選挙にて選出された者は○
青木　愛	東京都北区岸町一―二―九	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
石橋　通宏	東京都千代田区麹町四―七	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
小川のり子（石垣のりこ）	宮城県仙台市青葉区堤町一―一―三	参議院宮城県選挙区	令和七年七月二十日	○
小澤　雅仁（小沢　雅仁）	山梨県甲府市飯田五―一七―一八	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
鬼木　誠	福岡県久留米市西町一三五八―一	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
勝部　賢志	北海道江別市大麻晴美町四―六	参議院北海道選挙区	令和七年七月二十日	○
川堀　絵里（三上　えり）	広島県廿日市市阿品四―四一―一九	参議院広島県選挙区	令和四年七月十日	○
岸　真紀子	北海道岩見沢市栗沢町上幌二三三四	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
木戸口英司	岩手県花巻市材木町一四―四五	参議院岩手県選挙区	令和六年十月二十七日	○
熊谷　裕人	埼玉県さいたま市北区宮原町一―八七―一	参議院埼玉県選挙区	令和七年七月二十日	○
郡山　玲（郡山りょう）	東京都千代田区麹町四―七	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
古賀　千景	福岡県久留米市善導寺町与田三〇―一二	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
古賀　之士	福岡県福岡市早良区室見一―一〇―三	参議院福岡県選挙区	令和四年七月十日	○
小島　智子（小島とも子）	三重県桑名市大山田四―一七―六	参議院三重県選挙区	令和七年七月二十日	○
小西　洋之	東京都千代田区紀尾井町一―一五	参議院千葉県選挙区	令和四年七月十日	○
斎藤　嘉隆（斎藤　嘉隆）	愛知県名古屋市中川区服部五―六一八	参議院愛知県選挙区	令和四年七月十日	○
齊藤　蓮舫（蓮舫）	東京都世田谷区太子堂三―三四―一	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
塩村　文夏（塩村あやか）	東京都世田谷区野沢三―三一―四	参議院東京都選挙区	令和七年七月二十日	○
柴　愼一	東京都大田区大森東三―五―二五	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
杉尾　秀哉	長野県長野市大字稲葉一八一二	参議院長野県選挙区	令和四年七月十日	○
鈴木　エリ（徳永　エリ）	北海道札幌市中央区南十三条西二三―一―一〇	参議院北海道選挙区	令和四年七月十日	○
高木　真理（高木　真理）	埼玉県さいたま市北区宮原町三―六〇二	参議院埼玉県選挙区	令和四年七月十日	○
田島麻衣子	東京都千代田区麹町四―七	参議院愛知県選挙区	令和七年七月二十日	○
田名部匡代	青森県八戸市南類家三―一〇―一	参議院青森県選挙区	令和四年七月十日	○
辻元　清美	大阪府高槻市城北町一―一四―一一	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
長浜　博行	千葉県柏市中央町五―二一	参議院千葉県選挙区	令和七年七月二十日	○
羽田　次郎	長野県上田市中央二―四―一二	参議院長野県選挙区	令和七年七月二十日	○
福士　珠美（福士ますみ）	青森県青森市造道三―二六―一	参議院青森県選挙区	令和七年七月二十日	○
福山　哲郎	京都府京都市上京区小島町五四七―一	参議院京都府選挙区	令和四年七月十日	○
牧山　弘恵（牧山ひろえ）	神奈川県横浜市中区根岸旭台一一	参議院神奈川県選挙区	令和七年七月二十日	○
水岡　俊一	兵庫県神戸市西区春日台二―四―二〇	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
村木さく良（打越さく良）	新潟県新潟市中央区笹口二―五―一〇	参議院新潟県選挙区	令和七年七月二十日	○
村田　享子	東京都文京区本郷四―一七―五	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
森本　真治	広島県広島市安佐北区口田南八―四三―六	参議院広島県選挙区	令和七年七月二十日	○
森　裕子（森　ゆうこ）	新潟県新潟市江南区横越中央一―七―一一	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
山内佳菜子（山内かなこ）	宮崎県宮崎市神宮東二―四―二	参議院宮崎県選挙区	令和七年七月二十日	○
横澤　高徳（横沢　高徳）	岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第一二地割六九―六	参議院岩手県選挙区	令和七年七月二十日	○
吉川　沙織	東京都千代田区麹町四―七	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
吉田　忠智	大分県大分市にじが丘三―九―二	参議院大分県選挙区	令和七年七月二十日	○

(八)　得票総数

令和七年七月二十日執行通常選挙

選挙区選挙	七、三九七、四五七・四九八票
比例代表選挙	九、一一九、六五五・七三二票
選挙区選挙	六、七七一、九四五・〇一一票
比例代表選挙	八、一五四、三三〇・〇三六票

(九)　政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日

令和八年一月七日

政党の名称	れいわ新選組（略称　れいわ）
主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町二―五―二〇
代表者　氏名	山本　太郎（やまもと　たろう）
代表者　住所	東京都千代田区紀尾井町三―二九
代表者　生年月日	昭和四十九年十一月二十四日
代表者　選任年月日	令和元年七月二十一日

十一　れいわ新選組

届出年月日　令和八年二月二十四日

(四)

会計責任者	高井　崇志	埼玉県久喜市本町八―二―九	昭和四十四年九月二十六日	令和四年七月一日
(五) 会計責任者の職務代行者	後藤　一輝	東京都国分寺市戸倉二―七―一六	昭和四十九年七月十五日	令和元年七月二十一日
(六) 会計監査を行うべき者	南　裕史	東京都千代田区永田町二―一二―四	昭和四十三年十月十一日	令和元年七月二十九日

(七) 所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	
木村　英子	東京都多摩市馬引沢一―四―一	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
伊勢崎賢治	東京都練馬区上石神井一―七―七	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
遠藤芙美代（奥田ふみよ）	福岡県糸島市福吉二―八―一二	参議院比例代表	令和七年七月二十日	○
天畠　大輔	東京都武蔵野市中町一―一二―一〇	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
大島九州男	福岡県直方市知古二―五―三八	参議院比例代表	令和四年七月十日	○
山本　譲司（山本ジョージ）	東京都福生市本町六〇―一一	衆議院議員南関東	令和八年二月八日	○

(八) 得票総数

令和八年二月八日執行総選挙

小選挙区選挙	二五五、四九六　票
比例代表選挙	一、六七二、五〇〇　票
比例代表選挙	三、八七九、九一四・二五三票
選挙区選挙	一、八八一、六〇六　票
比例代表選挙	二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙	九八九、七一六　票

令和八年一月十四日執行通常選挙

選挙区選挙	一、八八一、六〇六　票
比例代表選挙	二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙	九八九、七一六　票

令和七年七月二十日執行通常選挙

選挙区選挙	一、八八一、六〇六　票
比例代表選挙	二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙	九八九、七一六　票

令和四年七月十日執行通常選挙

選挙区選挙	一、八八一、六〇六　票
比例代表選挙	二、三一九、一五六・〇一六票
選挙区選挙	九八九、七一六　票

(九) 政党助成法第五条第一項の規定による直近の届出年月日

令和八年一月十四日

○総務省告示第百九十号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和八年二月九日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

総務大臣　林　芳正

異動事項	新	旧
政党の名称	チームみらい	中道改革連合
所属国会議員の住所	東京都港区芝二―三―46 Embassy Lodge, Regents Park Road, London, UK	東京都港区芝二―三―四―一
代表者氏名	峰島　侑也（みねしま侑也）	小川　淳也
異動年月日	令和八年二月十二日	令和八年二月十三日
届出年月日	令和八年二月十三日	令和八年二月十三日
代表者住所		香川県高松市円座町一六七三―五
代表者生年月日		昭和四十六年四月十八日
代表者選任年月日		令和八年二月十三日
届出政党の名称		山井　和則

○財務省告示第百二十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年四月三十日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第155回	43,750,000円	43,732,584円
〃	第156回	65,140,000円	65,114,062円
〃	第157回	128,270,000円	128,218,914円
〃	第158回	177,530,000円	177,459,296円
〃	第159回	86,630,000円	86,595,508円
〃	第160回	74,230,000円	74,200,434円
〃	第161回	152,860,000円	152,750,410円
〃	第162回	180,210,000円	179,937,172円
〃	第163回	152,010,000円	151,949,464円
〃	第164回	102,180,000円	102,139,306円
〃	第165回	165,860,000円	165,793,942円
〃	第166回	151,840,000円	151,646,460円
〃	第167回	393,000,000円	392,436,362円
〃	第168回	308,190,000円	307,477,876円
〃	第169回	527,310,000円	525,629,336円
〃	第170回	691,620,000円	689,525,786円
〃	第171回	571,380,000円	570,105,649円
〃	第172回	824,900,000円	822,402,218円

〃	第173回	670,360,000円	668,543,904円
〃	第174回	958,940,000円	955,206,180円
〃	第175回	1,676,270,000円	1,668,255,782円
〃	第176回	865,300,000円	861,048,594円
〃	第177回	4,310,630,000円	4,285,351,170円
〃	第178回	70,000,000円	69,505,015円
〃	第179回	42,000,000円	41,749,468円
〃	第180回	56,200,000円	55,945,764円
〃	第181回	2,000,000円	1,991,281円
〃	第182回	7,000,000円	6,974,184円
〃	第184回	7,000,000円	6,973,196円
〃	第187回	5,000,000円	4,990,959円
〃	第189回	97,680,000円	97,666,175円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第121回	50,000,000円	49,980,082円
〃	第122回	35,000,000円	34,986,058円
〃	第123回	24,710,000円	24,700,162円
〃	第124回	25,150,000円	25,139,986円
〃	第125回	64,450,000円	64,424,332円
〃	第126回	96,200,000円	96,161,698円
〃	第127回	111,510,000円	111,465,590円
〃	第128回	102,000,000円	101,959,370円
〃	第129回	221,990,000円	221,901,574円
〃	第130回	198,250,000円	198,171,036円
〃	第131回	156,600,000円	156,537,620円
〃	第132回	194,720,000円	194,642,444円
〃	第133回	75,110,000円	75,080,092円
〃	第134回	103,850,000円	103,808,642円
〃	第135回	134,770,000円	134,716,324円
〃	第136回	36,760,000円	36,745,370円
〃	第137回	178,650,000円	178,578,844円
〃	第138回	175,040,000円	174,970,292円
〃	第139回	68,150,000円	68,122,866円
〃	第140回	47,600,000円	47,581,050円
〃	第141回	411,540,000円	411,310,510円
〃	第142回	689,970,000円	688,980,476円
〃	第143回	718,620,000円	717,761,166円
〃	第144回	706,300,000円	705,287,042円
〃	第145回	668,780,000円	668,034,024円
〃	第146回	345,680,000円	345,432,150円
〃	第147回	192,610,000円	192,517,938円
〃	第148回	179,850,000円	179,778,368円
〃	第149回	557,370,000円	556,748,322円
〃	第150回	760,760,000円	759,487,056円
〃	第151回	1,085,520,000円	1,082,665,618円
〃	第152回	1,637,970,000円	1,632,488,320円
〃	第153回	1,010,540,000円	1,008,526,980円
〃	第154回	552,030,000円	551,238,322円
〃	第155回	1,283,280,000円	1,280,723,644円
〃	第156回	711,960,000円	710,087,906円
〃	第157回	1,099,020,000円	1,095,867,440円
〃	第158回	1,908,860,000円	1,902,015,378円
〃	第159回	3,014,070,000円	2,999,899,850円
〃	第160回	3,522,090,000円	3,504,970,320円
〃	第161回	1,360,060,000円	1,355,834,857円
〃	第162回	2,228,470,000円	2,219,413,955円
〃	第163回	1,555,310,000円	1,549,609,164円
〃	第164回	3,393,090,000円	3,376,912,190円
〃	第165回	5,357,090,000円	5,326,781,913円

〃	第166回	3,649,120,000円	3,626,853,108円
〃	第167回	9,918,250,000円	9,848,292,739円
〃	第168回	74,000,000円	73,358,177円
〃	第169回	25,800,000円	25,613,241円
〃	第171回	17,000,000円	16,897,503円
〃	第172回	11,000,000円	10,946,910円
〃	第173回	18,000,000円	17,920,455円
〃	第174回	9,000,000円	8,957,442円
〃	第175回	10,000,000円	9,962,231円
〃	第177回	3,000,000円	2,993,121円
〃	第179回	162,160,000円	162,137,876円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第73回	100,750,000円	100,147,890円
〃	第74回	50,000,000円	49,703,178円
〃	第75回	70,200,000円	69,721,738円
〃	第76回	46,800,000円	46,481,159円
〃	第77回	35,500,000円	35,250,434円
〃	第78回	25,600,000円	25,443,953円
〃	第79回	143,050,000円	142,195,093円
〃	第80回	11,500,000円	11,431,744円
〃	第81回	152,260,000円	151,222,665円
〃	第82回	172,810,000円	171,632,664円
〃	第83回	527,220,000円	523,488,644円
〃	第84回	92,050,000円	91,488,887円
〃	第85回	100,600,000円	99,998,787円
〃	第86回	124,900,000円	124,158,547円
〃	第87回	151,330,000円	150,299,005円
〃	第88回	212,560,000円	211,111,850円
〃	第89回	145,850,000円	144,809,839円
〃	第90回	179,540,000円	178,445,566円
〃	第91回	114,150,000円	113,467,817円
〃	第92回	181,010,000円	179,935,460円
〃	第93回	160,230,000円	159,138,373円
〃	第94回	128,130,000円	127,257,073円
〃	第95回	195,370,000円	194,018,755円
〃	第96回	379,990,000円	377,673,653円
〃	第97回	127,100,000円	126,340,419円
〃	第98回	213,020,000円	211,755,444円
〃	第99回	198,690,000円	197,336,348円
〃	第100回	250,850,000円	249,140,974円
〃	第101回	190,700,000円	189,377,320円
〃	第102回	277,620,000円	275,927,688円
〃	第103回	237,540,000円	236,120,407円
〃	第104回	221,000,000円	219,688,066円
〃	第105回	218,710,000円	217,219,946円
〃	第106回	716,120,000円	711,241,063円
〃	第107回	409,400,000円	406,515,181円
〃	第108回	339,340,000円	337,271,462円
〃	第109回	274,950,000円	273,306,824円
〃	第110回	304,280,000円	302,473,683円
〃	第111回	290,380,000円	288,401,662円
〃	第112回	362,770,000円	360,298,467円
〃	第113回	489,870,000円	486,568,968円
〃	第114回	438,510,000円	435,836,927円
〃	第115回	284,900,000円	283,197,357円
〃	第116回	668,990,000円	665,018,564円
〃	第117回	689,950,000円	685,249,374円
〃	第118回	229,670,000円	228,105,295円
〃	第119回	306,880,000円	304,891,275円
〃	第120回	581,730,000円	578,183,891円

〃	第121回	14,100,000円	14,015,741円
〃	第122回	34,280,000円	34,076,509円
〃	第123回	24,450,000円	24,283,431円
〃	第124回	122,450,000円	121,615,761円
〃	第125回	68,430,000円	67,970,835円
〃	第126回	139,580,000円	138,729,160円
〃	第127回	385,490,000円	383,186,198円
〃	第128回	176,430,000円	175,382,657円
〃	第129回	175,260,000円	174,065,972円
〃	第130回	143,020,000円	142,045,633円
〃	第131回	156,150,000円	155,059,295円
〃	第132回	521,950,000円	518,768,305円
〃	第133回	479,200,000円	476,336,161円
〃	第134回	148,980,000円	148,095,606円
〃	第135回	581,370,000円	577,409,127円
〃	第136回	262,040,000円	260,254,749円
〃	第137回	168,910,000円	167,728,965円
〃	第138回	229,670,000円	228,269,985円
〃	第139回	286,840,000円	285,125,763円
〃	第140回	241,300,000円	239,867,564円
〃	第141回	553,230,000円	549,460,852円
〃	第142回	513,980,000円	510,478,288円
〃	第143回	506,180,000円	502,678,593円
〃	第144回	1,009,710,000円	1,003,555,000円
〃	第145回	613,700,000円	610,032,355円
〃	第146回	663,480,000円	659,541,335円
〃	第147回	1,314,870,000円	1,305,911,785円
〃	第148回	848,620,000円	842,838,409円
〃	第149回	631,900,000円	627,690,830円
〃	第150回	1,338,540,000円	1,330,380,508円
〃	第151回	431,970,000円	429,388,441円
〃	第152回	364,170,000円	362,008,175円
〃	第153回	650,070,000円	645,641,102円
〃	第154回	1,019,810,000円	1,012,862,096円
〃	第155回	835,090,000円	829,404,340円
〃	第156回	921,000,000円	915,385,811円
〃	第157回	375,250,000円	373,007,430円
〃	第158回	841,860,000円	836,862,366円
〃	第159回	477,180,000円	473,929,030円
〃	第160回	431,280,000円	428,341,753円
〃	第161回	716,210,000円	711,192,796円
〃	第162回	486,210,000円	483,246,203円
〃	第163回	894,100,000円	888,756,627円
〃	第164回	859,420,000円	854,318,183円
〃	第165回	940,170,000円	933,764,665円
〃	第166回	912,780,000円	906,561,285円
〃	第167回	1,442,580,000円	1,432,800,618円
〃	第168回	624,430,000円	620,623,648円
〃	第169回	1,399,950,000円	1,391,583,472円
〃	第170回	712,300,000円	708,071,559円
〃	第171回	1,820,120,000円	1,807,719,534円
〃	第172回	855,260,000円	849,433,220円
〃	第173回	2,058,980,000円	2,044,480,528円
〃	第174回	822,880,000円	817,863,916円
〃	第175回	547,140,000円	543,870,171円
〃	第176回	719,920,000円	715,656,529円
〃	第177回	1,077,460,000円	1,070,119,329円

〃	第178回	769,410,000円	764,193,319円
〃	第179回	2,617,670,000円	2,598,992,079円
〃	第180回	100,200,000円	99,361,033円
〃	第181回	75,000,000円	74,447,811円
〃	第185回	18,000,000円	17,915,331円
〃	第189回	4,120,000円	4,110,559円
〃	第191回	108,690,000円	108,676,780円
合　計		115,623,130,000円	115,014,730,085円

○文部科学省告示第八十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号、同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同令第三十八条第三号及び同令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する同令第五十一条第四号並びに認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する同令第五条第二項第三号及び同令附則第四条の規定に基づき、これらの規定に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を次のように指定する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

名　称	位　置	設置者
日本学生支援機構大阪日本語教育センター	大阪府	独立行政法人日本学生支援機構

○文部科学省告示第八十二号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関として次に掲げる者を登録したので、同法第六十二条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	養成業務を行う主たる事務所の名称	養成業務を行う主たる事務所の所在地	養成業務を開始する年月日
C〇二五一三〇七	令和八年四月三十日	株式会社京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号TCKビル三階	京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号TCKビル三階	令和八年五月一日
C〇二五一三〇八	令和八年四月三十日	学校法人駒澤学園	東京都稲城市坂浜二三八番地	駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜二三八番地	令和九年四月一日
C〇二五一三〇九	令和八年四月三十日	学校法人順天堂	東京都文京区本郷二丁目一番一号	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス	東京都文京区本郷二丁目一番一号	令和八年十月一日
C〇二五一三一〇	令和八年四月三十日	学校法人昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五七号	昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五七号	令和九年四月一日
C〇二五一三一一	令和八年四月三十日	学校法人清泉女学院	東京都品川区東五反田三丁目八番三号	清泉女子大学	東京都品川区東五反田三丁目一六番二一号	令和九年四月一日
C〇二五一三一二	令和八年四月三十日	学校法人創価大学	東京都八王子市丹木町一丁目二三六番地	創価大学	東京都八王子市丹木町一丁目二三六番地	令和八年九月一日
C〇二五一三一三	令和八年四月三十日	学校法人津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	令和九年四月一日
C〇二五一三一四	令和八年四月三十日	学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目一一番一号	帝京大学	東京都八王子市大塚三五九番地	令和八年九月一日
C〇二五一七〇二	令和八年四月三十日	国立大学法人金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	令和八年十月一日
C〇二五二三〇二	令和八年四月三十日	愛知県公立大学法人	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	愛知県立大学	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	令和八年十月一日
C〇二五二七〇二	令和八年四月三十日	学校法人大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	令和九年四月一日
C〇二五三六〇一	令和八年四月三十日	学校法人四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	令和八年五月一日
C〇二五三九〇一	令和八年四月三十日	国立大学法人高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	令和九年四月一日

○文部科学省告示第八十三号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	登録年月日	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	実践研修を開始する年月日
Ｂ〇二五一三〇五	令和八年四月三十日	株式会社京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号ＴＣＫビル三階	京進ランゲージアカデミー	東京都新宿区西早稲田二丁目一八番一八号ＴＣＫビル三階	令和八年五月一日
Ｂ〇二五一三〇六	令和八年四月三十日	学校法人駒澤学園	東京都稲城市坂浜二三八番地	駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜二三八番地	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三〇七	令和八年四月三十日	学校法人白百合学園	東京都千代田区九段北二丁目四番一号	白百合女子大学	東京都調布市緑ヶ丘一丁目二五番地	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三〇八	令和八年四月三十日	学校法人順天堂	東京都文京区本郷二丁目一番一号	順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス	東京都文京区本郷二丁目一番一号	令和八年十月一日
Ｂ〇二五一三〇九	令和八年四月三十日	学校法人昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五号	昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂一丁目七番五号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三一〇	令和八年四月三十日	学校法人清泉女学院	東京都品川区東五反田三丁目八番三号	清泉女子大学	東京都品川区東五反田三丁目一六番二一号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五一三一一	令和八年四月三十日	学校法人津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	津田塾大学	東京都小平市津田町二丁目一番一号	令和十二年四月一日
Ｂ〇二五一三一二	令和八年四月三十日	学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目一一番一号	帝京大学	東京都八王子市大塚三五九番地	令和八年九月一日
Ｂ〇二五一七〇二	令和八年四月三十日	国立大学法人金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	金沢大学	石川県金沢市角間町ヌ七番地	令和八年十月一日
Ｂ〇二五二三〇三	令和八年四月三十日	愛知県公立大学法人	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	愛知県立大学	愛知県長久手市茨ケ廻間一五二二番三	令和八年十月一日
Ｂ〇二五二七〇二	令和八年四月三十日	学校法人大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	大阪産業大学	大阪府大東市中垣内三丁目一番一号	令和九年四月一日
Ｂ〇二五三六〇一	令和八年四月三十日	学校法人四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	四国大学	徳島県徳島市応神町古川字戎子野一二三番地一	令和十一年四月一日
Ｂ〇二五三九〇一	令和八年四月三十日	国立大学法人高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	高知大学	高知県高知市曙町二丁目五番一号	令和九年四月一日

○文部科学省告示第八十四号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第一項の規定により、同法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関である学校法人江副学園について、その養成業務を開始する年月日を次のように変更する旨の届出があったので、同法第六十五条の規定により準用する同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	変更前の養成業務を開始する年月日	変更後の養成業務を開始する年月日	変更の日
C〇二四一三一三	学校法人江副学園	令和七年六月一日	令和八年十月一日	令和八年四月三十日

〇文部科学省告示第八十五号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十七条第一項の規定により、同法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関である学校法人江副学園について、その研修事務を開始する年月日を次のように変更する旨の届出があったので、同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	変更前の研修事務を開始する年月日	変更後の研修事務を開始する年月日	変更の日
B〇二四一三一一	学校法人江副学園	令和七年六月一日	令和十年一月一日	令和八年四月三十日

〇文部科学省告示第八十六号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第五十七条第一項の規定により、同法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関である学校法人瀧澤学園について、登録実践研修機関の研修事務の廃止を許可したので、同法第五十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	研修事務を廃止する日
B〇二四一二〇二	学校法人瀧澤学園	千葉県千葉市若葉区西都賀一丁目一一番一一号	千葉モードビジネス専門学校	千葉県千葉市若葉区西都賀三丁目六番二四号	令和八年四月三十日

〇国土交通省告示第五百九十六号

福島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　福島県　福島県福島市杉妻町二番十六号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福島空港内及びその周辺　福島県石川郡玉川村

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年五月十四日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路警戒灯	白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
（略）			

叙位・叙勲

衛藤　晟一
佐藤　勉
吉伸　仁坂
橋本　昌
吉野　正芳
北岡　秀二
竹島　和幸
羽生田　俊
山口　悟郎
石坂　真一
岩永　勝
大河原雅子
岡田　贊三
尾堂　真一
加納　繁照
北川　克己
小林　節
小山　達生
阪口　善雄
篠原　實
杉本　潤
武井　共夫
筒井　隆彌
長尾　忠行
中島　愼一
野尻　俊明
比良　竜虎
藤原　保幸
柳川　忠廣
鷲尾　圭司
赤沼　利光
秋山　泰伸
浅沼　幸雄
足達　信一
阿部　忠幸
五十嵐京子
池田　徳晴
石川　清和

石山　稔
市川　稔
井上　寛
上野　彰
浦田　関夫
江田　小鷹
江渕士佐生
江野澤隆之
大久保　明
大庭　通嘉
岡田　勝利
小川　泰彦
小田　祐士
加計美也子
笠原　義久
加藤　隆
金子　誠
川口　佳秀
河野　利英
河村　壽雄
神崎　功
菊地　秀明
北川　定克
北村　健斉
木下　健
久喜　邦康
楠　學
熊木　照明
黒木　篤
黒澤　一夫
小谷　寛子
古谷野　環
是永　修治
榊　正幸
坂本　守
佐田　時信
澤飯　英樹
下地　惠典
進藤　健介
菅原　康平
杉澤　泰彦
鈴木　啓一
須藤　茂

磯永　優二
一瀬　晴雄
伊藤　堅治
稲葉　修一
猪村　博靖
内海　辰郷
江口　良一
越善　靖夫
海老名幸司
大内　啓治
大塚　完
大畑　修
岡田　修一
奥井　隆
鬼沢　保平
蔭山　好信
加藤　勝明
金子　健次
鎌田　基志
川瀬　勝秀
河野　豊
川本　守彦
木内　誠
岸本　剛
北島　則行
北村　保子
日下　景子
熊谷　盛廣
久笠　信雄
久門　哲男
玄津　辰弥
後藤　裕枝
小山　巧
堺　充廣
佐嘉田敏雄
佐藤　勇
作元　義文
嶋田　貴文
白羽　文彦
須賀　陽二
杉岡　範明
鈴木　和栄
鈴木　俊雄
首藤　正治

田居　照康
高橋　功
瀧　健一
武智　実
多田　茂
棚本　邦由
津田　潮
坪井　昌造
徳留　邦治
勅使河原正之
外山　衆司
中澤　昭
中田　裕
長嶺　敏昭
中村　春基
二井　栄
西川　壽夫
野口市太郎
萩原孝治郎
長谷川修平
波多野茂丸
浜田　哲
原　まり子
日置　敏明
廣田　均
深田　成子
藤井　昌一
藤塚　洋史
細野　博隆
本田　忠
前田　正実
松井　克之
松田　敏彦
松本　英志
水口　二良
三島　進
南山　宗之
三好　義治
妻鹿　常男
持木　一茂
本木　茂
守屋　豊二
守永　一彦
矢島潤一郎
山崎　山洋
山崎　雅俊
山田　博
山本　正徳
横山　純兒
竹嗣　四元
渡邉彦兵衛

高木　龍一
高橋　功
瀧本　豊文
田島　勉
立脇　通也
丹野　政喜
辻　一幸
天野　又一
荒井　誠一
荒野　吉生
有澤　明男
石井　栄
石田　哲
石附　満江
石原　節夫
泉田　攻
市川　行雄
伊藤　一彦
伊藤　誠
乾　章俊
井上　隆
井上三枝子
井上　善一
井畑　隆二
今中　富夫
岩城　孝子
岩松　俊男
上地　智博
上田　紘詩
宇田　隆光
内田　隆
内保　博仁
遠藤　祐司
蝦名　清悦
大草　博輝
大住　敬
大鹿　一八
大谷　良孝
大田　秀子
大場　昌克
大原　利憲
大村　富良
大山　喜義
岡　秀子
岡南　均
小川　正文
尾崎　弘章

相澤　和紀
赤坂　正信
浅川　淳
阿部　孝二
天野　又一
綾香　良一
新井　久男
荒牧　俊一
有田　恒雄
池谷　修
石黒　充明
石堂　栄一
石村　和人
泉山　哲章
伊藤　一成
伊藤　誠一
伊藤　保徳
井上　周久
井上　英夫
猪爪まさみ
井原　實
井本　政弘
岩崎　治樹
上阪　廣子
上田　保秀
上松　正知
宇田川雅弘
遠藤　和男
及川　保
大澤　英夫
大島　洋一
太田恵一郎
太田　賀久
大戸　孝宏
大橋　孝
大村　明雄
大室　正美
大山　龍彦
岡　聰
岡田　行雄
岡野　良文
奥原　宏
長田　富也

青山　憲司
赤田　博文
浅川千佳夫
阿部　有孝
天野　康則
浅川　佳夫
赤坂　正信
浅川　淳
吉寿　浅川
赤羽　淳
有澤　明男
荒井　誠一
荒野　吉生
荒牧　俊一
新井　久男
綾香　良一
天野　康則
阿部　孝二
天野　又一
荒井　誠一
荒野　吉生
有澤　明男
石井　栄
石田　哲
石附　満江
石原　節夫
泉田　攻
市川　行雄
伊藤　一彦
伊藤　誠
乾　章俊
井上　隆
井上三枝子
井上　善一
井畑　隆二
今中　富夫
岩城　孝子
岩松　俊男
上地　智博
上田　紘詩
宇田　隆光
内田　隆
内保　博仁
遠藤　祐司
蝦名　清悦
大草　博輝
大住　敬
大鹿　一八
大谷　良孝
大田　秀子
大場　昌克
大原　利憲
大村　富良
大山　喜義
岡　秀子
岡南　均
小川　正文
尾崎　弘章

旭日大綬章を授ける（各通）

伊東　孝紳
柴山　育朗
故　茂
半井　真司
山田　俊男

旭日重光章を授ける（各通）

池田　晃治
伊丹　勝
江里口秀次
大野　実
奥田　敏晴
門　康彦
河井　規子
古賀　和孝
小山　新造
酒井　和廣
里中満智子
清水　聖義
髙木　英樹
田中　利明
富野　喜幸
中川　勝
中津川博郷
野々村禎之
福留　泰蔵
星原　透
山口　勇

旭日中綬章を授ける（各通）

青柳　俊一
赤堀　一通
浅井　嗣夫
朝山　毅
阿部剛四郎
庵逧　典章
幾村　清徳
池田一二三

旭日小綬章を授ける（各通）

吉岡　宏美

尾島　博司
翁長　自夫
小野澤康弘
垣内　**廣**明
景山　武
片平　秀雄
加藤　一郎
加藤　完治
鎌田　幸也
河口　靖子
川畑　城
河村　貴雄
菅　陽悦
神庭日出男
北川　亨
北原　正
君野信太郎
木村　謙藏
金城　徹
久保　厚子
久保　吉彦
久間　一德
黒川　正信
香西　和好
古賀眞紀子
小髙　昇平
小**西**　郁**吉**
小林　輝夫
小林　正典
近藤健一郎
紺野　榮重
齋藤佐太夫
齋藤　善平
坂本　孝幸
佐川　秋夫
笹岡　壽一
佐々木**直**光
佐**藤**　功
佐藤　梶信
佐藤　則武
佐藤　秀敏
佐藤　守
佐藤　由也
佐中十九昭

落合　唯志
小野　澄雄
折田伸二郎
砺野九州男
家治　隆司
勝野　安和
加藤　多彦
加藤　政也
上村　**直**樹
川畑　勲夫
川辺　惠子
菅　拓也
菅**家**　幸弘
菊地　君子
北澤　貴**樹**
吉瀬浩一郎
君嶋　恒夫
木村　圭介
清都　和文
草賀　章**吉**
久保耕一郎
久保田秀昭
熊野　義**樹**
黒澤　敏雄
高麗　敬司
小善　**滿**子
小谷　鶴義
小林　訓二
小林ヒサヨ
今　謙一
権堂　義人
齋藤　幸悦
遠山　務
徳原　光治
土橋　武雄
富田　建生
富丸洋一郎
豊田　益市
長岡　耕二
長澤　茂
中條　壽一
長瀬　眞一
中野　新一
中村　節子
中許　忠和
名古　岳彦

品川　敬一
下垣　彰則
首**藤**　正光
白井　孝一
白田　眞人
城間　勇
菅原　惠子
鈴木　克司
鈴木　孝
鈴木**直**二郎
泉沢　一義
曽我　逸郎
大工　幸宏
高**久**　勝
高橋　桂治
高橋　伸和
高比良　元
竹越　正博
武田　忠浩
竹本　幸久
田代はつ江
田中　全
田中　**廣**光
谷本　典生
田村　謙次
田村みさ子
千葉三四郎
積田　喜一
釣　昭彦
寺薗　美郎
東堂　陽一
遠山　俊一
德竹　**英**一
戸髙　壽生
照井　文雄
津田　宏
露木　順一
手**塚**　理恵
照井　文雄
遠山　俊一
德竹　**英**一
戸髙　壽生
富田　昭市
富山　修一
中逸　博光
仲河　義仁
中島　孝至
永杉　宏之
中**塚**　康裕
中野　博之
中村　良路
永山　芳宏
夏目　潔

篠**原**　一壽
下田　肇
東海林　洋
白石　悦郎
白水　京子
末次　庸介
菅原　実
鈴木　清人
鈴木　武広
須田　雅夫
相馬　義一
外尾　悦郎
高垣　嘉宏
高橋　功
高橋　光
竹上　順子
竹田　明
竹鼻　進
田尻　耕一
辰田　真司
田中　大治
谷田　市郎
玉井　宰
田村　雅宥
丹野　尚昭
津田　宏
露木　順一
手**塚**　理恵
照井　文雄
本田　弘
間島　賢治
増田　道雄
松下　真一
松野　富雄
松村　正剛
松本茂太郎
間山　春**樹**
水城　義幸
水野　正晴
皆川章太郎
箕輪田　晃
三村　智之

夏目　俊信
鳴海　修司
西**櫻**　順子
仁科　忠宏
布尾　**英**二
沼田　聖
根本誠三郎
野木　敏**久**
野原　治人
野村　賢一
橋本　正幸
長谷川元夫
秦　啓員
蜂須賀喜**久**好
花島　孝明
林　昌枝
原井　松純
半田　哲朗
東　俊朗
日野　一基
平井　敏雄
檜田　充
福井　崇昌
福田　勇次
藤井　幸一
藤田　敏彦
藤村　俊夫
二木　攻
古屋　育男
星野　照生
本田　弘
間島　賢治
増田　道雄
松下　真一
松野　富雄
松村　正剛
松本茂太郎
間山　春**樹**
水城　義幸
水野　正晴
皆川　光吉
三戸　和昭
三浦　正人
水野　隆
三浦　順一
松**本**貢市郎
松橋　昭夫
松崎　滋
松井　住仁
増田　常男
前田　典子
細川　秀一
古郡　保正
古谷　純代
布施　是清
藤生　五郎
藤原　敏孝
福西　秀和
福田　太**公**
深澤　**直**久
平野　弘之
平井　和夫
東原　透
日野　一基
平井　敏雄
檜田　充
福井　崇昌
福田　勇次
藤井　幸一
藤田　敏彦
藤村　俊夫
二木　攻
古屋　育男
星野　照生
本田　弘
間島　賢治
増田　道雄
松下　真一
松野　富雄
松村　正剛
松本茂太郎
間山　春**樹**
水城　義幸
水野　正晴
皆川　光吉
三戸　和昭
三浦　正人
水野　隆
三浦　順一
松**本**貢市郎
松橋　昭夫
松崎　滋
松井　住仁
増田　常男
前田　典子
細川　秀一
古郡　保正
古谷　純代
布施　是清
藤生　五郎
藤原　敏孝
福西　秀和
福田　太**公**
深澤　**直**久
平野　弘之
平井　和夫
東原　透
日野　一基
平井　敏雄
檜田　充
福井　崇昌
福田　勇次
藤井　幸一
藤田　敏彦
藤村　俊夫
二木　攻
古屋　育男
星野　照生
本田　弘

並河　茂
西**尾**　浩次
西嶋　二郎
丹生　兼宏
沼田　常好
根本　論
野角　滿昭
能**登**　則男
信國　幸人
橋詰　峯子
長谷川孝夫
秦　純二
畠山　桂郎
八田　米造
濱田　裕
原　堅志
張替　武敏
東恩納盛男
東原　透
平井　和夫
平野　弘之
深澤　**直**久
福田　太**公**
福西　秀和
藤生　五郎
藤原　敏孝
布施　是清
古郡　保正
古谷　純代
細川　秀一
前田　典子
増田　常男
松井　住仁
松崎　滋
松下　繁
松田　**邦**正
松橋　昭夫
松**本**貢市郎
松本　順一
三浦　正人
水野　隆
三戸　和昭
皆川　光吉
三原　伸一
宮内　壽一

宮里　朝盛
宮村　拓郎
武藤　慶子
村上　勝則
室井　正彦
八重樫七郎
矢尾　隆
安田紀**久**雄
柳町　政**廣**
山内　玲子
山川　剛
山口　たか
山下　行康
山田　利信
山根　國廣
湯浅　雅明
横井　仁
横田　圭二
吉井　公明
吉**田**　彰友
吉田　耕一
吉富　**幸**夫
吉野　忠彦
吉本　博昭
四ツ橋英兒
米田　**均**
渡邊　克己
渡邊　隆文
渡邊　裕生
渡邉　嘉郎

旭日双光章を授ける（各通）

合砂　哲夫
青山　孝
浅井　勝昭
石黒　望
市川　克一
糸魚川幸江
稲見　健一
今井　讓二
井山　泰**樹**
上田　文雄
上野　恭一
内山　哲男
大**塚**　康泰

宮田　達夫
宮脇　保博
村井　剛
村瀬　昌宏
森口　**久**士
八重嶋　勲
八島　英孝
柳**澤**　敦
山内　孝二
山岡　**芳**幸
山川　秀
山口多喜二
山添　**英**機
山田　雅敏
山村　吉由
湯原　紀二
横沢　伸
横山　賢治
吉川　明彦
吉**田**　章
吉田　秀志
吉成　慶司
吉元　義彦
吉野　敬昌
米澤　壽重
和田　政則
渡**邊**　**公**男
渡邊　俊之
渡部　嘉子

青砥　昭修
秋山　博
荒木清太郎
石坂　博
井長　哲
糸永　康平
井上　**廣**幸
今泉由紀雄
上田　由紀子
上田　幸男
上山　芳次
浦隅　俊明
大**塚**　仁
大西　稔

大場　盛子
岡本　昭
小倉　秋男
尾﨑　潤二
明**松**　優
柏﨑　重嗣
加藤　富夫
金子建一郎
釜　義治
神山　文男
河野　賢二
川又　修治
河原木　浩
菅野　勝利
岸本　常義
北村　敏雄
木村　義**久**
栗田　洋藏
小出　輝哉
木場　夏芳
小湊　收
佐々木宮廣
佐藤美惠子
澁谷　勝
島袋　盛義
菅　修藏
鈴木　公至
鈴木　良男
角田　勝美
関口　**邦**彦
高橋佐智子
高橋　勉
武井　和之
田中　**隆**
津井　克巳
月江　善夫
辻口　重秋
堤　和子
手代木　悟
土橋　周美
鳥居　**久**雄
内藤　良一
中田　孝一
縄　一昭

大平　康市
岡森　裕幸
小倉　長夫
織田荘太郎
柏木　光男
加藤　尚
門田　憲治
金子　皓彦
鎌谷　正弘
亀澤　誠
川端　保郎
河村　**直**良
河原崎健司
菊池　洋
北川清一郎
木村　壽二
黒井　德夫
久田**松**和則
古林　喜明
小島　弘義
近藤　正則
佐藤　光
佐藤　倫治
島**崎**　和子
下谷　幸司
杉山　健雄
須田　治夫
関　治美
高倉　可明
高橋　幸喜
高橋　進
田口長**八**郎
千田　健悦
武山　茂活
辻　伊三雄
土屋　青市
塚本　栄治
常**塚**　朋子
寺田　守
富井　**松**一
中川都志雄
中村　正彦
西尾　繁昭
呑海　**吉**郎

西口　勝博
根上　宏
野田　泰三
花谷　享
林　茂**樹**
久永　**廣**一
平嶋　康
平野　偉政
前川　昌昭
前橋　清
松井　茂浩
松橋　耕**吉**
松本　**茂樹**
水谷　悦郎
宮内　欣也
宮舘　照彦
村山　忠彦
最上　昇
森　雅人
森野　百代
森下　良夫
山田　稔
横田　啓元
吉井　和夫
吉田　隆興
和田　充弘

西山香代子
野澤勇二郎
服部惠伊子
早川　繁一
樋熊　隆治
日野　和輝
平中　政明
福井　英輔
藤**田**　宏
堀部　素弘
細田　利明
前田　勝敦
真島　和好
松井　康男
松原　俊幸
松本　正福
峰下興三郎
宮**崎**　隆泰
村尾　實
目黒　宏平
本山　景一
森　正博
森田　**邦**宏
安藤　泰志
池本　清海
石井　六哉
石田　倫敏
泉　英二
市田　信行
今宮　淳美
井上　弘一
稲葉　敏夫
伊藤　勝昭
上田　孝典
上田　悟志
上野　和彦
宇京　賴三
内波　謙一
梅山　和成
江川　明夫
臼井　英夫
遠藤　薫
大江　秀敏
大町　寛
岡　正朗
岡**久**　宏史
岡村　均
小川　侃
奥井　俊二
小河　俊夫
小野　晃
柏木　隆雄
片岡千賀之
金﨑　良三
川上　良
河村　仁
岸川　典昭
木田　祐二
北**原**　一夫
北原　和夫
菊池　正紀
岸野　明人
北川　勝彦
川﨑　功治
河原　道夫
川澄　俊文
小笠原英司
岡部　恒治
大和田道雄
太田健一郎
遠藤　正博
関口　幸一
副島　良彦
臺丸谷政志
髙田　順一
高橋　俊和
高原　正之
瀧川　哲夫
武井　俊幸
武内　信博
竹下　豊
田近　年則
谷　伸
谷　寧**久**
谷本　光司
地村　俊政
辻　優
津曲　俊英
寺川　祐一
寺田　俊弘
十倉　利**廣**
寺下　正道
辻井　弘忠
塚**原**　誠一
知原　信良
谷口　隆
田邊　俊郎
田島　照久
竹内　廣行
竹内　茂
武居　丈二
髙村　一之
髙橋　利宏
髙橋　幸一
髙木　善幸
園田　一裕
瀬口　和義
鈴木　敏正
須江　雅彦
白倉　暉弘
白石　和子
正覺　雅洋
島内　博行
篠田　幸昌
塩田　幸雄
澤田　清
佐**藤**　啓二
佐々木達夫
鷲坂　長美
齋**藤**　純子
雜賀　幸哉
小柳　左門
小林建太郎
小西　哲郎
小嶋　俊一
小暮　純也
河野　**邦**明
幸田　雅治
郡嶌　孝
黒羽　亮輔
黒木　雅文
窪田　毅
清野　宏
木村　雄二

瑞宝重光章を授ける（各通）

米村　俊郎
向大野新治
藤山　雅行
樋口　美雄
畠山　稔
永松　健幹
大門　匡
佐藤　雄二
鈴木　繁治
大石　利雄
木野村謙一
伊藤　納
秋葉　康弘

瑞宝大綬章を授ける

近藤　正春
渡辺　秀次
吉田　英夫
吉井　貞夫
横田　啓元
山田　稔
森　正博
森田　**邦**宏
宇京　賴三
内波　謙一
梅山　和成
江川　明夫
臼井　英夫
遠藤　薫
大江　秀敏
大町　寛
岡　正朗
岡**久**　宏史
岡村　均
小川　侃
奥井　俊二
小河　俊夫
小野　晃
柏木　隆雄
片岡千賀之
金﨑　良三
川上　良
河村　仁
岸川　典昭
木田　祐二
北**原**　一夫
北原　和夫
菊池　正紀
岸野　明人
北川　勝彦
川﨑　功治
河原　道夫
川澄　俊文
小笠原英司
岡部　恒治
大和田道雄
太田健一郎
遠藤　正博
関口　幸一
副島　良彦
臺丸谷政志
髙田　順一
高橋　俊和
高原　正之
瀧川　哲夫
武井　俊幸
武内　信博
竹下　豊
田近　年則
谷　伸
谷　寧**久**
谷本　光司
地村　俊政
辻　優
津曲　俊英
寺川　祐一
寺田　俊弘
十倉　利**廣**
寺下　正道
辻井　弘忠
塚**原**　誠一
知原　信良
谷口　隆
田邊　俊郎
田島　照久
竹内　廣行
竹内　茂
武居　丈二
髙村　一之
髙橋　利宏
髙橋　幸一
髙木　善幸
園田　一裕
瀬口　和義
鈴木　敏正
須江　雅彦
白倉　暉弘
白石　和子
正覺　雅洋
島内　博行
篠田　幸昌
塩田　幸雄
澤田　清
佐**藤**　啓二
佐々木達夫
鷲坂　長美
齋**藤**　純子
雜賀　幸哉
小柳　左門
小林建太郎
小西　哲郎
小嶋　俊一
小暮　純也
河野　**邦**明
幸田　雅治
郡嶌　孝
黒羽　亮輔
黒木　雅文
窪田　毅
清野　宏
木村　雄二

旭日単光章を授ける（各通）

和田　充弘
渡辺　秀次
吉田　英夫
吉井　貞夫
横田　啓元
山田　稔
森　正博
森田　**邦**宏
宇京　賴三
内波　謙一
梅山　和成
江川　明夫
臼井　英夫
遠藤　薫
大江　秀敏
大町　寛
岡　正朗
岡**久**　宏史
岡村　均
小川　侃
奥井　俊二
小河　俊夫
小野　晃
柏木　隆雄
片岡千賀之
金﨑　良三
川上　良
河村　仁
岸川　典昭
木田　祐二
北**原**　一夫
北原　和夫
菊池　正紀
岸野　明人
北川　勝彦
川﨑　功治
河原　道夫
川澄　俊文
小笠原英司
岡部　恒治
大和田道雄
太田健一郎
遠藤　正博
関口　幸一
副島　良彦
臺丸谷政志
髙田　順一
高橋　俊和
高原　正之
瀧川　哲夫
武井　俊幸
武内　信博
竹下　豊
田近　年則
谷　伸
谷　寧**久**
谷本　光司
地村　俊政
辻　優
津曲　俊英
寺川　祐一
寺田　俊弘
十倉　利**廣**
寺下　正道
辻井　弘忠
塚**原**　誠一
知原　信良
谷口　隆
田邊　俊郎
田島　照久
竹内　廣行
竹内　茂
武居　丈二
髙村　一之
髙橋　利宏
髙橋　幸一
髙木　善幸
園田　一裕
瀬口　和義
鈴木　敏正
須江　雅彦
白倉　暉弘
白石　和子
正覺　雅洋
島内　博行
篠田　幸昌
塩田　幸雄
澤田　清
佐**藤**　啓二
佐々木達夫
鷲坂　長美
齋**藤**　純子
雜賀　幸哉
小柳　左門
小林建太郎
小西　哲郎
小嶋　俊一
小暮　純也
河野　**邦**明
幸田　雅治
郡嶌　孝
黒羽　亮輔
黒木　雅文
窪田　毅
清野　宏
木村　雄二

瑞宝単光章を授ける（各通）

米村　俊郎
向大野新治
藤山　雅行
樋口　美雄
畠山　稔
永松　健幹
大門　匡
佐藤　雄二
鈴木　繁治
大石　利雄
木野村謙一
伊藤　納
秋葉　康弘
石井喜三郎
植**村**　稔
川人　貞史
酒井正三郎
品川　萬里
角　隆博
武田　展雄
沼田　正俊
原田　親仁
藤下　健
武藤　浩
綿引万里子
松**田**　一郎

青木　一郎
青木　國彦
赤木　伸司
阿草　清滋
東　信男
阿部　正文
荒井　克彦
荒木　康彦
安藤　泰志
池本　清海
石井　六哉
石田　倫敏
泉　英二
市田　信行
今宮　淳美
井上　弘一
稲葉　敏夫
伊藤　勝昭
上田　孝典
上田　悟志
上野　和彦
宇京　賴三
内波　謙一
梅山　和成
江川　明夫
臼井　英夫
遠藤　薫
大江　秀敏
大町　寛
岡　正朗
岡**久**　宏史
岡村　均
小川　侃
奥井　俊二
小河　俊夫
小野　晃
柏木　隆雄
片岡千賀之
金﨑　良三
川上　良
河村　仁
岸川　典昭
木田　祐二
北**原**　一夫

青木　一能
青木　治人
秋山　伸一
安達　謙三
芦立　一郎
雨宮　宏司
荒井芳**廣**
荒関富士夫
池田　駿介
石井　隆之
石川　晃弘
石村宇佐一
一宮　浩一
泉　三省
今西裕一郎
井上　武
稲葉　継雄
伊藤　齋藤　敏
佐藤　敬
佐々木　馨
酒井　敏行
近藤　**直**実
小林　松男
木場　宣行
小平　征雄
小**暮**　輝信
古賀　隆治
神野　一仁
小泉　崇
桑原　哲
栗本まさ子
黒田　晃敏
工藤　政行
清澤　研道
木實谷浩史

青木　一能
青木　治人
秋山　伸一
安達　謙三
芦立　一郎
雨宮　宏司
荒井芳**廣**
荒関富士夫
池田　駿介
石井　隆之
石川　晃弘
石村宇佐一
一宮　浩一
泉　三省
今西裕一郎
井上　武
稲葉　継雄
伊藤　齋藤　敏
佐藤　敬
佐々木　馨
酒井　敏行
近藤　**直**実
小林　松男
木場　宣行
小平　征雄
小**暮**　輝信
古賀　隆治
神野　一仁
小泉　崇
桑原　哲
栗本まさ子
黒田　晃敏
工藤　政行
清澤　研道
木實谷浩史

都甲　潔
土肥　修司
冨田　佳宏
鳥居太始之
中川　義章
中嶋　章雅
中西　賢二
中田　善啓
中野　義夫
鳴島　安雄
西尾　正道
西阪　昇
西原　義一
南野　聡
野瀬　善明
長谷　和生
秦　啓次郎
花**登**　正宏
濵武　俊朗
林田　**博**光
原　**直**久
東　良平
久枝　譲治
平井　利博
平川　新
平川　素行
平野　善昭
福田　仁史
藤井眞理子
藤重　悟
藤田　稔彦
藤村　弘志
二石　昌人
古川　靖**邦**
古田　善伯
星野　悦郎
堀　正弘
本間　利久
牧野　憲一
増田　弦
松尾　勝
松田　君彦
松本　忠良
丸岡　啓二
湊　小太郎
宮坂　亘

殿川　一郎
戸伏　壽昭
友田　陽
中　俊**博**
中島　行博
永瀬　**茂**
永田　博司
中野　惠文
中村　康**範**
新倉　英**樹**
西川　清
西瀬戸伸子
西元　善幸
野嶋榮一郎
橋本　孝之
長谷川総一郎
幡手　泰雄
浜　秀**樹**
濵本磨毅穂
原　克彦
原　正之
疋田　弘光
久光　**久**
平形　精一
平川　南
平野　治征
福井　**廣**祐
福永　龍繁
伏木　亨
藤島　安之
藤友　雄暉
布施　吉之
淵上　隆
古田　元夫
逸見　彰男
堀　和郎
本城　薫
前川　和則
増田　慎吾
松井　**直**人
松本　**博**之
松田　晴夫
松重　和美
三木　昌之
宮内　俊至
宮**崎**　正義

宮嵜　泰**樹**
宮本卓次郎
宮本みち子
三輪　伸春
村上　幸利
村松　一郎
森北　佳昭
森田　潤司
守屋　國光
安田　文吉
矢内　光一
山北　和之
山口　悦弘
山下　靖雄
山部長兵衛
山本　剛史
横尾　**邦**彦
吉賀　憲夫
吉田　徹也
吉田　朋好
若生　正之
渡部　和男
渡邉　成良
瑞宝中綬章を授ける（各通）
相田　文雄
青野　**公**則
赤沢　一生
秋月美紀子
明山　修
浅井　眞人
浅野　哲夫
飛鳥井　**望**
我妻　良一
安部　幸道
天野　和男
安部　文仁
荒井　**公**男
新木　惠一
安藤　**久**實
飯島　**久**司
飯野　浩一
池田　博俊
池田　典幸
池田　和廣
池田　佳史
石井　孝一

宮下　寿広
宮本　武史
明神　信夫
村上　昇
村田　**直**樹
百地　章
森田　悦三
森野　**數**博
八木　保夫
彌田　清
山内　惟介
山口　和之
山嵜日出男
山野井　徹
山本　悦秀
山本　洋
横山　**茂**之
吉田　茂夫
吉田　照彦
依田　照彦
渡邉　英美
渡邉　定義
渡邉　綱男
青木　正**年**
青山　**英**夫
秋田　隆司
秋葉　勝
浅井　豊**樹**
浅野　真司
網代　忠宏
阿曽　**直**樹
渥美　晴**久**
阿部　淳二
安保　**吉**孝
新井　雄啓
荒川　**浩**
庵下　孝
安藤由紀子
飯豊　壽雄
飯村　勉
池田　敬史
池田　秀政
池田　正文
池端　義明
石川　佳市

石川　哲也
石嶋　正已
石田　敏郎
石橋　秀規
泉本　良二
市橋　千秋
伊**藤**　勲
伊藤　茂**樹**
伊藤　豊彦
伊藤　正寿
伊藤　雅之
井上　俊美
井上　博嗣
今村　修二
岩尾　栄次
岩渕　隆男
岩本　悦子
植木　孝
上田　達朗
上田　喜博
上野　順治
上ノ山　徹
後田　澄夫
内田　**公**生
宇津木晨晴
梅田　正敏
梅原　**直**
遠藤　孝史
及川　昇
大上　優治
大口　高生
大里　裕治
大嶽　真康
大橋　正行
大本　修平
大山　一夫
大和田野芳郎
岡崎　幹郎
尾形　春夫
岡野　栄治
岡本　憲明
沖上　**芳**幸
奥村　英延
小畔　敏彦
小山内豊彦
小田　光**登**

石黒　典男
石関　哲男
石橋　信好
石山**登**志雄
磯貝　和浩
伊東　明彦
伊藤　聡
伊藤　勉
伊藤　正一
伊藤　正已
犬飼　章
井上　洋
猪瀬　俊和
妹川　光敏
岩下　明朗
岩本　秀明
上田　喜史
上野　一哉
上野　博喜
鵜沢　保
臼井　祐一
内堀　和人
梅木　敏明
梅谷　順子
遠藤　淳一
遠藤　俊博
大石　盛幸
大ヶ島照夫
大**久**保利宏
大塚　正明
大蔵　**廣**明
大蒔　和仁
大村　義夫
岡　義彦
岡田　康裕
岡野　一雄
緒方　康裕
奥島　憲彦
小倉　良太
尾崎　裕
小澤　眞介
越智　達彦

落合　**直**巳
鬼**塚**　幸一
小野　昭男
小野山典文
表　純一
恩地　秀和
垣迫　裕俊
景山　芳光
笠原　悟
梶田　啓悟
紺野　健治
勝部　豊
加藤　栄
加藤　寿一
加藤　裕彦
兼子健三郎
鎌田　香
鎌原　貞男
川合　正
川上　修治
河田　誠夫
川名　茂
河野　広隆
河村　浩二
神林　只男
菊池　政已
喜**久**山盛仁
岸田　弘之
岸本　高彦
北川　賢一
北村　明弘
橘高　知美
木原　健
木村　**直**人
木村　一夫
木山　文也
金城　幸信
草野　圭司
工代　**祐**司
工藤　倫郎
九里　和男
久原　巻二
倉岡　惠機
倉持　徳雄
栗原　正明
黒澤　洋一

音瀬　均
小沼　光一
小野　秀**樹**
小畑　陽子
折田　健造
海北　晃
柿田　賢一
笠井　典夫
笠間　伸一
加瀬龍太郎
片**岡**万知雄
桂　稔
加藤　隆夫
加藤　眞澄
加藤　嘉郎
金子　康輔
鎌田　正広
亀井　宣男
川井田龍一
川口　誠大
川西　寛
河田　晃
河**原**　孝
菅野　隆
菊**地**　努
菊池　正佳
桂下　**芳**博
北嶋　栄治
姫氏原芳明
吉城　聖顕
木下　寿幸
木村　**厚**
木村　**重**和
木村　昌良
巨山　宣幸
草**弥**　正美
葛谷　和順
工藤　利明
國枝　利博
具原　重治
栗原　豊**久**
倉上　伸夫
久保田秀夫
黒木　三治
黒田　昭憲

桑添　次男
小出　邦宜
河野　忠雄
肥塚　秀文
児玉　勝美
小玉　正明
後藤　俊郎
後藤　雅夫
小濱　孝夫
小西　博久
小林　彰
小林節太郎
小松　宏行
小林　憲明
小山　高司
小宮　龍一
齋須　秀行
齊藤　力
齋藤祐喜男
酒井　弘
坂手　渉
坂本　茂利
櫻井　健吾
櫻井　豊
佐生　道夫
佐藤　秋二
佐藤　仁作
佐藤　勝
佐藤　祐一
佐藤　義信
佐藤　美次
佐藤　政文
佐藤　平
佐々木孝司
櫻井　優
坂本芳次郎
坂本　昭雄
坂下　繁
堺井　拡
齋藤　祐仁
齋藤　昭宏
小山　吉己
小柳　武
小松　米夫
駒木　正清
小林　勉
小林　繁樹
小林　晃
木場登士朗
小西　亨
後藤　法生
後藤　健
児玉　忠
國府　俊則
河野　俊正
合志　章
小泉　健

杉本　芳輝
杉浦　健二
菅原　正昭
末吉　正人
神　敏郎
白武　文明
東海林文和
清水　亮三
島田　清
嶋　英樹
柴田　健
重永　敏朗
塩崎雄二郎
澤井　淳
佐山　光紀
眞田　大陸
佐藤　祐一
佐藤　勝
佐藤　仁作
佐藤　秋二
佐生　道夫
櫻井　豊
櫻井　健吾
坂本　茂利
坂手　渉
酒井　弘
齋藤祐喜男
齊藤　力
齋須　秀行
小山　高司
小宮　龍一
小松　宏行
小林　憲明
小林節太郎
小林　彰
小濱　孝夫
小西　博久
後藤　雅夫
後藤　俊郎
小玉　正明
児玉　勝美
肥塚　秀文
河野　忠雄
小出　邦宜
末吉　正人

鈴木　和博
杉原　弘敏
杉内　弘行
菅原　規之
水戸　眞広
白鳥　秀幸
白石　正次
宿久　勝彦
島崎　昭彦
柴田　達夫
下道　正則
鹿野　孝紀
澤田　知之
猿渡　慶一
座間　愛知
佐藤　義信
佐藤　美次
佐藤　政文
佐藤　平
佐々木孝司
櫻井　優
坂本芳次郎
坂本　昭雄
坂下　繁
堺井　拡
齋藤　祐仁
齋藤　昭宏
小山　吉己
小柳　武
小松　米夫
駒木　正清
小林　勉
小林　繁樹
小林　晃
木場登士朗
小西　亨
後藤　法生
後藤　健
児玉　忠
國府　俊則
河野　俊正
合志　章
小泉　健

長岡　隆
鳥居　春仁
友井　國勝
砥堀　英二
東本　武好
寺門　泰弘
坪倉　恭司
坪　常昭
月岡　英人
塚本　稔
千葉　修
玉井　泰生
谷崎　淳一
田邉　征嗣
田中　秀一
田中　修
立藏　義明
竹本　惠一
岳野　尚代
竹口　健二
武　洋一
田口　史雄
瀧浪　貞子
高本　正広
高松　亮輔
高橋　要三
高橋　充
高橋　正信
高橋　捷之
高橋　修
高梨　國雄
高島　眞治
高倉　明
高岡　亮
田内　安治
相馬　正彦
世古　忠
関根　郁夫
関岡　誠一
関　成孝
鈴木　良孝
鈴木　充代
鈴木　勝義
鈴木　富男
鈴木　秀一

中川　奥治
中井　信也
鳥井　孝一
富崎　直仁
徳重　眞光
寺田　徹郎
寺尾　徹
坪内　隆富
綱木　亮介
津川　淳
塚本　勝
知念　勇進
田畑　恵一
谷　次雄
田中　正道
田中　謙司
林　千尋
林　一美
濱田　幸雄
馬場　良夫
竹林　孝
竹輪　哲矢
竹中　正行
竹内　重幸
詫摩　浩士
田口　收
高山　佳洋
高村　義晴
高松　益樹
高橋　靖広
高橋　学
高橋　誠記
高橋　和明
高野　淳之
鷹取　勉
高崎　博美
高木　治夫
田尾　輝雄
平　隆介
相田　昇
関根　文昭
関口　潔
関　俊夫
須沼　英俊
鈴木　裕一
鈴木　勝
鈴木　伸哉
鈴木　達也

舟町　仁志
藤本　孝司
藤田　繁治
藤井　雅英
福本　雄吉
福田　智
福壽　浩
廣江　清
平野　稔
平田　峰男
平井　勝彦
檜山　達雄
樋口　由幸
半澤　豊治
原　信介
林　千尋
林　一美
濱田　幸雄
馬場　良夫
波田野正典
長谷川正一
橋本　良隆
萩谷　主郎
野々村辰夫
野田　泰久
野上　泰男
沼田　一信
新田　保次
西山　憲夫
西村　純次
西村　金高
西田　勝彦
西海　孝夫
二階堂義則
成田　武志
南雲　誠
中村　義朗
中村　充範
中村　治幸
中村　隆幸
中野　幹也
長田　正義
中島　郁雄
中澤　静悟
長坂　潤一
中川　廣之

古川　茂
藤原　辰広
藤宮　直樹
藤咲　友宏
藤井　伸
福田　博史
福田　修
廣崎　忠
平野　芳民
平田　孝
平尾　博志
日吉　敏幸
日高　一宇
半澤　健二
原之園政治
林　敏一
林　忠幸
林　明夫
濱路　和明
塙　泉
波多野　均
長谷川潔美
橋本　正夫
野村　昇
野田　龍二
野田　高広
根岸　勇
乳井　三治
西山　巨章
西村　昌泰
西村　智聡
西田　智浩
西岡　保雄
仁木　浩
成原　嘉彦
楢原　明彦
長山　晃一
中村　雄二
中村　光男
中村　勤
中村　淳一
中谷　文弘
永島　宏一
中澤　哲夫
中崎　和博
中込　勝英

山内　賢二
矢野　井史
柳原　健
安村　幸夫
八木　興造
森谷　俊則
守永　拓夫
森坂　清
森　清隆
桃木　正幸
村田　誠
村田　敬一
村上　博一
村井　伸吾
宮脇　良平
宮本　信雄
宮本　京子
宮下　清一
宮崎　道夫
宮腰　三幸
味村　昌
道下利九郎
水越　敬治
三浦　博文
丸山　直樹
丸尾　典由
松本　勇次
松本　哲
松村　茂
松田　芳和
松下絵麗奈
松岡　敬明
増田　隆一
桝田　俊夫
増子　賢司
牧野　征男
前原　和平
前川　政人
堀江　信之
堀　貞夫
細國　春夫
星野　喜布
古屋　賢一
古川　博之

山形　正也
藪　信一
矢野　健二
矢内　孝幸
矢島　伸一
森山　祐次
森　廣伸之
森田　泰司
森　光雄
森　紀久雄
望月　俊直
村田　英之
村上　博彦
村上　英明
向笠　元章
宮脇　俊幸
宮本　幸一
宮田　忠
宮里　仁
宮崎　俊隆
宮内　勝
三塚　一彦
溝口　博伸
三澤　益巳
丸山　博文
丸山　澄高
松山　栄幸
松本　仁
松本幸一郎
松村　茂光
松田　和彦
松崎　泰子
松岡　浩三
増田　尚道
枡岡　正一
牧野　正彦
槇川　高之
前橋　義明
本田　哲士
堀内　直樹
堀　楠雄
干場　謹二
星　隆治
古澤　久

山口　和夫
山口　浩
山崎　澄夫
山崎　郁夫
山下　俊幸
山下由紀夫
山田　謙司
大和　豊
山部　憲昭
山本　克彦
山本　雅男
山本　義典
湯田　豊人
横野　正和
横山音次郎
吉井　良一
吉川　澄夫
吉田　永
吉田　英人
吉次　智史
米村　義一
若井　正一
渡邊　公博
渡邊　直樹
渡邊　浩
和山　博人

瑞宝小綬章を授ける（各通）

相坂　秀子
会田　知子
青柿　邦安
青木　進
青田　誠
赤池　良久
浅賀　克巳
浅川　博
浅沼　政次
浅野　幸恵
阿曽　哲夫
阿南　寿和
阿保　靖彦
阿萬　政子
有村　孝一
安藤　秀二
安藤　達雄
安保　義光
飯島　正中
安藤　佑治
安藤　隆範
安東いづみ
網本　義峰
甘利　有也
阿部　哲夫
安宅　里美
畔上　信子
浅見　茂男
浅野　京子
浅田　孝男
浅川　信隆
阿久根修二
赤池　栄祐
青木　義男
青木　修
相原　正之
吉住　良二
吉岡　雅美
横山　史朗
横溝　良一
横井　幹郎
山本　亮三
山本　正和
山本　奉文
山村　俊朗
山根　節夫
山田　敏清
山田　淳
山下　泰弘
山下　泉
山崎　宏征
山口　正雄
山口　一博
相澤　源保
渡辺　仁
渡邊　貴昭
若松　静彦
与良　秀雄
吉野　禧久
吉田　芳一
吉田　尊志
横山　雅美
横溝　良一
横井　幹郎
山本　亮三
山本　正和
山本　奉文
山村　俊朗
山根　節夫
山田　敏清
山田　淳
山下　泰弘
山下　泉
山崎　宏征
山口　正雄
山口　一博
幸雄

伊藤　登
伊藤　允光
伊藤　彦舟
伊藤　純一
伊藤　義雄
伊東　隆一
井戸川惠理子
井戸川田　篤
井上　茂樹
井上　信一
井上　浩之
井上　昌子
今井　清孝
今川　英二
鋳物　良雄
岩崎　克博
岩崎　朋之
岩崎　浩康
岩科　司
岩田　邦雄
岩永　辰吉
岩本　幸久
上里　俊一
井出　信男
市原　泰
市川　良文
磯野　和美
伊勢谷正和
石山　佳勝
石原由美子
石塚登喜雄
石居　敬義
石倉　瑞江
石川　雅久
石川　完
石川　定男
石井　延隆
井澤　由香
池本　任
池田　博光
池田　祥子
池田　一司
池上　彰一
生田　怜明
池上　正雄
五十嵐慎一
井川　敏夫
井口　泰行
池崎　定好
池田　和代
池田　信夫
池田　りか
井坂　利記
石井　和子
石井　稔
石川　俊一
石川　輝行
石澤　善昭
石田　博昭
石原　哲
石丸　良平
石渡　康郎
磯谷　伸之
板垣　育生
市川　武二
市場　朱美
居鶴　一彦
井手尾千代美
伊藤　耕人
伊藤　孝
伊藤　修久
伊藤　洋子
犬飼　茂久
井上　克彦
井上　久幸
今井　昌子
今西　照章
岩崎　永二
岩崎　照男
岩崎　伸次
岩澤　巖
岩瀬　絹代
岩谷　勝司
岩間まゆみ
宇井　銀之
上島　和久
伊藤　義雄
伊藤　純一
伊藤　彦舟
伊藤　允光
井出　信男
市原　泰
市川　良文
磯野　和美
伊勢谷正和
石山　佳勝
石原由美子
石塚登喜雄
石居　敬義
石倉　瑞江
石川　雅久
石川　完
石川　定男
石井　延隆
井澤　由香
池本　任
池田　博光
池田　祥子
池田　一司
池上　彰一
生田　怜明
池上　正雄
五十嵐慎一
稲留　裕一
井上　馨
井上　信一
井上　茂樹
井戸川惠理子
井戸川田　篤
伊東　隆一
伊藤　義雄
伊藤　登
岩崎　浩康
岩崎　朋之
岩崎　克博
鋳物　良雄
今川　英二
今井　清孝
井上　浩之
井上　昌子
今西　照章
岩崎　永二
岩崎　照男
岩崎　伸次
岩澤　巖
岩瀬　絹代
岩谷　勝司
岩間まゆみ
宇井　銀之
上島　和久
井川　敏夫
井口　泰行
池崎　定好
池田　和代
池田　信夫
池田　りか
井坂　利記
石井　和子
石井　稔
石川　俊一
石川　輝行
石澤　善昭
石田　博昭
石原　哲
石丸　良平
石渡　康郎
磯谷　伸之
板垣　育生
市川　武二
市場　朱美
居鶴　一彦
井手尾千代美
伊藤　耕人
伊藤　孝
伊藤　修久
伊藤　洋子
犬飼　茂久
井上　克彦
井上　久幸
今井　昌子
今西　照章
岩崎　永二
岩崎　照男
岩崎　伸次
岩澤　巖
岩瀬　絹代
岩谷　勝司
岩間まゆみ
宇井　銀之
上島　和久

植田　建次
植村　和男
上原　雅明
大久保登志子
大関　馨
大谷　政博
大谷　佳朗
大坪　三好
大野　先男
大野　靖
大橋　弘道
大原　豊
大矢　六郎
大前貴美子
大渕　純男
大渕　則昭
岡田　佐智子
岡田　正嗣
緒方　春光
岡村　利勝
小川　一夫
小川　昌芳
奥谷　千春
小倉　利之
小澤　章雄
小髙　俊和
乙須　稔
小野　勝友
小野　静江
小野　泰功
大内　勝
大内　年雄
大泉　享子
大池　義忠
王丸　俊彦
遠藤　芳春
遠藤　賢司
海老名紀彦
江畠　廣
内海　邦宏
内田　達也
内田川浩司
薄上　榮喜
宇治　節夫
宇佐美泰男
宇田川惠子
内海　和憲
柿崎　永己
小山　謙一
鏡原　博文
氏家　一成
植松　一夫
上野　真弓
大内　昇
大岩　為一
大石　哲男
大井　博美
及川　義明
遠藤　豊二
遠藤　一穂
江原　陽子
江口　知之
梅田　孝司
卯月　秀明
梶山　明彦
片岡　和博
勝山　信
加藤　清久
加藤　哲男
加藤　文男
加藤　正純
金子　久人
加納美智代
鎌田　潔
神山　正勝
亀田　勝豊
栢菅　主税
唐木　博夫
河合　智仁
川上　公一
川崎　松男
川嶋　眞明
川名　啓之
川西　正順
河村　誠一
菅野　弘司
岸　久美子
北川　彰
北川　淳司
北畑　英樹
北原　和彦
北村　勲
木所　義博
木下　新二
木下　直江
木船　法円
木村　高寛
草薙　明
草野　淳一
楠田　敏治
工藤　隆
工藤　安幸
工藤　好功
大山　元
大見　敏昭
大渕　英悦
大畑　卓男
大橋　浩啓
大野　隆
大戸　茂利
大塚　次男
大谷　優子
大竹恵美子
大澤　範之
大木恵美子
太田　眞
岡田　武久
小笠原俊次
岡本　時雄
岡根　茂
岡田　美子
小口　正紘
小口　久輝
尾崎　豊春
小田原裕紀
押田　幸隆
尾崎　重充
鬼塚　行彦
小野　真
小野　芳夫
大見　敏昭
大渕　英悦
大畑　卓男
大橋　浩啓
大野　隆
大戸　茂利
大塚　次男
大谷　優子
大竹恵美子
大澤　範之
大木恵美子
太田　眞
岡田　武久
小笠原俊次
岡本　時雄
岡根　茂
岡田　美子
小口　正紘
小口　久輝
尾崎　豊春
小田原裕紀
押田　幸隆
尾崎　重充
鬼塚　行彦
小野　真
小野　芳夫
大山　元
大見　敏昭
大渕　則昭
大渕　英悦
大畑　卓男
大橋　浩啓
大野　隆
大戸　茂利
大塚　次男
大谷　優子
大竹恵美子
大澤　範之
大木恵美子
太田　眞
岡田　武久
小笠原俊次
岡本　時雄
岡根　茂
岡田　美子
小口　正紘
小口　久輝
尾崎　豊春
小田原裕紀
押田　幸隆
尾崎　重充
鬼塚　行彦
小野　真
小野　芳夫

尾野島俊光
小野寺由利子
小野寺祐治
表田　義雄
表谷　重信
面田　博子
小山　謙一
柿崎　永己
梶山　明彦
片岡　和博
勝山　信
加藤　清久
加藤　哲男
加藤　文男
加藤　正純
金子　久人
加納美智代
鎌田　潔
神山　正勝
亀田　勝豊
栢菅　主税
唐木　博夫
河合　智仁
川上　公一
川崎　松男
川嶋　眞明
川名　啓之
川西　正順
河村　誠一
菅野　弘司
岸　久美子
北川　彰
北川　淳司
北畑　英樹
北原　和彦
北村　勲
木所　義博
木下　新二
木下　直江
木船　法円
木村　高寛
草薙　明
草野　淳一
楠田　敏治
工藤　隆
工藤　安幸
工藤　好功
鏡原　博文
鹿川　豊
加賀　政治
笠井　治昌
柏田　正
片山　昌也
門　悌次
加藤　清彌
加藤　壽志
加藤　正克
金子　稔
我部　郷子
上白木　勤
亀島　加代
鴨頭　隆志
嘉山　雅英
河合　勝弘
河合　光夫
川崎　誠司
川崎　芳昭
河田　弘美
河内　秀夫
川西　勝久
川野由紀美
河村　則彦
菅野　善昌
北林　昶子
北口　展三
北川　悟
木下　忠男
北村　博
木野　清道
木下　伸二
木下　仁弘
木村　彰彦
樹山　靜雄
草野　和馬
楠　法泉
九津見幸男
工藤　英俊
工藤　要一
國光　拓自

國本　都央
久保　朝雄
久保　正美
久保田　徹
熊田　豊志
倉谷　進
倉本政太郎
棚澤　晴樹
黒澤　道秀
葉野　修司
桑原　利行
郡司　博
小池　正弘
小井出和男
小柴　勝彦
小暮　信行
古賀眞一郎
甲元　欣治
児玉　政俊
小平　春美
後藤　祐亮
五藤　隆彦
小西　行雄
小林　徳夫
小林　秀世
小林　光信
駒木　拓行
小向　和秀
小森　友子
小山　晃
近藤　光視
近藤　才子
斎藤　好信
齋藤　達弥
採田　芳博
金野　直美
酒井　平雄
坂上　信明
坂本　耕造
坂本　廣子
坂本　勝昭
櫻井　稔子
佐々木孝良
佐々木政義
佐田　忠鴻
佐藤　惠一

久原　勇
久保　修
久保田　勉
熊澤　融眞
久米　義輝
倉持　利之
車田　政美
桑土　遊林
桑原　栄
桑原　昌夫
小池　一
小泉　良一
幸野　昌廣
小上　敬嗣
香山　哲哉
小玉　博文
小関　清隆
木暮　康雄
後藤　貞夫
後藤　猛
小西　哲也
小林　勝吉
小林　博雄
小林　徳博
小林　良行
小松　靖
米田　敏仁
小森　將晴
今　昭
近藤　遵
近藤　博
西條　力
斎藤　妙子
齊藤　哲夫
酒井　孝行
酒井　智子
逆井　健一
坂本　時雄
坂本　洋
佐久間康夫
櫻井　利文
佐々木文雄
笹山　允
佐藤　瑛子
佐藤　健一

佐藤　秀治
佐藤　乃三
佐藤　範幸
佐藤十三男
佐藤　道雄
佐藤　隆
佐藤　誠
佐藤　光男
佐藤　康雄
佐藤由紀子
佐山　幸男
澤井　悦子
澤田　茂夫
塩津　進
塩谷　秀士
篠崎　敏江
柴田　俊一
柴山　光
島田　薫
島田みやま
島津まさゑ
島原慶一郎
清水　梅溪
清水　浩
下野　弘喜
下屋敷正樹
荘司　昭夫
少名子正彬
白川　充一
白鳥　修
新里　昌一
末永　康生
末光　文明
末吉　正博
菅原　文夫
杉浦　勝巳
杉永　勝彦
杉山　和幸
杉山　英世
鈴木　晶裕
鈴木　庄衛
鈴木　敏和
鈴木　信哉
鈴木　博

佐藤　進
佐藤　孝
佐藤　孝吉
佐藤　俊哉
佐藤　信照
佐藤　春男
佐藤　美樹
佐藤八重子
佐藤　裕二
皿井　聖
鮫島　久泰
澤田　明久
澤田　雄一
塩出　洋子
芝岸　弘
志賀佳數雄
柴田　利徳
島尾　芳忠
島田　淳次
嶋津　淳乘
島貫　豊
嶌村　真也
清水　寛
清水　幸雄
清水　忍
下本　国子
十楚　良休
白坂　進一
白石　由美
白金　久生
水津　治
末松　謙治
末吉　克年
須賀　勝利
菅原　義明
杉岡　武彦
杉本　昭彦
杉山　一行
鈴木　一哉
鈴木　昇三
鈴木　敏彦
鈴木ひとみ
鈴木　眞澄

鈴木　喜章
須永　弘通
炭田　恵
角田　千繪
関　新次
関根　浩一
瀬戸口正昭
外尾　英介
園田　雪臣
園田　逸男
高開　広幸
高砂　裕司
高澤　義明
高田　政雄
高田　道弘
高橋　温男
高橋　克明
高橋　周一
高橋　恒夫
高橋　宏典
高見　喬宏
高見　徹
高山　晴光
瀧田　芳信
田口　耕二
武石　聡
竹内　憲一
竹内裕一郎
竹下　安秀
竹田　一夫
竹田　哲明
竹田　法俊
竹花　純栄
田崎　昭男
多田　直紀
多田　清美
立花　征朗
伊達　正博
田中　啓一
田中　耕治
田中　茂
田中　雅士
田中　正規
田辺　忍
棚町　靖夫

鈴村　文子
砂川　次郎
角田　隆宣
角谷千賀子
関川　義雄
瀬古　祐嗣
瀬谷　文雄
園田　勉
園田　玲子
高岡　雅雄
高崎　好生
高澤　茂夫
高嶋　正章
高田　政幸
高野　操
高橋　一枝
高橋　茂男
高橋　晋
高橋　博
高橋　弘美
高見澤　朗
高見　忠之
滝波　慈惠
瀧口　巖
寺尾　宣孝
寺田　文治
土井　恒彦
桃原　致上
遠井美智子
徳田千鶴子
戸嶋　勤
戸田　守彦
冨岡　正義
友田ムツ子
豊田　基史
内藤　幹夫
直江　松雄
永井　紀彦
中尾　治実
長岡　司郎
中川　元
中澤　哲也
中島　哲男
長瀬　和則
永田　智雅
中津　忠則
長渡　純三
中野　達也

谷井　茂久
谷口　重美
谷口　光臣
谷本　尚威
田平　修二
玉上　正明
田村　勝義
俵山　晴雄
千々岩英豪
千布やよい
塚田　文子
月本　伸子
辻　欽一郎
辻　正信
土子　明良
土田　雅通
土屋　薫
坪内　純子
出井　孝裕
鉄　謙一
土井　恒彦
土井　文治
土井　清明
東　弘敏
遠山　節子
戸田　光紀
刀禰　義弘
富山　謙一
豊口　良二
鳥居　正義
直江　勉
永井　達也
永井　博彦
長尾　隆道
中川　清和
中川原達也
長澤　秀明
中島　廣志
中田　斉子
永田　優
中塚　菊雄
中西　一雄
永野　孝治

谷岡美佐枝
谷口　博教
谷重　悟
田場　典信
玉井　滋
玉川　英喜
田村　敏幸
丹野　学
千葉　修
槻舘　行男
津久井達人
辻　信三
辻井　宏
土子　隆司
土屋惠里子
筒井　住義
露木　高信
手嶌　利男
出山　裕之
寺田　金十
土井　清明
土井　博
鳥居　正義
豊口　良二
富山　謙一
刀禰　義弘
戸田　光紀
徳元　律夫
遠山　節子
東　弘敏
中川原達也
長尾　隆道
永井　博彦
永井　達也
直江　勉
中田　斉子
中島　廣志
長澤　秀明
永田　優
中塚　菊雄
中西　一雄
永野　孝治

中畑　一利
長濱　**満**男
永松　眞次
中村　清一
中村　正孝
中村　安美
中村　政裕
中本　恭行
成田　京子
難波　輝嘉
二階堂芳郎
西　敏昭
西　洋子
西海　能史
西尾　**久**明
西岡　定昭
西川　三郎
西川　裕泰
錦織　明
西島　吉則
西原　**直**之
新田　淳二
二瓶　重信
額賀　勝弘
沼田　義孝
野口　慶美
野崎　能成
野田　和生
野津　立秋
野中　光明
野原　和広
野村　明夫
芳賀　清光
萩原　研一
伯井　正
橋口　進
橋田　尊法
橋本　一雄
橋本　俊宏
長谷川弘一
長谷川正夫
畑中　泰武
初芝　泰雄
服部　公一
花内美佐子
馬場　和**久**

長濱　政治
中原　茂利
中村　京子
中村　信子
中村　雅利
中村　護
名倉　將之
縄中　宏明
難波　英男
西　明浩
西　寛
西浦　亨
西　利一
西垣　安**久**
西川　正**西**
西川　雪子
西嶋　俊弘
西谷　清隆
西村　**直**章
新田　妙子
二本柳**隆**通
沼　康雄
野口　秀紀
野島　健二
野田　重幸
野々山　親
野村　良範
信**崎**眞理子
萩原　栄
萩**本**　善三
箱田妃富美
橋田　慶司
半蔀　英敏
橋本　章一
橋本　**久**徳
畑　昌幸
八**谷**　好高
服部　清道
羽根　政和
服部　浩
濱野　正喜

早坂　繁利
林　重輝
早日渡志郎
針谷　章
原　寛則
原田　文惠
春本　光行
坂野　信彦
東川　嘉一
引辻　弘
樋口　広志
久**田**　文夫
兵頭　享治
平賀　幸弘
平川　弘賜
平田　秀三
平**塚**　勝康
平林　末一
平峰　英一
廣瀬　明美
深澤　英史
福井千惠子
福島　淑子
福田　和夫
福田　世喜
福田　了栽
福原　敏宏
船津三**樹**男
二村　直司
古澤　洋志
古屋　博敏
別所　泰広
細野　英彦
堀　稔
堀　広範
堀金　勇一

林　早苗
林　弘伸
原　敬仁
原　美津子
原田　優
春**田**　**皓**之
坂　**直**史
東　勝典
東山　喜昭
樋口　恭一
樋口悠紀夫
久**田**　**吉**治
平賀　正人
平川　茂光
平林　道博
広沢　憲治
平地　俊司
平野　弘和
平田　洋子
松**島**　**公**裕
松島　**八**壽男
松田　生彦
松田　勇夫
松田　雅明
松田　勝治
松下　敦規
松**崎**　弘一
山崎　昭等
山口　長伸
山口　和代
山口　貴子
山内　秀一
山石　和義
柳谷　貞行
安田　榮藏
八島　幸子
盛本　力
森中　豊

本田　**邦**雄
本多　岳明
前川　修
前田　周二
前田　幸男
前東　憲子
牧　浩昭
牧野　義雄
増山　勉
町口　孝治
松井　義憲
松浦　隆次
松木　謙司
松岡　美和
松本　眞
松本　正康
松森　哲
眞**舩**　哲哉
丸野　和美
三浦　卓二
水上　眞夫
峯岸とも子
宮川　伊十
宮城島勝史
宮**崎**　清
宮地　章夫
宮田　忠明
宮**原**　博志
宮本　正彰
村井　一仁
村上　光男
村田みちる
村山　保夫
室山　喜昭
望月　弘敏
元尾　**文**二
百田　浩志
森　智子
森岡　知彦
森川　豊文

本田　修三
前川　一郎
前木　秀治
前田　博明
前原　克二
槙　清
牧野**久**美子
増田　良夫
又平　基史
町田起美惠
松**浦**　幸広
松尾　貴司
松**川**　昇
松**崎**　利美
松島　誠
松田　雅明
松永　憲治
松沼　信夫
松**本**　加代
松本　茂
松本　雅文
松本　實
松山　隆一
丸池小百合
丸山　武人
三澤　京子
水野　洋
宮浦　福富
宮城　常秀
宮田　靖之
宮島　**久**仁
宮里　達也
宮本　千秋
武藤　くに
村上　敏晴
村田　正昭
村本　泰三
室下　茂安
茂住　修身
茂木　伸一
元林千代子
森　茂**樹**
森　信吉
森河　欣治
森島　徹也

森中　豊
盛本　力
八島　幸子
安田　榮藏
柳谷　貞行
山石　和義
山内　秀一
山**際**　貴子
山口　和代
山口　長伸
山口　等
山**崎**　昭
山**崎**　弘一
山下　敦規
山田　勝治
山田　雅明
山本　肇
山本　隆政
山本　秀**樹**
山本　正人
湯**澤**　洋子
弓場　盛正
横峯　正二
横山　洋行
吉**岡**　珙宣
吉城　和秀
吉**澤**　善**久**
吉田　耕悦
吉田　清一
吉田　秀一
吉武　信一
吉永　隆憲
吉村友紀子
米田　淳一
若林　耕司
鷲尾　昌彦
和田　省三
渡辺　一夫
渡邉　崇世
渡邉　壽**久**
渡辺　**登**
渡邉　義臣

瑞宝双光章を授ける（各通）

相澤　広美
青木　昌彦
赤井　幸夫

森本　清隆
森山　真
安田　栄一
安延　申
矢部　明
山内加代子
山岸　勇
山口　榮子
山口　進
山口　典郎
山**崎**　**均**
山**崎**　雅博
山崎　雅史
山下　敬史
山田**登**志夫
山中　秀夫
山本　純夫
山本　英夫
山本　裕江
山家　義行
湯田　正俊
横川　敏男
横山　福水
吉井　秀宏
吉川　正弘
吉**澤**　孝子
吉田　篤正
吉田　智
吉田　高**樹**
吉田　光男
吉谷　裕江
吉村正一郎
吉**原**　毅
寄**氣**　恵秀
脇坂　信夫
和田　定治
和田　高秀
渡邊　純子
渡邊　勉
渡辺　正弘
渡**邉**利**八**郎

青木　利之
青木　正光
赤石澤　傳

赤尾　政治
赤澤　拓史
赤須　正幸
赤星　誠美
秋山　武美
阿佐　拓子
浅野　勝則
浅野**登**巳子
畔上　隆
小豆澤正美
安達　文康
安達**達**江津子
東　美奈子
足利　正雄
阿座上和徳
芥　日出雄
赤星　正博
赤野**敬**一
赤澤　規夫
赤川　正仁

稲継　敏充
井上　和弘
井上喜代子
井上サミヱ
井上　衛
井上　均
伊原　吉臣
今井　次男
今井**兮**均
今泉　蔦子
今村ゆみ子
入江　常寛
岩**崎**　愛子
岩田　茂己
岩鼻まゆみ
岩本　礼子
因　　博
上條　増徳
上田　朋章
上畠　勇人
上元　利春
宇梶　亨
宇都宮淑子
宇野**久**仁子
海野　光高
浦田　忠博
江**崎**　美記
江藤　幸一
海老澤浩幸
及川　俊昭
大岡　一正
大川　則宏
大久**保**昌彦
大澤　一人
太田　君子
太田美津江
大田　嘉宏
大谷正三郎
大谷　典哲
大槻　浩伸
大坪　敏明
大西　誠一
大野　清信
大野　鈴代
伊東　浩
茨木　武美
今泉　紀夫
浅野　俊一
阿座上和徳
芥　日出雄
赤星　正博
赤野**敬**一
赤澤　規夫
赤川　正仁

井上喜代子
井上　郁江
井上　均
伊原　吉臣
今井　次男
今井**兮**均
今田　邦子
今本　豊
岩男　博之
岩澤　宏一
岩**崎**　愛子
岩田　茂己
岩鼻まゆみ
岩本　礼子
岩屋　幸浩
鵜池　恭子
奥　　誠
奥村　堅治
奥山　茂輝
小椋　史香
小田三千代
小野寺幸治
小野　基之
押川　和正
植**松**　昭
植村　秀一
上本安寿男
卯川喜代司
後呂　佳江
宇谷　和**久**
碓井　純
氏**家**　恒司
荒**木**　保秀
荒川　房史
荒**金**　郁代
新井**久**利
荒　　哲雄
阿部　玲子
阿部**松久**
阿部　清志
安部　　勇
穴繁　文子
熱田　英昭
安**達**江津子
東　美奈子
足利　正雄
浅野　俊一
阿座上和徳
芥　日出雄
赤星　正博
赤野**敬**一
赤澤　規夫
赤尾　政治

大橋　義**久**
大前　勝男
大森　康正
岡崎　和則
岡田　富男
岡根　利彦
岡本　榮一
岡本　孝志
岡本　光彦
岡本　　武
小川　敏晴
小川　隆夫
沖田美代子
荻原　敏弘
奥野　壽**久**
奥村　充信
小倉　章一
長田　紳
小田美代子
押川　和正
小野寺幸治
小野　基之
尾上　昭則
小野　肇
木下　敏昭
木原　惠子
木村　和則
木村　良麿
木元　政勝
清見　　薫
喜**来**　浩美
櫛引　俊光
久**野**　秀一
久**保**　敏雄
久保田吉春
久**間**　正章
久**場**　幹夫
久保田三香
栗本　和則
栗原　　敬
栗栖　文代
倉内　哲司
栗田　良子
倉又　寛治
熊谷　哲夫
堅木　　宏
糟谷　昌吾
梶山　博雅
加地　安代
笠井美香子
角間　慶治
柿川　和輝
香川　勝夫
街道　　明
小俣　哲夫
小畑　孝一
小野寺勇一
小野　肇
小田美代子
長田　紳
小倉　章一
奥村　充信
奥野　壽**久**
荻原　敏弘
沖田　重美
小川　武志
小川　一彦
岡本　文男
岡本　孝実
岡本　　茂
岡野　和典
岡地　千佳
岡田　**勉**
大山　弘一
大森　高敏
大前　和也
大橋　義**久**

大橋　茂**樹**
大野　昭一
大坪　茂男
大**登**　靖弘
大西真奈美
大附　**久**夫
大谷　高由
大高奈奈子
太田　保夫
太田　誠一
大城　一夫
大**崎**　幸信
大**久**保新二
大川　邦明
大泉　隆司
大石　浩之
及川　博昭
蛯名　善二
榎本　　実
越善　岩男
江頭　惠子
梅津　珠子
姥　　裕子
内海　高弘
宇谷　和**久**
後呂　佳江
卯川喜代司
上本安寿男
植**村**　秀一
植**松**　昭
上畠　勇人
上田　朋章
上田　重三
鵜池　恭子
岩屋　幸浩
岩本　昌雄
岩田　　毅
岩澤　宏一
岩男　博之
今本　豊
今田　邦子
今井　次男
今井**兮**均
伊原　吉臣
井上　均
井上喜代子
井上　郁江
伊藤　文夫

上仮屋明人
鎌田　五月
金子　之則
金子　陽昭
加藤　良三
加藤　光昭
加藤　　**登**
加藤**藤**眞太郎
勝亦　良光
片山　　優
片丸　博視
片**倉**　**松**雄
片桐　　真
片岡志津雄
柏木勝太郎
梶原　茂英
笠村　勝友
景田　保政
柿野　敏和
垣内　幸平
貝守　英子
甲斐　義之
小原　　勝
小場　淳吾
小野寺幸治
小野　基之
乙部　正子
上本安寿男
卯川喜代司
後呂　佳江
宇谷　和**久**
碓井　　純
氏**家**　恒司
荒**木**　保秀
荒川　房史
荒**金**　郁代
新井**久**利
荒　　哲雄
阿部　玲子
阿部**松久**
阿部　清志
安部　　勇
穴繁　文子
熱田　英昭
安**達**江津子
東　美奈子
足利　正雄
浅野　俊一
阿座上和徳
芥　日出雄
赤星　正博
赤野**敬**一
赤澤　規夫
赤尾　政治

上川畑　稔
鎌田　年英
加納　粒子
金子　恭之
金田　信之
加藤　好昭
加藤　典彦
加藤　千秋
加**藤**　重治
勝俣　俊弘
片見　浩司
片野　孫一
片桐　泰弘
堅木　　宏
倉又　寛治
栗田　良子
栗原　　浩
黒川　敏彦
黒木　竜郎
小池　吉**久**
高津　哲也
古賀　和幸
木暮　澄江
越沼　　稔
小島　　純
小関　郁子
牛頭　利昭
小関　郁子
金田　信之
金子　恭之
加納　粒子
加藤　典彦
加藤　千秋
加**藤**　重治
勝俣　俊弘
片見　浩司
片野　孫一
片桐　泰弘
堅木　　宏
糟谷　昌吾
梶山　博雅
加地　安代
笠井美香子
角間　慶治
柿川　和輝
香川　勝夫
街道　　明
小俣　哲夫
小畑　孝一
小野寺勇一
小野　肇
小田美代子
長田　紳
小倉　章一
奥村　充信
奥野　壽**久**
荻原　敏弘
沖田　重美
小川　武志
小川　一彦
岡本　文男
岡本　孝実
岡本　　茂
岡野　和典
岡地　千佳
岡田　**勉**
大山　弘一
大森　高敏
大前　和也
上平　明男

小玉　義文
小関由美子
小菅　康司
古賀美砂紀
河野　憲三
小坂かおり
小島　敬子
小島由美子
小坂かおり
古賀美砂紀
河野　憲三
小菅　康司
小関由美子
小島　敬子
小島由美子
古賀　和幸
高津　哲也
小池　吉**久**
黒木　竜郎
黒川　敏彦
栗原　　浩
栗田　良子
倉又　寛治
熊谷　哲夫
堅木　　宏
糟谷　昌吾
梶山　博雅
加地　安代
笠井美香子
角間　慶治
柿川　和輝
香川　勝夫
街道　　明
小俣　哲夫
小畑　孝一
小野寺勇一
小野　肇
小田美代子
長田　紳
小倉　章一
奥村　充信
奥野　壽**久**
荻原　敏弘
沖田　重美
小川　武志
小川　一彦
岡本　文男
岡本　孝実
岡本　　茂
岡野　和典
岡地　千佳
岡田　**勉**
大山　弘一
大森　高敏
大前　和也
上平　明男

上村　武義
嘉村　真澄
亀谷　順一
川上　英明
川北　昌生
川下　　誠
川島由里子
川田　一**久**
川辺　　満
神田　和三
神田　　豊
菊地　松治
菊池　美吉
菊地　芳次
北島　郁子
北原　　浩
木下　重利
木下　由照
木宮　睦起
木村　　一
肝付　昭宏
清成　厚美
吉良　利武
草田　守弘
久世　明男
久**場**　幹夫
久保田三香
久**間**　正章
倉内　哲司
栗栖　文代
栗原　　敬
栗本　和則
黒川　広子
黒澤　　榮
孔位塚兼文
古賀美砂紀
河野　憲三
小坂かおり
小島　敬子
小島由美子
小菅　康司
小関由美子
小玉　義文

後藤　良夫
小林　利亘
米田　信治
今　年人
今野　道義
齋藤　明美
齋藤　豊一
齋藤　雅則
坂井　亮
坂井　勉
境　雅彦
坂井田知秀
坂木　良次
榊原　之夫
酒巻　誠
坂本　忠男
崎口　玄護
櫻田　進
櫻谷　正幸
佐々木金一
佐々木幸夫
佐々木準一
笹木美穂子
佐々木良一
佐竹　芳彦
佐藤　勲
佐藤　勝彦
佐藤　修一
佐藤　秀樹
佐藤　秋広
佐藤　政美
佐藤　文也
佐藤　博之
佐藤　幸雄
佐藤　洋幸
佐藤　義明
佐野　好宏
澤向　和幸
重田　至孝
宍戸　一善
篠田　長一
篠原　章夫
柴田　徳男
芝山　章次
澁谷　浩子
島田　敏子

木場　良一
小向　猛彦
小山　貢
紺野　訓夫
齊藤　章
齋藤　弘子
齋藤　繁樹
齋藤　洋子
酒井　敬義
坂井　信栄
榊　正志
榊原　一明
坂口　敬三
坂本喜久治
佐川　良晴
櫻井新三郎
櫻庭　順子
迫田　宙
佐々木慶一郎
佐々木幸子
佐々木　寛
佐々木芳勝
笹間　昭彦
佐藤　晶代
佐藤　榮一
佐藤　勝寛
佐藤　新吉
佐藤　信男
佐藤　博
佐藤　史周
佐藤　順信
佐藤　勇二
佐藤　陽悦
佐藤　洋二
佐野　竜也
佐山とく子
椎葉　真次
重野かおる
篠田　早苗
篠塚　民江
芝岡　義雄
柴田　康男
渋田　明已
嶋田ケイ子
島野　晴夫

清水　昭寿
清水　勉
清水真奈美
菖池　祐子
字室　礼子
志村　惠司
志村　誠
首藤　芳三
白井　浩樹
白石　高視
白川　美光
城間　善祐
陣野　一郎
末次　重夫
菅岩　良司
菅原　清水
杉浦　健一
杉浦　弘子
杉田　達彦
杉本　賢志
須合　一嘉
鈴木　薫
鈴木　茂
鈴木　東作
鈴木　博子
鈴木　美貴
砂川　藤也
瀬底　一人
瀬戸口久子
関　裕恵子
砂塚　隆行
須崎　満弘
鈴木　一芳
鈴木　誠一
鈴木　昇
鈴木　政昭
鈴村　信浩
副島　信明
染谷　浩次
曽根　誠
曽和　悦二
平良　肇
田浦　保博
高木　雄二
高木　信二
高杉　義一
高津　一彦
高橋　上雄
高橋　淳子
高橋　宣子
高橋ヒトミ
高松　満里
高見ますみ
高山　宗久
滝口　育男
竹内　伸行
武内　芳行
竹腰喜久男

清水　昇次
清水　典子
清水まゆみ
志村　誠司
首藤　芳三
白井　浩樹
白石　高視
白川　美光
城間　善祐
陣野　一郎
末次　重夫
菅岩　良司
菅原　清水
杉浦　健一
杉浦　弘子
杉田　達彦
杉本　賢志
須合　一嘉
鈴木　薫
鈴木　茂
鈴木　東作
鈴木　博子
鈴木　美貴
砂川　藤也
瀬底　一人
瀬戸口久子
関　裕恵子
副島　正幸
曽和　悦二
染谷　浩志
田浦　保博
高木　雄二
高木　達也
高杉　義一
高津　一彦
高橋　公一
高橋　正一
高橋　秀勝
高松　幸子
高松　有二
鷹柳　勝
瀧　容子
竹内　純一
竹内　義博
竹上　直登
竹島　健二

竹田美由紀
竹野　幸子
武部　昭惠
竹本　源一
田代　良雄
田中　一裕
田中　耕一
田中　サト
田中　孝幸
田中　早人
田中　博
田中　元春
田中　善茂
菅　和子
谷　泰秀
谷本　恭子
田渕　康修
田丸　米藏
田和　俊明
千田とも子
千葉　正
塚田　栄一
継岩　亨
津島　直子
土田　裕秋
土屋　修代
筒井　眞澄
敦賀　昭夫
津野田往暢
照井　正明
東藤　達也
時田　和夫
渡慶次道政
歳光　時正
富田　昌代
朝長　英二
豊澤　浩幸
豊田恵佐学
鳥飼美智子
鳥谷部　修
永井　純子
中内　祐秀
長尾　庄司
中垣　弘

竹中　一
竹藤　健治
竹村　誠司
田嶋　政史
只信　正志
田中　桂子
田中　浩二
田中　進
田中　豊藏
田中　春美
田中　正一
田中　幸生
田邊　誠容
谷　浩二
谷中　昭一
田平　直美
玉谷　昌広
田家　文一
丹後　精一
千田　忠良
千葉　昭一
珍田　藤雄
塚原　佳人
津久井信一
土田　一男
土屋　和枝
堤　重
露崎　信夫
手塚　俊彦
寺田　秀則
東島　栄一
戸川　紀子
徳尾理恵子
戸澤　勉
富澤佐一郎
戸村　純厚
友部　善人
豊田　章夫
豊髙　英治
鳥原　益治
中　勇次
中尾　博昭
長岡　榮治
永井美津江
中川　晶則

中川　吉弘
中越　和仁
長澤　義則
中嶋　拓介
中島比呂美
長瀬　國博
永田　眞澄
中西　絹男
中野　克俊
中野　裕治
永野　信行
永松久美代
長嶺　明美
中村　育代
中村　信治
中村　眞人
中村　全宏
中村　ユリ
永森　智子
永易　学
那須　富男
永禮　睦三
中山　茂
鍋島　亘
楢崎　元也
西　裕司
西尾　功
西川　秋夫
西嶋　治郎
西田　美幸
西原　英男
西向　秀代
西村　茂巳
西村視保博
西村　義章
西山ゆかり
沼田　常一
根本　尚子
野田　淳一
乘松　博文
萩原　尚
橋本　聡
橋本　清
橋本　憲一
橋本　吾睦
芳賀　明子
野原　一行
野口長太郎
根本　忠博
新田　道雄
西山　泰則
西村　辰則
西村　經一
西平　勝年
西田　弘子
西島美佐枝
西垣　誠
西　善政
西　勝太郎
奈良聡次郎
灘本美也子
那須　俊幸
永山　武雄
永易　学
中本　京子
中村　光雄
中村　正彦
中村　直嗣
中村　菊代
長峯　正明
仲道　雅人
中林　博和
長野　彰治
中野　廣行
中西　康雄
中坪　妙子
永田　哲夫
中島　正根
中島　一雄
中下　龍已
中里　靖則
長艸　敏明
畠山　義裕
蜂谷　克行
塙　健一
秦　正廣
長谷川　明
橋本　容定
畑　又一郎
畑　史彦
波多野朝子
服部　好三

馬場　英明
浜下　典子
濱原　円
早坂　伸吉
林　美保
原　明彦
原　裕二
原田　明
原田　健司
半澤　博
番場　操子
東田　知恵
東山　佳代
久末　俊則
土方孝一郎
姫野　國治
平岡　隆
平川　広志
平塚眞理子
平野　葉子
平間　勝彦
平村　良子
平山　富男
廣瀬　健次
弘中　裕子
福井　義晴
分倉千鶴子
藤井　健二
藤井　喜隆
藤岡　利幸
藤澤　福重
藤田　友則
藤田　光子
藤野　栄
藤本　修作
船田　辰雄
船水　郁子
古川三重子
古田　光則
古橋　正司
古谷　憲一
保坂　良子
星　寛
細川　敬三
保田　康博

濱地　信之
濱野　智浩
早川　信之
林　龍昭
林　美子
原　徳明
原澤　キヨ
原田　彰
伴野　和彦
日浦　寛人
東野　慶子
肥後　博
久村　幸夫
樋野　孝子
樋山　年子
平賀　学
平川　義紘
平野　安治
平馬　昭彦
平松　幹雄
平山　孝行
平湯　宗人
廣瀬　民昭
深田　陽子
福圓　良子
袋　作夫
藤井智恵子
藤岡　昭平
藤田　信昭
藤田　恵子
伏木　一弘
藤井喜恵子
宮澤　宙義
宮崎　礼子
三宅　陽平
宮内　一郎
三村　郁夫
峰崎　幸夫
南　雄一
南　淳一
光畑　仁夫
三谷　新市
溝口　正明
水谷　文夫
三崎　孝子
丸谷　強
丸子　庄一
松本　正信
松本　悦子
松原　知子
松永　剛
松下　真紀
松岡　正子
松浦　政治
松井　壽
増田　惠三
牧出　浩美
巻郷　哲夫
本宮　環
堀越　和夫

堀田　省吾
前田里惠子
牧田　浩一
増井　智朗
増田　春幸
松井　由雄
松尾　憲親
松下　健治
松原　道男
松宮　修
松本　清志
松本　安志
丸田　政徳
三浦　実男
三島木洋一
水野谷俊夫
三谷　伸一
三田村信吉
南　愛子
南　弘
峰岸　武弥
養島　正良
三村　幸伯
宮川　淳子
宮崎　健吾
宮里　裕子
宮田　明美
三好　啓一
向井　良徳
向山　兼司
村嶋　順一
村瀬　範士
村野　芳雄
村山　隆
持田　弘二
本山　栄次
森　健吾
森　千春
森　美千代
森久保芳康
森田　隆利
盛田　康則
森野　勝滿
守屋　明

八木　保
八木　眞弓
安田　和博
安田　茂
柳井　克也
柳瀬　隆憲
山形　由美子
山岸　守
山口　聡子
山口富結樹
山口　康弘
山崎　幸夫
山崎　貴
山下　明弘
山城　徳松
山田　孝彦
山田　典子
山田　治
横山　千章
吉岡　政則
吉田　聖悟
吉原　章
米倉　茂
米本　清次
若狭　利雄
蓬田　裕之
和久津俊明
和田まき代
渡邉　修
渡邉しか代
渡部　敏明
渡邉　秀隆
渡辺美栄子
渡邉　良樹

瑞宝単光章を授ける（各通）

八木　尚美
矢島　伸雄
安田　啓一
安田　道康
柳澤　一郎
山形　茂子
山上　貴志
山口　勝己
山口　誠一
山口　真美
山越　晴一
山崇　幸子
山塩　清
山下　茂
山田　邦博
山田千代子
山中　國盛
山邊　尚史
山根　護
浅田　邦彦
浅川　正道
浅見　清志
浅野　茂男
芥川　和雄
秋山　幸男
秋本　昇
秋田　文彦
赤星　好千
赤羽　雅彦
赤崎　緑
赤池　満利
青戸　芳治
青木　光明
青木　琢爾
青木　浩司
相澤　信清

旭日双光章を贈与する（各通）

オカモト京子
松原　直子
會田　昭彦
青木　進
青木　博之
青柳　和美
赤石　孝雄
赤松　俊一
赤羽　勝人
赤根　宏政
秋葉　憲一
秋山　修
秋吉　正明
阿久津章
浅沼　清一
浅田　和則
明日山利男
天野　邦彦
安部　達郎
阿部　栄
安彦　正幸
厚海　善明
足立　暢夫
足立　憲一
麻生　誠二
芦沢　俊一
淺野　伸一
雨宮　文夫
新井　秀明
新井　行雄
荒川庄三郎
荒川　勝志
荒木　孝昌
荒巻　大策
荒木　武美
荒木　貞義
荒川　直明
荒川惠佐夫
新井　道夫
新井　智之
網野　正洋
阿部　嘉也
阿部　敬次
安部多喜尾
安達　忠良
安達　和嗣
味田　昌男
安達　勝
安達　康昭
安彦　秀成
安齋　幸雄
有村　博
有江　謙一
有村　哲夫
安房　実
安藤　孝
安藤　良成
飯室　浩
飯田　敏明
飯田　和夫
飯干　正巳
飯山　義昭
五十嵐和也
五十嵐　宏
五十嵐孝明
五十嵐浩通
生田　秀治

井口　正雄
池田　孝助
池田　憲晶
池部　康浩
池永　辰也
池ノ谷　弘
池本　賢俊
石井　幸夫
石井　淳二
石内　照男
石川　勝也
石川　文雄
伊敷　光幸
石坂　敏彦
石田　聖司
石田　豊
石橋　孝栄
石橋　輝久
石原　賢一
井島　廣明
石本　康司
伊豆　義治
泉　孝道
磯部亀三郎
磯部　忠
板谷　龍二
市川　忠司
市坪　隆則
一森　幸一
井筒　一夫
糸井　章裕
伊藤　薫
伊藤　勝成
伊藤　亨
伊藤　智康
伊藤　誠
伊藤　光章
稲葉　幸俊
稲崎　実
稲村　嘉夫
井上　清次
井上　敏彦
井上　久信
井上　雄次
今井　博記
今泉　光一
今田　勇一
今村　典泰

池澤　次信
池田　伸一
池田　秀行
池ノ谷　弘
池本　賢俊
石井　政彦
石井　義清
石上　和徳
石川　洋一
石川　本治
石黒　靖司
石田　康
石田　可尺
石塚　高広
石橋　正
石橋　秀雄
石原　本久
石村　利幸
伊集院浩之
泉　定男
和泉　治男
磯部　三郎
板野　省吾
依知川清辰
市川　忠信
市村　秀人
一森　隆一
出口　康治
伊東　章
伊藤　和久
伊藤　健次
伊藤　壽幸
伊藤　直樹
伊藤　雅喜
稲葉　省三
稲村　徳弥
乾　文雄
井上　剛
井上　光
井上　英勝
猪股　恭三
今井　充
今田　正昭
今西　輝人
今村　惠

伊良部一夫
入江　孝則
岩倉　誠
岩崎　脩
岩瀬　智志
岩中　聡
岩本　順一
岩山　裕
上江洲安盛
上田　達也
上野　聡
上野　伸司
上野　隆一
植原　隆志
上原　一志
上原　正男
上安　幸男
氏家　昌弘
牛島　幹夫
内田　敏信
内山　高男
宇津澤弥生
宇留野典雄
江口　正人
江崎　浩二
越後屋光晴
江面　裕二
衞藤　和洋
榎木　稔
海老澤惠一
江本　豊
大池　進
大江　武敏
大岡　信幸
大串　正治
大株　利之
大賀　恭二
大江　康広
大内　誠一
及川　隆範
遠藤　茂
遠藤　孝吉
遠藤　正美
大池　進
大江　武敏
大岡　信幸
大串　正治

伊良皆　孝
色川　直泰
岩崎　昭
岩崎　栄
岩瀬　正信
岩持　成彦
岩本晋一郎
上島　好彦
上田　謙治
上田　裕司
上野　新悦
上野　靖弘
上原　榮
上原　照也
上原　尋
上村　祐二
宇佐美　力
牛垣　秀一
内田　均
内布　知春
内山　寿
岡崎　勉
岡里　勉
岡下　俊次
小柏　正行
岡田　忠義
岡南　辰也
岡野　史明
岡部　邦和
岡村　敏彦
岡本　久佳
小河　俊雄
小川　肇
江上　健二
江崎　潔
江崎　光洋
越善　忍
荻野　誠
奥井　清彦
奥泉　政美
奥村　公司
小椋　重之
桶田　和彦
尾関　泰浩
尾島　正市
長西　聡
落合　稔
小野　榮次
尾野　透
尾上　義之

大久保　悟
大里　洋一
大下　孝司
大下　豊彦
太田　潤志
太田　市男
太田　守
太田　秀雄
太竹　善久
大津　義幸
太田原　伸
大塚　進
大西　英雄
大野　貴敬
大原　輝夫
大村　勝伸
大本　工
大累　秀雄
岡　昌一
岡崎　勉
岡島慎二郎
小笠原吉晴
岡崎　広志
岡　孝之
大和田　剛
片山　又洋
片山　秀俊
片山　貴雄
片山　七郎
堅田　浩一
片岡　克行
柏崎　勝
柏　実
橿渕　栄
風井　利夫
笠井　英樹
掛本　六男
角田　義男
柿木　辰雄
甲斐　築城
折川　幸輝
小原　勉
小野寺春夫
小野寺勝典

大久保寿弥
大澤　文雄
大島　治夫
大瀬　誠司
太田　一仁
太田　忠司
太田　正之
大武　悦夫
大谷　正明
大戸　省三
大塚　和弘
大津　昭
大橋　達男
大庭　重蔵
大村　道明
大山　修司
大山　七郎
大山　貴雄
片山　秀俊
片山　斎
片山　保
片山　純治
潟永　耕平
片倉　喜広
柏田　和彦
柏倉　達郎
梶山　浩一
葛西　英紀
笠原　勝司
蔭山　浩和
蔭岡　泰弘
柿原　晃夫
貝村　昭吉
織田　定之
小尾　豊
小幡　一幸
小野寺　潔

小野寺　正巳
小野　禎
小澤　俊幸
小嶋　浩
織田　英
鬼束　豪
尾崎　亮一
小倉　正昭
奥村　竜児
奥瀬　広孝
奥井　彰二
奥　修治
荻野　秀雄
沖田　力加夫
小川　弘行
小川　尚博
叶野十三明
梶島　豪治
鎌田　公一
鎌田　雅人
鎌土　正志
上川　登志郎
神野　富雄
神谷　一之
紙屋　浩文
亀井　隆宏
亀鶴　重敏
加茂　繁雄
川合　正一
川岡　達美
河口　淳
川口　英世
川口　義彦

小野瀬晴夫
小野　正巳
小野　禎
小澤　俊幸
小嶋　浩
織田　英
鬼束　豪
尾崎　亮一
小倉　正昭
奥村　竜児
奥瀬　広孝
奥井　彰二
奥　修治
荻野　秀雄
沖田　力加夫
小川　弘行
小川　尚博
叶野十三明
梶島　豪治
鎌田　公一
鎌田　雅人
鎌土　正志
上川　登志郎
神野　富雄
神谷　一之
紙屋　浩文
亀井　隆宏
亀鶴　重敏
加茂　繁雄
川合　正一
川岡　達美
河口　淳
川口　英世
川口　義彦

小野寺　潔
小幡　一幸
小尾　豊
織田　定之
貝村　昭吉
柿原　晃夫
蔭岡　泰弘
蔭山　浩和
葛西　英紀
笠原　勝司
梶山　浩一
柏倉　達郎
柏田　和彦
片倉　喜広
片山　斎
片山　保
片山　純治
潟永　耕平
桂　敏美
加藤　明
加藤　修一
加藤　正
門岡　裕二
金崎　則敏
金田　覺司
蟹江　太
金子　雅英
兼松　俊一
鹿野　貞喜
狩野　光明
鎌倉　孝士
鎌田　鉄幸
鎌谷　豊
上岡　儀光
上村　哲正
神谷　勝行
上四元龍郎
亀岡　強
加茂　彰久
唐津　博康
河内　智之
川上　有久
川口　和昭
川口　守
川崎　俊雄

加藤　栄
加藤　隆
加藤　昌彦
門田　英孝
金澤　弘徳
金森　秀夫
金子　和則
金戸　浩
兼屋　義彦
叶野十三明
桂島　豪治
鎌田　公一
鎌田　雅人
鎌土　正志
上川　登志郎
神野　富雄
神谷　一之
紙屋　浩文
亀井　隆宏
亀鶴　重敏
加茂　繁雄
川合　正一
川岡　達美
河口　淳
川口　英世
川口　義彦

嘉手苅定夫
片山　又洋
片山　秀俊
片山　貴雄
片山　七郎
堅田　浩一
片岡　克行
柏崎　勝
柏　実
橿渕　栄
風井　利夫
笠井　英樹
掛本　六男
角田　義男
柿木　辰雄
甲斐　築城
折川　幸輝
小原　勉
小野寺春夫
小野寺勝典

大久保寿弥
大澤　文雄
大島　治夫
大瀬　誠司
太田　一仁
太田　忠司
太田　正之
大武　悦夫
大谷　正明
大戸　省三
大塚　和弘
大津　昭
大橋　達男
大庭　重蔵
大村　道明
大山　修司
大山　七郎
大山　貴雄
片山　秀俊
片山　斎
片山　保
片山　純治
潟永　耕平
片倉　喜広
柏田　和彦
柏倉　達郎
梶山　浩一
葛西　英紀
笠原　勝司
蔭山　浩和
蔭岡　泰弘
柿原　晃夫
貝村　昭吉
織田　定之
小尾　豊
小幡　一幸
小野寺　潔

川崎　浩幸
川島健次郎
川島　孝弘
河野　英資
河野啓一郎
河邊　一彦
神田　典男
神庭　将実
菅野　忠浩
川原　久和
神田　登
北村　修
北園　一利
北河　憲雄
木田　和治
岸本　行博
菊池　隆
菊地　謙一
菊川　博美
木村　俊正
弓野　敏幸
高　克己
木村　潤二
木村　秋雄
木下　亮二
吉川　敏勝
北村　久量
北村　健二
久保　善敬
久保田幹雄
熊谷　俊明
熊谷　登
工藤　誠
久野　幸洋
久保　健二
久保　善敬
久保田幹雄
熊谷　俊明
隈部　秀彦
藏元　悟
倉岡　和人
栗原　剛
栗原　広正
栗山　力
黒岩　久男
黒木　浩二
黒須　正夫
黒原　和彦
桑田　信介

川崎　隆造
川島仙一郎
川代　博人
川原　弘人
川又　則夫
河野　浩喜
河野　聡史
小出　壽弘
小石　秀樹
鯉川　友助
小泉　敏明
小池　雅行
小出　睦生
髙塚　明良
河原由里子
小枝　鉄広
古賀　裕之
肥塚　修治
甲部　芳彦
向當　時政
髙阪　吉信
小石　秀樹
川原　弘人
川島仙一郎
川代　博人
河野　浩喜
河野　聡史
貴田　英樹
北澤　清秀
北薗　和美
北村　利美
北村　博信
木野　安春
木橋　薫
木村　博
木村　勝彦
木村　誠一
楠　保人
工藤　隆臣
工藤　直樹
窪田　正志
久保　英三
久保　一郎
久米　幸則
熊澤　正
熊谷　春光
熊谷　新一
熊谷　吉治
小谷野元仁
小森　晴生
小室　和美
小宮　博之
小牟　禮堅
小嶺　勝
小松原和行
小松　善彦
小松　勝美
小林　良成
小林　泰夫
小林　秀昭
小林　伸彦
小林　一久
木幡　佳一
後藤　友明
後藤　浩一
後藤　英司
小玉　金義
小谷　壽志
小庄司正彦
小島　雅之
小島　逸喜
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田　公力
坂尻　文明
坂口　昭信
榊原　勇治
榊原　吉浩
坂下　政幸
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
坂井　高士
酒井　満之
桑原　知也
鯉川　友助
小石　秀樹
川代　博人
川島仙一郎
川原　弘人
川又　則夫
河野　浩喜
河野　聡史
小出　壽弘
髙阪　吉信
向當　時政
甲部　芳彦
肥塚　修治
古賀　裕之
小枝　鉄広
河原由里子
髙塚　明良
小池　雅行
小泉　敏明
小出　睦生
榊原　勇治
榊原　吉浩
坂下　政幸
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
坂井　高士
酒井　満之

佐伯　敏明
坂井　雅人
坂上　一朗
坂田賢一郎
坂田　靖範
坂中　考一
坂根　豊彦
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂田　好保
坂田　公力
坂尻　文明
坂口　昭信
榊原　勇治
榊原　吉浩
坂下　政幸
島袋　敏
島田　茂
渋谷　明男
芝田　雄二
柴崎　秀典
篠崎　良平
斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
河原由里子
髙塚　明良
小泉　敏明
小池　雅行
剱持　正
斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
河原由里子
髙塚　明良
小泉　敏明
小池　雅行
剱持　正

斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
坂田　公力
坂田　好保
古賀　裕之
小枝　鉄広
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
坂田　公力
坂田　好保
古賀　裕之
小枝　鉄広
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
佐伯　敏明

篠崎　良平
柴崎　秀典
芝田　雄二
渋谷　明男
島田　茂
島袋　敏
清水　浩一
清水　俊彦
清水　浩美
下川　博史
下地　芳明
下平　高美
蛇持　孝夫
首藤　洋治
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
佐伯　敏明
篠崎　良平
柴崎　秀典
芝田　雄二
渋谷　明男
島田　茂
島袋　敏
清水　浩一
清水　俊彦
清水　浩美
下川　博史
下地　芳明
下平　高美
蛇持　孝夫
首藤　洋治
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人

芝　己紀生
柴田　勝
志比奈敏男
島根　市郎
島　憲和
島袋　義浩
清水　敏夫
清水　博明
清水　文雄
下地　敏也
下林　富隆
下山　亮介
首藤　孝義
小路　俊一
正直　光善
白井　敏昭
白石　博也
白川　豊美
白川　哲彦
白井　良二
城本　茂
東海林正伸
城下　英敏
白鳥　公雄
新谷由紀夫
新濵　正人
末次　利美
菅　秀徳
菅原　喜市
菅原　敬
菅原　豊
杉田　定光
杉野　光則
杉本　明雄
杉本　光芳
鈴木伊佐美
鈴木　耕二
鈴木　省吾
鈴木　新次
鈴木　孝夫
鈴木　直博
鈴木　豊一
鈴木　勝
須田　晴夫
須藤　正敏
住吉　政美
角田　毅
関　勝雄
関口和加夫
芝　己紀生
柴田　勝
志比奈敏男
島根　市郎
島　憲和
島袋　義浩
清水　敏夫
清水　博明
清水　文雄
下地　敏也
下林　富隆
下山　亮介
首藤　孝義
小路　俊一
正直　光善
白井　敏昭
白石　博也
白川　豊美
白川　哲彦
白井　良二
城本　茂
東海林正伸
城下　英敏
白鳥　公雄
新谷由紀夫
新濵　正人
末次　利美
菅　秀徳
菅原　喜市
菅原　敬
菅原　豊
杉田　定光
杉野　光則
杉本　明雄
杉本　光芳
鈴木伊佐美
鈴木　耕二
鈴木　省吾
鈴木　新次
鈴木　孝夫
鈴木　直博
鈴木　豊一
鈴木　勝
須田　晴夫
須藤　正敏
住吉　政美
角田　毅
関　勝雄
関口和加夫

篠崎　良平
柴崎　秀典
芝田　雄二
渋谷　明男
島田　茂
島袋　敏
清水　浩一
清水　俊彦
清水　浩美
下川　博史
下地　芳明
下平　高美
蛇持　孝夫
首藤　洋治
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
佐伯　敏明
篠崎　良平
柴崎　秀典
芝田　雄二
渋谷　明男
島田　茂
島袋　敏
清水　浩一
清水　俊彦
清水　浩美
下川　博史
下地　芳明
下平　高美
蛇持　孝夫
首藤　洋治
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人

斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
坂田　公力
坂田　好保
古賀　裕之
小枝　鉄広
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
坂田　公力
坂田　好保
古賀　裕之
小枝　鉄広
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人

佐伯　敏明
坂井　雅人
坂上　一朗
坂田賢一郎
坂田　靖範
坂中　考一
坂根　豊彦
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
作道　義文
坂本　充生
坂元　正伸
坂本　哲男
坂元　賢蔵
坂本　修
坂梨　衛次
坂根　豊彦
坂田　好保
坂田　公力
坂尻　文明
坂口　昭信
榊原　勇治
榊原　吉浩
坂下　政幸
島袋　敏
島田　茂
渋谷　明男
芝田　雄二
柴崎　秀典
篠崎　良平
斎藤　幸雄
坂井　高士
酒井　満之
椛原　勇治
坂口　昭信
坂尻　文明
坂田　公力
坂田　好保
古賀　裕之
小枝　鉄広
小木　雅洋
坂梨　衛次
坂本　修
坂元　賢蔵
坂本　哲男
坂本　昌樹
坂本　辰吉
坂本　恵二
坂根　豊彦
坂中　考一
坂田　靖範
坂田賢一郎
坂上　一朗
坂井　雅人
佐伯　敏明

關藤　雅彦
関原　敬泰
瀬口　定隆
瀬戸山　定
千田　宗人
添田　勝次
染谷　**邦**男
返町　幸見
髙井　優二
髙倉　健一
髙杉　勲
髙津　雅典
髙田　佳和
髙田　昭人
髙住　正人
髙橋　文也
髙橋　浩志
髙橋　**直**司
髙橋　篤範
髙橋　重成
髙橋　勝也
髙橋　馨
髙野山　定雄
髙野　克**吉**
髙谷　恒範
髙向　誠
髙松　**辰**男
髙橋　隆一
髙橋　祐治
竹内　義和
竹内伊三男
武石　稔
多**久**間　篤
田口　**廣**行
田北　和博
田川　正行
髙山　尚美
髙谷　恒範
髙向　誠
髙松　**辰**男
髙橋　隆一
髙橋　祐治
髙橋　文也
髙橋　浩志
髙橋　**直**司
髙橋　篤範
髙橋　重成
髙橋　勝也
髙橋　馨
髙野山　定雄
髙野　克**吉**
髙津　雅典
髙田　佳和
髙田　昭人
髙住　正人
髙杉　勲
髙倉　健一
髙井　優二
返町　幸見
染谷　**邦**男
添田　勝次
千田　宗人
瀬戸山　定
瀬口　定隆
関原　敬泰
關藤　雅彦

関根　祐一
関屋　明弘
瀬倉　昭彦
瀬良　秀**樹**
五月女安男
蘭田　義博
染谷　清二
大胡　高正
髙木　稔
髙瀬　一喜
髙倉　正之
髙杉　憲一
髙田　恭史
髙津十三雄
田金　秀雄
髙信　透
髙橋　栄喜
髙橋　和**久**
髙橋　**潔**
髙橋　隆夫
髙橋　利秋
髙橋　玉篤
髙橋　文勝
髙橋　政則
髙橋　幸夫
髙橋　和七
髙松　**満**
髙本　將明
髙山　利金
田川　裕之
滝口　広和
帖地　文二
柄崎　哲夫
津島　崇良
津田　宣之
土永　**辰**彦
土谷　一郎
筒井　和男
堤　健
椿原　勝三郎
寺嶋　康裕
寺下　弘伸
手**塚**　浩彰
出川　芳明
千**葉**　忠一
千々岩　茂
田渡　茂夫
樫磨　政明
田山　雅之
田村　雅之
田村　唯男
玉谷　正弘
玉井　栄次
田原　守
田畑　滋人
谷本　正嗣
谷端　浩行
谷口　優
谷口　**直**樹
谷口　和美
谷川　清人
田辺　純二
田**邉**　**邦**夫
田中　洋一
田中　昇
田中　俊男
田中　千春
田中　正二
田中　悟
田中　明公
田中　**辰**巳
関根　祐一
関屋　明弘
瀬倉　昭彦
瀬良　秀**樹**
五月女安男
蘭田　義博
染谷　清二
大胡　高正
髙木　稔
髙瀬　一喜
髙倉　正之
髙杉　憲一
髙田　恭史
髙津十三雄
田金　秀雄
髙信　透
髙橋　栄喜
髙橋　和**久**
髙橋　**潔**
髙橋　隆夫
髙橋　利秋
髙橋　玉篤
髙橋　文勝
髙橋　政則
髙橋　幸夫
髙橋　和七
髙松　**満**
髙本　將明
髙山　利金
田川　裕之
滝口　広和
帖地　文二
柄崎　哲夫
津島　崇良
津田　宣之
土永　**辰**彦
土谷　一郎
筒井　和男
堤　健
椿原　勝三郎
寺嶋　康裕
寺下　弘伸
手**塚**　浩彰
出川　芳明
千**葉**　忠一
千々岩　茂
田渡　茂夫
樫磨　政明
田山　雅之
田村　雅之
田村　唯男
玉谷　正弘
玉井　栄次
田原　守
田畑　滋人
谷本　正嗣
谷端　浩行
谷口　優
谷口　**直**樹
谷口　和美
谷川　清人
田辺　純二
田**邉**　**邦**夫
田中　洋一
田中　昇
田中　俊男
田中　千春
田中　正二
田中　悟
田中　明公
田中　**辰**巳
土井　誠
土肥　和信
寺嶋　康裕
寺林　寛明
手**塚**　浩彰
寺下　弘伸
出川　芳明
椿原　勝三郎
堤　健
筒井　和男
土谷　一郎
土永　**辰**彦
津田　宣之
津島　崇良
柄崎　哲夫
帖地　文二
千**葉**　秀一郎
千**葉**　忠一
千々岩　茂
田渡　茂夫
樫磨　政明
田山　雅之
田村　雅之
田村　唯男
玉谷　正弘
玉井　栄次
田原　守
田畑　滋人
谷本　正嗣
谷端　浩行
谷口　優
谷口　**直**樹
谷口　和美
谷川　清人
田辺　純二
田**邉**　**邦**夫
田中　洋一
田中　昇
田中　俊男
田中　千春
田中　正二
田中　悟
田中　和彦
田中　明公
田中　**辰**巳
土井　誠

多月美佐男
建山　岳之
田中　収
田中　健
田中　潤三
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
富田　友二
富田　裕一
富松　義和
戸村　博二
友重二二夫
友永真須雄
田**邉**　俊一
田中　義正
田中　典雄
田中　敏彦
田中　俊雄
田中　誠一
田中　潤三
田中　健
田中　収
建山　岳之
徳永　康弘
徳田　康三
富田　友二
富田　裕一
富松　義和
戸村　博二
友重二二夫
友永真須雄
田**邉**　俊一
田中　義正
田中　典雄
田中　敏彦
田中　俊雄
田中　誠一
田中　潤三
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一
土井　美弘
寺田美**登**志
寺島　勝彦
手**塚**　裕之
手島　清
鶴谷　博
堤　**直**嗣
筒井　隆
土屋　渉
土橋　秀行
津田　誠
辻村　裕二
辻　賀三
長南　泰久
茅原　哲哉
千葉　寿
千野　**紀**男
樽見　時男
太良木和行
田村三智男
田村　敏夫
田村　和正
玉木　幹夫
田原　義隆
田畑　宏幸
田畠　明
谷本　隆司
谷田　憲昭
谷口　正昭
谷口　富夫
谷川　實
谷井　祐治
田**邉**　俊一
田中　義正
田中　典雄
田中　敏彦
田中　俊雄
田中　誠一
田中　潤三
田中　健
田中　収
建山　岳之
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一
土井　修二
寺本　忠
寺田美**登**志
寺島　勝彦
手**塚**　裕之
手島　清
鶴谷　博
堤　**直**嗣
筒井　隆
土屋　渉
土橋　秀行
津田　誠
辻村　裕二
辻　賀三
長南　泰久
茅原　哲哉
千葉　寿
千野　**紀**男
樽見　時男
太良木和行
田村三智男
田村　敏夫
田村　和正
玉木　幹夫
田原　義隆
田畑　宏幸
田畠　明
谷本　隆司
谷田　憲昭
谷口　正昭
谷口　富夫
谷川　實
谷井　祐治
田**邉**　俊一
田中　義正
田中　典雄
田中　敏彦
田中　俊雄
田中　誠一
田中　潤三
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一

中尾　秀司
長山　進
中山　真佐男
中山　晴視
中屋敷利浩
長屋　信一
中屋　徹
中村　守
中村　信行
中村　照義
中村　一明
中南　仁克
永渕　正博
長原　純一
中原　敏朗
長野　伸行
中野　洋信
中野　徹
中根　和幸
中西　重勝
永留　幸徳
中津三喜男
中谷　克司
中田　喜**久**
仲田　利文
中田　栄治
中島　淳
中島　和彦
長澤　浩己
中越　浩仁
中川　正彰
中川　章
長尾　優
仲石　弘
長井　健宜
友永真須雄
友重二二夫
戸村　博二
富松　義和
富田　友二
富田　裕一
富永　一弘
富田　真彦
泊岩　和敏
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一
中尾　秀司
長山　進
中山　真佐男
中山　晴視
中屋敷利浩
長屋　信一
中屋　徹
中村　守
中村　信行
中村　照義
中村　一明
中南　仁克
永渕　正博
長原　純一
中原　敏朗
長野　伸行
中野　洋信
中野　徹
中根　和幸
中西　重勝
永留　幸徳
中津三喜男
中谷　克司
中田　喜**久**
仲田　利文
中田　栄治
中島　淳
中島　和彦
長澤　浩己
中越　浩仁
中川　正彰
中川　章
長尾　優
仲石　弘
長井　健宜
友永真須雄
友重二二夫
戸村　博二
富松　義和
富田　友二
富田　裕一
富永　一弘
富田　真彦
泊岩　和敏
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一

中尾　秀司
長山　進
中山　真佐男
中山　晴視
中屋敷利浩
長屋　信一
中屋　徹
中村　守
中村　信行
中村　照義
中村　一明
中南　仁克
永渕　正博
長原　純一
中原　敏朗
長野　伸行
中野　洋信
中野　徹
中根　和幸
中西　重勝
永留　幸徳
中津三喜男
中谷　克司
中田　喜**久**
仲田　利文
中田　栄治
中島　淳
中島　和彦
長澤　浩己
中越　浩仁
中川　正彰
中川　章
長尾　優
仲石　弘
長井　健宜
友永真須雄
友重二二夫
戸村　博二
富松　義和
富田　友二
富田　裕一
富永　一弘
富田　真彦
泊岩　和敏
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一

中尾　秀司
長山　進
中山　真佐男
中山　晴視
中屋敷利浩
長屋　信一
中屋　徹
中村　守
中村　信行
中村　照義
中村　一明
中南　仁克
永渕　正博
長原　純一
中原　敏朗
長野　伸行
中野　洋信
中野　徹
中根　和幸
中西　重勝
永留　幸徳
中津三喜男
中谷　克司
中田　喜**久**
仲田　利文
中田　栄治
中島　淳
中島　和彦
長澤　浩己
中越　浩仁
中川　正彰
中川　章
長尾　優
仲石　弘
長井　健宜
友永真須雄
友重二二夫
戸村　博二
富松　義和
富田　友二
富田　裕一
富永　一弘
富田　真彦
泊岩　和敏
鳥羽　英**樹**
戸倉　純一
徳永　康弘
徳田　康三
土井　礼一

名雲　幸夫
中脇　知省
中山　康弘
中山　仁志
中山　隆
長屋　成寿
永治　清
中村　稔
中村　秀喜
中村　敏彦
中村　哲
中村　英次
中間　秀明
永**久**　芳男
中原　義行
中原　俊輔
長野　順一
中野　博輝
中野　清春
中西　卓爾
中西　清
長渡　和彦
仲地　正仁
永田　敏之
中田　貴健
中田　健次
長島　玲司
中島政之輔
中島　章雄
中澤　孝行
中公　光政
中川　克巳
長岡　完治
中江　賢明
永井　善之
豊田　浩之
友田　静児
友兼　道夫
富山　壽夫
富永　一弘
富田　真彦
泊岩　和敏
戸田　一康
徳野　浩一
徳富　哲郎
成田　豊
名取　雅之
成田　富治
新名　智幸
二井　博文
西　千弘
西尾　昭彦
西川孝太朗
西澤　武男
西園　和也
西田　裕之
西村　澄雄
西村　徳光
西村　敏男
庭山　**辰**一
二瓶　芳信
西山　敏彦
西村　則幸
仁田脇貞治
榆木　義春
沼尻　博
根本　賢
野澤　正明
野竹　三郎
野中　栄喜
野村　節夫
箱守　隆男
裕　文雄
橋本　光雄
長谷川栄治
長谷川次雄
長谷川正明
長谷部和榮
幡本　優
花園　貴
花田　美昭
波戸内一浩
花田　一生
塙　正己
濱口　敏**久**
濱田　政弘
濱田　義之
濱畑　稔
濱地　良助
濱地　正宏
濱田　猶靜
早川　純吾
早坂　徳夫
林　俊仁
林　**久**友
林田　純人
早田　**邦**彦
原　輝彦
原**崎**　哲郎
原田　幸三
林　慎三郎
林　英**樹**
林　智弘
林原　好博
原　正吾
原　良成
原田　桂一
名倉　光雄
名取　雅之
成田　富治
成田　豊
二井　博文
新名　智幸
西　千弘
西尾　昭彦
西川孝太朗
西澤　武男
西園　和也
西田　裕之
西村　澄雄
西村　徳光
西村　敏男
庭山　**辰**一
二瓶　芳信
西山　敏彦
西村　則幸
仁田脇貞治
榆木　義春
沼尻　博
根本　賢
野澤　正明
野竹　三郎
野中　栄喜
野村　節夫
箱守　隆男
裕　文雄
橋本　光雄
長谷川栄治
長谷川次雄
長谷川正明
長谷部和榮
幡本　優
花園　貴
花田　美昭
波戸内一浩
花田　一生
塙　正己
濱口　敏**久**
濱田　政弘
濱田　義之
濱畑　稔
濱地　良助
濱地　正宏
濱田　猶靜
早川　純吾
早坂　徳夫
林　俊仁
林　**久**友
林田　純人
早田　**邦**彦
原　輝彦
原**崎**　哲郎
原田　幸三
林　慎三郎
林　英**樹**
林　智弘
林原　好博
原　正吾
原　良成
原田　桂一
名倉　光雄
名取　雅之
成田　富治
成田　豊
二井　博文
新名　智幸
西　千弘
西尾　昭彦
西川孝太朗
西澤　武男
西園　和也
西田　裕之
西村　澄雄
西村　徳光
西村　敏男
庭山　**辰**一
二瓶　芳信
西山　敏彦
西村　則幸
仁田脇貞治
榆木　義春
沼尻　博
根本　賢
野澤　正明
野竹　三郎
野中　栄喜
野村　節夫
箱守　隆男
裕　文雄
橋本　光雄
長谷川栄治
長谷川次雄
長谷川正明
長谷部和榮
幡本　優
花園　貴
花田　美昭
波戸内一浩
花田　一生
塙　正己
濱口　敏**久**
濱田　政弘
濱田　義之
濱畑　稔
濱地　良助
濱地　正宏
濱田　猶靜
早川　純吾
早坂　徳夫
林　俊仁
林　**久**友
林田　純人
早田　**邦**彦
原　輝彦
原**崎**　哲郎
原田　幸三

原田　太介
原田　剛
春田　髙昭
半沢　裕之
坂東　弘文
東　講巳
比金　卓
永**久**　充志
日比　敏夫
平尾　隆文
平川　友示
平田　正哉
平野　賢一
平野　茂**樹**
平**松**　文二
平譯　尚武
廣瀬　宏悦
廣田　義郎
深瀬　三三
深**松**　一**英**
福島　正明
福田　忍
福原　祐二
藤井　克則
藤井　**直**人
藤木　正治
藤崎　裕文
藤田　巖
藤田　洋
藤田　正夫
藤村　清司
藤本　貴**久**
藤本　正雄
藤原　啓司
藤原　好政
藤原　**登**志男
船越　進一
古川　徹
古野　新
坊山　康二
星　洋行
星野　博

原田　敦
原田　秀**樹**
伴　章二
飯田　好人
日浅　孝幸
東　博
疋田　眞一
日向　章
平井　秀**樹**
平岡　幸彦
平澤　雄平
平谷　信義
平野　耕啓
平野　茂二
平山　明
廣嶋　英也
廣瀬　義和
廣野　公平
深川　順弘
深田　英**樹**
吹田　健也
福島　隆司
福島　良昭
福田　善**久**
福山　康典
藤井　徹
藤川　和秋
藤木　義春
藤澤　雅浩
藤田　佳夫
藤田　誠
藤田　忍
藤本　俊幸
藤本　孝治
藤吉　謙二
藤**原**　政秀
藤原　博
渕田　光彦
船越　幸男
古谷　団
古木　稔
古**家**　正親
保坂　美治
星　盛幸
星野　恭夫

細田　平
菩提寺　浩
保手田守由
堀　広哉
堀内　和仁
堀野　四男
本多　和彦
本田　十郎
本田　秀夫
本間　孝二
前　秀佳
前川　和男
前田　和則
前田　猛
前田眞佐男　昌宏
前田　益稔
前野　**茂**徳
槇尾　洋
牧野　豊
増井　恒夫
増川　孝一
増田　正男
益田　美成
松井　博幸
松井　剛
松尾　健司
松尾　尚幸
松岡　文雄
松川　紀夫
松崎　隆行
松下　嵩
松下　浩之
松田　浩次
松戸　広幸
松永　安雄
松原　清隆
松**本**　一男
松本　邦宏
松本　正則
松本　浩之
松本　浩二
丸石　正男
丸山　正治

細谷　和之
堀田　義夫
堀　晃典
堀　好行
堀込　**辰**男
堀之内勝司
堀之内　茂男
本多　茂男
本田　**久**和
本藤　信治
前川　章
前　元成
前田　晃一
前田　利泰
前田　正臣
前田　保則
前田　政弘
前野　浩哉
牧瀬　和浩
桝井　一雄
桝岡　**辰**久
増澤　**敬**一
増川　孝一
増田　保裕
桝本　敬三
町田　守
松井　義之
松尾　壮六
松岡　俊彦
松岡　正**樹**
松木　政夫
松下　春喜
松嶋　豊
松田　保彦
松永　卯市
松野　節雄
松**本**　勲
松本　惠太
松本　浩
松本　文治
松山　裕美
眞野　年之
丸尾　哲司
廻立　和昭

三浦　和也
三浦　大吾
三浦　敏也
三浦　直**人**
三浦　幹生
三重　英晴
三上慶四郎　順三
右田　進
水上　保幸
水口　純一
水口　若生
水谷　正信
三河　悟
三塚　吉朗
三谷　正弘
溝下　茂
三角　清人
水野　智海
水田　秋彦
水口　照夫
水越　晋一
水野　靖雄
溝口　尚弘
溝下　善視
南出　**直**隆
南　時夫
南　和宏
皆川　義**久**
皆見　和昭
三橋　利之
光岡　信二
門田　善博
両角　一
森本　博通
森原　英徳
森永　良則
盛田　豊
森田　薫
森島　文男
森下　亮
森　正伸
森　敏
森　克司
百津　行雄
百瀬　勝
百**樹**　秀

三浦　講紀
三浦　孝行
三浦　直志
三浦治三郎　三男
三浦　**直**人
三浦　幹生
三重　英晴
三上慶四郎　順三
右田　進
水上　保幸
水口　純一
水口　若生
水谷　正信
三河　悟
三塚　吉朗
三谷　正弘
溝下　茂
三角　清人
水野　智海
水田　秋彦
水口　照夫
水越　晋一
水野　靖雄
溝口　尚弘
溝下　善視
南出　**直**隆
南　時夫
南　和宏
皆川　義**久**
皆見　和昭
三橋　利之
光岡　信二
門田　善博
両角　一
森本　博通
森原　英徳
森永　良則
盛田　豊
森田　薫
森島　文男
森下　亮
森　正伸
森　敏
森　克司
百津　行雄
百瀬　勝
百**樹**　秀

本山　秀**樹**
百瀬　勝
百津　行雄
森　克司
森　敏
森　正伸
森下　亮
森島　文男
森田　薫
盛田　豊
森永　良則
森原　英徳
森本　博通
門田　善博
八木　和夫
矢口　嘉伸
矢澤　秀美
八嶋　賀**樹**
安田　利則
安田　安夫
保田　好之
八田　定文
柳井　良治
矢野　智徳
矢野　清**久**
矢作　省治
矢吹　泰利
山内　誠次
山内　良昭
山沖　博孝
山岸　動
山口　修司
山口　敏宏
山口　剛
山口　博敏
山口　良一
山崎　清貴
山**崎**　秀**樹**
山**崎**　真**久**
山崎　博介
山路　忠親
山下　一孝
山下　敏晴
山下　弘美

物江　孝三
百田　英**樹**
森　英治
森　勝之
森　**直**人
森　美木夫
森下　照道
森田　俊之
森田　修
森永浩一郎
森野　均
森本　整吾
守屋　正巳
諸田　政明
八百　聖一
柳沼　倉義
矢古宇　努
矢澤　通郷
安河内敏則
安田　則之
安田　良夫
安村　祐次
梁川　実
矢野内　幸夫
矢野　研一
矢野　希輝
矢作　**博**仁
矢部　寿則
山内　敏男
山内　義啓
山形　和也
山口　修
山口　順一
山口　敏治
山口　秀之
山口　芳弘
山崎　武四
山**崎**　耕
山**崎**　英**樹**
山崎　正史
山崎　正美
山下　一男
山下　耕平
山下　俊之
山下　安生

山添　重光
山田　晃敬
山田　金治
山田　孝明
山田　哲夫
山田　幹夫
山田　三雄
山田　隆二
山之内　優
山本　和仁
山本　孝二
山本　隆志
山本　勉
山本　信夫
山本　浩人
山本　安孝
山本　義隆
湯川　道彦
由良　史明
横尾　勤
横田　豊
横辻　竹男
横山　一広
横山　光雄
吉井　正幸
吉井唯加司
吉開　稔治
吉岡　和嘉
吉喜　文男
吉谷　洋司
吉田　善信
吉田　**登**
吉田　隆治
吉村　**博樹**
吉原　保
吉野　澄良
依田　賢治
米澤　哲夫
米田　**徳久**
和木　晴彦
脇田　敏幸
鷲野　一幸
和多　清司
六反田善**廣**
力**久**　憲史

山添　徳宏
山田　和喜
山田　茂信
山田　孝行
山田　**廣幸**
山田　光男
山田　安信
山中　宏紀
山本　秋広
山本　克己
山本　順一
山本　孝信
山本　哲二
山本　肇
山本　政明
山本　良夫
湯淺　**直行**
湯澤　毅
横江　浩
横尾　律良
横谷　元由
横濵　芳明
横山　隆昌
吉井　孝司
吉井　政信
吉岡　秋人
吉岡　主税
吉開　惠司
吉田　憲治
吉田　勉
吉田　浩
葭谷　真志
吉永　**久**三
吉野　鉄雄
與島　隆博
吉谷　昭彦
米崎　哲男
米沢　**龍造**
米山　勉
流郷　誠
若松　建史
脇川　**久**和
脇田　穣
和田　計夫
和田　正俊

和田　康男
渡**邉**　克彦
渡邊　憲一
渡邉浩一郎
渡部　哲也
渡部　典人
渡部日出夫
渡邉　仁
渡**邉**　雄一
渡辺　裕
瑞宝双光章を授ける（各通）
相澤　広朗
相田　利幸
會場　道男
青木　俊夫
青木　幸雄
青笹　光広
青柳　政男
青山　芳浩
青山　宏
赤**松**　友之
赤羽　健
明石　修三
秋葉　哲雄
阿**久**津　努
朝倉　明美
浅沼　裕治
浅野　博之
足立　真一
足達　正已
吾妻　保洋
阿南　幸吉
阿南公二郎
阿南　清美
安達　康裕
阿**達**　秀雄
浅利　光二
淺野　重美
石田　裕幸
石田　義徳
石田　照夫
石島　利彦
石黒　末広
石川　保**豪**
石川　光雄
赤**塚**　和博
赤松　孝
秋山　勇喜
秋田一二三
浅川　一範
浅田　貞夫
淺野　重美
赤岩　敏次
青山　正人
青山　秋穂
蒼森　**茂**之
青木　豊
青木　守
青木　幸夫
青木　俊夫
會場　道男
相田　宙士
相田　和昭
相澤　広朗
渡**邉**　豊
渡部　義**廣**
渡部　秀光
渡辺　英生
渡邊　利之
渡部　孝雄
渡**邉**　浩一
渡**邉**　清隆
渡**邉**　郁夫

嵐田　祐敦
有村　天
安中　和夫
飯島　敏夫
飯田　隆光
飯田　雅裕
飯**塚**　孝
飯村　裕之
五十嵐芳文
五十嵐敬二
五十嵐**努**
生田　茂
池上　欽也
池田　弘幸
池田　祐治
猪澤　和章
石井　**馨**
石井　敏
石井　**辰**則
石井　文敏
石川　**静**司
石川　光雄
石川　保**豪**
秋山　勇喜
赤松　孝
赤**塚**　和博
赤岩　敏次
青山　正人
青山　秋穂
青木　豊
青木　守
青木　幸夫
青木　俊夫
會場　道男
相田　宙士
相田　和昭
渡部　義**廣**
渡**邉**　豊
渡**邉**　政美
渡部　秀光
渡辺　英生
渡邊　利之
渡部　孝雄
渡**邉**　浩一
渡**邉**　清隆
渡**邉**　郁夫

有川　憲夫
安藤　梅人
飯嶋　健二
飯田　耕市
飯田　文昭
飯田　雅巳
飯沼　和広
伊賀　達次
五十嵐　修
五十嵐成之
五十嵐**満**男
井口　一夫
池**崎**　公一
池田　政見
池本　道広
石井　法之
石井　清隆
石井　明
今村　**久**嗣
今藤　建一
今市　和義
今井　康博
今井　**学**
今井　富彦
今井　和代
井樋　秀光
猪本　敏光
猪股　健
井上　正晴
井上　昇
井上　忠司
井ノ上定人
稲生　保司
猪　**栄静**
稲場　政義
井上　**直樹**
井上　人志
井上　良二
猪又　基和
伊原　賢二
伊平　浩
今井　**久**
今井　**学**
今井　英雄
今井　淨次
今村　誠男
今村一二三
伊從　修平
色川　泰之
岩**崎**　弘二
岩**崎**　和進
岩下　貞也
岩田　伸一
岩舘　清彦
岩部　泰男
岩村　泰昌
岩谷由記夫
上木　秀和
上嶋　貞文
上田　邦仁
上田　勝
植田　泰精
上松　浩美
上村　雅彦
宇治野正彦
臼井　芳**直**
内　清数
内田　稔
内野　幸孝
内山　一昭
宇都宮　浩
有働　和麿
生方　茂光
馬越　博司
梅田　法生

稲村　智成
猪野　和男
井上　幸司
井上　隆生
井上　良二
井上　人志
井上　**直樹**
猪又　基和
伊原　賢二
伊平　浩
今井　祥治
今井　**久**
今井　満
今井　英雄
今井　淨次
今村　誠男
今村一二三
伊從　修平
色川　泰之
岩**崎**　弘二
岩**崎**　和進
岩下　貞也
岩田　伸一
岩舘　清彦
岩部　泰男
岩村　泰昌
岩谷由記夫
上木　秀和
上嶋　貞文
上田　邦仁
上田　勝
植田　泰精
上松　浩美
上村　雅彦
宇治野正彦
臼井　芳**直**
内　清数
内田　稔
内野　幸孝
内山　一昭
宇都宮　浩
有働　和麿
生方　茂光
馬越　博司
梅田　法生

稲場　政義
猪　**栄静**
稲生　保司
井ノ上定人
井上　**直樹**
井上　忠司
井上　昇
井上　正晴
猪股　健
猪本　敏光
井樋　秀光
今井　和代
今井　**学**
今井　富彦
今市　和義
今井　康博
今藤　建一
今村　**久**嗣
伊與木孝司
入澤　敏幸
岩男　正一
岩**崎**　龍男
岩**崎**　雄二
岩下　成治
岩田　敏哉
岩谷　裕子
岩丸　壽雄
岩本　龍二
上澤　重徳
植家　義則
上杉　洋一
上田　敏廣
植田　実
上野　**辰**也
上村　英志
上山　賢一
宇城　**龍**二
宇田川　宏
内田　浩治
内立元義孝
内村　一人
内山　隆裕
宇都　浩二
鵜野　一彦
生形　信**久**
梅田　信夫

有川　憲夫
安藤　梅人
飯嶋　健二
飯田　耕市
飯田　文昭
飯田　雅巳
飯沼　和広
伊賀　達次
五十嵐　修
五十嵐成之
五十嵐**満**男
井口　一夫
池**崎**　公一
池田　政見
池本　道広
石井　法之
石井　清隆
石井　明
今村　**久**嗣
今藤　建一
今市　和義
今井　康博
今井　**学**
今井　富彦
今井　和代
井樋　秀光
猪本　敏光
猪股　健
井上　正晴
井上　昇
井上　忠司
井ノ上定人
稲生　保司
猪　**栄静**
稲場　政義
井上　**直樹**
井上　人志
井上　良二
猪又　基和
伊原　賢二
伊平　浩
今井　祥治
今井　**久**
今井　満
今井　英雄
今井　淨次
今村　誠男
今村一二三
伊從　修平
色川　泰之
岩**崎**　弘二
岩**崎**　和進
岩下　貞也
岩田　伸一
岩舘　清彦
岩部　泰男
岩村　泰昌
岩谷由記夫
上木　秀和
上嶋　貞文
上田　邦仁
上田　勝
植田　泰精
上松　浩美
上村　雅彦
宇治野正彦
臼井　芳**直**
内　清数
内田　稔
内野　幸孝
内山　一昭
宇都宮　浩
有働　和麿
生方　茂光
馬越　博司
梅田　法生

稲村　智成
猪野　和男
井上　幸司
井上　隆生
井上　良二
井上　人志
井上　**直樹**
猪又　基和
伊原　賢二
伊平　浩
今井　祥治
今井　**久**
今井　満
今井　英雄
今井　淨次
今村　誠男
今村一二三
伊從　修平
色川　泰之
岩**崎**　弘二
岩**崎**　和進
岩下　貞也
岩田　伸一
岩舘　清彦
岩部　泰男
岩村　泰昌
岩谷由記夫
上木　秀和
上嶋　貞文
上田　邦仁
上田　勝
植田　泰精
上松　浩美
上村　雅彦
宇治野正彦
臼井　芳**直**
内　清数
内田　稔
内野　幸孝
内山　一昭
宇都宮　浩
有働　和麿
生方　茂光
馬越　博司
梅田　法生

梅橋　利紀
浦川　康晴
浦田　貢
江口　和豊
榎元　繁
榎本　行雄
江波戸一美
海老澤　要
蝦名　俊昭
海老原光男
遠藤　和義
遠藤　章治
遠藤　善也
遠藤　登
遠藤　由明
大泉　富壽
大内　隆雄
大川　孝幸
大儀見　博
大家　清志
大久保政信
大澤　俊一
大澤　昭夫
大瀬　穣
太田　千尋
太田　久男
太田　正博
太田　元広
大竹　明美
大竹　康正
大塚　忠男
大坪　秀美
大沼　勝夫
大野　和宏
大庭　克哉
大畑耕治朗
大峯　一文
大平　努美
大村　正博
大山　千秋
大森　満
大森　啓司
岡崎　昭憲
大脇　俊雄
岡　治雄
小笠原秀喜
岡田　一美

梅本　利明
浦木　和人
瓜田　清徳
江崎　政彦
榎本　宏道
榎本　芳男
海老　昌則
蛯名　隆
海老原　一
惠美　聡
遠藤　恵助
遠藤　仁一
遠藤　武志
遠藤　秀明
大井　建
大内　克之
大金　英晶
大河原正好
大久保昭夫
大久保政彦
大崎　昌明
大澤　袈春
大城　康弘
太田　孝
太田　晃生
太田文四郎
太田　光幸
大滝　進
大竹　眞
大塚　雄
大塚　若善
大西　正廣
大沼　洋一
大野　寛
大橋　勝弘
大林　彰久
大平　則夫
大宮　等
大室　邦久
大森　隆仁
大屋　哲夫
大山　元義
岡　治雄
小笠原健一
小笠原　勝
岡田喜久夫

岡田三賀男
小方　和秋
尾形　隆助
岡本　光正
小川　勝海
小川　昭治
小川　隆明
小川　徹也
小川　壽
小川　正根
荻野　恭久
荻野和久
奥新　仁三
奥村　純一
奥山　隆慶
小倉　則夫
尾崎　正幸
小澤　雄一
押川　政利
尾嶌　幸男
小田切二郎
落石　豊
小野　修
小野　直樹
小野　僚一
小畑　哲美
於保　克巳
小山　和雄
小山　政徳
折笠　睦夫
海賀　寛
加賀　孝一
柿内　直樹
角本　護
葛西　高雄
加治　浩人
樫原　秀樹
梶脇　和之
梶原　重憲
加世田吉博
香月　昭彦
片岡　好文
片岡　正弘
香月　雅之
門井　正夫
加藤　香

尾縣　明
尾形　政幸
岡本　昇
岡本　好雄
小川　慎二
小川　敦道
岡山　昭治
小川　勝海
小川　隆明
小川　敏彦
小川　雅
沖島　和史
屋宮　英
荻原　健司
荻野千太郎
小倉　健
奥山　貴由
桶本　卓見
小澤　道範
尾塩　真子
押切　進
小田　清光
落合　清一
小野　照明
小野　正康
小野寺君雄
小山　明彦
小山　和則
小山田敬良
垣内　伸之
香川　憲三
貝持　敏一
折原　利幸
葛西　恵介
葛西　信彰
鹿島　和雄
柏倉　亮次
加田　好夫
片山　法行
片岡　良男
香月　俊二
勝見　勉
加藤　明
加藤　和廣

加藤　昭吾
加藤　俊一
加藤　恭
金井　忠
金澤　和重
金堀　久之
金丸　修二
兼岡　和夫
金嶋　和博
金子　清
金子　昌夫
加納　隆
鎌田　重喜
鎌田　義也
釜洞　浩
鎌田　輝喜
鎌田　克洋
金田　博
金子　充利
金子　哲
金子　和秀
金成　匡以
金丸　健次
金田　二彦
金枝　勝則
門田　清
加藤　雅史
加藤　尚二
菅野　利信
菊池　一雄
菊地　賢
菊地　定幸
菊池　光憲
菊地　正雄
菊池　英悦
菊地　英雄
菊池　栄
木澤　守道
菊地　正之
黒木　清文
黒木　博昭

岸　直文
岸本　静雄
岸本　四郎
岸本　敏政
北　光生
北川　秀樹
北川　宏之
北村　一英
北村　公二
北村　光弘
木戸内武善
木戸千加久
木下　勲
木下　榮
城代　学
木原　廣
木村　清
木村　憲藏
木村　節夫
木村　平行
木村　義和
桐畑　久治
桐谷　保義
九鬼　義男
日下　清司
日下　仁光
串田　健次
楠本　浩之
工藤　賢治
窪田　義昭
熊谷　正彦
熊野五輪紀
久米田昭一
倉上　眞吾
倉内　溫
倉持　和夫
倉本日出夫
栗林　哲也
栗原　博樹
黒木　茂

岸　靖雄
岸本　俊志
木須　哲也
北岡　景樹
北川　博
北畑　春雄
北村　清隆
北村　昌史
橘内　公雄
木戸　均
杵鞭　谷一
木下　英行
木下　孝成
木原　勝郎
木村　明
木村　清彦
木村　康一
木村　久利
木村　昌広
久田四十二
桐谷　仁志
木龍　登
草野　勝則
串間　尚廣
釘元　健一
日下　憲幸
倉地　正浩
倉兼　龍夫
倉持　幸夫
藏屋　信博
栗原　勝巳
黒木　博昭
工藤　欣一
熊田　賢一
熊谷　正隆
久保　弘二
久米　浩一
久山　章

黒坂　郁夫
黒澤　康男
黒田　政見
桒島　栄三
桒名　一博
軍地　法夫
小池　晶正
小池　弘
小泉　洪一
小出　義雄
合木　令一
弘田　敏彦
興梠　勝則
郡山　智
古賀　正彦
凩　隆哉
越田　勝
小島　一郎
小島　哲夫
小島　信明
越村　義彦
小竹森美宏
古藤　良之
後藤　茂実
後藤　芳信
後藤　敏夫
小林　学
小林　弘幸
小林　浩
小林　敏夫
小林　誠一
小林　茂生
小林　憲司
小林　勇
小林　彰
木場勇一郎
小西　公夫
後藤　敏夫
小林　学
小林　弘幸
小林　浩
小林　敏夫
小林　誠一
小林　茂生
小林　憲司
小林　勇
小林　彰
木場勇一郎
小西　公夫
後藤　芳信
後藤　茂実
小竹森美宏
越村　義彦
小島　信明
小島　哲夫
小島　一郎
越田　勝
凩　隆哉
古賀　正彦
郡山　智
興梠　勝則
弘田　敏彦
合木　令一
小出　義雄
小泉　洪一
小池　弘
小池　晶正
軍地　法夫
桒名　一博
桒島　栄三
黒田　政見
黒澤　康男
黒坂　郁夫

黒沢　克也
黒澤　義明
桒木野　巖
桒原　正徳
小網　充
小池　俊博
小池　義和
小出　幸弘
講初　勝
香田　和裕
河野　長宣
興梠　待男
古賀　景三
小甲　浩一
越川　昭一
小柴　健次
小島　忠次
小嶋　透
小島　義隆
古謝　世昌
後藤　収
小玉　憲秀
後藤　龍男
後藤　貢
小西　和雄
小西　博次
木場　林藏
小林　明
小林　清仁
小林　功二
小林　憲司
小林　勇
小林　彰
木場勇一郎
小西　公夫
後藤　芳信
後藤　敏夫
小竹森美宏
越村　義彦
小島　信明
小島　哲夫
小島　一郎
越田　勝
凩　隆哉
古賀　正彦
郡山　智
興梠　勝則
弘田　敏彦
合木　令一
小出　義雄
小泉　洪一
小池　弘
小池　晶正
軍地　法夫
桒名　一博
桒島　栄三
黒田　政見
黒澤　康男
黒坂　郁夫

近藤　圭助
近藤　孝一
近藤　光雄
権頭　一吉
今野　裕樹
齊木　俊生
齋藤　昭
齋藤　國利
齋藤　茂利
齋藤　利行
齋藤　孝行
齋藤　太一
齋藤　勝彦
齋藤　眞一
齋藤　保
齋藤　基司
齋藤　卓朗
齋藤　憲司
齋藤　望
齋藤　昭彦
齋藤　穣
齋藤　秀樹
齋藤　淳一
齋藤　國廣
齋藤　澄夫
齋藤　明
齋藤　道泰
齋藤　章
齋藤　育夫
齋藤　典也
齋藤　昭彦
齋藤　望
齋藤　憲司
齋藤　卓朗
齋藤　基司
齋藤　保
齋藤　眞一
齋藤　勝彦
嵯峨孝太郎
齋藤三智雄
齋藤　守
齋藤　正宏
齋藤　雅彦
齋藤　等
齋藤　一
齋藤　利行
齋藤　孝行
齋藤　太一
齋藤　茂利
齋藤　國利
齋藤　昭
齋藤　俊生
齋藤　裕樹
齋藤　一吉
齋藤　光雄
近藤　孝一
近藤　圭助

近藤　孝一
近藤　正道
近藤　祐司
齋　邦男
齋藤　秀行
齋藤　謙次
齋藤　和一
在所龍太郎
齋藤　進
齋藤　勉
齋藤　輝之
齋藤　利夫
齋藤　則一
齋藤　弘
齋藤　政夫
齋藤　光俊
齋藤　実
齋藤　譲
齋藤　正弘
齋藤　益夫
齋藤眞由美
斉藤　実
佐伯　睦美
酒井　薫
坂井　克實
坂井　健
坂口　尚隆
坂口　邦廣
坂井　正彦
坂下　章
佐方　道泰
坂本　典也
相良　育夫
佐川三喜男
佐久川　明
櫻井　澄夫
迫田　俊成
笹川　茂
佐々木和弘
佐々木浩二
佐々木幸一
佐々木　修
迫本　和広
櫻木　一俊
櫻井　國廣
崎田　淳一
佐川　秀樹
坂本　穣
坂本　昭彦
坂田　望
坂倉　憲司
坂口　卓朗
境　基司
酒井　保
酒井　眞一
坂井　勝彦
嵯峨孝太郎
齋藤三智雄
斉藤　守
齋藤　正宏
齋藤　雅彦
齋藤　等
齋藤　一
齋藤　利行
齋藤　孝行
齋藤　太一
齋藤　茂利
齋藤　國利
齋藤　昭
齋藤　俊生
齋木　裕樹
今野　一吉
権頭　光雄
近藤　孝一
近藤　圭助

佐藤　勝彦
佐藤　清隆
佐藤　敬一
佐藤　志乃夫
佐藤　史郎
佐藤　進
佐藤　勉
佐藤　輝之
佐藤　利夫
佐藤　則一
佐藤　弘
佐藤　政夫
佐藤　光俊
佐藤　実
佐藤　譲
佐藤　正弘
佐野　裕伸
佐野　修
澤田　昇
澤村　功記
左右田泰三
澤田眞由美
斉藤　実
佐伯　睦美
酒井　薫
坂井　克實
坂井　千壽
塩澤　弘
志賀　文夫
重野　秀夫
設樂　義則
篠崎　明
篠塚　清
篠原　治
芝崎　龍吉
柴田　鹿吉
柴野　武
渋谷　修
島崎　國広
島田　寿浩
島津伊和男
島廻　高宏
清水　正彰
清水　俊博
清水　滿明
清水　良治
志水富士雄
志村富士雄
下内　龍晶
霜村　茂
重黒木　紀
正源　孝志
佐藤　勝彦
佐藤　清隆
佐藤　敬一
佐藤　志乃夫
佐藤　史郎
佐藤　進
佐藤　勉
佐藤　輝之
佐藤　利夫
佐藤　則一
佐藤　弘
佐藤　政夫
佐藤　光俊
佐藤　実
佐藤　譲
佐藤　正弘
佐野　裕伸
佐野　修
澤田　昇
澤村　功記
左右田泰三
澤田眞由美
斉藤　実
佐伯　睦美
酒井　薫
坂井　克實
坂井　千壽
塩澤　弘
志賀　文夫
重野　秀夫
設樂　義則
篠崎　明
篠塚　清
篠原　治
芝崎　龍吉
柴田　鹿吉
柴野　武
渋谷　修
島崎　國広
島田　寿浩
島津伊和男
島廻　高宏
清水　正彰
清水　俊博
清水　滿明
清水　良治
志水富士雄
志村富士雄
下内　龍晶
霜村　茂
重黒木　紀
正源　孝志

佐藤紀美夫
佐藤　清信
佐藤　恵一
佐藤　伸一
佐藤　秀一
佐藤　隆之
佐藤　哲朗
佐藤　徳治
佐藤　俊夫
佐藤　治雄
佐藤　宏
佐藤　公一
佐藤　満晴
佐藤　行範
佐藤　雅志
佐野　修
佐野　敏明
佐藤　豊
杉本　政利
杉本　克也
杉村　雅晴
杉田　実
杉田　昭文
菅原　幸則
菅原新四郎
菅谷　邦男
菅沢　祐司
末島　正義
新谷　修二
新川　孝一
白倉　敏一
白岩　寧
白井　孝一
荘野　和俊
圖師　通雄
杉山　豊
杉本二三男
杉村　雅晴
杉田　実
杉田　昭文
菅原　幸則
菅原新四郎
菅谷　邦男
菅沢　祐司
末島　正義
新谷　修二
新川　孝一
白倉　敏一
白岩　寧
白井　孝一
荘野　和俊

正夫田　博
白石　建成
白木　敬三
神　昭代
新里　聰
新町　欣和
菅　正和
菅野　教司
菅原　篤
菅原　幹夫
杉尾　和典
杉田　章二
杉橋　弘行
杉本　明
杉本二三男
杉山　勇
杉山　義美
鈴木　章夫
鈴木　克美
鈴木　敬一
鈴木　健志
鈴木　孝二
鈴木　貞男
鈴木　茂
鈴木　昭次
鈴木　清二
鈴木　常夫
鈴木　信一
鈴木　則夫
鈴木　学
鈴木　実
鈴木　善明
須田　壽弘
須田　安見
住吉　賢紀
陶山　完太
関川　直昭
関口　健治
関田　光雄
関根　保雄
瀬戸　泉
瀬戸口　壮
千財丸　豊
宗圓　清一
相馬　昌親
圖師　通雄
杉山　豊
杉本　政利
杉本　克也
杉村　雅晴
杉田　実
杉田　昭文
菅原　幸則
菅原新四郎
菅谷　邦男
菅沢　祐司
末島　正義
新谷　修二
新川　孝一
白倉　敏一
白岩　寧
白井　孝一
荘野　和俊

正夫田　博
白石　建成
白木　敬三
神　昭代
新里　聰
新町　欣和
菅　正和
菅野　教司
菅原　篤
菅原　幹夫
杉尾　和典
杉田　章二
杉橋　弘行
杉本　明
杉本二三男
杉山　勇
杉山　義美
鈴木　章夫
鈴木　克美
鈴木　敬一
鈴木　健志
鈴木　孝二
鈴木　貞男
鈴木　茂
鈴木　昭次
鈴木　清二
鈴木　常夫
鈴木　信一
鈴木　則夫
鈴木　学
鈴木　実
鈴木　善明
須田　壽弘
須田　安見
住吉　賢紀
陶山　完太
関川　直昭
関口　健治
関田　光雄
関根　保雄
瀬戸　泉
瀬戸口　壮
千財丸　豊
宗圓　清一
相馬　昌親

佐藤　和輝
佐藤　逸夫
佐竹　宣昌
笹野　英幸
佐々木光泰
佐々木博正
佐々木治七
佐々木敏明
佐々木浩二
佐々木和弘
佐々木　修
佐々木幸一
佐々木浩二
佐々木敏純
佐々木義則
佐々木政則
佐々木　久
佐生　憲治
佐藤　篤永
佐藤　和男
佐藤　逸夫
佐竹　宣昌
笹野　英幸
佐々木光泰
佐々木博正
佐々木治七
佐々木敏明
佐々木浩二
佐々木和弘
佐々木　修
佐々木幸一
佐々木浩二
佐々木敏純
佐々木義則
佐々木政則
佐々木　久
佐生　憲治
佐藤　篤永
佐藤　和男

佐藤　和輝
佐藤　逸夫
佐竹　宣昌
笹野　英幸
佐々木光泰
佐々木博正
佐々木治七
佐々木敏明
佐々木浩二
佐々木和弘
佐々木　修
佐々木幸一
佐々木浩二
佐々木敏純
佐々木義則
佐々木政則
佐々木　久
佐生　憲治
佐藤　篤永
佐藤　和男

佐藤　和輝
佐藤　逸夫
佐竹　宣昌
笹野　英幸
佐々木光泰
佐々木博正
佐々木治七
佐々木敏明
佐々木浩二
佐々木和弘
佐々木　修
佐々木幸一
佐々木浩二
佐々木敏純
佐々木義則
佐々木政則
佐々木　久
佐生　憲治
佐藤　篤永
佐藤　和男

小路　克人
城　暁
下村　進
下川　釈和
志村　文男
志村　久
清水　義則
清水　三樹
島袋　善秋
島谷　由明
島崎　武
島　重利
渋田　秀利
柴田　周二
柴田　早苗
四宮　彰
篠塚　茂
篠塚　彰
悉知　旭
四関　成人
重枝　博美
塩地　信吾
椎木　裕
残間　匡
沢戸幸三郎
澤田金七郎
座間　敏明
佐野　修
里元　雅志
佐藤　行範
佐藤　満晴
佐藤　公一
佐藤　宏
佐藤　治雄
佐藤　俊夫
佐藤　徳治
佐藤　哲朗
佐藤　隆之
佐藤　伸一
佐藤　秀一
佐藤　恵一
佐藤　清信
佐藤紀美夫

相田　修
宗　章久
瀬戸口隆文
瀬戸口三男
関野　利治
関戸　一仁
関田　修
関口　和良
清野　正
住友　博
須藤　康清
須田　一夫
鈴木　裕一
鈴木　光夫
鈴木　久雄
鈴木　信行
鈴木　俊宏
鈴木　孝雄
鈴木　普一
鈴木　修二
鈴木　成幸
鈴木　孝司
鈴木　孝市
鈴木　賢一
鈴木　清
鈴木　克始
圖師　通雄
杉山　豊
杉本　政利
杉本　克也
杉村　雅晴
杉田　実
杉田　昭文
菅原　幸則
菅原新四郎
菅谷　邦男
菅沢　祐司
末島　正義
新谷　修二
新川　孝一
白倉　敏一
白岩　寧
白井　孝一
荘野　和俊

相田　修
宗　章久
瀬戸口隆文
瀬戸口三男
関野　利治
関戸　一仁
関田　修
関口　和良
清野　正
住友　博
須藤　康清
須田　一夫
鈴木　裕一
鈴木　光夫
鈴木　久雄
鈴木　信行
鈴木　俊宏
鈴木　孝雄
鈴木　普一
鈴木　修二
鈴木　成幸
鈴木　孝司
鈴木　孝市
鈴木　賢一
鈴木　清
鈴木　克始
圖師　通雄
杉山　豊
杉本　政利
杉本　克也
杉村　雅晴
杉田　実
杉田　昭文
菅原　幸則
菅原新四郎
菅谷　邦男
菅沢　祐司
末島　正義
新谷　修二
新川　孝一
白倉　敏一
白岩　寧
白井　孝一
荘野　和俊

小路　克人
城　暁
下村　進
下川　釈和
志村　文男
志村　久
清水　義則
清水　三樹
島袋　善秋
島谷　由明
島崎　武
島　重利
渋田　秀利
柴田　周二
柴田　早苗
四宮　彰
篠塚　茂
篠塚　彰
悉知　旭
四関　成人
重枝　博美
塩地　信吾
椎木　裕
残間　匡
沢戸幸三郎
澤田金七郎
座間　敏明
佐野　修
里元　雅志
佐藤　行範
佐藤　満晴
佐藤　公一
佐藤　宏
佐藤　治雄
佐藤　俊夫
佐藤　徳治
佐藤　哲朗
佐藤　隆之
佐藤　伸一
佐藤　秀一
佐藤　恵一
佐藤　清信
佐藤紀美夫

曽我　和雄
曽根　英茂
園田　昌文
大門　悌一
平良　和男
高井　弘志
高尾　嘉則
高岡　英子
高城　哲
高崎　伸二
高崎　昭彦
高須賀祥三
高瀬　正英
高田　和弘
高梨　力
高野　修
高橋　修
高橋　克則
高橋　静夫
高橋　省一
高橋　孝信
高橋　徳
高橋　啓
高橋　雅彦
高橋　勝
高橋　安夫
高橋　祐幸
高橋　亮也
高村　良一
高山　実
滝沢　實
瀧本　康彦
田口　光政
竹内　卓史
竹内　安宏
竹内　義実
武田　輝一
竹田　洋士
武田　宗義
竹村　健史
武久　昇司
竹本　五三
竹本　進彦

曽根　俊仁
園田　愼治
染谷　光男
大門　正典
平良　剛
高井　一臣
高江洲正一
高岡　秀一
高木　勝利
高木　重治
高崎　周一
高島　洋介
高瀬　正夫
田片　孝育
高西　正浩
高田孝司郎
高田　達男
田中　正一
田中　茂穂
田中　一義
田中　英二
立山　和生
建部　實嗣
舘内　正和
辰元　誠
立木　光男
多田　国弘
多治見　修
田島　康次
田澤　亮哉
田沢　功
田代　浩一
多田　次良
立岩　憲英
舘林　浩己
立本　雅康
田所　優
田中　一弘
田中　孝輔
田中　淳一
田中　匠
田辺　勲
棚橋　健司
田中　実
田中　弘道
田中　規雄
田中　敏文
利波　重幸
都甲與志登
徳弘　辰彦
徳永　雅也
戸口　典明
遠山　勝英
當眞　功也
堂籠　卓巳
土井　伸夫
傳田　光男
寺前　敏行
寺田　清
出端　俊文
手塚　健二
出口　幸宏
田島　大介
田嶋　深
田澤　武
棚橋　千浩
棚田　匠
高橋　実蔵
高橋　誠也
高橋　敏幸
高橋　秀基
高橋　藤男
高橋　正泰
高橋　三雄
高橋　泰次
高橋　由弘
高松　伸
高柳　清隆
滝澤　繁雄
瀧田　秀樹
田口　久勝
武井　裕之
竹内二実浩
竹内　良夫
竹川　和明
武田　俊雄
竹田　弘
竹中　秀一
武田　光行
竹村　記一
竹間　範明
竹本　岩雄
田崎　政彦

田澤　勇三
田平　彰生
玉見　明義
田村　雅則
田本　一昇
知念　正人
千葉　嘉彦
知脇　俊雄
津川　政美
津島由紀夫
土尾　道彦
土屋　員男
續　光洋
綱川　哲也
經遠　五一
角田　成司
積田　利夫
鶴岡　康治
鶴田　三郎
田野倉正巳
谷山　誠
谷村　達也
谷口　光利
谷口　司郎
田邉　勝治
橋本　千浩
田中　直樹
田中　達男
田中　秀明
田中　光昭
田中　和夫
高野　英夫
高野　修
高西　正浩
高田孝司郎
高瀬　正夫
田片　孝育
高島　洋介
高崎　周一
高木　重治
高木　勝利
高岡　秀一
高江洲正一
高井　一臣
平良　剛
大門　正典
染谷　光男
園田　愼治
曽根　俊仁
田中　茂穂
田中　一義
田中　英二
立山　和生
建部　實嗣
舘内　正和
辰元　誠
立木　光男
多田　国弘
多治見　修
田島　康次
田澤　亮哉
田沢　功
田中　淳一
田中　孝輔
田中　一弘
田所　優
立本　雅康
舘林　浩己
立岩　憲英
多田　次良
田代　浩一
田嶋　大介
田嶋　深
田澤　武
田中　匠
田中　敏文
田中　規雄
田中　弘道
田中　実
棚橋　健司
田辺　勲
田邉　傳明
谷口　勉
谷村　和之
谷山　正仁
谷山　英二
谷口　司郎
田邉　勝治
棚橋　千浩
棚田　匠
高橋　実蔵
高橋　誠也
高橋　敏幸
高橋　秀基
高橋　藤男
高橋　正泰
高橋　三雄
高橋　泰次
高橋　由弘
高松　伸
高柳　清隆
滝澤　繁雄
瀧田　秀樹
田口　久勝
武井　裕之
竹内二実浩
竹内　良夫
竹川　和明
武田　俊雄
竹田　弘
竹中　秀一
武田　光行
竹村　記一
竹間　範明
竹本　岩雄
田崎　政彦

田中　直樹
田中　達男
田中　秀明
田中　光昭
田中　和夫
高野　英夫
高野　修
高西　正浩
高田孝司郎
高瀬　正夫
田片　孝育
高島　洋介
高崎　周一
高木　重治
高木　勝利
高岡　秀一
高江洲正一
高井　一臣
平良　剛
大門　正典
染谷　光男
園田　愼治
曽根　俊仁
田中　英二
立山　和生
建部　實嗣
舘内　正和
辰元　誠
立木　光男
多田　国弘
多治見　修
田島　康次
田澤　亮哉
田沢　功
田中　一弘
田所　優
立本　雅康
舘林　浩己
立岩　憲英
多田　次良
田代　浩一
田嶋　大介
田嶋　深
田澤　武
田中　孝輔
田中　淳一
田中　匠
田辺　勲
棚橋　健司
田中　実
田中　弘道
田中　規雄
田中　敏文
利波　重幸
都甲與志登
徳弘　辰彦
徳永　雅也
戸口　典明
遠山　勝英
當眞　功也
堂籠　卓巳
土井　伸夫
傳田　光男
寺前　敏行
寺田　清
出端　俊文
手塚　健二
出口　幸宏
田中　茂穂
田中　一義
田中　英二
立山　和生
建部　實嗣
舘内　正和
辰元　誠
立木　光男
多田　国弘
多治見　修
田島　康次
田澤　亮哉
田沢　功
田中　敏文
田中　規雄
田中　弘道
田中　実
棚橋　健司
田辺　勲
田邉　傳明
谷口　勉
谷村　和之
谷山　正仁
谷山　英二
谷口　司郎
田邉　勝治
棚橋　千浩
棚田　匠
高橋　実蔵
高橋　誠也
高橋　敏幸
高橋　秀基
高橋　藤男
高橋　正泰
高橋　三雄
高橋　泰次
高橋　由弘
高松　伸
高柳　清隆
滝澤　繁雄
瀧田　秀樹
田口　久勝
武井　裕之
竹内二実浩
竹内　良夫
竹川　和明
武田　俊雄
竹田　弘
竹中　秀一
武田　光行
竹村　記一
竹間　範明
竹本　岩雄
田崎　政彦

田中　英寿
田中　宏幸
田中　真紀子
田中　康夫
田中　義剛
田中　良和
田中　良広
田中　良弘
田中　龍雄
田中　隆
田中　和仁
田中　和男
田中　和彦
田中　亘
田中　渉
田中　亘理
田中　敦
田中　淳
田中　淳一
田中　淳子
田中　伸一
田中　伸幸
田中　信明
田中　信行
田中　信也
田中　真紀子
田中　真人
田中　真也
田中　正人
田中　正博
田中　正明
田中　正義
田中　正裕
田中　誠二
田中　清貴
田中　清玄
田中　清隆
田中　聖一
田中　聖剛
田中　聖史
田中　聖也
田中　聖人
田中　聖弥
田中　聖矢
田中　聖也
田中　聖人
田中　聖弥
田中　聖矢
田中　聖剛
田中　聖史
田中　聖一

西山　俊一
西山八十三
新田　義久
丹羽　市郎
丹羽　隆博
根岸浩四郎
野上　成貴
野口　巖
野坂　陽介
野地　稔弘
野田　勝彦
法貞　秀樹
羽賀　正明
萩谷　洋一
萩原　祥利
橋爪　陽
橋野　重美
橋場都志美
橋本　和博
橋本　富康
橋本　房人
橋本　幸彦
長谷川一夫
長谷川忠雄
羽田野達憲
服部　昭文
鳩野　靖浩
花嶋　幸雄
花谷　和彦
馬場　俊明
馬場　正登
濱井　守
濱口　晃弘
濱崎　清
濱田　博
濱中壽美雄
早坂　憲義
早坂　義一
林　和弘
林　昭吾
林　清三
林　日出夫
林　芳英
原　和夫

西山　俊男
西山　宜宏
二宮　恒利
根岸　重雄
根門　芳文
丹羽　清隆
野口　一郎
野口　好和
野地　照次
野下　和孝
野中　浩文
乗富　勘治
羽賀　正光
萩原　澄夫
橋田　康夫
橋詰孝之介
橋之口秀樹
橋場　利道
橋本竹次郎
橋本　秀樹
橋本　文隆
蓮實　賢司
浜田　剛
濱津　春滿
濱中　登
濱川　準一
濱　清
馬場　廣継
服部　好志
花澤冨美雄
初鹿野三郎
羽生　洋一
花田　好英
早崎　泰雄
早坂　光夫
林　勝宏
林　伸亮
林　辰三
林　嘉孝
林田　俊一
原　龍彦

原　喜栄
原田　岩男
原田　茂
原田　哲哉
原田　幸好
春名　重富
半澤　修
東田　一秀
樋口　誠一
日髙　義信
日髙　博幸
日髙　稔
日比野　章
一元　鎭夫
平岡　紀彦
平池　泰憲
平江　聖
平岡　正巳
平川　友和
平田　裕次
平田日出夫
平方　正和
平野　博靖
平野　義夫
平山　博
廣瀬　豊一
廣田　尊穂
備後　洋
深澤　一義
深瀬　千秋
深津　三郎
福岡　一義
福島　美明
福田今朝美
福田　重美
福田　利美
福田　人已
福田　好夫
福永　保之
福山　伸夫
藤井　敦美
藤井　浩章
藤浦弥宗次
藤川　博文
藤沢　俊二
藤澤　照三
藤田　和己
藤田　惠治
藤田　芳朗
藤沼　正
藤原　研一

原崎　晶弘
原田　和則
原田　修一
原田　肇
播谷　芳男
坂　恭次
東嶋　博之
引地　正博
樋口　康雅
日髙　繁文
日髙　拓
寶崎　和美
星野　一雄
星野　義二
細谷　道博
堀内　勝喜
堀江　榮
堀江　光徳
堀川　邦夫
堀越　健一
本郷　和夫
本田浩一郎
本多　隆康
本谷　文雄
前川　秀光
前田　晶
前田　秀一
前田　正広
前田　洋一
前中　和樹
滿岡　哲郎
牧原　透
益井　隆
増田　朗
桝田　実
増原　昭三
松井　金幸
松井　武彦
松浦　隆
松浦　敏美
松浦　宗洋
松尾　義男
松岡　茂
松岡　秀樹
松岡　正芳
松岡　幸典

藤本　佳久
藤原　浩二
二村　博美
舩倉　國雄
舩曳　安範
古川　浩二
古川　浩
古川　守
古川　幸光
古田　清
風呂本たまよ
古崎　和俊
古川　安雄
古川　誠
古川　大藏
古川　潔
舩田　正勝
藤原　直樹
太野　善昭
松下　義人
松田　正
松田　次男
松田　文雄
松永　和隆
松葉　博
松林登志美
松村　浩一
松村　修市
松村　吉晃
松本　一也
松本　健
松元　準治
丸山　茂
丸山　敏朗
丸山　敏雄
丸山　明
馬原　章弘
松家　隆
眞中　邦彦
馬渕　教彰
丸山　秀一
馬渡　規
三浦　聰
三浦菜穂子
三浦　光秀
三浦　紀夫
三浦　安登
三上　隆志
御木　元信
水上　健二
水上　嘉浩
水野　賢次
水野　義彦
三角　和彦
溝畑　佐一
溝口　藤己
御園稔太郎
三谷　英司
三井　義久
三丸　仁志
三鍋　清志
南　紀文
南澤　英宏
皆川　潔
南　信光
峯田　真一
三本　昭夫
宮奥　憲生
宮川　典昭
宮城　光雄
宮古　和義
宮崎　修司
宮崎　正明
宮里　省三
宮澤　泰雄

松崎　幸雄
松澤　滿
松下　福幸
松田智加良
松田宝衣知郎
松田　恒夫
松島　義秋
松丸　久雄
松村　覚
松村　修一
松本　和久
松本　幸一
松本惣太郎
松矢　治郎
眞中　邦彦
馬渕　教彰
丸山　秀一
馬渡　規
溝畑　佐一
道内　正治
三津田敏昭
三浦　光秀
三浦菜穂子
三浦　聰
三上　隆志
御木　元信
水上　健二
水上　嘉浩
水野　賢次
水野　義彦
三角　和彦
溝田　義昭
三井　義久
三丸　仁志
三鍋　清志
南　紀文
南澤　英宏
皆川　潔
南　信光
峯田　真一
三本　昭夫
宮奥　憲生
宮川　典昭
宮城　光雄
宮古　和義
宮崎　修司
宮崎　正明
宮里　省三
宮澤　泰雄

松澤　明
松下　福幸
松田智加良
松田宝衣知郎
松田　恒夫
松島　義秋
松丸　久雄
松村　覚
松村　修一
松本　和久
松本　幸一
松本惣太郎
松矢　治郎
眞中　邦彦
馬渕　教彰
丸山　秀一
馬渡　規
三浦　聰
三浦菜穂子
三浦　光秀
三津田敏昭
道内　正治
溝畑　佐一
溝田　義昭
三角　和彦
水野　義彦
水野　賢次
水上　嘉浩
水上　健二
御木　元信
三上　隆志
三浦　安登
三浦　紀夫
三浦　敏雄
三浦　明
丸山　敏朗
丸山　茂
馬原　章弘
松家　隆
松本　健
松元　準治
松本　一也
松村　吉晃
松村　修市
松村　浩一
松林登志美
松葉　博
松永　和隆
松田　文雄
松田　次男
松田　正
松下　義人
松澤　滿
松崎　幸雄

宮澤　義和
宮澤　崇
宮崎　喜久
宮崎　寛樹
宮崎　和郎
三宅浩一郎
宮城　直久
宮川　忠雄
宮浦　一夫
三野　勝幸
南澤　英宏
南　信光
皆川　潔
三津田敏昭
道内　正治
溝畑　佐一
溝田　義昭
三角　和彦
水野　義彦
水野　賢次
水上　嘉浩
水上　健二
御木　元信
三上　隆志
三浦　光秀
三浦菜穂子
三浦　聰
馬渡　規
丸山　秀一
馬渕　教彰
眞中　邦彦
松矢　治郎
松本惣太郎
松本　幸一
松本　和久
松村　覚
松村　修一
松丸　久雄
松葉　義孝
松永　政巳
松田宝衣知郎
松田智加良
松田　恒夫
松島　義秋
松下　福幸
松澤　明

宮下　昌樹
宮田　正
宮田　俊也
宮田　義幸
深山　利文
宮本　悦男
三輪　敏彦
向坪　義則
武藤　龍男
宗方　茂行
村井　光祥
村内　洋一
村上　信二
村上　芳男
村角　誠
村田　浩司
村田　稔
村松　理夫
村山　隆一
女鹿田幸二
元木　守
本村　英昭
物井新一郎
森　一郎
森　俊児
森　照三
森　正博
盛合　省治
森川　和則
森川　佳忠
守口　武
森下　重勝
森下　忍
森島　高志
森田　健次
森永　和久
森原　豊彦
森本　勉
守谷　昌久
守山　博昭
森山　良浩
森脇　悟
門奈　誠司
八木　一彦

宮田　一久
宮田　勉
宮田　学
宮原田英一
宮村　泰行
三好　豊
三輪　雅則
無津呂聡彦
宗像　公善
宗像　幸雄
村井　幸夫
村上　敏
村上　光男
村上　芳美
村田喜代孝
村田　眞弘
村林　昌宏
村松　雄二
村山　正憲
望月　哲孝
元丸　幸成
本村　嘉文
森　明
森　修
森　庄一
森　肇
森岡　豊彦
森川　宏
森木　隆生
森下　邦彦
森下　茂
森園　洋一
森下　雅浩
森田　頼光
森本　敦巳
森谷　伸二
森山　潤
守山　浩孝
森山　芳郎
諸藤　史朗
八木　逸郎
八木　幹夫

八木澤　敏
矢倉　信行
矢士　治
矢代　克三
安井　孝司
安川　洋
安田　俊博
安田　隆一
安永　俊一
柳井　太生
柳澤　藤男
梁瀬　貞夫
矢野　一志
矢野　伸一
矢野　隆嗣
矢吹　浩敏
山内　覚
山浦　友久
山上健一郎
山上　晴弘
山川　幸夫
山岸　弘昌
山口　和男
山口　進
山口　富一
山口　浩
山口　房男
山口　力雄
山崎　勝已
山崎　等
山崎　進
山崎　剛
山崎　正晴
山下　清人
山下　眞吾
山下　雅和
山田　明
山田　功
山田　克彦
山田　捷也
山田　榮
山田　直人
山田　寿法
山田　正行

八木澤正文
矢澤　真二
矢島　功一
安井　幸司
安岡幸治郎
安田淳一郎
安田ひとみ
安高　文雄
安村　龍夫
柳澤　孝
柳谷　利次
柳瀬　光教
矢野　繁博
矢野　守光
八幡　貫治
山内　一治
山内　泰三
山上　幸男
山上　富夫
山川　益市
山岸　孝至
山岸　正人
山口　清一
山口　敏文
山口　紀之
山口　宏
山口　勝
山倉　訓久
山崎　清己
山崎　啓二
山嵜　武徳
山崎　敏男
山崎　匡春
山下佐登之
山下　裕雄
山田　明光
山田　篤史
山田　勝則
山田　勝美
山田　浩二
山田　直樹
山田　憲彦
山田富士夫
山田　基志

山田　芳人
山中　浩司
山中　若男
山根　達也
山野井一男
山本一二三
山本　和已
山本　佳介
山本　俊
山本　英雄
山本　満徳
山本　良明
山谷　郁夫
湯浅　誠
結城　信一
幸下　正
横井　毅
横手　敏夫
横山　錠治
芳井　重則
吉川　陽一
吉澤　眞澄
吉田　和文
吉田　勝智
吉田　静夫
吉田　誠治
吉田　敏昭
吉田　仁司
吉武　恭司
吉永　輝清
吉浪　直哉
吉野　繁美
吉野　光雄
吉村　和義
吉村　豊
吉本　勝美
吉山　昇
四辻　正治
四柳　稔
米沢　晃
笠　辰起
若松英二郎
若山　繁和
涌井　啓至

山中広一郎
山中　聡
山成　諭
山畑　英紀
山本一文
山本　勝己
山本　健
山本次男
山本　均
山本　守茂
山本　良三
屋良　辰夫
湯淺　三雄
行　博文
湯原　弘充
横岡　明則
横山　明宏
横山　俊之
吉川　信男
幸川　両蔵
吉田　英次
吉田　勝豊
吉田　茂夫
吉田　伸二
吉田　孝志
吉田　尚彦
吉田　昌也
吉武　勇作
吉永　政一
吉野　明
吉野　浩幸
吉藤　伸幸
吉村　浩之
吉村　嘉浩
吉森　勉
四位　和彦
四家　浩幸
米倉　裕樹
米村　俊春
若狭　徹夫
若宮　尚
脇田美根男
和嶋　浩

和田　博昭
渡部　功
渡邉　康作
渡邉　貞雄
渡邉　茂
渡邊　伸二
渡邉　大助
渡邉　隆司
渡邉　昇
渡邉　仁志
渡辺　広幸
渡辺　道孝
渡辺　義美

渡邊　明
渡邊　一仁
渡部　浩二
渡邉　智
渡邊純一郎
渡邊　清二
渡部　隆雄
渡邊　徳一
渡部　秀人
渡部　浩
渡部　学
渡邉　裕司
渡邊　喜郎

瑞宝単光章を授ける（各通）
アメリカ合衆国人
デイヴィッド・エイチ・バーガー
イタリア国人
フィリッポ・グランディ
オーストリア国人
ウルズラ・プラスニク
スロベニア国人
ミロスラウ・ツェラル・ジュニア
パプアニューギニア国人
リムピンク・パト
フィリピン国人
アキリノ・マーティン・デラ・リヤナ・ピメンテル三世
旭日大綬章を贈与する（各通）
アイスランド国人
ソルズル・アイイル・オスカルソン
アメリカ合衆国人
フレデリック・ウィリアム・ケイチャー
アンゴラ国人
アルビナ・アシス・アフリカーノ
インドネシア国人
マリ・エルカ・パンゲストゥ
エジプト国人
アーテフ・ムフタフ
同
イスマイール・カイラット
カナダ国人
マッケンジー・ドナルド・クラグストン
ケニア国人
ソロモン・カランジャ・マイナ
ネパール国人
マダン・クマール・バッタライ
フィリピン国人
セザール・ブイ・プリシマ
ブルネイ国人
ハジ・マハムード・ビン・ハジ・アハマド
旭日重光章を贈与する（各通）

アメリカ合衆国人　ニコラス・ビー・エバンス
同　ミミ・ガードナー・ゲイツ
同　ジェームス・フレデリック・ハートマン
同　トーケル・ロイド・パターソン
同　ジョン・ディー・ヒル
同　ポール　要　与那嶺
インドネシア国人　ジャムハリ・マクルフ
エストニア国人　パーヴォ・ヤルヴィ
オーストラリア国人　ジェームズ・パスパレー
同　メラニー・ブロック
同　デボラ・ヘーゼルトン
コンゴ民主共和国人　ジョゼ・ラミ・ンズンズ
ジョージア国人　ナナ・グラシヴィリ
スウェーデン国人　エーヴァ・ヴィーベリ
大韓民国人　宋　富永
トルコ国人　ファトマ・シャーヒン
ブラジル国人　エウレル・エステヴェス・リベイロ
同　アルマンド・ヒデキ・シノハラ
フランス国人　ジャック・マレスコ
ベトナム国人　チュオン・ザー・ビン
メキシコ国人　アレハンドロ・カルロス・ウスカンガ・プリエト
ヨルダン国人　サアド・アブー・ダイエ
リトアニア国人　ヴィルギニュス・シクシュニス
旭日中綬章を贈与する（各通）
アメリカ合衆国人　ラルフ・ジェイ・シュルツ・ジュニア
同　ダイアナ・メイヒュー
同　ジェラルド・ヒロシ・ヤマダ
ウズベキスタン国人　アリシェル・サビロヴィッチ・アフンジャノフ
ウルグアイ国人　ウーゴ・ファトルーソ
中華人民共和国人　施　小煒
同　陳　祖恩
デンマーク国人　アンヌ＝ルイーズ・サマー
ベトナム国人　ギエム・ヴィエット・フオン
同　グエン・ティ・ビック・ハー

ポーランド国人　フランチシェク・マルシャウエク
ポルトガル国人　マリア・クリスティーナ・ダ・フォンセカ・アタイーデ・カステル＝ブランコ・ジュディセ
メキシコ国人　ガブリエル・ゴメス・ディアス
モンゴル国人　バルサン・セルジャブ
旭日小綬章を贈与する
アメリカ合衆国人　張　炳煌
英国人　クリスティー・バートレット
オーストラリア国人　ロバート・ジョン・プリチャード
カナダ国人　アン・デ・クレッツァー
同　ナンシー・ジャコビ
同　竹内　清光　ノーマン
同　ドーリー・ジンジェラ・ボウチミン
コロンビア国人　ヘンリー・ヒロシ・ワカバヤシ
同　渡辺　晃
同　アルフォンソ・アリサ・ルビオ
スロバキア国人　エドガル・アウグスト・ソラノ・メヒア
ドイツ国人　橋本　ダナ
同　ハインツ・クロール
ヴァルター・ルヴォウスキ
ノルウェー国人　イーカ・カミンカ
フィリピン国人　ミンダ・ハミロサ・フォーマション
旭日双光章を贈与する
ブラジル国人　市川　利雄
アメリカ合衆国人　（各通）
インド国人　ジョン・ホッパー
オーストラリア国人　マラティ・パンドゥラン
キューバ国人　ウスラ・ペイジェルストシ・リゴベルト・セラノ・ツハコ
旭日単光章を贈与する
フランス国人　サユリ・ナミ・チクイ・アマロ
同　サンダ・ラズル
ルーマニア国人　（各通）
瑞宝中綬章を贈与する
アメリカ合衆国人　グザビエ・オステール
イタリア国人　ジョセフ・デルガド・テノリオ
マリア・クリスティーナ・ルチェルナーリ

カナダ国人　エリック・トーマス・シャーロック
ネパール国人　ラマ・スンダリ・ジョシ
ベナン国人　マメール・フィリップ・ジャック・コジャ
メキシコ国人　マリア・エウヘニア・アメソラ・ゴンサレス
瑞宝双光章を贈与する
アメリカ合衆国人　（各通）
アルゼンチン国人　アンドリュー・トーマス・コンティ
オーストリア国人　エレディア・ギジェルモ・エクトル
カンボジア国人　マンフレッド・スヴォボダ
ジンバブエ国人　カエウ・ティラー
中華人民共和国人　アビゲイル・ジョイス・ゴカ
同　王　保河
フィリピン国人　董　穎偉
メキシコ国人　スーザン・テンボラー・ナバロ
モロッコ国人　エクトル・アルマンド・マガニャ・バスケス
ムバルカ・エル・ワッザーヌ
瑞宝単光章を贈与する（各通）

褒賞

緑綬褒章

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著であるので、令和八年四月二十九日、緑綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

荒木　公子　岩野東世子　小野　敬子
源嶋　佳子　後藤　繁治　田母神孝子
中山　惠子　山谷　詠子　渡辺　**緑**

褒章条例第一条により緑綬褒章を授ける（各通）

黄綬褒章

業務に精励し、衆民の模範であるので、令和八年四月二十九日、黄綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

相葉　富雄　浅倉　淳　安部　研
有井　清　井裕　啓次　稲田　元一
井上　幸次　井上　淳二　井上　尚
井上　太　今井　善圓　井本　眞道
入江　洋行　岩根　秀**樹**　植木　善也
上坂　純也　上平　茂之　植松　譲
海**邊**　俊行　梅原　信男　尾池　勢一
大石　秀世　大石　安兼　大**久**保和郎
大島　一哉　大瀬良好隆　太田　明

大滝　**雅**次　大野　研一　大港　成人
小笠原拓生　小川　晃弘　奥山　慎
長田　浩　小澤　弘幸　小野寺正教
角田　幸雄　加藤　春幸　門倉　裕
門脇　義治　金田　政孝　鎌田　敬
川内　伯俊　川田　浩　川田　**琢**哉
神崎　征美　北谷　**吉**弘　北村　雅之
木村　由佳　吉良**登**美雄　陸井　義夫
日下部啓作　**草**間　民安　楠本　俊裕
黒澤　昇　黒田　幸一　黒田　誠
小泉　年延　河内　広志　小西　幸雄
小林　重行　小林寿太郎　小林　淳一
小林　正澄　小松　正敏　小村　仁
小柳　忠弘　近藤　勝也　三枝　照二
齋藤　清**久**　齋藤　弘臣　**斎**藤　正義
坂田　秋雄　坂田　信行　佐**久**間和男
定常　肇　佐藤　孝　佐藤　剛
佐藤　則仁　佐藤　陽一　澤　幸司
澤津橋哲也　塩入　千秋　塩見　紀昭
設樂　貞**樹**　柴田　聡　柴山　**登**光
島　功　清水　雅文　清水由紀江
白戸　修　杉野真喜美　鈴木　**久**明
住田　英二　住田　正一　関口　朋伸
平　秀徳　平良美惠子　田岡　一**樹**
千葉　正昭　髙橋　義明　髙原由美子
筒井　裕子　竹内　智子　田代　雅司
谷岡　裕子　谷川　義浩　谷端　和豊
髙野　眞喜　竹内　成介　土田　佳弘
富塚　宗寛　友岡　孝幸　坪内己喜男
豊田　均　中澤　茂政　冨田　史宣
中條　康隆　中野宏一郎　豊岡　勝
中村　眞　中村　芳裕　永野　治
鶴田　稔　寺嶋　克征　長山　克己
蜷川　裕義　野崎さち子　野尻　誠
野田　悦子　野村　信一　萩**原**　幸二
橋本　勝策　長谷川憲二　長谷川成幸
長谷川博一　初田　和弘　**花**田　正**樹**
濵田　博　林　和宏　林　芳**久**
原　**英**基　半田　政子　比嘉　定善
樋口　雄　平野　金人　平木　**松**美
平**塚**　俊也　福田　順彦　深野木　信
福島　正雄　冨士　光弘　福田　叙**久**
福村　敏和　藤田　正子　藤井　敏彦
藤井　秀之　古屋　隆行　藤原　浩二
船岡　伸季　本田　岳史　穂刈　泰男
堀　康代　前田　清

前田　幸範　　正本　大　　丸山　孝一
皆川　雅文　　宮本　毅　　宮本　博文
宮本　康弘　　村上　重雄　　村本　静江
森元　泰之　　山尾　佳輝　　山田　克美
山根　敏樹　　山根　喜友　　山本　政博
山本　満年　　由井紀惠子　　吉池　達郎
吉牟田十郎　　米田　一章　　龍角　信夫
若園　知明　　鷲尾　茂樹　　和田　晶夫
和田　栄二　　和田　英幸

褒章条例第一条により黄綬褒章を授ける（各通）

大韓民国人　　李　漢彦

褒章条例第一条により黄綬褒章を贈与する

紫綬褒章

発明改良又は学術芸術上の発達に関し事績著明なので、令和八年四月二十九日、紫綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

相澤　清晴　　阿部　文明　　荒木　栄一
荒木　尚志　　石川　光江　　今橋　映子
片山　素秀　　金光　義彦　　北澤　春樹
木原　龍一　　木村　葵来　　工藤　昭彦
上條　安里　　隅田英一郎　　高藪　**縁**
戸**塚**　優斗　　中村　元　　二川　浩**樹**
原田　博司　　東山　哲也　　深田　茉莉
松田　祐司　　三浦　璃来　　村瀬　心椛
矢部みゆき　　吉田鋼太郎

褒章条例第一条により紫綬褒章を授ける（各通）

藍綬褒章

公衆の利益を興し又は公同の事務に勤勉したので、令和八年四月二十九日、藍綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

相葉　茂　　青木　愼一　　青木　保
青木　則夫　　青木　光夫　　青西　博之
秋本　隆夫　　浅井　哲朗　　安積惠美子
芦髙　準　　穴田　泰**久**　　阿部　詠司
阿部　保　　安藤　隆幸　　安藤　順夫
安藤　幸子　　飯田　喜浩　　猪合　雅**樹**
石井　重光　　石関ま里子　　石津　忠雄
石**橋**　英勝　　石本都美江　　泉　賢治
板井　恵子　　市川　秀子　　伊藤　昭**久**
伊藤　誠　　稲井　節子　　稲嶋　敏彦
戌亥　善成　　井上　忠　　猪原　君子
井星　喜文　　今井　美道　　今後　孝子
今村嘉津子　　伊豫　孝信　　岩田善一郎
岩本　滋昌　　上田　文昭　　上野　修
上野　広治　　鵜飼　信孝　　碓井　公一
宇都宮　真　　梅田　吉則　　及川　敏男
大井　潔空　　大**久**保京子　　大**久**保俊雄
太田　幸一　　太田　秀夫　　大**原**千代子
大矢　博　　岡安　弘　　荻野　弘子
小沢　幸信　　尾上　秀**樹**　　小山　就実
加賀見俊夫　　柏**葉**　良一　　加藤　秀明
金子　克之　　河合　利則　　川北　倫生
川村由美子　　菊地　春生　　北**角**　昌**廣**
木下　和子　　吉**良**　清志　　窪田善一郎
桑原　康　　幸山三池子　　後藤　順子
後藤　昭文　　小島　**邦**雄　　小林　修平
小原　洋子　　近藤　肇　　齋藤　清子
坂本　順三　　作井　宗人　　里井　繁夫
佐野　明栄　　佐山　栄子　　椎名　一志
清水　章生　　白土健一郎　　杉田　剛彦
鈴木　章幹　　鈴木　徹雄　　鈴木　好亀
砂川　春子　　関根　佐平　　芹澤　妙子
太田　徹　　大**久**保俊雄　　太田　雅**久**
大友　克之　　大西美津子　　大宮　幸一
岡**崎**　繁代　　小川富**久**子　　奥山三枝子
尾関　孔示　　小野里　豊　　甲斐きみ子
影山圭一郎　　加藤　和男　　加藤洋治郎
金子　正夫　　川上　英世　　川**崎**　紀子
神林　幹雄　　木越　武治　　北村　信人
木村　功　　日下部宏暁　　窪田　洋子
玄番　芳江　　古賀　桂子　　小塚　邦夫
後藤　一喜　　後藤　正敏　　小林　鈴代
小原　芳寿　　近藤　浩子　　酒井　信和
坂本　義光　　櫻井　良生　　佐藤　勝與
佐野　茂**樹**　　澤　義**廣**　　篠**塚**　祐英
下野　洋二　　新里　弘　　杉村　法子
鈴木　省三　　鈴木みち子　　鈴木　義幸
瀬田　伸次　　清野　憲志　　宗　**直**仁
太田　**久**稔　　大坪　洋子　　大西　千里
大野　治彦　　大**家**　晃　　尾形かをる
荻野國士朗　　小倉　雅榮　　小野　和博
小原　智津　　甲斐　正人　　風間　昇
加藤知惠子　　門元　則文　　鎌田　等子
川上　寛子　　川手　謙吾　　菊井　絹代
北島　孝雄　　吉瀬　史康　　清本　和純
久保美代子　　黒沼　由江　　河野　隆幸
小門　一三　　小寺　友之　　後藤　和**廣**
小林喜代子　　小林　洋一　　小山　栄治
齋藤　協　　坂田　圭司　　酒寄　雅則
佐々木友浩　　佐藤　廣志　　鮫島　均
澤田　栄一　　柴山　晴夫　　正田　恭丈
杉浦　親明　　杉本　光俊　　鈴木ゆみ子
鈴木　伸治　　須藤　洋子　　関　光典
瀬良　恭子　　曽田富美男　　染谷　**久**夫
髙岡　修平　　髙田　都子　　髙橋　進
竹内　伸仁　　竹田　栄和　　武知　保子
田中　仁美　　玉井　勝順　　辻　正
銚谷　敏則　　徳田惠美子　　富安信一郎
永井　宏明　　中川千惠子　　中島　政則
中西　和美　　中村　茂一　　名倉　進一
西　正道　　西田　治　　西村　裕幸
二ノ宮惠一　　野上　英幸　　白馬　義文
長谷川　剛　　畠山香壽惠　　藤井　智靖
藤野　晴正　　古城戸賢治　　星　光一郎
堀　絹子　　堀内　勲　　本郷　俊明
前川　典子　　前田　**松**男　　増橋　典子
松坂　英孝　　**松**並　利夫　　眞鍋　江美
溝端　保　　南　眞理子　　三村　明子
宮田　淳　　大道　浩　　髙木　真治
髙橋**久**次郎　　竹内　英記　　竹中　**英**子
玉泉　隆治　　土田　昭　　寺田美枝子
戸松　篤司　　鳥海　芳弘　　中尾　進
中澤　聡　　永島　龍弘　　中西　**静**子
中村　好美　　新島二三彦　　西川　圭子
西田　英介　　西山　節子　　庭木　朝子
野口　泰代　　橋本　一雄　　畑澤　正
樋口　清悦　　菱谷　貞信　　平井　良**樹**
福母　祐二　　藤澤　孝好　　藤本　経尚
法崎　卓也　　星　俊子　　堀　澄子
堀口　容子　　本田美津江　　前嶋　慶一
正脇　正　　松井　勇代　　松**崎**　信夫
丸井　悦子　　三次　雅子　　峯村　孝雄
宮下　正　　宮永由起子　　髙田　澤子
髙橋　恭三　　髙橋　美**登**　　竹下　真由
武田美江子　　田中とも子　　谷口　富**廣**
津**久**井　哲　　鶴田　長秀　　冨樫　孝雄
冨所　荘司　　内藤　稔　　中神　崇行
中島　重章　　中谷　忠**樹**　　中平　博章
中山　清　　新名　敏文　　西川　努
仁島　浩順　　蜷川　高子　　沼沢　恵一
野田　勲夫　　長谷川啓治　　長谷川房代
濱田　米夫　　平野　宏行　　福本　英子
藤**永**　弘真　　北條　法聖　　堀田　泰淳
松**越**　真**樹**　　松**山**　正仁　　松**田**　**勉**
南　敏章　　箕輪　光蓮　　宮嶋　伴昭
宮野　文子

褒状

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著であるので、令和八年四月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

西表エコプロジェクト
越前地区給食サービスボランティア
おはなしラビット
おもちゃ図書館ぱきらっこ
音訳ボランティアサークルうぐいす
郷之原夢楽づくり協議会
佐賀県親と子の読書会協議会
さわらび会
肢体不自由者ガイドヘルプ　渋茶倶楽部
赤飯調理・配食ボランティアグループ
高松常盤会
竹まごころ会
（特非）はかた夢松原の会
新潟下町をよくする会
沼辺笑楽寿来
萩手話椿会
一滴の会
兵庫校区ボランティアいなほ会
風連商工会女性部
豊友会
マイハート
三田地区福祉を考える会
三種町建設業協会
三日市地区ボランティア部会
八尾いきいき歌体操グループ
やまつつじグループ
読み聞かせグループいちごみるく
朗読サークル「こだま」

褒章条例第一条により藍綬褒章を授ける（各通）

武藤　和**久**　　村上　治信　　村上　文世
村川　周一　　村田　純一　　村**松**　俊亮
元井　一壽　　盛　孝　　森　秀夫
森　正敏　　森田　光一　　矢ケ部信二
八木　明　　矢島　静江　　矢原　俊隆
八瀬江理華　　矢野　博　　山浦みち子
山**崎**　文太　　山地　宏美　　山田　明子
山田　秀男　　山田　昌司　　山田　安孝
山田　隆二　　山寺　七海　　山本　惠子
由上　順二　　湯田　純子　　與儀　良己
横澤　裕子　　吉**川**　功　　吉**澤**　偉仁
吉田　千秋　　米澤　祥子　　米山　好美
和田　**英**則　　渡邉　淳一　　渡邊　孝

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

官報号外

告示

労働安全衛生法第45条第４項の規定に基づく自主検査指針に関する公示

自主検査指針公示第29号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第４項の規定に基づき、天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第34条の自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第34条の自主検査に係るもの）（昭和60年12月18日付け自主検査指針公示第８号）は、廃止する。

令和８年４月30日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　名称　天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第34条の自主検査に係るもの）

２　趣旨　この指針は、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第34条の規定によるクレーンの定期自主検査のうち、天井クレーンに係るものの適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準について定めたものである。

３　適用日　令和９年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。

自主検査指針公示第30号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第４項の規定に基づき、天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第35条の自主検査に係るもの）を次のとおり公表する。

なお、天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第35条の自主検査に係るもの）（平成10年３月31日付け自主検査指針公示第２号）は、廃止する。

令和８年４月30日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　名称　天井クレーンの定期自主検査指針（クレーン等安全規則第35条の自主検査に係るもの）

２　趣旨　この指針は、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第35条の規定によるクレーンの定期自主検査のうち、天井クレーンに係るものの適切かつ有効な実施を図るため、当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準について定めたものである。

３　適用日　令和９年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。

司法修習生の修習を終えた者

次の者は、令和８年３月25日をもって裁判所法第67条第１項による司法修習生の修習を終えた。

令和８年４月30日　最高裁判所

相澤　了介	相場　遥人	青木　幸弥
青木利一郎	青柳　理恵	青山　真吾
赤岩　陽菜	赤坂　　凌	赤澤奈々美
赤田　　丞	秋本　峻佑	秋山　翔大
秋山真太朗	秋吉　孝則	秋吉　美帆
阿久津勇人	明浦　拓斗	吾郷　渓介
朝倉　僚介	淺田　清香	浅田　哲臣
浅野　真央	畔上　達也	阿多　侑子
安宅　美結	安達　賢二	足立　　暁
阿達　柊斗	我孫子佳佑	安孫子正成
阿比留健次	安部菜摘紀	安部　葉月
安部　征馬	阿部百合香	尼嵜　真帆
天野　寿眞	網本　　凌	雨宮かすみ
新井　万裕	荒井　柚南	新垣　光竜
新垣　直人	荒木　杏奈	荒木　友香
荒木　春佳	荒木　優佑	荒木　涼香
有賀　沙綾	有田　匠治	有本優佳子
有吉　翔希	安西　美久	安藤　啓志
安藤　星也	安藤　真愛	
アントニウパリス匠		飯田　航平
飯田　夏輝	飯田　喜充	飯沼　優仁
飯野　　豪	井川　湧太	井口　泰介
井口　茉耶	池内　　司	池側　瑛美
池田　剛治	池田　千奈	池田侑里花
池田理沙子	池端ムハンマド	
池山　睦衛	伊崎　正悟	砂　　真鈴
石井　秀雄	石井　未来	石川　絢加
石川　真子	石川　裕也	石川　　遼
石崎　優美	石澤　暖乃	石田新之介
石田　真由	石田　雄也	石谷　卓巳
石塚　大意	石塚　和香	石橋　貴生
石原　理央	石光　紀郎	石村　柊人
石山ななみ	出原　洋平	泉　梓津弓
和泉　里奈	泉川　大貴	泉谷有希子
五十貝　愛	磯部　弘幸	磯前　瑠杜
板倉　尚宏	市野　友香	一水　千春
井手　正人	井出真理子	井手野晴大
伊藤　瑛浩	伊藤　可南	伊藤　紀潤
伊藤　京香	伊藤　彩斗	伊藤　駿介
伊藤　伸悟	伊藤　大記	伊藤　大輔
伊藤　貴哉	伊藤　直登	伊藤　颯
伊藤　　陽	伊藤　　在	伊藤　未帆
伊藤　　優	伊東　　優	伊藤　優希
伊藤　結日	伊藤由里子	糸山　剛博
稲岡　春樹	稲垣　悠哉	稲垣　良典
稲沢愛由佳	稲冨紗季子	稲葉　佑太
乾　菜緒子	井上　賢刀	井上　　聡
井上　大輝	井上　貴嗣	井上　貴尋
井上　直樹	井上　　弘	井上　真央
井上　祐維	井上　雄大	井上　陽生
井上　里彩	井上　竜平	井上麟太朗
井上麟太郎	猪原　幸司	今井　杏奈
今井　陽喜	今泉　貴藍	今泉　寛紀
今泉　優花	今泉　友希	今岡由起乃
今中　　奨	今橋　　翼	今安　健登
井村　沙紀	入江　倖輔	入江　南美
入澤　　篤	祝井　孝太	岩井　俊樹
岩川　　陸	岩佐　裕太	岩崎　文佳
岩崎　高紀	岩田　海音	岩田　　瞭
岩立みなみ	岩永　一輝	岩波　竜大
岩渕　慈周	岩間　涼大	岩見　風音
岩本　泰知	岩本　颯香	上杉　明理
植杉　峻也	植田　啓太	上田宗一郎
上田　千和	上田　優士	上田　　怜
上野　佳穂	上野祐一郎	上村　蒼馬
植村　勇哉	鵜飼丹郁子	鵜飼　英幸
宇佐美果奈	宇佐美潤平	宇佐美英俊
宇佐美太夢	氏家　　望	後田　　睦
臼井　陸矢	宇田　裕哉	内田　彩香
内田　晃太	内田　　希	内田　　遥
打田　裕樹	内田茉央子	内田　遊大
内海　徹哉	有働　　陸	宇野裕樹人
祖母井佑樹	梅崎　雅登	梅田　沙紀
梅山　晃弘	浦崎有紀子	浦田　　薫
浦田進之介	浦野　翔太	漆谷　祐樹
江上圭太郎	江澤　由莉	衞藤　七海
松田　妃菜	榎本　　雄	榎本　理恵
海老塚規雄	遠藤　　凱	遠藤　貴志
尾家孝志郎	及川　路央	老田　　渉
王子　萌百	大明　政輝	大江慶太朗
大江都市美	大垣　優希	大掛　愛子
大川　起輝	大川　真子	大川　　誠
大川　洋輔	大串　行雄	大久保港人
大久保　南	大久保諒平	大越　麻衣
大崎瑛礼奈	大澤　悠翔	大柴　尭巳
大島　淳史	大城　幹寛	大城　裕登
大杉　俊之	太田　蒼玄	太田　荘司
太田　大貴	太田　珠季	太田　　翼
太田　寧々	太田　　龍	大竹　春輝
大谷　欣人	大塚　　葵	大塚　大飛
大槻　凪沙	大槻　　凜	大成　天空
大西　稲巴	大西　克幸	大西　梨花
大野　響弓	大野　穂波	大場　智美
大場　結佳	大橋　知佳	大畑　行世
大濱　仁太	大林　茉宙	大村健太郎
大森浩志郎	大森　牧穂	尾垣　健太
岡崎　慶多	小笠原司馬	岡島　智矢
岡田　　渓	岡田　美奈	岡田龍太郎
岡庭　遼岳	岡庭　宙大	岡野　彩華
岡部　　俊	岡部　拓朗	岡村　涼平
岡本　　顕	岡本　卓也	岡元　愛駆
岡本　美波	小川　航輝	小川　颯大
小川　夏実	小川　　葵	小川　雄基
岡脇　聡美	松木　安美	荻野　純哉
荻野　晶太	荻野　孝洸	奥川　成人
奥田　　薫	奥田　玄介	小倉　真広
小黒　敬斗	長田　祐樹	小澤　知明
小澤日菜子	小澤日南乃	押尾　　快
小塩　文也	押部まひろ	小関　智也
小田梨紗子	越智　昂平	越智　勇介
小野　歩来	小野　伊織	小野　隼兵
小野木　資	小野木智巳	小野崎修平
小野澤祐大	小野瀬　陽	小原　淳宏
小原　裕明	小俣　里歩	面下　友作
小山田仁美	折井　裕太	夏　　欣儀
甲斐　夕月	貝塚　真洋	皆藤　大輝
香川　咲季	柿原　久乃	加倉あかり
影山　和政	籠瀬　　孟	篭橋　杏子
籠味　隼司	笠垣のぞみ	風間昭一郎
笠松　千晃	加地　優介	梶野瑠里子
梶村　　健	梶本　悠輔	柏木　藍海
梶原　隆志	糟谷　祐太	加勢田光博
片岡　紀章	片野　桃子	片野坂明子
片山　寛斗	勝又　　斗	勝又　寛子
勝又みづき	角　遼太郎	加藤　恵子
加藤　光樹	加藤　セナ	加藤総一郎
加藤　千博	加藤　友暁	加藤　智也
加藤　寛康	加藤　雅大	加藤　万結
加藤　由衣	加藤　陽子	加藤　好貞

竹田　真望　　武田　　蓮　　武智　辰也
竹原　光敏　　竹本　侑生　　竹本　理沙
武山　莉子　　田島　春香　　多田美貴子
巽　　愛那　　辰見　一真　　巽　　亮介
立石　凜花　　舘沼　直子　　田中　　和
田中　　慧　　田中　　歩　　久常謙一郎
田中健太郎　　田中　滉大　　田中　琴子
田中しおり　　田中　周蔵　　田中　大晴
田中　大地　　田中　智朗　　田中　宇海
田中茉友子　　田中　泰寛　　田中　友理
田中隆太郎　　田中　　亮　　田中凜太郎
田邊　璃子　　谷　　佳子　　谷上さくら
谷口　啓太　　谷口潤一郎　　谷口　斉人
谷口　雄太　　谷野　太一　　谷藤　海翔
谷本　凪咲　　谷山　理矩　　田沼未来葵
種平　雄太　　田野　晴季　　多部田京佑
玉井　一旭　　玉井　恭平　　玉井　遥人
田牧　健吾　　玉腰　奏太　　玉田光太朗
玉田　修也　　玉手　遥華　　玉野　志門
田村　昌也　　千葉　大輝　　千葉　初陽
千葉　雅也　　茶谷　有美
チャピクリスティア　　張　　笑林
趙　　楠　　趙　　良　　塚口　涼平
津金　希美　　月形　沙瑛　　辻　恵理奈
辻　　龍二　　辻川　　舜　　辻田　　彩
辻本　大揮　　辻本　　隆　　津田　諒
土屋慶一郎　　土屋　　惟　　土谷　里紗
都築　雄汰　　綱井　遥菜　　津村　浩太
敦賀亮太朗　　劔　　夏子　　津留崎響明
出口　啓悟　　出崎　尭裕　　寺井　将貴
寺尾　拓磨　　寺坂　厚則　　寺下　　凪
寺戸　菜生　　寺部　直樹　　土井　脩平
土井　浩永　　土井川早季　　銅住　有紗
堂囿三四郎　　当山　怜花　　徳岡　　寛
戸倉有理沙　　登坂　玲央　　歳川　峻平
戸嶋　瑞樹　　利光凌太朗　　泊　　直希
富澤いのり　　冨永　康公　　友田　慶一
豊嶋　丈司　　豊村　太一　　鳥居　和生
内藤　仁彩　　内藤　　嶺　　直井美紗希
永井　貴也　　永井　奈佑　　永井　宏武
永井　義直　　仲井眞充輝　　永江　由季
中江　隆貴　　中尾　二郎　　長尾龍之介
長尾　涼太　　中岡　汐音　　長岡　太一
中川　琴葉　　中川　純一　　中川　真歩
長崎瑛治郎　　中崎　崇貴　　中澤　航貴
中澤　靖佳　　中島　　丈　　長島　　健
中島　晴子　　中島悠三郎　　中島　悠斗
中島　義貴　　中嶋　　涼　　中島　　類
中上　奈美　　中菅　　歩　　中園　裕大

島田　千穂　　嶋村龍之介　　島元　理帆
清水　昭博　　清水駿太郎　　清水　大介
清水　柾志　　清水　美佑　　清水　勇佑
七五三湧太　　下垣　佳祐　　下川　貴大
下栗　　護　　下田　和弥　　下出　大智
下村宏太朗　　下村　拓矢　　下村　陸人
趙　　友相　　東海林咲希　　庄子　大輔
初代　尚樹　　白石　航大　　白川　陽介
城田　直幸　　新谷　純平　　新元　太郎
陶　　彩帆　　末永　紘平　　末松　拓馬
須賀　彩貴　　菅　　佳晃　　菅沼心之介
菅原　健太　　菅原　孝太　　菅原　嗣音
杉浦　遼音　　杉原　英一　　杉本　冬萌
杉本　智暉　　杉山　真菜　　杉山　凱慶
周崎　海里　　鈴木　彩香　　鈴木　一生
鈴木　孝輔　　鈴木　皓大　　鈴木　皓大
鈴木　志織　　鈴木　秀造　　鈴木　竣介
鈴木　淳平　　鈴木　清太　　鈴木　世那
鈴木　太一　　鈴木　大斗　　鈴木　猛史
鈴木　遥香　　鈴木真奈也　　鈴木　邑奈
鈴木　庸介　　鈴木　諒　　鈴木　燎河
須田　麻瑚　　須藤うらら　　須藤眞珠也
須藤　有介　　須原　吉生　　鷲見　陸杜
澄川　淳矢　　住田　　圭　　澄田　隆人
陶山　竜馬　　盛　　子愷　　清宮　篤
瀬川　珠未　　関　　翔太　　関　　陽紀
関根　拓海　　関野　洋香　　関原絵里香
瀬下　駿希　　妹尾　成晃　　副島　裕二
添野　将嗣　　曾我　朋花　　園部　稜太
傍島佑一郎　　孫　　夏偲　　孫　　大翔
大藤　和希　　大道寺陽斗　　題府　涼馬
田浦　雅経　　高井　梨帆　　高井　良太
高岡　暁　　高岡祥之介　　高岡　竜成
高木進之亮　　高木　隆文　　高久　真史
高崎　　成　　高島　彰男　　高島　準平
高嶋　大輝　　高須　　樹　　高月　美貴
高徳　珠希　　高橋　東真　　高橋　杏奈
高橋　愛真　　高橋　佳佑　　高橋　昂右
高橋　周平　　高橋丈一郎　　高橋　　暖
高橋　俊博　　高橋　直路　　高橋　風香
高橋　　衛　　高橋　睦希　　高橋　もも
高橋　　和　　高橋　百芽　　高橋　力也
高橋　　遼　　高橋遼太朗　　高橋麟太朗
高松　宏肇　　高峰　歩夢　　高屋うらら
高柳　東子　　高山愛美理　　高山　大輝
瀧澤　純暉　　瀧田　　証　　滝田菜々子
滝本　峻也　　田久保　誠　　詫磨　勇哉
内匠　魁登　　武井　真之　　竹内　広野
竹岡　　快　　竹下　萌佳　　竹田　啓悟

児玉　歩未　　児玉　一晃　　児玉　　桃
児玉　悠真　　後藤花奈子　　後藤紗千子
後藤　進介　　後藤　拓己　　後藤　　鼓
古藤　　南　　後藤　祐輝　　小西　和也
古西　菜穂　　小早川舞優　　小林英輝子
小林　薫子　　小林　一則　　小林　柊斗
小林　周平　　小林　　伸　　小林　大樹
小林　昂生　　小林　丈留　　小林　龍人
小林　知樹　　小林　葉月　　小林　史佳
小林　瑞紀　　小林　勇太　　小林佑太郎
小林　優斗　　小巻　政貴　　小松　勇斗
小松　大登　　小松　ゆい　　小松　夢叶
小宮　慧大　　米田　　宗　　小森　　英
小森谷脩斗　　小山　友和　　小山　智則
児山　　凌　　近藤　晃史　　近藤　龍彦
近藤　千晴　　近藤　百花　　金堂　龍斗
近藤　　良　　近藤　涼介　　齋田　夕菜
齋藤　顕秀　　斉藤有結実　　斎藤　皐平
斉藤　正真　　齋藤　　秀　　西堂なつみ
齋藤　英俊　　齋藤　飛馬　　齋藤美有紀
齊藤　悠希　　齊藤　琉世　　境　　美月
酒井　里佳　　寒河江志織　　榊原　双葉
逆井　遥暉　　坂元　拓未　　阪本　徹太
酒本　智雄　　坂本　盛應　　坂本　夕佳
坂元　瑠衣　　佐久間健斗　　佐久間晴子
佐久間　悠　　櫻井　　陽　　桜井　哲平
櫻井　了生　　櫻町　友子　　佐々木亨輔
佐々木貴教　　佐々木彪雅　　佐々木真優
濱田美也子　　佐々木　玲　　笹本　怜
佐藤　　翔　　佐藤　佳子　　佐藤　和希
佐藤　紘貴　　佐藤　洸介　　佐藤慎一郎
佐藤　鈴夏　　佐藤　成志　　佐藤　太基
佐藤　拓明　　佐藤としえ　　佐藤　智哉
佐藤　史華　　佐藤蒔和人　　佐藤　友己
佐藤　優尽　　佐藤　幸永　　佐藤　洋平
佐藤　龍一　　佐藤　亮太　　佐野弘志朗
佐野　公祐　　佐野　康大　　佐野　　護
猿山　幸村　　更田　彩音　　猿渡凜太郎
澤　侑香里　　沢木　優希　　澤村　一輝
澤村　憲伸　　産本　颯佑　　椎名　　春
塩入　大輔　　汐田樹希亜　　塩田　法郁
志賀　和人　　式井　　悠　　軸丸　　俊
繁森　達矢　　篠崎　　彩　　篠崎　王介
篠崎　晴天　　篠田　蒼真　　篠田　大旗
信田　奈那　　篠田龍太朗　　篠原　結衣
芝　佳奈子　　柴田　一騎　　柴田　美奈
柴田　悠希　　芝本　佳樹　　島倉　康平
島崎　新大　　島崎　健太　　嶌嵜　望紗
嶋田　佳奈　　島田　響子　　島田　暁行

加藤　雷基　　加藤　怜奈　　上遠野晴大
門脇　悠亮　　金井　沙綾　　金尾　浩輝
金岡　大飛　　金崎　哲平　　金澤　圭真
兼子　　開　　金田　将之　　加納　知佳
鎌田　航輝　　鎌田　大将　　神長　健允
神長　昂佑　　上平　　華　　上村日奈子
上村　由紀　　神谷　佳奈　　神矢信之輔
神谷　匠海　　亀井　菜央　　亀岡　諒大
亀田　隼人　　鴨　　温希　　加茂　寛紹
嘉陽　宗太　　柄澤　宏樹　　狩野　　廉
河井　太希　　河合　秀喜　　川石　萌香
川上　光誠　　川上　東洋　　川上　梨奈
川岸　　遼　　川口　紗貴　　川崎　智紀
川路　達宏　　川島　渉吾　　河島　大地
川島　裕司　　川島　　蓮　　川田　慧大
川田　未来　　河野　　舞　　川端　英嗣
河原　雄一　　川原　由莉　　河原　　遼
河邉　瑠奈　　河村　大輔　　川村　美結
河本　和葉　　神吉　凌佑　　菅野恵里加
木内　彩奈　　木内　　楓　　木岡　達郎
菊池　峻一　　菊地　竜洋　　菊地　智洋
菊池　寛斗　　菊地　結衣　　岸　　千馬
岸田　大督　　岸本　大聖　　岸本　良美
北風　　詩　　北地　　敦　　北嶋　悠悟
北田　知花　　木谷　晋輔　　北野　堅信
北村　海隼　　北山なぎさ　　衣川　莉夏
記野　泰行　　紀之定峰矢　　木下　彩佳
木下　貴弘　　木下　靖朗　　木下　裕貴
木村　愛恵　　木村　由治　　木本　貴翔
清本　由萌　　金　　亜美　　釘宮　秀次
草野　和花　　楠見　　歩　　工藤　夏耶
工藤紗都子　　國井里和子　　國嶋龍之介
國増雄一郎　　國盛　達郎　　久富木志帆
久保　　猛　　久保　直輝　　久保　海晴
窪　　佳彦　　窪田　　航　　熊谷　　駿
熊谷　光剛　　組橋　祐貴　　倉上　悠汰
藏重　大樹　　倉橋　英嗣　　栗橋　竜司
栗原　健輔　　黒島　佳乃　　黒田　正義
黒田　長稔　　黒松　育也　　黒松　真衣
黒宮　沙代　　劔　　淳　　桑原　真俊
桑原　　遼　　小池　聡司　　小池　　雛
小池　洋平　　小磯慶一郎　　小出　倖規
古井戸暉雄　　小井土直生　　黄　　譽謙
向後　　篤　　駒城　拓真　　江田　和正
香田　常克　　高野　　壮　　河野　力也
合堀　颯人　　香山康太郎　　古賀　千晴
古賀　史啓　　小粥康太郎　　越　　知弥
越野　健人　　小島　綜太　　小菅　遥香
小瀧　郁未　　小武遼太朗　　小谷　達哉

安田　英郷　安谷龍太郎　谷田部洋輝
柳　香里　柳澤　在基　柳澤　勝弘
柳澤　優那　柳田　杏菜　柳原　弘樹
柳原　良洋　矢野　絹佳　養父緒里咲
山内健太郎　山内菜々夏　山内　陸史
山浦　元気　山岡　大道　山岡　優太
山北　怜　山極　丈　山口あゆ美
山口　源人　山口翔太郎　山口　夏輝
山口　陽大　山口　諒　山口　佑治
山口　祐平　山口　倖央　山口　義愛
山崎　甲斐　山崎俊太郎　山崎　天
山崎　智也　山崎　雅也　山下　一貴
山下　航征　山下　智史　山下　詩織
鈴木　淳也　山下　聡太　山下竜之介
山田　彪人　山田　佳穂　山田　大樹
山田　千夏　山田はるか　山田　昌幸
山田　佳樹　山田龍之介　山中　智生
山根　弓奈　山野内晴菜　山村　皐樹
山本　夏凜　山本　敬子　山本　耕也
山本　章悟　山本　真平　山本　真生
山本　真也　山本　侑樹　山本　裕貴
山本　悠介　山守　皓己　由井　智樹
靱　健司　柚木　悠甫　横井　佑真
横尾　大貴　横尾　祐月　横尾　龍星
横澤　将幸　横島　由紀　横田慎一郎
横塚健太郎　横幕　悠　横山　あい
横山　海斗　吉井　太郎　吉池　百栞
吉江　実咲　吉岡　爽乃　吉岡　翼
吉賀　結美　吉川　翔　吉川　美帆
吉川　由夏　吉川　隆成　好川龍之介
吉澤　健二　吉田　朝　吉田　愛弓
吉田　育未　吉田　圭織　吉田　憲正
吉田　堅士　吉田　公成　吉田　糸麻
吉田　翔真　吉田慎太郎　吉田　奈央
吉田　遥香　吉田　茉央　吉田　良護
吉田和喜子　吉留明日翔　吉中　健太
芳仲　琴音　吉村　柊太　依田　尚己
米田　慶司　米田　隼　米田ソテツ
米田　基樹　李　世輝　李　勇紀
力武龍一郎　劉　佳旭　林　鳳英
呂　恪涵　六角　勇人　若月　瞳
脇坂将太朗　脇坂　冬蘭　脇田孝史郎
和田　菜月　和田　優哉　渡邉　敦紀
渡邉　杏　渡部加奈子　村松　佳穂
渡部　恭太　渡邊　健太　渡邉　滉太
渡邉　紗樹　渡邊　柊　渡邉　隆之
渡邊　哲也　渡辺　菜月　渡邉ひかり
渡邉　嘉斗　渡邉　元宏　渡辺　祐奈
渡邊　陽介　渡邉　莉子　渡部　亮
渡會　然

松井祐紀子　松井祐規也　松浦　夏音
松浦みず紀　松尾　太暉　松尾　美咲
松尾　龍　松岡　佑季　松坂　光邦
松崎　美音　松下　恭大　松下　慧輝
松下　穣　松嶋　秀　松田　大地
松田　匠実　松田　祐季　松田　陸
松田　陵　松永　尭　松永　直樹
松波　英二　松野有希子　松原　七海
松原　悠人　松丸　朔也　松丸　佑都
松本　伊織　松本　健汰　松本　高輝
松本　幸大　松本　柊希　松本　祥吾
松本　龍樹　松本　春香　松本　美怜
松元　悠人　松本　有平　松本　幸音
松本　リヲ　松山　潤　松山　智紀
丸山　築月　丸山　桃果　三浦　将真
三浦　優歩　三浦　綾介　三笠史央里
三上明日香　三上　遼　三川　貴大
三木　俊弥　御宿　壮太　見島　淳太
三島　悠河　水嶋　那生　水田万柚子
水鳥　祐太　水野あかり　水野　直
水野　七海　水野　真晴　溝渕　賀子
箕田七奈子　三谷　夏帆　道井　大貴
満留　優子　三橋　勇斗　三友　一輝
皆川萌々奈　南　海汰　南　和希
峯坂　尚明　峯村　朋之　箕輪　岳弥
宮川　和己　宮川　智帆　宮城真衣子
三宅　萌　都澤　和音　宮澤　貴史
宮澤　拓哉　宮下　学了　宮下慶太郎
宮下　知也　宮田　知仁　宮田　誠也
宮谷　謙吾　宮原　惇碩　宮原　一樹
宮原　秀明　宮前　汐葉　宮本　岳
宮本　尚希　宮本　龍一　美和　恭平
六浦　優太　六名　章　武藤　新大
村井　円香　村上　葵　村上愛優加
村上　和歩　村上孝太郎　村上　静夏
村上　大介　村上　貴音　村上仁奈子
村角　知信　村田　恵理　村田　魁斗
村田　一真　村田　昂大　村田　勇太
村田祐太郎　村松　敦矢　室田　尚太
室根　由了　目黒　友暉　女澤　雄一
毛利　俊介　元木　琢己　本村　律子
森　彩奈　森　由梨　森　亮斗
森　瑠衣　森岡　純　森岡　初音
守川　梨琉　森下　太智　森田　歩
森田　一輝　森田　大雅　森田　葉月
森田　実夢　森村　春杜　森本　敢大
森本　早紀　森山　美結　森山　亮輔
森脇佳乃子　八木岡菜美　柳下　知子
八木橋知子　矢澤　真　矢島　和貴
安井　悠揮　安池　広隆　安田　陽

平井　美保　平田　航大　平田　笙太
平田真乃香　平田　友悟　平塚　隆史
平野　有桜　平野　健太　平野　達士
平野　祉克　平野　智大　平野　智義
平野　茉優　平野　瑞季　平野　悠
平松亜子佳　平松　球生　平松　真洋
平山　泰地　平山　妙子　拾井　玄雄
廣池　正太　廣岡宗一郎　廣岡柚木子
広島陽一朗　広部　圭亮　廣部　直哉
深澤翔太郎　深沢　友彦　深澤　義博
深瀬　直生　深田　風太　深堀つづみ
福岡　和晃　福島　綾音　福島　裕洋
福田　敦　福田　創太　福田　萌
福田　廉　福留　崇弘　福畑翔太郎
福間　右教　福本　織恵　福本　媛乃
福本裕賀子　藤井　翔　藤井　咲妃
藤井　徹　藤井　悠暉　藤井　結日
藤井　有子　藤井　悠作　藤井　莉子
藤岡　優希　藤木　優大　藤澤奈々穂
藤澤　温樹　藤澤　浩哉　藤澤みなみ
藤澤　隆平　藤田健太郎　藤田　樹
藤田　麻央　藤田　万尋　藤田　泰之
藤田　悠太　藤田　侑斗　藤田　燎河
藤永　惇寛　藤野　兼佑　藤野　智陽
藤村　敦　藤村　颯大　藤村　暢彦
藤村　利勇　藤本　暁平　藤本　弘樹
藤本　美羽　藤生　瑞貴　藤原　愛
藤原　晃大　藤原　大輔　藤原　晴也
藤原　優希　藤原　佑月　船井　真優
舟久保依沙　船戸ありさ　船橋明日香
古川　開大　古澤　遼　古谷　彰務
古屋敷賢人　古山　奈生　外間　康幸
保木本晃正　星　和華子　保科　颯太
保科　真帆　星野　隆就　細川　大輔
細田　新　細谷　そら　細山　恵吾
堀田　浩貴　穂積　憧子　堀　優香子
堀江　智仁　堀江　元彦　堀川　千里
堀切　王貴　宮垣謙志郎　堀端　優一
本田　彩葉　本多　素子　本田　祐規
本田　龍人　本間　凪乃　前川　達哉
前田　翼　前田　隼人　前田　亮
牧　裕大　牧田ことみ　蒔田　優美
槇山　絢美　正木　直斗　眞島　大河
増井　達也　増田　耀　増田　悠人
又野　哲太　町野　晴基　松井　海都
松井　淳　松井　碩孝　松井　優

仲田　晃希　長田　彩利　中田　匠
永田　新陽　永田　悠翔　永谷　佳凜
中塚　悠　長友　亮太　中西　康文
中根　岳彦　中野　晶　中野　翔貴
中野　智稀　中野　友温　中野　鴻史
中野真梨子　永野　悠太　長浜　達彦
長浜　駿斗　中林　一真　永原　優香
中原　優　中村　海斗　中村虎太郎
中村　俊輔　中村　太一　中村　秀晴
中村　奎斗　中村　美咲　中村悠太郎
中村　勇道　中村　有希　仲村　龍哉
中村　亮　中森健太郎　中森　心
長森　建旺　中安　智之　中山晶一朗
中山　善成　那須　知樹　生井　女蓮
成山　雅人　難波　祥也　新出　雄亮
贄田　美里　西　巧馬　西　穂奈美
西尾　洋輝　西岡　遼太　西川　量
西嶋　慶太　西嶋　弘晃　西田　康司
西廣　律希　西部　元輝　西俣　結貴
西村　海音　西村　耕平　西村　秀清
西本　願真　西本　幹大　仁田坂愛海
二藤　爽　二瓶　真和　根岸　琉冴
根本　堅　根本　真琴　野稲　和基
野垣　茉子　野木　紬　野口潤之介
野口　真央　野崎　正邦　野尻　悠菜
能勢　直征　野田亜季子　野田　大樹
野田　美穂　野々村亮一　野村　篤史
野村　紗希　野村　周平　野村　晋作
野村　直人　野本　京佑　萩尾　仁
萩本　諒　萩原緋奈子　箱井　寛紀
箱田　雄太　橋口新一郎　橋本　息吹
橋本　幸汰　橋本　惇平　橋本　知希
橋本万理乃　蓮見　奈々　長谷しほり
長谷川航平　長谷川さくら
長谷川　崇　長谷川芳仁　畑　克哉
畑野　梓　波多野　胤　旗本　威風
畑山　玲央　服部　凌　馬場　涼乃
浜口　晃輔　濱口　典宏　浜島　慶心
浜田　聖　早川　一樹　早川盾一郎
早川　響　早坂　拓能　林　顕太郎
林　哲平　林　慶輝　林　正則
林　勇希　林　佑紀　林　龍太郎
林谷　絢音　原口　真緒　原田かれん
原田　紗希　原田　直仁　原田　もえ
原田　悠作　原田　理沙　原見　悠斗
春田　壮史　春野　優希　春山　景介
半村　悠樹　比嘉　結衣　東野　涼
疋田　純平　引野　伸昭　樋口　智之
樋上　純　平井　英次　平井駿之介

決算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和８年２月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年４月30日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	80,698,000,000	7,263,899,505	33,706,911,950	40,970,811,455	△39,727,188,544	50.7
租税	79,668,000,000	7,167,550,762	33,028,246,543	40,195,797,306	△39,472,202,693	50.4
所得税	24,659,000,000	2,029,583,213	12,319,920,752	14,349,503,965	△10,309,496,034	58.1
法人税	19,596,000,000	2,526,547,871	6,193,008,191	8,719,556,063	△10,876,443,936	44.4
相続税	3,693,000,000	358,324,215	1,856,151,899	2,214,476,114	△1,478,523,885	59.9
消費税	25,543,000,000	1,696,493,734	9,599,571,231	11,296,064,965	△14,246,935,034	44.2
酒税	1,112,000,000	72,910,042	488,628,874	561,538,916	△550,461,083	50.4
たばこ税	953,000,000	96,525,379	489,671,766	586,197,145	△366,802,854	61.5
揮発油税	1,800,000,000	191,088,000	849,244,785	1,040,332,786	△759,667,213	57.7
石油ガス税	4,000,000	322,721	2,057,344	2,380,065	△1,619,934	59.5
航空機燃料税	40,000,000	3,320,409	21,349,318	24,669,728	△15,330,271	61.6
石油石炭税	601,000,000	49,181,876	262,837,945	312,019,822	△288,980,177	51.9
電源開発促進税	307,000,000	24,224,190	162,932,940	187,157,131	△119,842,868	60.9
自動車重量税	407,000,000	33,650,213	231,181,729	264,831,942	△142,168,057	65.0
国際観光旅客税	49,000,000	5,177,456	28,538,614	33,716,070	△15,283,929	68.8
関税	895,000,000	79,391,452	517,177,987	596,569,439	△298,430,560	66.6
とん税	9,000,000	809,986	5,972,529	6,782,516	△2,217,483	75.3
地価税	—	—	631	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	96,348,742	678,665,406	775,014,148	△254,985,851	75.2
官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	3,711,704	47,093,889	50,805,594	△974,270	98.1
政府資産整理収入	293,761,786	32,510,999	195,189,757	227,700,756	△66,061,029	77.5
国有財産処分収入	33,515,978	2,856,647	25,821,330	28,677,977	△4,838,000	85.5
回収金等収入	260,245,808	29,654,352	169,368,426	199,022,778	△61,223,029	76.4
雑収入	9,401,725,134	184,340,515	6,631,905,835	6,816,246,351	△2,585,478,782	72.4
国有財産利用収入	124,681,532	6,453,351	111,861,267	118,314,619	△6,366,912	94.8
納付金	1,445,326,205	28,971,521	457,913,923	486,885,444	△958,440,760	33.6
諸収入	7,831,717,397	148,915,643	6,062,130,644	6,211,046,287	△1,620,671,109	79.3
公債金						
公債金	40,343,072,460	4,631,181,308	25,583,372,270	30,214,553,578	△10,128,518,881	74.8
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,712,880,582	—	12,956,879,858	12,956,879,858	10,243,999,276	477.6
合計	133,501,219,827	12,115,644,032	79,121,353,561	91,236,997,594	△42,264,222,232	68.3

(2)　歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,482,067	448,902	8,459,746	8,908,648	4,573,418	66.0
国会	147,414,817	7,586,453	104,979,731	112,566,185	34,848,631	76.3
裁判所	387,286,639	20,967,708	264,287,342	285,255,050	102,031,588	73.6
会計検査院	17,774,423	1,009,698	13,275,058	14,284,757	3,489,666	80.3
内閣	250,312,917	6,212,341	73,304,053	79,516,395	170,796,522	31.7
内閣府	7,733,114,055	684,132,977	2,882,226,339	3,566,359,317	4,166,754,737	46.1
デジタル庁	339,134,971	6,520,343	76,961,278	83,481,622	255,653,349	24.6
総務省	22,854,135,290	144,427,839	21,771,590,268	21,916,018,108	938,117,181	95.8
法務省	994,758,162	65,170,858	669,979,623	735,150,482	259,607,679	73.9
外務省	1,069,101,914	73,730,869	662,987,407	736,718,277	332,383,637	68.9
財務省	31,572,049,123	409,095,246	22,252,950,063	22,662,045,310	8,910,003,813	71.7
文部科学省	8,474,153,927	363,767,935	5,418,201,720	5,781,969,656	2,692,184,270	68.2
厚生労働省	37,375,137,946	3,282,209,042	27,921,881,092	31,204,090,134	6,171,047,811	83.4
農林水産省	4,256,749,515	189,865,849	1,635,274,445	1,825,140,294	2,431,609,220	42.8
経済産業省	3,928,869,096	746,754,728	1,554,577,122	2,301,331,850	1,627,537,245	58.5
国土交通省	12,952,037,146	343,462,227	2,612,855,674	2,956,317,901	9,995,719,244	22.8
環境省	860,773,773	19,492,283	250,070,800	269,563,083	591,210,690	31.3
防衛省	10,518,200,058	747,049,738	5,802,796,738	6,549,846,476	3,968,353,581	62.2
合計	143,744,485,847	7,111,905,045	93,976,658,508	101,088,563,553	42,655,922,293	70.3

2　特別会計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	53,112,630,257	5,309,753,312	42,184,207,343	47,493,960,655	△5,618,669,601	89.4
歳出	52,965,872,357	1,044,893,509	49,859,991,638	50,904,885,148	2,060,987,208	96.1
地震再保険						
歳入	117,427,430	6,474,868	89,370,847	95,845,716	△21,581,713	81.6
歳出	117,427,430	142,855	2,055,076	2,197,931	115,229,498	1.8
国債整理基金						
歳入	220,716,411,758	8,680,298,015	192,204,864,287	200,885,162,302	△19,831,249,455	91.0
歳出	223,802,235,688	7,277,383,463	173,377,350,317	180,654,733,780	43,147,501,907	80.7

外国為替資金							
歳入	4,942,991,669	314,020	1,302,428,763	1,302,742,783	△ 3,640,248,885	26.3	
歳出	1,545,794,724	55,335,859	521,867,597	577,203,456	968,591,267	37.3	
財政投融資							
財政融資資金勘定							
歳入	23,436,397,274	23,669,238	20,191,655,263	20,215,324,502	△ 3,221,072,771	86.2	
歳出	23,436,397,274	4,681,977	20,264,589,493	20,269,271,470	3,167,125,803	86.4	
投資勘定							
歳入	982,170,202	177,304	845,238,269	845,415,573	△ 136,754,628	86.0	
歳出	1,021,170,202	55,306,025	333,310,507	388,616,532	632,553,669	38.0	
特定国有財産整備勘定							
歳入	40,439,908	8	29,649,832	29,649,840	△ 10,790,067	73.3	
歳出	5,380,687	1,411,317	1,975,022	3,386,339	1,994,347	62.9	
エネルギー対策							
エネルギー需給勘定							
歳入	3,802,269,093	1,838,412,160	2,345,725,628	4,184,137,788	381,868,695	110.0	
歳出	4,555,091,579	138,191,716	2,459,771,819	2,597,963,536	1,957,128,043	57.0	
電源開発促進勘定							
歳入	507,690,758	10,201,305	325,727,778	335,929,084	△ 171,761,673	66.1	
歳出	560,015,075	92,349,871	154,326,512	246,676,384	313,338,691	44.0	
原子力損害賠償支援勘定							
歳入	12,169,336,286	300,726,855	7,193,341,802	7,494,068,658	△ 4,675,267,627	61.5	
歳出	12,169,336,286	453,926,855	7,039,977,527	7,493,904,382	4,675,431,903	61.5	
先端半導体・人工知能関連技術勘定							
歳入	585,287,619	38,627,630	473,383,489	512,011,119	△ 73,276,499	87.4	
歳出	585,287,619	—	301,000,000	301,000,000	284,287,619	51.4	
労働保険							
労災勘定							
歳入	1,260,215,646	125,332,942	957,127,722	1,082,460,664	△ 177,754,981	85.8	
歳出	1,107,811,516	109,747,984	856,685,879	966,433,864	141,377,652	87.2	
雇用勘定							
歳入	2,394,700,619	286,722,950	1,720,967,272	2,007,690,222	△ 387,010,396	83.8	
歳出	2,197,095,893	149,797,049	1,600,299,799	1,750,096,849	446,999,043	79.6	
徴収勘定							
歳入	4,257,725,436	831,331,752	3,502,054,723	4,333,386,476	75,661,040	101.7	
歳出	4,257,787,169	522,820,117	3,009,489,851	3,532,309,968	725,477,200	82.9	
年金							
基礎年金勘定							
歳入	28,557,395,255	4,792,577,182	23,724,046,076	28,516,623,258	△ 40,771,996	99.8	
歳出	28,557,395,255	3,740,485,353	21,855,466,085	25,595,951,438	2,961,443,816	89.6	
国民年金勘定							
歳入	4,312,450,059	632,033,330	3,450,444,449	4,082,477,780	△ 229,972,278	94.6	
歳出	4,312,450,059	639,413,032	3,597,939,884	4,237,352,917	75,097,141	98.2	
厚生年金勘定							
歳入	52,432,946,234	7,547,378,333	40,348,577,965	47,895,956,298	△ 4,536,989,935	91.3	
歳出	52,432,946,234	8,660,661,409	42,811,779,614	51,472,441,024	960,505,209	98.1	
健康勘定							
歳入	13,768,540,281	1,382,444,928	9,683,193,011	11,065,637,939	△ 2,702,902,341	80.3	
歳出	13,768,540,281	1,409,341,261	11,001,897,232	12,411,238,493	1,357,301,787	90.1	
業務勘定							
歳入	1,247,034,313	124,184,170	1,007,692,396	1,131,876,567	△ 115,157,745	90.7	
歳出	1,247,034,313	92,739,074	815,676,027	908,415,102	338,619,210	72.8	
子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
歳入	4,818,001,025	595,427,201	3,874,953,191	4,470,380,392	△ 347,620,632	92.7	
歳出	4,905,721,821	28,013,006	3,291,421,897	3,319,434,903	1,586,286,918	67.6	
育児休業等給付勘定							
歳入	1,068,697,363	107,721,009	781,631,498	889,352,508	△ 179,344,854	83.2	
歳出	1,068,697,363	160,404,290	708,049,164	868,453,454	200,243,908	81.2	
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
歳入	247,250,231	4,152,791	256,606,715	260,759,507	13,509,276	105.4	
歳出	247,250,231	1,605,941	162,734,072	164,340,013	82,910,217	66.4	
食糧管理勘定							
歳入	922,420,785	46,025,894	620,196,974	666,222,868	△ 256,197,916	72.2	
歳出	934,775,795	30,454,517	480,991,949	511,446,467	423,329,328	54.7	
農業再保険勘定							
歳入	100,836,552	5,746,802	49,631,503	55,378,305	△ 45,458,246	54.9	
歳出	96,721,563	6,524,720	42,234,677	48,759,398	47,962,164	50.4	
漁船再保険勘定							
歳入	7,894,751	205,274	6,471,777	6,677,051	△ 1,217,699	84.5	
歳出	6,878,861	274,024	3,227,999	3,502,024	3,376,836	50.9	
漁業共済保険勘定							
歳入	27,044,253	500,000	8,754,086	9,254,086	△ 17,790,166	34.2	
歳出	11,501,201	534,189	8,163,842	8,698,031	2,803,169	75.6	
業務勘定							
歳入	24,005,361	956,143	8,132,152	9,088,295	△ 14,917,065	37.8	
歳出	24,028,791	945,469	8,043,473	8,988,942	15,039,848	37.4	
国営土地改良事業勘定							
歳入	8,413,420	8	2,557,296	2,557,305	△ 5,856,114	30.3	
歳出	9,191,885	107,059	1,542,632	1,649,691	7,542,193	17.9	
国有林野事業債務管理							
歳入	334,314,124	96,307,673	237,990,088	334,297,762	△ 16,361	99.9	
歳出	334,314,124	96,307,673	237,990,088	334,297,762	16,361	99.9	
特許							
歳入	262,683,987	13,704,071	256,272,175	269,976,247	7,292,260	102.7	
歳出	154,677,660	9,458,512	99,940,301	109,398,814	45,278,845	70.7	
自動車安全							
自動車事故対策勘定							
歳入	656,227,851	870,334	83,319,830	84,190,165	△ 572,037,685	12.8	
歳出	34,274,104	3,390,698	16,122,190	19,512,889	14,761,215	56.9	

自動車検査登録勘定							
歳　　入	45,049,850	3,471,816	37,593,155	41,064,971	△	3,984,878	91.1
歳　　出	44,491,031	1,307,775	20,030,396	21,338,172		23,152,859	47.9
空港整備勘定							
歳　　入	395,248,271	34,478,328	404,749,735	439,228,063		43,979,792	111.1
歳　　出	500,554,560	19,205,240	193,431,279	212,636,519		287,918,040	42.4
東日本大震災復興							
歳　　入	767,546,621	101,441,106	573,318,400	674,759,507	△	92,787,113	87.9
歳　　出	830,140,064	24,749,288	191,872,611	216,621,900		613,518,164	26.0

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計		収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫							%
収　　入	13,976,035	1,081,900	7,250,776	8,332,676	△	5,643,358	59.6
支　　出	11,936,279	541,446	7,614,009	8,155,456		3,780,822	68.3
株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務							
収　　入	202,077,485	9,773,446	124,576,860	134,350,307	△	67,727,177	66.4
支　　出	127,950,234	5,765,238	79,689,829	85,455,068		42,495,165	66.7
農林水産業者向け業務							
収　　入	55,428,254	1,340,310	36,451,421	37,791,732	△	17,636,522	68.1
支　　出	54,394,934	1,109,902	27,399,292	28,509,195		25,885,738	52.4
中小企業者向け業務							
収　　入	146,213,116	7,404,536	82,058,919	89,463,455	△	56,749,660	61.1
支　　出	65,160,091	4,720,314	32,380,692	37,101,007		28,059,083	56.9
信用保険等業務							
収　　入	289,927,847	14,457,768	212,970,993	227,428,762	△	62,499,084	78.4
支　　出	878,752,235	41,254,469	371,067,106	412,321,576		466,430,658	46.9
危機対応円滑化業務							
収　　入	12,842,017	225,756	8,594,514	8,820,270	△	4,021,746	68.6
支　　出	55,522,275	779,801	16,771,128	17,550,929		37,971,345	31.6
特定事業等促進円滑化業務							
収　　入	5,964,969	13,944	517,132	531,076	△	5,433,892	8.9
支　　出	5,964,967	4,782	514,119	518,901		5,446,065	8.6
株式会社国際協力銀行							
収　　入	1,973,709,011	54,603,630	932,186,291	986,789,922	△	986,919,088	49.9
支　　出	1,913,109,085	70,720,716	875,700,919	946,421,635		966,687,449	49.4
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門							
収　　入	170,455,297	10,032,126	144,766,024	154,798,150	△	15,657,146	90.8
支　　出	223,578,281	11,268,520	120,170,272	131,438,793		92,139,487	58.7

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

公　告

諸　事　項

外国監査法人等に関する公示

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の37第２項の規定により、外国監査法人等の届出事項の変更を次のとおり公示する。

2026年４月30日　　金融庁長官　伊藤　豊

(1)

届　出　日　2026年３月10日

届　出　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー

住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017―6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年２月23日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】インベスコＱＱＱ　トラスト・シリーズ１ 【主たる事務所の所在地】アメリカ合衆国、60515　イリノイ州、ダウナーズ・グローブ、レイシー・ロード3500番地、スイート700	―	

(2)

届　出　日　2026年３月11日

届　出　者　ケーピーエムジー　エスピーエー

住所又は所在地　イタリア共和国　ミラノ市　20124　ヴィア・ジョヴァンニ・バッティスタ・ピレッリ　38

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年３月９日	主たる事務所の所在地	イタリア共和国　ミラノ市　20124, ヴィア・ジョヴァンニ・バッティスタ・ピレッリ　38	イタリア共和国　ミラノ市　20124, ヴィア・ジョヴァンニ・バッティスタ・ピレッリ（番地なし）	

(3)

届　出　日　2026年３月16日

届　出　者　デロイト・エルエルピー

住所又は所在地　英国　EC4A 3HQ　ロンドンニューストリートスクエア　1

2026年３月９日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(4)

届　出　日　2026年３月16日

届　出　者　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ・エルエルピー

住所又は所在地　インド共和国　400　013　ムンバイ　エルフィンストーン・ロード（ウエスト）　セナパティ・バパット・マーグ　ワン・インターナショナル・センター　タワー３　31階

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年３月１日	役員の氏名	―	パンカジ・バグリ、ババック・ティムバディア	

2026年３月１日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

(5)

届　出　日　2026年３月17日

届　出　者　安進会計法人

住所又は所在地　大韓民国ソウル特別市永登浦区国際金融路10，one IFC，９階（〒07326）

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年３月13日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	株式會社ケーティー	

(6)
届　　出　　日　2026年３月23日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　カナダ　M5J 0B2　オンタリオ州　トロント市　ヨークストリート　18 PwC　タワー　スイート　2500

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年３月13日	役員の氏名	―	マリアム・ポッツァ	

(7)
届　　出　　日　2026年３月24日
届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー
住所又は所在地　アメリカ合衆国　10017―6204　ニューヨーク州　ニューヨーク　マディソン・アベニュー300番地

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2025年10月31日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	―	キーサイト・テクノロジーズ・インク	

(8)
届　　出　　日　2026年３月30日
届　　出　　者　ケーピーエムジーエルエルピー（ユーケイ）
住所又は所在地　英国、Ｅ145ＧＬ、ロンドン市、カナリーワーフ、カナダ・スクエア　15

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年３月30日	役員の氏名	―	ビーナ　メータ	

(9)
届　　出　　日　2026年４月２日
届　　出　　者　ケーピーエムジー　エルエルピー
住所又は所在地　ケイマン諸島、ＫＹ１―1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱493ＧＴ

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年１月27日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】豪州高配当株・ツインα　ファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ブラジル・エクイティ・アルファ・ファンド（適格機関投資家向け） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ＢＳＭＤグローバル・アドバンテージ・ファンド（適格機関投資家限定） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ダイワＪ―ＲＥＩＴ　カバード・コール・ファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ダイワ・ＷｉＬ３号ベンチャーキャピタル・ファンド 【主たる事務所の所在地】〒100―6752 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー　大和証券株式会社	―	

同上	同上	【名称】グローバル・高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド 【主たる事務所の所在地】〒100―0005 東京都千代田区丸の内一丁目３番２号　ＳＭＢＣ信託銀行株式会社	―	
同上	同上	【名称】ホルト日本株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家限定） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ジャパン・エクイティ・プレミアム・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒106―6024 東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ＫＫＲ　プライベート・マーケッツ・エクイティ・ファンド（米ドル建て） 【主たる事務所の所在地】〒100―6752 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー　大和証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】ＬＧＴ　グローバル・プライベート・クレジット・ファンド 【主たる事務所の所在地】〒100―0005 東京都千代田区丸の内一丁目３番２号　ＳＭＢＣ信託銀行株式会社	―	
同上	同上	【名称】ニッセイ日本株アクティブファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒106―6024 東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】東海東京ヌビーン　チャーチル　プライベート・キャピタル　ファンド 【主たる事務所の所在地】〒450―0002 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号東海東京証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】プレミアム・キャリー戦略ファンド 【主たる事務所の所在地】〒100―0005 東京都千代田区丸の内一丁目３番２号　ＳＭＢＣ信託銀行株式会社	―	

同上	同上	【名称】プリンシパル／ＣＳ・カナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】新生ワールド・ラップ・ファンド・ステイブル・タイプ（適格機関投資家限定） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	【名称】米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定） 【主たる事務所の所在地】〒100―0004 東京都千代田区大手町一丁目２番１号大手町ワンタワー　ＵＢＳ証券株式会社	―	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）―ＳＭＢＣフレンドクレディ・スイス豪ドル建　早期償還条項付償還時元本確保型　デリバティブファンド　07―09（日経平均連動分配型）	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ―エマージング・インフラ・ファンド（米ドル建）	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ―グローバル・フューチャーズ・セレクション満期時豪ドル建元本確保型ファンド	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ―ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンド（償還時豪ドル建元本確保型）	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ―ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンドⅡ（償還時豪ドル建元本確保型）	
同上	同上	―	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ―ＲＰＭマネージド・フューチャーズ連動ファンドⅢ（償還時豪ドル建元本確保型）	

⑽

届　　出　　日　2026年４月２日

届　　出　　者　ケーピーエムジー

住所又は所在地　香港　セントラル　チャター・ロード　10　プリンスビルディング　８階

2026年４月１日付けで、資本金の額又は出資の総額が変更された。

⑾

届　　出　　日　2026年４月７日

届　　出　　者　イーワイ・アカウンタンツ・ビーヴィー

住所又は所在地　オランダ王国　3011　XZ　ロッテルダム　ボンピュ　258

変更年月日	変更事項	変更内容		備考
		変更後	変更前	
2026年２月１日	役員の氏名	トム・ウィフリー	アンドレ・エリアス・ヴェインスマ	
2026年４月１日	同上	ナウト・ファン・エス	アウク・デ・ボス	

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年４月30日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本件は、九州高規格道路管理センターの路車間情報処理設備（以下「当該設備」という。）の改造に関する公示である。

改造とは、路車間情報処理設備の改造（保守運用データの更新）を行うものであり、設備の「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該設備の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、機能改造にあたり、既設設備の設計思想、技術的ノウハウの熟知が必要である。

よって、本改造は、当該設備の製作者（以下「特定法人」）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で４．の応募要件を満たし、当該設備の改造の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　件名　令和８年度路車間情報処理設備機能改造

⑵　対象設備　路車間情報処理設備

⑶　業務内容　路車間情報処理設備機能改造１式

⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和９年３月15日

⑸　概算金額　概ね24百万円

３．業務目的

本業務は、保守運用データの更新を行うため、路車間情報処理設備の改造を行うものである。

４．応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　開札までに令和７・８・９年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

③　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑵　技術力に関する要件

①　当該設備に係る検査・試験等に関する自らの体制を有すること。

②　当該設備の改造完了後の保守体制を有すること。

⑶　実績に関する要件

平成23年度以降において、元請けとして完成・引渡が完了した下記同種設備を製作し、据付した工事等、又は改造した工事等の実績を有すること。

同種設備：「路車間情報処理設備」

なお、「路車間情報処理設備」とは、通行車両に工事情報、規制情報、駐車場満空情報などの道路交通情報をリアルタイムに収集、処理し、ＶＩＣＳセンターや関係機関への配信する情報設備である。

５．手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局総務部契約課購買係　波多野航太

ＴＥＬ092―476―3509（内線2538）

②　技術関係

〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局企画部情報通信技術課電気・基準係

ＴＥＬ092―476―3548（内線3381）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和８年４月30日（木）から令和８年５月28日（木）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時30分から17時00分まで。

交付場所等：⑴①に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和８年５月29日（金）17時00分

提出場所等：⑴①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）又は電子メールによる。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴①に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和８年８月６日（木）17時00分

⑷　詳細は説明書による。

７．Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAKISHITA Yoshihiro, Director General of Kyushu Regional Development Bureau

⑵　Subject matter of service : system in provement in VICS 1 set

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 29 May 2026

⑷　Contact point for the notice : HATANO Kota Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakataku, Fukuokashi, Fukuokaken, 812―0013, Japan TEL 092―476―3509 EX.2538

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年４月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線 （茨城県潮来市延方から 茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県行方市小高から 茨城県行方市四鹿まで 茨城県行方市中根から 茨城県行方市中根まで 茨城県行方市両宿から 茨城県行方市両宿まで	新設工事	令和８年５月１日

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年４月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
常磐自動車道	福島県双葉郡大熊町（大熊ＰＡ）	改築工事	令和８年５月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第17号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑵㉔に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、令和４年11月４日及び令和７年12月26日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更いたしますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告１．⑵㉔に基づく企画割引に係る公告

企画割引「2026宿泊セット型ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着　静岡全域・箱根周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②イ．に定める区間まで１往復（西湘バイパスと新湘南バイパスを、西湘バイパスの西湘二宮インターチェンジと新湘南バイパスの茅ヶ崎海岸インターチェンジを経由して連続して通行する場合(i)も含む。(i)は以下、③から⑧において同じ。)し、かつ、⑷②イ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。)するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。)のうち、軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。)と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。)。

②　首都圏発着　河口湖・箱根・伊豆周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ロ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ロ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ロ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

③　首都圏発着　中部横断道周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ハ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ハ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

④　首都圏発着　南信州周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ニ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ニ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑤　首都圏発着　名古屋・静岡周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ホ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ホ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑥　首都圏発着　彦根・愛知・静岡・山梨周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヘ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヘ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑦　首都圏発着　三重全域周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑧　首都圏発着　三重全域周遊⑵

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ト．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ト．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑨　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②チ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②チ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑩　名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊⑵

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②チ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②チ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑪　名古屋発着　南信州・下呂周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②リ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②リ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑫　名古屋発着　静岡西部周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヌ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑬　名古屋発着　静岡東部周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ル．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ル．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑭　名古屋発着　南信州・甲府周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヲ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヲ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑮　名古屋発着　金沢・福井周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ワ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ワ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑯　名古屋発着　飛騨高山・白川郷周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②カ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②カ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑰　名古屋発着　富山・金沢・飛騨高山周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハ．に定める区間内のインターチェンジから⑷②ヨ．に定める区間まで１往復し、かつ、⑷②ヨ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑱　発着なし　彦根・愛知周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②タ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑲　発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②レ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑳　発着なし　富士山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ソ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉑　発着なし　静岡全域周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ツ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉒　発着なし　静岡・南信州周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ネ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉓　発着なし　小牧・安曇野・高山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ナ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉔　発着なし　小牧・米原・砺波周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ラ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉕　発着なし　金沢・加賀温泉郷・飛騨高山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ム．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車
㉖　発着なし　八日市・富山周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②．ウに定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉗　発着なし　三重北中勢周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヰ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉘　発着なし　三重全域周遊
⑶に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ノ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。
㉙　発着なし　三重全域周遊⑵
⑶に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷②ノ．に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等及び普通車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

周遊プラン	軽自動車等	普通車
首都圏発着　静岡全域・箱根周遊	4,500円	5,700円
首都圏発着　河口湖・箱根・伊豆周遊	2,400円	3,100円
首都圏発着　中部横断道周遊	3,200円	3,900円
首都圏発着　南信州周遊	4,300円	5,400円
首都圏発着　名古屋・静岡周遊	5,100円	6,400円
首都圏発着　彦根・愛知・静岡・山梨周遊	7,600円	9,500円
首都圏発着　三重全域周遊	8,100円	10,200円
首都圏発着　三重全域周遊⑵	8,900円	11,200円
名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊	6,100円	7,700円
名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊⑵	7,000円	8,800円
名古屋発着　南信州・下呂周遊	3,500円	4,400円
名古屋発着　静岡西部周遊	2,000円	2,500円
名古屋発着　静岡東部周遊	3,700円	4,600円
名古屋発着　南信州・甲府周遊	4,600円	5,700円
名古屋発着　金沢・福井周遊	4,800円	6,100円
名古屋発着　飛騨高山・白川郷周遊	2,500円	3,100円
名古屋発着　富山・金沢・飛騨高山周遊	5,600円	7,000円
発着なし　彦根・愛知周遊	3,400円	4,300円
発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊	1,600円	2,000円
発着なし　富士山周遊	2,600円	3,300円
発着なし　静岡全域周遊	2,600円	3,300円
発着なし　静岡・南信州周遊	3,200円	4,000円
発着なし　小牧・安曇野・高山周遊	4,300円	5,400円
発着なし　小牧・米原・砺波周遊	4,500円	5,700円
発着なし　金沢・加賀温泉郷・飛騨高山周遊	2,300円	2,900円
発着なし　八日市・富山周遊	4,200円	5,200円
発着なし　三重北中勢周遊	2,100円	2,500円
発着なし　三重全域周遊	2,400円	3,000円
発着なし　三重全域周遊⑵	2,700円	3,300円

⑶　実施する期間
令和８年５月１日から令和９年４月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。

⑷　適用区間
①　発着エリア
イ．・中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから上野原インターチェンジまで
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで
・第一東海自動車道の海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで
・首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで
・新湘南バイパスの全区間
・小田原厚木道路の全区間
・西湘バイパスの全区間
ロ．・中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまで
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜青葉インターチェンジまで

ハ．・中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから養老ＳＡスマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の豊川インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新城インターチェンジから東海インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから養老インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の全区間

② 周遊エリア
イ．首都圏発着　静岡全域・箱根周遊
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから音羽蒲郡インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから岡崎東インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・東富士五湖道路の全区間

ロ．首都圏発着　河口湖・箱根・伊豆周遊
・中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから笛吹八代スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから愛鷹スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから駿河湾沼津スマートインターチェンジまで
・首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで
・小田原厚木道路の全区間
・西湘バイパスの全区間
・新湘南バイパスの全区間
・東富士五湖道路の全区間

ハ．首都圏発着　中部横断道周遊
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから長坂インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間

ニ．首都圏発着　南信州周遊
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから駒ヶ岳スマートインターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから菊川インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから遠州森町スマートインターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間

ホ．首都圏発着　名古屋・静岡周遊
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから名古屋インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから東海インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから豊田藤岡インターチェンジまで
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで
・東富士五湖道路の全区間

ヘ．首都圏発着　彦根・愛知・静岡・山梨周遊
・中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから東海インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで
・北陸自動車道の長浜インターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから四日市東インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから菰野インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから養老インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の全区間
・東富士五湖道路の全区間

ト．首都圏発着　三重全域周遊、三重全域周遊(2)
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
チ．名古屋発着　東京・神奈川・静岡・山梨周遊
・中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから韮崎インターチェンジまで
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまで
・第一東海自動車道の海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから浜松いなさジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・新湘南バイパスの全区間
・西湘バイパスの全区間
・小田原厚木道路の全区間
・東富士五湖道路の全区間
リ．名古屋発着　南信州・下呂周遊
・中央自動車道西宮線の小淵沢インターチェンジから瑞浪インターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで
ヌ．名古屋発着　静岡西部周遊
・第一東海自動車道の吉田インターチェンジから三ヶ日ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の島田金谷インターチェンジから浜松いなさジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
ル．名古屋発着　静岡東部周遊
・第一東海自動車道の沼津インターチェンジから大井川焼津藤枝スマートインターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから藤枝岡部インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジ
ヲ．名古屋発着　南信州・甲府周遊
・中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから瑞浪インターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから岡谷インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから三ヶ日ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから浜松いなさジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間
ワ．名古屋発着　金沢・福井周遊
・東海北陸自動車道の美並インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまで
・北陸自動車道の砺波インターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから敦賀南スマートインターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の関ケ原インターチェンジから彦根インターチェンジまで
カ．名古屋発着　飛騨高山・白川郷周遊
・東海北陸自動車道の美並インターチェンジから五箇山インターチェンジまで
ヨ．名古屋発着　富山・金沢・飛騨高山周遊
・東海北陸自動車道の美並インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまで
・北陸自動車道の朝日インターチェンジから金沢西インターチェンジまで
タ．発着なし　彦根・愛知周遊
・中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまで
・第一東海自動車道の舘山寺スマートインターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから美濃インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから東海インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・北陸自動車道の長浜インターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから四日市東インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから菰野インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから養老インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の全区間
レ．発着なし　八王子・河口湖・沼津周遊
・中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから笛吹八代スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジから愛鷹スマートインターチェンジまで
・第一東海自動車道の海老名インターチェンジから海老名南ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで

・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから駿河湾沼津スマートインターチェンジまで
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまで
・首都圏中央連絡自動車道の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間
・新湘南バイパスの全区間

ソ．発着なし　富士山周遊
・中央自動車道富士吉田線の談合坂スマートインターチェンジから河口湖インターチェンジまで
・中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから長坂インターチェンジまで
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで
・東富士五湖道路の全区間

ツ．発着なし　静岡全域周遊
・第一東海自動車道の足柄スマートインターチェンジから音羽蒲郡インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新御殿場インターチェンジから岡崎東インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで

ネ．発着なし　静岡・南信州周遊
・中央自動車道西宮線の甲府南インターチェンジから駒ヶ岳スマートインターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで
・第一東海自動車道の富士インターチェンジから焼津インターチェンジまで
・第二東海自動車道の新富士インターチェンジから島田金谷インターチェンジまで
・第二東海自動車道の新清水ジャンクションから清水ジャンクションまで
・中部横断自動車道の新清水ジャンクションから富沢インターチェンジまで
・中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまで

ナ．発着なし　小牧・安曇野・高山周遊
・中央自動車道西宮線の諏訪南インターチェンジから小牧ジャンクションまで
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから養老スマートインターチェンジまで
・中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまで
・第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから小牧インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから白川郷インターチェンジまで
・第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまで
・東海環状自動車道の豊田東ジャンクションから養老インターチェンジまで
・安房峠道路の全区間

ラ．発着なし　小牧・米原・砺波周遊
・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまで
・北陸自動車道の高岡砺波スマートインターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道敦賀線の敦賀南スマートインターチェンジから敦賀ジャンクションまで
・東海環状自動車道の富加関インターチェンジから養老インターチェンジまで

ム．発着なし　金沢・加賀温泉郷・飛騨高山周遊
・東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまで
・北陸自動車道の富山インターチェンジから福井インターチェンジまで

ウ．発着なし　八日市・富山周遊
・中央自動車道西宮線の関ヶ原インターチェンジから八日市インターチェンジまで
・東海北陸自動車道の南砺スマートインターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまで
・北陸自動車道の富山インターチェンジから米原ジャンクションまで
・近畿自動車道敦賀線の敦賀南スマートインターチェンジから敦賀ジャンクションまで

ヰ．発着なし　三重北中勢周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから松阪インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで

ノ．発着なし　三重全域周遊及び三重全域周遊⑵
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ジャンクションから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

Ⅱ．令和７年12月26日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更

『２．企画割引「2026三重愛知ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車に

③　発着なし　三重県域周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷ハに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　発着なし　三重県域周遊②

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷ニに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　発着なし　三重県南部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷ホに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　発着なし　三重県中部周遊
⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷ヘに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑦　発着なし　三重県中部周遊②
⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷トに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。
⑧　発着なし　三重県北部周遊
⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷チに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。を、

⑵　割引を適用した後の料金の額に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　三重県域周遊	3,400円	4,300円
発着なし　三重県域周遊②	4,400円	5,500円
発着なし　三重県南部周遊	2,600円	3,200円
発着なし　三重県中部周遊	2,200円	2,800円
発着なし　三重県中部周遊②	2,600円	3,300円
発着なし　三重県北部周遊	2,000円	2,500円

を、

⑶　実施する期間に
ロ．令和８年５月１日から令和９年４月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）を、

⑷　適用区間　①周遊エリアに
ハ．発着なし　三重県域周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の全区間
ニ．発着なし　三重県域周遊②
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の全区間
ホ．発着なし　三重県南部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の四日市インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の菰野インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・近畿自動車道尾鷲多気線の紀伊長島インターチェンジから勢和多気ジャンクションまで
ヘ．発着なし　三重県中部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから松阪インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
ト．発着なし　三重県中部周遊②
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから松阪インターチェンジまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
チ．発着なし　三重県北部周遊
・近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから亀山インターチェンジまで
・近畿自動車道伊勢線の名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクションまで
・近畿自動車道名古屋神戸線の亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまで
・伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジから飛島インターチェンジまで
・東海環状自動車道のいなべインターチェンジから新四日市ジャンクションまで
を加える。

Ⅲ．令和４年11月４日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更
「企画割引の平日利用促進に関する社会実験」
⑴　割引をする自動車に、
㈡令和８年４月30日付けで公告した企画割引「2026宿泊セット型ドライブプラン」
を加える。

高速道路工事開始公告

中日本高速道路株式会社公告第18号

本会社において、高速道路の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年４月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始日
東海北陸自動車道	愛知県一宮市大毛	改築工事	令和８年５月１日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年４月30日
日本放送協会　経理局長　金子　　豊

○第 2026－２－１号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等件名及び数量　マイクロ波測定用スペクトラムアナライザーの調達　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による
⑷　納期　令和９年３月19日
⑸　納入場所　日本放送協会経理局長が指定する場所
⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により、定められた税率により算定された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

2　競争参加資格
競争入札参加資格の審査に関する公告に基づき、競争入札参加資格の登録をした者。なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は下記の場所に申請すること。〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１　日本放送協会経理局調達部　ＴＥＬ03―5455―5982　ＦＡＸ03―5455―2110

3　入札書の提出場所等
⑴　資料等（入札書を除く）の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　〒150―8001 東京都渋谷区神南２－２－１　日本放送協会内㈱ＮＨＫビジネスクリエイト　調達・管財事業部（送受信設備）　ＴＥＬ03―5455―5523　ＦＡＸ03―5455―5591　（㈱ＮＨＫビジネスクリエイトは日本放送協会の調達関係業務の業務委託先である。）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から、令和８年６月22日までの間、電子メールにより交付する。交付を希望する場合は、㈱ＮＨＫビジネスクリエイト　調達・管財事業部（資材２（国際調達））担当：竹本（ＴＥＬ03―5455―5790）　m07502-kokusai@li.nhk.or.jp までメールで連絡すること。
⑶　電子入札システムによる入札書の提出期間　令和８年６月23日10時30分から11時

4　開札の日時
令和８年６月23日11時

5　電子入札システムの利用
本件は、日本放送協会電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。詳細については入札説明書等のとおり。

6　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に記載した書類を指定した期限までに提出しなければならない。提出された書類等を審査の結果、みとめられた者に限り入札に参加できる。入札者は、開札日の前日までの間において、調達担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定　予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求要件をすべて満たし最低価格で入札を行った者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無
⑺　詳細は入札説明書等による

7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yutaka Kaneko Director of Financial Department Japan Broadcasting Corporation
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Microwave spectrum analyzer 1 set
⑷　Delivery period : 19 March 2027
⑸　Delivery place : Place(s) specified by Director of Financial Department Japan Broadcasting Corporation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who have applied and been listed in the permanent list of qualified suppliers
⑺　Term for the submission of tenders by electronic bidding system : from 10 : 30 to 11 : 00, 23 June 2026
⑻　Contact point for the notice : NHK Business Create INC., 2―2―1 Jinnan, Shibuya-ku, Tokyo 150―8001, Japan. TEL 03―5455―5790 FAX03―5455―5592

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和37年11月30日制定）の一部を次のように変更する。
令和８年３月25日
公立学校共済組合理事長　丸山　洋司

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

（掛金額及び地方公共団体等の負担金額）
第28条　法第113条第２項第１号、第２号、第２号の２及び第４号に規定する掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額（法第43条第１項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）及び標準期末手当等の額（法第44条に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て分		短期分	介護分	子ども・子育て分	
一般組合員 短期組合員	1,000分の46.60	1,000分の7.88	1,000分の1.15	1,000分の1.41	1,000分の46.60	1,000分の7.88	1,000分の1.15	1,000分の1.41
船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の44.92	1,000分の7.88	1,000分の1.15	1,000分の1.41	1,000分の48.28	1,000分の7.88	1,000分の1.15	1,000分の1.41

変更前

（掛金額及び地方公共団体等の負担金額）
第28条　法第113条第２項第１号、第２号及び第４号に規定する掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額（法第43条第１項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）及び標準期末手当等の額（法第44条に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員	1,000分の46.60	1,000分の8.04	1,000分の1.41	1,000分の46.60	1,000分の8.04	1,000分の1.41
船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の45.08	1,000分の8.04	1,000分の1.41	1,000分の48.12	1,000分の8.04	1,000分の1.41

2　［略］

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合	
	短期給付	福祉事業	短期給付	福祉事業
一般組合員 短期組合員 船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の3.53	1,000分の1.41	1,000分の3.53	1,000分の1.41

（任意継続掛金）

第28条の２　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護保険法（平成９年法律第123号）第150条第１項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の３第１項に規定する納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.20を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の15.76を乗じて得た額とし、子ども・子育て支援納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の2.30を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第33条　令和８年度における施行規程第７条第１項に規定する短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限度に係る定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

⑴　短期経理　1,920円

⑵　厚生年金保険経理　1,573円

⑶　退職等年金経理　1,541円

附　則

16　前項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における第33条の規定の適用については、同条中「⑶　退職等年金経理　1,541円」とあるのは、「⑶　退職等年金経理　1,541円　⑷　経過的長期経理　161円」とする。

別表第２（第３条、第31条関係）

名称	所在地
［略］ 公立学校共済組合病院統合準備センター ［略］	［略］

2　［同左］

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合	
	短期給付	福祉事業	短期給付	福祉事業
一般組合員 短期組合員 船員一般組合員 船員短期組合員	1,000分の3.78	1,000分の1.41	1,000分の3.78	1,000分の1.41

（任意継続掛金）

第28条の２　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）に係る掛金にあつては、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の93.20を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金にあつては、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の16.08を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第33条　令和７年度における施行規程第７条第１項に規定する短期経理、厚生年金保険経理及び退職等年金経理から業務経理に繰り入れることができる資金の額の限度に係る定款で定める金額は、次の各号に掲げる金額とする。

⑴　短期経理　1,735円

⑵　厚生年金保険経理　1,496円

⑶　退職等年金経理　1,031円

附　則

16　前項の規定により組合が経過的長期給付を行う間における第33条の規定の適用については、同条中「⑶　退職等年金経理　1,031円」とあるのは、「⑶　退職等年金経理　1,031円　⑷　経過的長期経理　153円」とする。

別表第２（第３条、第31条関係）

名称	所在地
［同左］ 公立学校共済組合近畿中央病院 ［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び破線で囲んだ部分に付した下線は注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から実施する。

2　変更後の第28条及び第28条の２の規定は、令和８年４月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

札幌市中央区南十六条西八丁目一番一五号

テラスコーポ　株式会社ゴット

代表清算人　寺川　義克

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

札幌市中央区北五条西十一丁目一六番一号

ライズ北５条ビル４Ｆ

特定非営利活動法人アトリエアール

清算人　田邉　尚也

解散公告

当社は、令和八年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

青森県東津軽郡平内町大字清水川字和山六四番地九　有限会社マルゼン鳥谷部商店

清算人　鳥谷部盛雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

青森市中央一丁目一八番九号

特定非営利活動法人ウィメンズネット青森

清算人　佐藤　恵子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

仙台市泉区紫山三丁目一六番地の六

株式会社斎藤予報士事務所

代表清算人　齋藤真由美

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

秋田県由利本荘市石脇字田頭二〇八番地の二

有限会社長田産業

清算人　長田　陽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福島県伊達郡川俣町字寺前一〇番地の九

株式会社Ｇｅｎｓｈｉｆｔ

代表清算人　齋藤孝太朗

解散公告

当社は、令和八年三月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県戸田市新曽八〇二―二エクリューズ二〇七

パフォーム合同会社

代表清算人　佐伯　浩一

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県春日部市内牧一四五六番地三

一般社団法人日本空手道錬武舘

代表清算人　竹花　郁子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県ふじみ野市亀久保六七〇番地

小野澤工業株式会社

代表清算人　小野澤芳夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県さいたま市南区根岸三丁目二三番一―三〇三号

来然工業株式会社

代表清算人　豊岡　拓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県川越市大字萱沼二七一三番地二

有限会社板橋機械産業

清算人　板橋　實

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県川越市大字寺井二一四番地一

有限会社ムトウ生花

清算人　建部　友子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

埼玉県戸田市川岸二丁目三番一―四〇七号

株式会社エリカ

代表清算人　オウビョウキン

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県香取市西田部一三〇九番地三四

株式会社郷

代表清算人　武田　泰明

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県野田市桐ヶ作八四四番地

株式会社ヨシダ家具

代表清算人　吉田　一己

解散公告

当法人は、令和八年三月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県君津市北子安五丁目一四番二六号

特定非営利活動法人淳風の里

清算人　橋本　公夫

解散公告

当社は、令和八年三月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県松戸市小金原九丁目六番地三〇号

バンブームーンデザイン合同会社

清算人　中村　潤太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉市花見川区幕張町五丁目三七四番地一

株式会社C＆C

代表清算人　張　暁　白

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県松戸市栗ケ沢字往還通七七七番地の七

有限会社サンエース

清算人　菅原　和史

解散公告

当社は、令和八年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都板橋区坂下二丁目二六番一九号

ストダジャパン有限会社

代表清算人　陳　　岩

解散公告

当社は、令和八年四月八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都足立区東綾瀬二丁目一三番五―三〇九号

松崎電機株式会社

代表清算人　松崎　吉成

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

一般社団法人バイオガスエネルギー

代表清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和八年四月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

合同会社白井バイオガス発電所

清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号

株式会社マリンナノファイバー

代表清算人　酒向　伸幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目三番五号七〇四

号室アークアウトソーシング株式会社内

フォンアルデンヌジャパン株式会社

代表清算人　今井　寛子

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年四月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋

一丁目ビルディング　合同会社いしずえ

清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都千代田区六番町六番二〇―二〇六号

マウリシオ・デ・ソウザ・プロダクショ

ンズ・ジャパン株式会社

代表清算人　タケダ・アリセ・ケイコ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区築地四丁目五番四号

有限会社河内園

清算人　戸張　庸次

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

株式会社ＮＴＴコノキュー

代表清算人　三浦　智史

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＨＫＴ１合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＨＫＴ２合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＨＫＴ３合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年四月三十日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＨＫＴ４合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都品川区南品川四丁目一五番三号

フォーチュン品川四〇一

株式会社ファニーステージ

代表清算人　吉田　清一

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区東日本橋三丁目八番地一号五

〇二号

株式会社アイ・アンド・アイ建築研究所

代表清算人　横田　房義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都日野市旭が丘二丁目一〇番地の七

ＡＭＩＴＹ株式会社

代表清算人　張　吉洪

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区北青山一丁目三番一号アール

キューブ青山三階　ワルツ株式会社

代表清算人　鄭　裕寅

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都西東京市ひばりが丘三丁目二番五一

号　株式会社アーチウェイ３Ｄ

代表清算人　大森　大介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目一二番三号

ＩＧブリッジパートナーズ株式会社

代表清算人　鈴木　智博

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯ

Ｊ税理士法人内

ＲＢソーラーディタホールディングス一

般社団法人　代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年四月二十八日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ＲＢソーラーディタ合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都台東区東上野一丁目二四番一〇号

有限会社宝飾工房ケイ・アルファ

清算人　國井　和夫

解散公告

当法人は、令和八年三月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都目黒区大橋一丁目七番一〇号

特定非営利活動法人地球市民協力隊

清算人　中坪　禎夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区六本木三丁目六番九号

ピンク・ジャパン株式会社

代表清算人　アンドレア・ピンク

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ミッドキャッスルホールディングス

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社宮古島開発

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社リオグランデ

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社ジャパン・ケア・ファシリティーズ

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社泉北リーシング

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社三河ロジデベロップメント

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社泉北開発

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は令和八年四月十四日をもって解散したので、当社に対して債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都板橋区徳丸四丁目四―五

合同会社ＬｕｘｅＡｓｃｅｎｄ

清算人　甲斐　航平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都豊島区南池袋一丁目九番一八号ＧＯＧＯオフィス池袋二一九号室

林鑫貿易合同会社

清算人　金　文康

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都文京区大塚三丁目二〇番一号紅屋茗荷谷ビル六Ｆ

株式会社ＬＣＭアプリケーションズ

代表清算人　鈴木　拓也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都国分寺市高木町二丁目三番地六一

アイ・ドットコム有限会社

清算人　鍵尾　隆治

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散致しましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。なお、右期間内にお申出がない時は清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都大田区東矢口二丁目六番一九号

ラビットソフト合同会社

代表清算人　若狭　健一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都江戸川区西葛西五丁目一番三号第六山秀ビル六〇二

特定非営利活動法人Ｏｆｆ　Ｏｆｆ　Ｂｒｏａｄｗａｙ　Ｊａｐａｎ

清算人　望月　龍平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階　Ａｐｐｌｉｖｅｒ株式会社

代表清算人　ラムゼイ　添田デビット

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

一般社団法人Ａ．Ｐ．１８

代表清算人　荒川　和也

解散公告

当社は、令和八年四月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

合同会社Ａ．Ｐ．１８

清算人　荒川　和也

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県川崎市高津区久本一丁目六番八号

株式会社Ｙａｍａｆｉｌｌ

代表清算人　川村遼太郎

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県横須賀市浦賀一丁目九番二号

一般社団法人ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ

代表清算人　山中　靖

解散公告

当組合は、令和八年三月二十日開催の総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一七番一八号サンハイツ相模大野第二（四〇一号）

相模南不動産事業協同組合

代表清算人　大場　直

解散公告

当社は、令和八年四月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県横浜市泉区和泉中央南四―二一―二八

有限会社イージェイ

清算人　八木美佐子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県鎌倉市台四―一五―一四

一般社団法人世界品質戦略研究所

代表清算人　江崎　和博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

川崎市宮前区野川本町一丁目一四番二号

株式会社アクセスコンサルティング

代表清算人　メノン　サティアパル　ガンガダラン

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により、同年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

横浜市鶴見区市場上町一〇番二―六〇四号

株式会社トリオヘルスケア

代表清算人　荒谷　英敏

解散公告

当法人は、令和八年四月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

横浜市港北区篠原北二丁目九番九号

特定非営利活動法人ハンドレッドスマイル

清算人　松村　拓也

解散公告

当社は令和八年四月一日解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県鎌倉市岡本一丁目一一番六―二号

株式会社Ｂｅ．ａｂｌｅ

代表清算人　仲西　広平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

神奈川県海老名市中央三丁目一番一七―一〇〇六号

株式会社ＭＡＲＶＥＬ

代表清算人　平吹　英来

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

横浜市港北区樽町四丁目一六番四〇号

有限会社新晃

代表清算人　星野　芳徳

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

横浜市港南区野庭町六三四番地

エフテックス有限会社

清算人　藤巻　隆

解散公告

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟市中央区女池神明二丁目八番一

特定非営利活動法人新潟産の地産地消を支援するサポートセンター　清算人　平野　利司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟県見附市上新田町三六五番地一五

株式会社優彩香

代表清算人　根本　正義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟県糸魚川市大字梶屋敷一七七番地

有限会社丸善商店

清算人　藤田　俊治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市広岡二丁目一二番六号

一般財団法人北國銀行産業振興財団

代表清算人　宮野　雅明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市間明町二丁目二三九番地

株式会社アミーカ

代表清算人　村田　浩一

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

石川県金沢市高岡町二二番一七号

一般社団法人Ｃｏｄｅ　ｆｏｒ　Ｎｏｔｏ

代表清算人　羽生田文登

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福井県あわら市大溝二丁目一八番一九号

有限会社アクト商会

清算人　高山　直之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

長野市上松三丁目二〇番二〇号

一般社団法人ハーブボールセラピスト協会

代表清算人　永田　舞

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

岐阜県可児市皐ケ丘八丁目五四番地

株式会社インタースパック

代表清算人　川合美恵子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

静岡県周智郡森町中川四五七番地の六

有限会社金原石油

清算人　伊藤貴志子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県名古屋市熱田区大宝四丁目二〇番九号

特定非営利活動法人ＪＣサークル

代表清算人　大崎　和也

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、この期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県稲沢市奥田大門町一四四番地

一般社団法人キッカケキカク

清算人　松田　友希

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

愛知県名古屋市中村区豊国通一丁目一六番地一

有限会社セントラル設計

清算人　若林　毅

解散公告

当社は、令和八年三月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

名古屋市中区栄二丁目二番一二号

ＫＡＳＵＧＡＩ株式会社

代表清算人　早川　剛史

解散公告

当組合は、令和八年三月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

名古屋市中川区富永三丁目五三番地

愛知県トムソン工業協同組合

清算人　加藤　実

解散公告

当法人は、令和八年三月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

京都市西京区大原野東境谷町一丁目一―五―七〇四

特定非営利活動法人竹の子学習ひろば

清算人　髙尾　咲希

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

京都市右京区嵯峨北堀町二七番地三

株式会社ライク

代表清算人　下西　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪府豊中市中桜塚一丁目六番二一号

有限会社岡町介護サービス

清算人　冨江　陽子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市中央区今橋一―一―三Ｒｅ：ＺＯＮＥ北浜０２―九一一号室

東陽材料技術合同会社

清算人　中西　秀雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市住之江区南港中三丁目四―一三―五〇八

合同会社Ｔｏｇｅｔｈｅｒ

清算人　陳　暁俊

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市中央区南船場一丁目七番六―一五〇二号　ＮＰＯ法人全国空き家管理推進協会

清算人　馬場　寛司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市淀川区塚本四丁目一六番五六号

株式会社ふくいんのみち

代表清算人　樽井　勇磨

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市生野区巽南五丁目一二番二九号

株式会社ココサンク

代表清算人　水口　眞治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋三〇二Ｂ

呉缺株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市東成区深江北三丁目四番二一号エクラ深江橋六一二Ａ

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市西区新町四丁目一番一号

株式会社マグネット

代表清算人　西田　一幾

解散公告

当法人は、令和八年四月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市北区中津七丁目五番二一号アイオイ第一ビル三〇三号室

特定非営利活動法人論語普及会

清算人　目黒　泰**禕**

解散公告

当社は、令和八年三月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市西区立売堀四丁目三番一六号五一三室

啓程一灯株式会社

代表清算人　張　振　輝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪市東住吉区杭全一丁目一七―一七―六〇一号室　ＷＥＮＦ株式会社

代表清算人　李　一哲

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県尼崎市猪名寺一―一三―一三―二

合同会社マーブル

清算人　立田　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県芦屋市奥池南町五一番二八号

株式会社ＲＯＳＥ

代表清算人　秦　薇

解散公告

当社は、令和八年四月一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県神戸市灘区下河原通三―五―一三ルミナス六甲二〇一

泊悦通商株式会社

清算人　ジュ　ボ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

兵庫県加古川市尾上町養田一二八二―一一

ショウエイテック株式会社

代表清算人　南部　雅弘

解散公告

当社は、令和八年四月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

奈良県大和郡山市小南町五二三番地八

合同会社Ｑｕｉｃｋｅｎ.

清算人　小谷　瑞季

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

広島県呉市広古新開一丁目六番一号

一般社団法人広Ｆ．Ｅ．Ｃ．倶楽部

代表清算人　木村　博司

解散公告

当法人は、令和六年十一月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

広島県東広島市黒瀬町南方一二九番地一

特定非営利活動法人ＦＪ会

清算人　白方久美子

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

広島市安佐南区沼田町大字阿戸一四五〇番地

株式会社マヤマ不動産

代表清算人　政所　瑞恵

連絡先　広島市中区上幟町四番七号縮景園ひろえビル二〇一号　安芸法律事務所

代理人　弁護士　櫻河内章悟

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

広島県呉市郷町四番一七号

株式会社ＷＩＬＬコミュニケーションズ

代表清算人　浦島　創

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福岡県糟屋郡粕屋町大隈一〇八番地六

一般社団法人スマイリージャパン

代表清算人　江見　勇二

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福岡市博多区対馬小路一二番二〇号（ジョイナス天神タワー一五〇二号）

株式会社日出光商店

代表清算人　田中　威光

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福岡市中央区天神四丁目六―二八いちご天神ノースビル七階

株式会社Ｙｕｎａｚｉａ

代表清算人　太田　匡彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

佐賀市大和町久池井八四二番地五

インシージャパン有限会社

代表清算人　好永　浩明

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

長崎県諫早市小野島町二二三二番地

株式会社県央企画

代表清算人　山口　悟

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

熊本県荒尾市荒尾三四一八番四

有限会社下田工務店

代表清算人　下田みちよ

解散公告

当社は、令和八年二月五日開催の株主総会の決議により令和八年二月六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

熊本県山鹿市山鹿一〇四八番地

池田醤油有限会社

清算人　池田　明夫

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

熊本市中央区新市街一番二号フジモトビル三階

合同会社ｆｅｌｉｘ

清算人　堺　冬樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

熊本県熊本市東区画図町重富一二番一六号

株式会社ＢＲＩＤＧＥＳ

代表清算人　堀野　靖智

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大分県佐伯市長島町一丁目二四番八号

株式会社中村住設

代表清算人　中村　浩康

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

大分県別府市石垣東一丁目七番三八―一二〇六

株式会社スポルティカ

清算人　髙橋　陽郎

第５期決算公告　　2026年４月30日

福島県南相馬市原町区下太田字川内廻320―20

株式会社ＡＲＣＡＬＩＳ

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,204,689
	固定資産	29,157,185
	資産合計	**32,361,875**
負債及び純資産の部	流動負債	2,669,284
	引当金	1,710
	負債合計	15,491,156
	株主資本	14,201,434
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,383,776
	その他資本剰余金	3,383,776
	利益剰余金	10,717,658
	その他利益剰余金	10,717,658
	（うち当期純利益）	（10,717,658）
	負債・純資産合計	**32,361,875**

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

沖縄県石垣市字伊原間二番地三〇二

株式会社ペンションさっぽろ

代表清算人　山村　勝紀

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

沖縄県那覇市具志三丁目二三番八号ダイヤハウス四〇一

株式会社Ａ－ＳＩＧＮ

代表清算人　知念　重聡

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

長野県諏訪市大字四賀字開補院通一六四七番地

真宗長生派信濃教会

代表役員代務者　丸茂由佳里

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

岐阜市田神一〇番二八号

医療法人石川内科クリニック

清算人　石川　貴之

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十六日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

千葉県習志野市谷津七丁目一二番五四号

習志野市ＪＲ津田沼駅南口土地区画整理組合

清算人代表　三代川和彦

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

京都市中京区三条通烏丸東入ル梅忠町二四番地　三条ＣＯＨＪＵ　ＢＬＤＧ．三Ｆ

医療法人多田消化器クリニック

清算人　多田　正大

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

北海道苫小牧市住吉町一丁目一番地四

医療法人社団鍋島皮膚科クリニック

清算人　鍋島加世子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月三十日新潟地方裁判所高田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

新潟県妙高市大字北條五三七番地

宗教法人長泉寺

清算人　杉田　了

連絡先　新潟県上越市板倉区南中島四〇七番地　明通寺内

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月三十日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

岐阜県中津川市山口九八番地の二八

宗教法人開弘院

清算人　研谷　昌志

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

静岡県富士宮市宮町一三番三〇号

医療法人社団珊瑚会

清算人　蕪木　滋彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十二日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

山口県美祢市大嶺町東分一三八四番地の一

医療法人社団玄晴会

清算人　來島　孝晴

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三十日

福岡市南区大楠三丁目一八番一八号

医療法人渋谷レディースクリニック

清算人　渋谷　孝博

令和七年度決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部　五六、二三七、三三三

負債及び正味財産の部　一四、五二一、九九六

資産の部計　四一、七一五、三三七

負債の部計　五六、二三七、三三三

正味財産の部計

負債及び正味財産の部計

令和八年四月三十日

東京都杉並区西荻南二丁目一八番九号菱研ビル二階

特定非営利活動法人世界芸術文化振興協会

会長　半田　晴久

第18期決算公告

令和８年３月26日

群馬県邑楽郡板倉町岩田1260番地３

アイアグリ関東株式会社

代表取締役　木村　泰行

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,196
	固定資産	23,731
	合計	59,927
負債及び純資産の部	流動負債	7,074
	株主資本	52,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,854
	その他利益剰余金	42,854
	（うち当期純利益）	(4,204)
	合計	59,927

第 73 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　北海道足寄郡足寄町郊南１丁目13番地

日農機製工株式会社

代表取締役　西原　規恭

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,976,193	流動負債	142,270
固定資産	447,872	（賞与引当金）	(7,817)
		固定負債	15,017
		退職給付引当金	15,017
		株主資本	2,266,778
		資本金	45,000
		資本剰余金	5,400
		資本準備金	5,400
		利益剰余金	2,239,778
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	2,228,528
		（うち当期純利益）	(350,404)
		自己株式	△23,400
資産合計	2,424,065	負債・純資産合計	2,424,065

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「ゴエティアクロス」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第１項の規定に基づき、未使用のゲーム内通貨の保有者に払戻しをいたします。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞

株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー

＜払戻し対象の前払式支払手段の種類＞

有償ジェム（ゴエティアクロス）

＜払戻しの申出期間＞

令和８年４月30日（木）13時00分から令和８年７月30日（木）13時00分まで

当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

＜問い合わせ先＞

ゴエティアクロス　カスタマーサポート：
goetiax-support@appirits.com

令和８年４月30日　　東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー

割賦販売法の改正に伴う営業保証金取戻し公告

割賦販売法の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令第一条の規定により次のとおり公告します。

一、名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地

名称　株式会社ＮＴＴドコモ
代表者の氏名　前田　義晃
主たる営業所の名称及び所在地
本社　東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

二、登録の年月日
登録の年月日　平成二十二年六月七日

三、営業保証金の額
営業保証金の額　金十万円

四、割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十九号。以下「改正法」という。）の施行前に、前号の営業保証金につき改正法による改正前の割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「旧法」という。）第三十五条の三において準用する旧法第二十一条第一項の権利を有していた者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金等は取戻されます。

令和八年四月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
株式会社ＮＴＴドコモ
代表取締役社長　前田　義晃

（仮称）今別ウィンドファーム事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第二種事業を実施しようとする事業者の氏名及び住所
今別ウィンドファーム合同会社
清算人　東北電力株式会社
職務執行者　佐藤　孝行
宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号

二、第二種事業の名称、種類及び規模
（仮称）今別ウィンドファーム事業
風力（陸上）
四万六千二百ｋＷ（最大）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、（仮称）今別ウィンドファーム事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和八年四月三十日
宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号
今別ウィンドファーム合同会社
清算人　東北電力株式会社
職務執行者　佐藤　孝行

第９期決算公告

令和８年４月30日
埼玉県川越市新富町２丁目６番地１
マルエム株式会社
代表取締役　田中　明男

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	138,041
	固定資産	61,296
	資産合計	199,337
負純資産債及びの部	流動負債	49,656
	固定負債	2,726
	株主資本	146,954
	資本金	10,000
	利益剰余金	136,954
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	134,454
	（うち当期純利益）	(51,638)
	負債・純資産合計	199,337

第16期決算公告

2026年４月30日
埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目306番地１第２坂本ビル６階
ＫＴＳ株式会社
代表取締役　川島　靖

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	420,517
	固定資産	195,373
	繰延資産	229
	合計	616,120
負純資産債及びの部	流動負債	370,629
	固定負債	102,500
	株主資本	142,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	132,991
	その他利益剰余金	132,991
	（うち当期純利益）	(33,772)
	合計	616,120

第53期決算公告

令和８年４月30日
埼玉県川越市新富町二丁目６番地１
株式会社丸広友の会
代表取締役　筒井　規善

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,220,341
	固定資産	86,345
	合計	6,306,687
負純資産債及びの部	流動負債	5,754,979
	固定負債	960
	株主資本	550,747
	資本金	50,000
	利益剰余金	500,747
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	488,247
	（うち当期純利益）	(28,781)
	合計	6,306,687

第１期決算公告

令和８年４月30日
東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
帝国ホテル本館６階620号室
ピューラスジャパン株式会社
代表取締役　大川　智之

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,609,983
	固定資産	15,235,086
	資産合計	23,845,069
負純資産債及びの部	流動負債	21,602,289
	株主資本	2,242,780
	資本金	999,600
	利益剰余金	1,243,180
	その他利益剰余金	1,243,180
	（うち当期純利益）	(1,243,180)
	負債・純資産合計	23,845,069

決算公告

令和８年４月30日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー９階
東京赤坂法律事務所・外国法共同事業内
Ｌｉｍｅ株式会社
代表取締役　サイ・テリー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	389,786
	固定資産	553,831
	合計	943,618
負純資産債及びの部	流動負債	880,060
	賞与引当金	12,172
	有給休暇引当金	6,807
	株主資本	63,557
	資本金	100,000
	利益剰余金	△36,442
	その他利益剰余金	△36,442
	（うち当期純損失）	(20,516)
	合計	943,618

第30期決算公告

令和８年４月30日
東京都墨田区太平４丁目１番３号
グローバル・プロパティーズ・インク日本支店
日本における代表者　関口　陽平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,481,154
	固定資産	14,192,599
	資産合計	20,673,753
負純資産債及びの部	流動負債	334,886
	固定負債	15,773,173
	負債合計	16,108,059
	株主資本	4,565,694
	本店勘定	△410,102
	利益剰余金	4,975,796
	（うち当期純利益）	(171,989)
	純資産合計	4,565,694
	負債・純資産合計	20,673,753

第９期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデンブローカーズジャパン株式会社
代表取締役　相部　卓也
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,430
	固定資産	20,100
	資産合計	**61,530**
負債及び純資産の部	流動負債	28,241
	株主資本	33,288
	資本金	18,000
	利益剰余金	15,288
	利益準備金	1,224
	その他利益剰余金	14,064
	（うち当期純損失）	(53,666)
	負債・純資産合計	**61,530**

第18期決算公告　令和８年４月28日
東京都町田市三輪緑山一丁目１番地
株式会社ゼルビア
代表取締役社長兼ＣＥＯ　藤田　晋
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,243
	固定資産	1,850
	資産合計	**3,093**
負債及び純資産の部	流動負債	923
	固定負債	978
	株主資本	1,192
	資本金	100
	資本剰余金	1,335
	資本準備金	694
	その他資本剰余金	641
	利益剰余金	△243
	その他利益剰余金	△243
	（うち当期純利益）	(9)
	負債・純資産合計	**3,093**

第６期決算公告
令和８年４月30日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Perceptive Japan株式会社
代表取締役　ゼイヴィア・デフォー
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	548,015,869
	固定資産	3,026,910
	資産合計	**551,042,779**
負債及び純資産の部	流動負債	470,087,097
	賞与引当金	1,973,947
	株主資本	80,955,682
	資本金	100
	利益剰余金	80,955,582
	その他利益剰余金	80,955,582
	（うち当期純利益）	(25,833,877)
	負債・純資産合計	**551,042,779**

第３期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデン・リー・ジャパン株式会社
代表取締役　多田健太郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,422
	固定資産	20,200
	資産合計	**116,622**
負債及び純資産の部	流動負債	72
	株主資本	116,549
	資本金	100,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	150,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△233,450
	その他利益剰余金	△233,450
	（うち当期純損失）	(59,224)
	負債・純資産合計	**116,622**

第２期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデンジャパン株式会社
代表取締役　大塚　祐介
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,376
	資産合計	**38,376**
負債及び純資産の部	流動負債	1,687
	株主資本	36,689
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△43,310
	その他利益剰余金	△43,310
	（うち当期純損失）	(17,252)
	負債・純資産合計	**38,376**

第７期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
フォーサイトリスクマネジメント株式会社
代表取締役　河野　英介
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,643
	固定資産	31,435
	資産合計	**53,079**
負債及び純資産の部	流動負債	4,781
	株主資本	48,297
	資本金	9,500
	利益剰余金	38,797
	その他利益剰余金	38,797
	（うち当期純利益）	(580)
	負債・純資産合計	**53,079**

第41期決算公告　2026年４月30日
東京都港区芝公園一丁目７番６号
ディーアイシーコベストロポリマー株式会社
代表取締役社長　中西　俊武
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,902,812
	固定資産	713,255
	資産合計	**4,616,068**
負債及び純資産の部	流動負債	1,859,879
	固定負債	695,084
	株主資本	2,061,104
	資本金	320,000
	資本剰余金	290,000
	資本準備金	290,000
	利益剰余金	1,451,104
	その他利益剰余金	1,451,104
	（うち当期純利益）	(180,226)
	負債・純資産合計	**4,616,068**

第19期決算公告　令和８年４月30日
東京都港区赤坂二丁目23番１号
アークヒルズフロントタワー
日本テラデータ株式会社
代表取締役　谷口　博一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,637
	固定資産	1,613
	資産合計	**7,250**
負債及び純資産の部	流動負債	6,028
	固定負債	211
	株主資本	1,011
	資本金	490
	資本剰余金	210
	資本準備金	210
	利益剰余金	311
	その他利益剰余金	311
	（うち当期純利益）	(151)
	負債・純資産合計	**7,250**

第15期決算公告　令和８年４月30日
東京都渋谷区渋谷３－３－１
Ａ－ＰＬＡＣＥ渋谷金王８階
Peatix Japan株式会社
代表取締役　藤田　祐司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,437,295
	固定資産	43,477
	資産合計	**1,480,773**
負債及び純資産の部	流動負債	927,571
	固定負債	27,897
	株主資本	525,305
	資本金	296,023
	資本剰余金	296,023
	資本準備金	296,023
	利益剰余金	△66,742
	その他利益剰余金	△66,742
	（うち当期純損失）	(27,424)
	負債・純資産合計	**1,480,773**

第29期決算公告　令和８年４月30日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
マーシュブローカージャパン株式会社
代表取締役　村山　知生
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,101,979
	固定資産	29,896
	合計	**11,131,876**
負債及び純資産の部	流動負債	7,714,869
	事業構造改善引当金	20,518
	固定負債	21,799
	退職給与引当金	21,799
	株主資本	3,395,207
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,385,207
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,382,707
	（うち当期純利益）	(3,360,018)
	合計	**11,131,876**

第７期決算公告
2026年４月30日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
デュポン・スペシャルティ・ペーパー・ジャパン株式会社
代表取締役　宇野　真
貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	177,825
	固定資産	330,000
	資産合計	**507,825**
負債及び純資産の部	流動負債	90,845
	固定負債	491,000
	株主資本	△74,020
	資本金	100
	利益剰余金	△74,120
	その他利益剰余金	△74,120
	（うち当期純利益）	(1,734)
	負債・純資産合計	**507,825**

第17期決算公告　令和８年３月31日
東京都港区港南一丁目２番70号
トライウォールジャパン株式会社
代表取締役　宮崎　英二
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,382,466
	固定資産	2,043,205
	合計	**4,425,671**
負債及び純資産の部	流動負債	2,246,496
	固定負債	92,095
	株主資本	2,087,080
	資本金	310,000
	資本剰余金	292,407
	資本準備金	292,407
	利益剰余金	1,484,673
	その他利益剰余金	1,484,673
	（うち当期純利益）	(283,423)
	合計	**4,425,671**

第37期決算公告

令和８年４月30日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
モートン・インターナショナル株式会社
代表取締役　千田　拓也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	50
	固定資産	423
	資産合計	**473**
負純資債産及のび部	流動負債	4
	固定負債	—
	株主資本	469
	資本金	220
	資本剰余金	220
	資本準備金	220
	利益剰余金	29
	その他利益剰余金	29
	（うち当期純利益）	(9)
	負債・純資産合計	**473**

第２期決算公告

令和８年４月30日
東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目31番11号
株式会社Ｂｅｔｉｍｏ
代表取締役　篠田荘太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	46
	固定資産	3
	資産合計	**49**
負純資債産及のび部	流動負債	14
	負債合計	**14**
	株主資本	34
	資本金	90
	利益剰余金	△55
	その他利益剰余金	△55
	（うち当期純損失）	(44)
	純資産合計	**34**
	負債・純資産合計	**49**

第３期決算公告

令和８年３月31日
東京都北区東田端一丁目７番３号
フクダビル３Ｆ301
株式会社アトラクションホールディングス

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	507,548
	固定資産	126,297
	合計	**633,845**
負純資債産及のび部	流動負債	223,654
	（うち賞与引当金）	(4,040)
	固定負債	34,575
	株主資本	375,616
	資本金	10,000
	資本剰余金	382,500
	資本準備金	382,500
	利益剰余金	△16,883
	その他利益剰余金	△16,883
	（うち当期純利益）	(11,409)
	合計	**633,845**

第１期決算公告

令和８年４月30日
東京都中央区八丁堀三丁目19番２号
キューアス八丁堀第一ビル６階
株式会社日本産業開拓基盤
代表取締役　上田　來

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	42,447
	資産合計	**42,447**
負純資債産及のび部	流動負債	15,177
	固定負債	226,810
	（関係会社事業損失引当金）	(76,810)
	株主資本	△199,540
	資本金	10,000
	利益剰余金	△209,540
	その他利益剰余金	△209,540
	（うち当期純損失）	(209,540)
	負債・純資産合計	**42,447**

第２期決算公告

令和８年４月30日
東京都港区赤坂九丁目７番２号
株式会社ｅｓｔｉｅデータ開発
代表取締役　平井　瑛

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,741
	資産合計	**44,741**
負純資債産及のび部	流動負債	37,529
	株主資本	7,212
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,212
	その他利益剰余金	2,212
	（うち当期純利益）	(2,467)
	負債・純資産合計	**44,741**

第30期決算公告

令和８年４月30日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
日本レアードテック株式会社
代表取締役　小林　重紀

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	743
	固定資産	1
	資産合計	**744**
負純資債産及のび部	流動負債	385
	固定負債	414
	株主資本	△55
	資本金	10
	資本剰余金	15
	その他資本剰余金	15
	利益剰余金	△80
	その他利益剰余金	△80
	（うち当期純損失）	(101)
	負債・純資産合計	**744**

第12期決算公告

令和８年４月30日
東京都中央区日本橋室町３丁目２番１号
三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社
代表取締役　伊藤　博文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	301
	固定資産	3,459
	資産合計	**3,761**
負純資債産及のび部	流動負債	7,604
	固定負債	3,503
	株主資本	△7,346
	資本金	490
	利益剰余金	△7,836
	その他利益剰余金	△7,836
	（うち当期純損失）	(104)
	負債・純資産合計	**3,761**

第３期決算公告

令和８年４月30日
東京都新宿区西新宿六丁目11番３号
Ｄタワー西新宿
Ｔｒｅｋ　Ｌａｂｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ケン・サン

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	91,855
	固定資産	509
	資産合計	**92,364**
負純資債産及のび部	流動負債	43,037
	固定負債	40,100
	株主資本	9,227
	資本金	25,000
	利益剰余金	△15,773
	その他利益剰余金	△15,773
	（うち当期純利益）	(32,576)
	負債・純資産合計	**92,364**

第１期決算公告

令和８年４月30日
東京都中央区八丁堀三丁目19番２号
キューアス八丁堀第一ビル６階
株式会社ヤヌシテクノロジーズ
代表取締役　東原　悠吾

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,103
	固定資産	0
	資産合計	**2,103**
負純資債産及のび部	流動負債	1,349
	固定負債	0
	株主資本	754
	資本金	5,000
	利益剰余金	△4,245
	その他利益剰余金	△4,245
	（うち当期純損失）	(4,245)
	負債・純資産合計	**2,103**

第11期決算公告

令和８年４月30日
東京都港区高輪三丁目24番16号
品川偕成ビル６階
ディーシップキャリアーズアジア株式会社
代表取締役　青木　健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	60,295,973
	固定資産	17,920,093
	資産合計	**78,216,066**
負純資債産及のび部	流動負債	7,135,283
	固定負債	—
	株主資本	71,080,783
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	115,000,000
	資本準備金	115,000,000
	利益剰余金	△143,919,217
	その他利益剰余金	△143,919,217
	負債・純資産合計	**78,216,066**

（注）　当期純利益　5,962,724円

決算公告

令和８年４月30日
東京都渋谷区恵比寿四丁目３番５号704号
室アークアウトソーシング株式会社内
Tripadvisor株式会社
代表取締役　リンダ・シー・フレイジャー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	243,921
	固定資産	2,474
	合計	**246,395**
負純資債産及のび部	流動負債	24,641
	賞与引当金	1,170
	株主資本	221,753
	資本金	93,000
	利益剰余金	128,753
	その他利益剰余金	128,753
	（うち当期純利益）	(6,907)
	合計	**246,395**

第１期決算公告

令和８年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
サムティキャピタルマネジメント株式会社
代表取締役　三宅　敦子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	50,000
	繰延資産	689
	資産合計	**50,689**
負純資債産及のび部	流動負債	759
	負債合計	**759**
	株主資本	49,930
	資本金	50,000
	利益剰余金	△69
	その他利益剰余金	△69
	（うち当期純損失）	(69)
	純資産合計	**49,930**
	負債・純資産合計	**50,689**

第19期決算公告　令和８年４月30日
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目６番２号
ビューローベリタス・ヒューマンテック株式会社
代表取締役社長　中村　浩一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,587
	固定資産	1,034
	合計	36,622
負純資産及び債のび部	流動負債	22,877
	固定負債	861
	株主資本	12,883
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,883
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	11,633
	(うち当期純利益)	(9,149)
	合計	36,622

第20期決算公告　令和８年３月31日
神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目９番32号
ボッシュエンジニアリング株式会社
代表取締役　ブラックマン・ジョン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,386
	固定資産	104
	合計	1,490
負純資産及び債のび部	流動負債	1,170
	(うち賞与引当金)	(51)
	株主資本	320
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	120
	その他利益剰余金	120
	(うち当期純利益)	(120)
	合計	1,490

第43期決算公告　令和８年４月30日
東京都港区六本木四丁目２番45号高會堂ビル
ハイネケン・ジャパン株式会社
代表取締役　アンソニー・デ・ウィット・ウィーラー・ジュニア
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,170
	固定資産	245
	資産合計	1,415
負純資産及び債のび部	流動負債	820
	賞与引当金	18
	固定負債	638
	株主資本	△44
	資本金	200
	利益剰余金	△244
	その他利益剰余金	△244
	(うち当期純損失)	(14)
	負債・純資産合計	1,415

第15期決算公告　令和８年４月30日
石川県小松市浮城町76番地１
株式会社トーケンリンク
代表取締役社長　伊野　博俊
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,362
	固定資産	1,748
	繰延資産	650
	合計	291,761
負純資産及び債のび部	流動負債	108,702
	(引当金)	(3,300)
	固定負債	8,706
	(引当金)	(6,085)
	株主資本	174,352
	資本金	40,000
	利益剰余金	134,352
	その他利益剰余金	134,352
	(うち当期純利益)	(47,221)
	合計	291,761

第２期決算公告　令和８年４月30日
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214－２
株式会社日本不動産情報リサーチ＆コンサルティング
代表取締役　青木　信
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,887
	固定資産	26,934
	資産合計	50,822
負純資産及び債のび部	流動負債	12,358
	(賞与引当金)	(526)
	固定負債	30,020
	株主資本	8,444
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,444
	その他利益剰余金	3,444
	(うち当期純損失)	(1,152)
	負債・純資産合計	50,822

第25期決算公告
令和８年４月30日
神奈川県相模原市南区相模大野七丁目８番10号
株式会社神奈川建築確認検査機関
代表取締役社長　小野澤浩岳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,474
	固定資産	74,529
	合計	380,003
負純資産及び債のび部	流動負債	214,365
	株主資本	165,638
	資本金	10,000
	利益剰余金	155,638
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	153,138
	(うち当期純利益)	(152,967)
	合計	380,003

第51期決算公告
令和８年４月30日
名古屋市港区小割通１丁目４番地
株式会社名古屋道路サービス
取締役社長　今沢　宏之
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,343
	固定資産	2,778
	合計	79,121
負純資産及び債のび部	流動負債	24,424
	固定負債	4,054
	株主資本	50,641
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,641
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	38,141
	(うち当期純利益)	(3,678)
	合計	79,121

第12期決算公告
2026年４月30日
岐阜県岐阜市木ノ下町二丁目４番地
株式会社WATER　CONNECT
代表取締役社長　岩永　信幸
貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	398,613
	固定資産	9,348
	合計	407,962
負純資産及び債のび部	流動負債	8,037
	固定負債	0
	株主資本	399,925
	資本金	1,000
	利益剰余金	398,925
	その他利益剰余金	398,925
	(うち当期純損失)	(174)
	合計	407,962

第33期決算公告　2026年４月30日
岐阜県岐阜市木ノ下町二丁目４番地
株式会社ＴＫＳ
代表取締役社長　岩永　信幸
貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,236,484
	固定資産	79,913
	合計	1,316,397
負純資産及び債のび部	流動負債	30,483
	固定負債	14,520
	(退職給付引当金)	(0)
	株主資本	1,271,394
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,261,394
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	1,260,794
	(うち当期純損失)	(42,666)
	合計	1,316,397

第19期決算公告
令和８年４月30日
大阪市北区中崎西２丁目４番12号
スバルケミコ株式会社
取締役社長　阿部　義洋
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,430
	固定資産	3,109
	合計	52,540
負純資産及び債のび部	流動負債	9,083
	株主資本	43,457
	資本金	20,000
	利益剰余金	23,457
	その他利益剰余金	23,457
	(うち当期純利益)	(3,347)
	合計	52,540

第45期決算公告　令和８年４月30日
大阪市北区中崎西２丁目４番12号
京阪道路サービス株式会社
取締役社長　大西　政樹
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	97,285
	固定資産	6,219
	合計	103,505
負純資産及び債のび部	流動負債	16,587
	固定負債	14,590
	株主資本	72,328
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	52,328
	利益準備金	2,060
	その他利益剰余金	50,268
	(うち当期純利益)	(1,777)
	合計	103,505

第３期決算公告
令和８年３月31日
大阪市北区中之島三丁目６番16号
関西電力サイラスワン株式会社
代表取締役　濵田誠一郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,163
	固定資産	23
	資産合計	2,186
負純資産及び債のび部	流動負債	400
	固定負債	2,158
	株主資本	△ 372
	資本金	432
	資本剰余金	432
	資本準備金	432
	利益剰余金	△ 1,236
	その他利益剰余金	△ 1,236
	(うち当期純損失)	(653)
	負債・純資産合計	2,186

第 43 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
神戸市東灘区魚崎南町４丁目16番21号
株式会社協立道路サービス
取締役社長　瀬口　昌一

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	711,722
	固定資産	68,411
	合計	780,134
負純資債及産のび部	流動負債	130,132
	固定負債	25,989
	株主資本	624,012
	資本金	40,000
	利益剰余金	584,012
	利益準備金	5,670
	その他利益剰余金	578,342
	（うち当期純利益）	(60,188)
	合計	780,134

第 49 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
大阪府八尾市山本町北４丁目６番７号
株式会社森下石油
代表取締役　森下　慶治

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,320
	固定資産	25,027
	合計	28,347
負純資債及産のび部	流動負債	3,015
	固定負債	15,371
	株主資本	9,961
	資本金	80,000
	利益剰余金	△ 70,038
	その他利益剰余金	△ 70,038
	（うち当期純利益）	(1,681)
	合計	28,347

第 3 期 決 算 公 告

令和８年３月31日
大阪市北区中之島三丁目６番16号
一般社団法人ＣＫ―ＩＳＨ
代表理事　髙橋　通彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	972
	固定資産	2,032
	資産合計	3,004
負純資債及産のび部	流動負債	70
	負債合計	70
	社員資本	2,934
	基金	4,000
	利益剰余金	△ 1,066
	その他利益剰余金	△ 1,066
	（うち当期純損失）	(240)
	純資産合計	2,934
	負債・純資産合計	3,004

第 53 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
広島市佐伯区湯来町大字
和田字伏谷口1847番１
広島ガス湯来販売株式会社
代表取締役　光井　利成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	83,863
	固定資産	32,420
	合計	116,283
負純資債及産のび部	流動負債	17,642
	固定負債	3,199
	株主資本	95,441
	資本金	15,000
	利益剰余金	80,441
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	76,691
	（うち当期純利益）	(1,847)
	合計	116,283

第 59 期決算公告

令和８年４月30日
広島県安芸郡海田町明神町２番118号
広島ガスプロパン工業株式会社
代表取締役　西本　昌生

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	467,240
	固定資産	61,739
	合計	528,979
負純資債及産のび部	流動負債	64,707
	賞与引当金	5,020
	固定負債	11,172
	退職給付引当金	11,172
	株主資本	453,099
	資本金	24,000
	利益剰余金	429,099
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	423,099
	（うち当期純利益）	(12,046)
	合計	528,979

第 56 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
岡山県岡山市北区楢津618番地６
備南ガス株式会社
代表取締役　細見　令恵

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	301,119
	固定資産	115,717
	合計	416,836
負純資債及産のび部	流動負債	23,552
	株主資本	393,284
	資本金	10,000
	利益剰余金	383,284
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	380,784
	（うち当期純利益）	(15,901)
	合計	416,836

第６期決算公告

令和８年４月30日
福岡市博多区博多駅南二丁目２番５号
株式会社ＨＭ博多
代表取締役　亀井　康

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	202,024
	固定資産	43,339
	資産合計	245,363
負純資債及産のび部	流動負債	107,919
	固定負債	160,000
	負債合計	267,919
	株主資本	△ 22,555
	資本金	100
	利益剰余金	△ 22,655
	その他利益剰余金	△ 22,655
	（うち当期純利益）	(27,832)
	純資産合計	△ 22,555
	負債・純資産合計	245,363

2025 年度決算公告

2026年４月30日
福岡市中央区薬院一丁目１番１号
株式会社Ｑ－Ｐａｒｔｎｅｒｓ
代表取締役　束原　俊哉

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,421
	固定資産	13,270,771
	資産合計	13,273,193
負純資債及産のび部	流動負債	7,940
	株主資本	13,265,253
	資本金	100,000
	資本剰余金	13,169,726
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	13,144,726
	利益剰余金	△ 4,473
	その他利益剰余金	△ 4,473
	（うち当期純損失）	(4,538)
	負債・純資産合計	13,273,193

第 41 期決算公告

令和８年４月30日
広島市安佐南区伴南二丁目３番１号
株式会社ヤマニシ
代表取締役　東光　章

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,907,656
	固定資産	179,864
	合計	3,087,520
負純資債及産のび部	流動負債	86,273
	固定負債	78,822
	退職給付引当金	35,738
	その他	43,084
	株主資本	2,922,425
	資本金	200,000
	利益剰余金	2,722,425
	利益準備金	25,115
	その他利益剰余金	2,697,310
	（うち当期純利益）	(35,259)
	合計	3,087,520

第 13 期決算公告

令和８年３月６日
沖縄県うるま市勝連南風原5194番地63
大塚クリニカルソリューションズ株式会社
代表取締役　吉川　和成

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	284,742
	固定資産	176,163
	資産合計	460,906
負純資債及産のび部	流動負債	391,354
	固定負債	491,240
	株主資本	△421,688
	資本金	109,708
	資本剰余金	177,158
	資本準備金	177,158
	利益剰余金	△708,555
	その他利益剰余金	△708,555
	（うち当期純損失）	(246,612)
	負債・純資産合計	460,906

第 19 期決算公告

令和８年４月30日
鹿児島市宮之浦町2438番地
株式会社Ｗａｖｅ　Ｌｉｆｅ　Ｓｃｉｅｎｃｅｓ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　ポール・ボルノ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	229,060
	固定資産	154
	資産合計	229,214
負純資債及産のび部	流動負債	13,394
	株主資本	215,820
	資本金	238,800
	資本剰余金	162,500
	資本準備金	162,500
	利益剰余金	△185,480
	その他利益剰余金	△185,480
	（うち当期純利益）	(2,585)
	負債・純資産合計	229,214

第 21 期 決 算 公 告

2026 年４月 30 日
福岡県福岡市博多区諸岡３丁目22番28号
ＡＧＣマイクロガラス株式会社
代表取締役社長　垣内　利昌

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,642,733
	固定資産	1,253,668
	合計	2,896,402
負純資債及産のび部	流動負債	729,853
	固定負債	1,113,929
	株主資本	1,052,618
	資本金	100,000
	資本剰余金	760,357
	（資本準備金）	(25,000)
	利益剰余金	192,261
	その他利益剰余金	192,261
	（うち当期純利益）	(187,433)
	合計	2,896,402

第14期決算公告　2026年４月30日
仙台市宮城野区福室一丁目７番18号
株式会社北日本ハイウエイ
取締役社長　佐藤　章夫
貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	696,117
	固定資産	42,521
	合計	738,639
負純資産及のび部	流動負債	44,234
	固定負債	4,543
	株主資本	689,861
	資本金	20,000
	資本剰余金	467,507
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	447,507
	利益剰余金	202,354
	その他利益剰余金	202,354
	（うち当期純利益）	(20,988)
	合計	738,639

第30期決算公告
2026年４月30日
岩手県盛岡市本宮二丁目44番10号
株式会社テス東北
取締役社長　田村　謙友
貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	660,307
	固定資産	197,073
	合計	857,381
負純資産及のび部	流動負債	217,530
	固定負債	293,912
	株主資本	345,938
	資本金	21,000
	利益剰余金	324,938
	利益準備金	1,680
	その他利益剰余金	323,258
	（うち当期純利益）	(4,806)
	合計	857,381

第20期決算公告　令和８年４月30日
札幌市白石区本通２丁目北８番35号
株式会社ノースベッツ
代表取締役　賀川由美子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,382
	固定資産	584,968
	合計	689,351
負純資産及のび部	流動負債	64,753
	賞与引当金	2,820
	固定負債	30,000
	株主資本	594,597
	資本金	3,000
	利益剰余金	591,597
	その他利益剰余金	591,597
	（うち当期純利益）	(60,405)
	合計	689,351

第１期決算公告　令和８年３月31日
東京都港区赤坂二丁目21番４号
天翔赤坂ANNEXビル５階514号室
Monadyne株式会社
代表取締役　ヴィンセント・エマニュエル・エルヴィング
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	16,252,839
	固定資産	786,363
	資産合計	17,039,202
負純資産及のび部	流動負債	3,956,063
	株主資本	13,083,139
	資本金	15,555,555
	利益剰余金	△2,472,416
	その他利益剰余金	△2,472,416
	（うち当期純損失）	(2,472,416)
	負債・純資産合計	17,039,202

第27期決算公告　令和８年４月30日
埼玉県入間市狭山台二丁目２番15号
株式会社高度医療ＣＴセンター林宝どうぶつ病院
代表取締役　林宝　謙治
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	194,180
	固定資産	1,052,964
	合計	1,247,144
負純資産及のび部	流動負債	173,301
	賞与引当金	34,677
	株主資本	1,073,842
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,070,842
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	1,070,092
	（うち当期純利益）	(58,912)
	合計	1,247,144

第56期決算公告
2026年４月30日
茨城県つくば市古来222番地
株式会社環境清美
取締役社長　浅野　芳雄
貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	40,879
	固定資産	440
	合計	41,319
負純資産及のび部	流動負債	7,862
	株主資本	33,457
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,457
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,957
	（うち当期純利益）	(901)
	合計	41,319

第10期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区九段北１丁目２－２
ＳｏＺｏ株式会社
代表取締役　秋山友里佳
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	11,395,298
	（有価証券）	(1,000,000)
	固定資産	1,022,475
	資産合計	12,417,773
負純資産及のび部	流動負債	6,432,754
	固定負債	11,149,000
	株主資本	△5,163,981
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△6,163,981
	その他利益剰余金	△6,163,981
	（うち当期純損失）	(2,791,972)
	負債・純資産合計	12,417,773

第２期決算公告
令和８年４月30日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
株式会社クエラ コンピューティングジャパン
代表取締役　北川　拓也
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	215
	固定資産	26
	資産合計	241
負純資産及のび部	流動負債	221
	株主資本	20
	資本金	10
	利益剰余金	10
	その他利益剰余金	10
	（うち当期純利益）	(10)
	負債・純資産合計	241

第31期決算公告　令和８年４月30日
東京都千代田区永田町２丁目11番１号
旭・デュポン　フラッシュスパンプロダクツ株式会社
代表取締役社長　深須　憲哉
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,281
	固定資産	131
	資産合計	6,411
負純資産及のび部	流動負債	5,208
	（賞与引当金）	(57)
	固定負債	84
	株主資本	1,119
	資本金	450
	利益剰余金	669
	利益準備金	113
	その他利益剰余金	557
	（うち当期純利益）	(467)
	負債・純資産合計	6,411

第51期決算公告
2026年４月30日
東京都千代田区有楽町一丁目５番２号
株式会社東京ハイウエイ
取締役社長　永田　泉治
貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,741,035
	固定資産	458,927
	合計	3,199,963
負純資産及のび部	流動負債	600,065
	固定負債	23,776
	株主資本	2,576,120
	資本金	86,000
	利益剰余金	2,490,120
	利益準備金	21,500
	その他利益剰余金	2,468,620
	（うち当期純利益）	(315,166)
	合計	3,199,963

第９期決算公告
令和８年４月30日
東京都豊島区東池袋５丁目51番12号
株式会社アスビズサポート
代表取締役　冨永　知子
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,201,017
	固定資産	762
	合計	1,201,780
負純資産及のび部	流動負債	388,397
	株主資本	813,383
	資本金	10,000
	資本剰余金	41,039
	利益剰余金	762,344
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	759,844
	（うち当期純利益）	(163,888)
	合計	1,201,780

第35期決算公告
令和８年４月30日
東京都豊島区東池袋５丁目51番12号
株式会社マーノ
代表取締役　大井　満広
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	296,337
	固定資産	3,390
	合計	299,728
負純資産及のび部	流動負債	94,990
	固定負債	6,960
	株主資本	197,777
	資本金	10,000
	利益剰余金	187,777
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	185,277
	（うち当期純利益）	(31,897)
	合計	299,728

第 52 期 決 算 公 告

2026年４月30日
東京都中央区新川一丁目５番３号
株式会社トーハイクリーン
取締役社長　寺嶋　善一

貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	280,283
	固定資産	9,640
	合計	289,924
負債及び純資産の部	流動負債	214,840
	固定負債	10,458
	株主資本	64,625
	資本金	20,000
	利益剰余金	44,625
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	42,125
	（うち当期純利益）	(1,337)
	合計	289,924

第 83 期 決 算 公 告

2026年４月30日
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目６番１号
株式会社ビルメン総業
取締役社長　佐々木輝彦

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	247,440
	固定資産	59,890
	合計	307,330
負債及び純資産の部	流動負債	11,974
	固定負債	6,495
	株主資本	288,860
	資本金	40,000
	利益剰余金	248,860
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	238,860
	（うち当期純利益）	(14,061)
	合計	307,330

第 62 期 決 算 公 告

2026年４月30日
東京都千代田区有楽町一丁目５番２号
ハイウエイ開発株式会社
取締役社長　寺嶋　善一

貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,277,972
	固定資産	735,308
	合計	3,013,281
負債及び純資産の部	流動負債	448,259
	固定負債	64,435
	株主資本	2,500,586
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,400,586
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,375,586
	（うち当期純利益）	(246,284)
	合計	3,013,281

第 14 期決算公告

2026年４月30日
東京都港区南麻布五丁目２番32号
株式会社アイ・エス・エスグループ本社
代表取締役社長　丸山　　明

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	73,447
	固定資産	269,406
	合計	342,854
負債及び純資産の部	流動負債	6,979
	固定負債	1,485
	株主資本	334,390
	資本金	10,000
	資本剰余金	238,913
	その他資本剰余金	238,913
	利益剰余金	85,476
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	82,976
	（うち当期純利益）	(36,425)
	合計	342,854

第 22 期 決 算 公 告

2026年４月30日
東京都港区南麻布五丁目２番32号
株式会社アイ・エス・エス・アールズ
代表取締役社長　松﨑奈々恵

貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	105,132
	固定資産	26,859
	合計	131,992
負債及び純資産の部	流動負債	15,287
	固定負債	7,666
	株主資本	109,038
	資本金	10,000
	利益剰余金	99,038
	その他利益剰余金	99,038
	（うち当期純利益）	(7,628)
	合計	131,992

第 77 期 決 算 公 告

2026年４月30日
東京都千代田区有楽町一丁目５番２号
スバルラインサポート株式会社
取締役社長　佐々木輝彦

貸借対照表の要旨
（2026年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	57,322
	固定資産	6,823
	合計	64,145
負債及び純資産の部	流動負債	27,992
	固定負債	2,001
	株主資本	34,152
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,152
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	21,652
	（うち当期純利益）	(426)
	合計	64,145

第 56 期決算公告

令和８年３月30日
東京都渋谷区富ヶ谷一丁目44番４号
株式会社日本生物製剤
代表取締役　林　泓　錫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,513
	固定資産	2,189
	資産合計	6,703
負債及び純資産の部	流動負債	1,146
	固定負債	1,567
	株主資本	3,989
	資本金	80
	資本剰余金	35
	利益剰余金	3,874
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	3,870
	（うち当期純利益）	(567)
	負債・純資産合計	6,703

第７期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区赤坂三丁目17番３号
ＭＥＧＡＺＯＮＥ株式会社
代表取締役　ヨム　ドムフン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,986,004
	固定資産	3,559
	資産合計	3,989,564
負債及び純資産の部	流動負債	1,623,057
	賞与引当金	6,320
	その他	1,616,737
	株主資本	2,366,507
	資本金	99,000
	資本剰余金	2,136,000
	その他資本剰余金	2,136,000
	利益剰余金	131,507
	その他利益剰余金	131,507
	（うち当期純利益）	(522,997)
	負債・純資産合計	3,989,564

第 38 期決算公告

2026年４月30日
東京都港区南麻布五丁目２番32号
株式会社アイ・エス・エス
代表取締役社長　丸山　　明

貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,280,378
	固定資産	433,920
	合計	2,714,299
負債及び純資産の部	流動負債	392,944
	固定負債	210,213
	株主資本	2,111,141
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	2,091,141
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	2,088,641
	（うち当期純利益）	(205,685)
	合計	2,714,299

第７期決算公告

令和８年３月31日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー15階
OnRobot Japan株式会社
代表取締役　スコット・スモーラー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	19,572,369
	資産合計	19,572,369
負債及び純資産の部	流動負債	7,656,224
	株主資本	11,916,145
	資本金	500,000
	利益剰余金	11,416,145
	その他利益剰余金	11,416,145
	（うち当期純利益）	(1,838,538)
	負債・純資産合計	19,572,369

第２期決算公告

令和８年４月30日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
住友不動産大崎ガーデンタワー
Ｋｉｘ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,169
	固定資産	3,572
	繰延資産	301
	資産合計	96,043
負債及び純資産の部	流動負債	17,223
	固定負債	42
	株主資本	78,778
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△21,221
	その他利益剰余金	△21,221
	（うち当期純損失）	(21,221)
	負債・純資産合計	96,043

第１期決算公告

令和８年４月30日
東京都品川区西品川一丁目１番１号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セーフィーセキュリティ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,470
	繰延資産	524
	資産合計	120,994
負債及び純資産の部	流動負債	3,376
	固定負債	231
	株主資本	117,386
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△32,613
	その他利益剰余金	△32,613
	（うち当期純損失）	(32,613)
	負債・純資産合計	120,994

第10期決算公告　令和８年３月30日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社イシス
代表取締役　志賀　勇佑
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,500
	固定資産	617
	資産合計	**112,117**
負債及び純資産の部	流動負債	85,187
	固定負債	501
	負債合計	**85,688**
	株主資本	26,428
	資本金	2,000
	利益剰余金	24,428
	その他利益剰余金	24,428
	（うち当期純損失）	（16,186）
	純資産合計	**26,428**
	負債・純資産合計	**112,117**

第29期決算公告　令和８年４月30日
東京都品川区上大崎二丁目13番30号
ＲＧＦタレントソリューションズ株式会社
代表取締役　マッカイ　ストルアン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,674
	固定資産	161
	資産合計	**1,836**
負債及び純資産の部	流動負債	890
	（賞与引当金）	（168）
	（役員賞与引当金）	（4）
	株主資本	945
	資本金	150
	資本剰余金	57
	資本準備金	57
	利益剰余金	738
	その他利益剰余金	738
	（うち当期純利益）	（610）
	負債・純資産合計	**1,836**

第８期決算公告　令和８年３月27日
東京都千代田区神田神保町一丁目28番地１
クロスマート株式会社
代表取締役　寺田　佳史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	475,265
	固定資産	27,913
	資産合計	**503,179**
負債及び純資産の部	流動負債	435,680
	固定負債	296,179
	株主資本	△228,679
	資本金	100,000
	資本剰余金	834,559
	資本準備金	462,279
	その他資本剰余金	372,279
	利益剰余金	△1,163,239
	その他利益剰余金	△1,163,239
	（うち当期純損失）	（96,403）
	負債・純資産合計	**503,179**

第82期決算公告　令和８年４月30日
東京都板橋区小豆沢三丁目４番３号
株式会社ＴＪＭデザイン
代表取締役　田島　宗八
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	24,122
	固定資産	11,586
	資産合計	**35,708**
負債及び純資産の部	流動負債	4,931
	固定負債	11,698
	株主資本	19,079
	資本金	64
	資本剰余金	4
	利益剰余金	19,077
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	19,061
	（うち当期純利益）	（1,954）
	自己株式	△66
	負債・純資産合計	**35,708**

第３期決算公告　令和８年３月28日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
Pac Team Japan株式会社
代表取締役　エリック・マイケル・ザッカーマン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	150,047,878
	固定資産	419,417
	資産合計	**150,467,295**
負債及び純資産の部	流動負債	92,922,418
	株主資本	57,544,877
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	51,544,877
	その他利益剰余金	51,544,877
	（うち当期純利益）	（48,644,234）
	負債・純資産合計	**150,467,295**

第３期決算公告
令和８年３月30日
東京都渋谷区桜丘町１番１号
株式会社アポロ・キャピタル
代表取締役　都木　聡
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,968
	固定資産	10,382
	資産合計	**61,351**
負債及び純資産の部	流動負債	57,742
	負債合計	**57,742**
	株主資本	3,608
	資本金	30,000
	利益剰余金	△26,391
	その他利益剰余金	△26,391
	（うち当期純損失）	（21,244）
	純資産合計	**3,608**
	負債・純資産合計	**61,351**

第７期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区銀座一丁目８番14号
株式会社Ｄｏ
代表取締役　遠藤　正人
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	174,160
	固定資産	2,697
	資産合計	**176,858**
負債及び純資産の部	流動負債	70,194
	株主資本	106,663
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	86,663
	その他利益剰余金	86,663
	（うち当期純利益）	（41,869）
	負債・純資産合計	**176,858**

第８期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区築地四丁目３番４号
株式会社プロスダイニング
代表取締役　鈴木　一生
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	310,900
	固定資産	392,898
	資産合計	**703,798**
負債及び純資産の部	流動負債	277,940
	（賞与引当金）	（24,085）
	固定負債	272,397
	株主資本	153,459
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	53,459
	その他利益剰余金	53,459
	（うち当期純損失）	（3,658）
	負債・純資産合計	**703,798**

第13期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区日本橋小伝馬町４番１号
株式会社タイムレス
代表取締役　横田　哲郎
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	611,803
	固定資産	18,999
	資産合計	**630,802**
負債及び純資産の部	流動負債	406,129
	（賞与引当金）	（15,206）
	株主資本	224,672
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	74,672
	その他利益剰余金	74,672
	（うち当期純利益）	（70,723）
	負債・純資産合計	**630,802**

第８期決算公告　令和８年４月30日
東京都新宿区西新宿一丁目20番３号
西新宿髙木ビル
Snyk株式会社
代表取締役　ケン・マッカスキル
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,015
	資産合計	**66,015**
負債及び純資産の部	流動負債	32,943
	賞与引当金	5,810
	有給休暇引当金	3,960
	その他	23,172
	株主資本	33,071
	資本金	5,000
	利益剰余金	28,071
	その他利益剰余金	28,071
	（うち当期純利益）	（5,120）
	負債・純資産合計	**66,015**

第４期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区銀座一丁目８番14号
株式会社ＬＵＲＲＡ
代表取締役　増山　晃年
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,165
	固定資産	3,012
	資産合計	**9,177**
負債及び純資産の部	流動負債	1,460
	株主資本	7,717
	資本金	6,000
	利益剰余金	1,717
	その他利益剰余金	1,717
	（うち当期純利益）	（806）
	負債・純資産合計	**9,177**

第７期決算公告　令和８年４月30日
東京都中央区銀座一丁目８番14号
株式会社アンドユー
代表取締役　鈴木てるみ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	137,945
	固定資産	6,497
	資産合計	**144,443**
負債及び純資産の部	流動負債	78,715
	株主資本	65,727
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	15,727
	その他利益剰余金	15,727
	（うち当期純利益）	（26,412）
	負債・純資産合計	**144,443**

第11期決算公告　令和７年12月23日
東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号
株式会社PKSHA Associates
代表取締役　水野　博隆
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,841,446
	固定資産	324,370
	資産合計	4,165,816
負純資債及産のび部	流動負債	674,356
	株主資本	3,491,460
	資本金	14,520
	資本剰余金	9,520
	資本準備金	9,520
	利益剰余金	3,467,420
	その他利益剰余金	3,467,420
	（うち当期純利益）	(717,726)
	負債・純資産合計	4,165,816

第33期決算公告
令和８年３月13日
東京都台東区元浅草三丁目18番10号
テクノプロサポート株式会社
代表取締役　松田　晃行
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	364,779
	固定資産	1,402
	合計	366,182
負純資債及産のび部	流動負債	194,882
	固定負債	10,465
	株主資本	160,834
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	130,834
	その他利益剰余金	130,834
	（うち当期純利益）	(3,734)
	合計	366,182

第64期決算公告
令和８年３月17日
東京都台東区元浅草三丁目18番10号
東芝エルイーソリューション株式会社
代表取締役　滝澤　　進
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,739,593
	固定資産	36,389
	合計	7,775,983
負純資債及産のび部	流動負債	5,085,357
	固定負債	881,612
	株主資本	1,809,014
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,709,014
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,684,014
	（うち当期純利益）	(630,093)
	合計	7,775,983

第14期決算公告
令和８年３月31日
東京都港区港南二丁目16番４号
サムスン電機ジャパン株式会社
代表取締役　金　　裕澤
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,613,188
	固定資産	90,182
	資産合計	2,703,370
負純資債及産のび部	流動負債	1,699,494
	固定負債	786
	株主資本	1,003,090
	資本金	330,000
	利益剰余金	673,090
	その他利益剰余金	673,090
	（うち当期純利益）	(133,169)
	負債・純資産合計	2,703,370

第８期決算公告
令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング18階
コーヘン＆スティアーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　白勢　菊夫
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,191
	固定資産	533,995
	資産合計	779,186
負純資債及産のび部	流動負債	435,371
	固定負債	163,095
	株主資本	180,720
	資本金	65,000
	利益剰余金	115,720
	その他利益剰余金	115,720
	（うち当期純利益）	(36,165)
	負債・純資産合計	779,186

第16期決算公告　令和８年４月30日
東京都豊島区西池袋３丁目１番15号
ViewSend ICT株式会社
代表取締役　嗣江　建栄
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	399,928
	固定資産	138,747
	繰延資産	12,736
	合計	551,411
負純資債及産のび部	流動負債	98,247
	固定負債	450,404
	株主資本	△60,240
	資本金	132,000
	資本剰余金	8,632
	利益剰余金	△200,872
	繰越利益剰余金	△200,872
	（うち当期純損失）	(55,063)
	新株予約権	63,000
	合計	551,411

第13期決算公告
令和８年３月27日
神奈川県平塚市追分２番１号
ヨコハマビジネスアソシエーション株式会社
代表取締役　長谷川祐二
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	310,757
	資産合計	310,757
負純資債及産のび部	流動負債	255,353
	負債合計	255,353
	株主資本	55,404
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,404
	その他利益剰余金	5,404
	（うち当期純利益）	(485)
	純資産合計	55,404
	負債・純資産合計	310,757

第27期決算公告　令和８年４月30日
東京都港区芝公園一丁目７番６号
エクスペダイターズ・ジャパン株式会社
代表取締役　アレン・ジェイ・ワン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,782,550,752
	固定資産	1,144,754,251
	資産合計	4,927,305,003
負純資債及産のび部	流動負債	2,903,516,888
	賞与引当金	145,470,818
	固定負債	55,210,400
	原状回復引当金	55,210,400
	株主資本	1,968,577,715
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,918,577,715
	利益準備金	12,500,000
	その他利益剰余金	1,906,077,715
	負債・純資産合計	4,927,305,003

注）当期純利益　1,210,848,591円

第77期決算公告　令和８年４月17日
東京都品川区上大崎３丁目１番１号
ＪＲ東急目黒ビル５階
マサモト株式会社
代表取締役　広瀬　貞行
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,422,671
	固定資産	1,935,408
	合計	9,358,078
負純資債及産のび部	流動負債	4,511,903
	固定負債	400,950
	株主資本	4,445,226
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,345,226
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,320,226
	（うち当期純利益）	(184,394)
	合計	9,358,078

第11期決算公告　令和８年４月30日
神奈川県横浜市都筑区中川一丁目８番37号
日本どうぶつ先進医療研究所株式会社
代表取締役　上地　正実
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,184
	固定資産	1,540,272
	合計	1,726,457
負純資債及産のび部	流動負債	350,496
	賞与引当金	17,911
	固定負債	93,872
	退職給付引当金	15,602
	株主資本	1,282,088
	資本金	2,000
	利益剰余金	1,280,088
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	1,279,588
	（うち当期純利益）	(362,845)
	合計	1,726,457

第11期決算公告
令和８年４月30日
横浜市西区みなとみらい三丁目７番１号
OCEANGATEMINATOMIRAI３階
BSI Professional Services Japan株式会社
代表取締役　小島　英彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	98
	その他資産	4
	合計	103
負純資債及産のび部	流動負債	92
	株主資本	10
	資本金	1
	利益剰余金	9
	その他利益剰余金	9
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	103

第27期決算公告　令和８年４月30日
横浜市西区みなとみらい三丁目７番１号
OCEANGATEMINATOMIRAI３階
BSIグループジャパン株式会社
代表取締役　漆原　将樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,463
	固定資産	24
	その他資産	277
	合計	1,765
負純資債及産のび部	流動負債	1,021
	固定負債	28
	株主資本	715
	資本金	10
	利益剰余金	705
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	703
	（うち当期純利益）	(571)
	合計	1,765

第４期決算公告

令和８年４月30日　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
丸の内永楽ビルディング
ハウデングループジャパン株式会社
代表取締役　多田健太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	409,212	流動負債	40,371
固定資産	5,740,187	固定負債	24,325
繰延資産	1,926	株主資本	6,086,629
		資本金	100,000
		資本剰余金	7,267,000
		資本準備金	3,683,000
		その他資本剰余金	3,584,000
		利益剰余金	△1,280,370
		その他利益剰余金	△1,280,370
		（うち当期純損失）	（146,615）
資産合計	6,151,326	負債・純資産合計	6,151,326

第26期決算公告

令和８年３月31日
埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社
代表取締役社長　田中　遥

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,263	流動負債	2,378
固定資産	852	固定負債	947
有形固定資産	105	株主資本	1,789
無形固定資産	704	資本金	100
投資その他の資産	42	資本剰余金	758
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	708
		利益剰余金	930
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	905
		（うち当期純利益）	（371）
資産合計	5,115	負債・純資産合計	5,115

第26期決算公告

令和８年４月30日　東京都港区芝三丁目４番12号
株式会社イシン・ホテルズ・グループ
代表取締役　平野　吉洋

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	362,480	流動負債	92,475
固定資産	885,362	固定負債	163,840
		（うち役員退職慰労引当金）	（5,904）
		（うち退職給付引当金）	（17,736）
		株主資本	991,527
		資本金	50,000
		資本剰余金	655,338
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	605,338
		利益剰余金	286,188
		その他利益剰余金	286,188
		（うち当期純利益）	（329,484）
資産合計	1,247,843	負債・純資産合計	1,247,843

第39期決算公告

令和８年４月30日　東京都港区南青山五丁目11番５号
株式会社エトロ・ジャパン
代表取締役　ファビオ・ストラーダ

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,074,994	流動負債	3,122,128
固定資産	1,138,825	返品調整引当金	0
繰延資産	262,527	賞与引当金	45,000
		固定負債	1,557,949
		退職給付引当金	543,862
		株主資本	1,796,268
		資本金	90,000
		資本剰余金	305,962
		資本準備金	305,962
		利益剰余金	1,400,306
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	1,385,306
		（うち当期純利益）	（25,807）
資産合計	6,476,345	負債・純資産合計	6,476,345

第９期決算公告

令和８年４月30日　東京都中央区八丁堀三丁目19番２号
キューアス八丁堀第一ビル６階
株式会社住宅新報
代表取締役　上田　來

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	86,613	流動負債	115,845
固定資産	23,600	固定負債	71,178
		（退職給付引当金）	（25,883）
		株主資本	△76,810
		資本金	20,000
		資本剰余金	35,071
		資本準備金	1,379
		その他資本剰余金	33,691
		利益剰余金	△131,881
		利益準備金	3,415
		その他利益剰余金	△135,297
		（うち当期純損失）	（24,939）
資産合計	110,214	負債・純資産合計	110,214

第26期決算公告

令和８年４月30日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目三井ビルディング14F
バイオジェン・ジャパン株式会社
代表取締役　傳　幸諭

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,222,790	流動負債	8,487,864
固定資産	1,371,138	賞与引当金	480,498
		その他	8,007,366
		固定負債	72,639
		リース負債	72,639
		株主資本	8,033,425
		資本金	90,000
		資本剰余金	968,960
		資本準備金	968,960
		利益剰余金	6,974,465
		その他利益剰余金	6,974,465
		（うち当期純利益）	（516,225）
資産合計	16,593,928	負債・純資産合計	16,593,928

第３期決算公告

2026年４月30日　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
株式会社ウェイブダッシュ
代表取締役　下山　一美

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,736,894	流動負債	1,910,115
固定資産	8,610,550	固定負債	7,326,147
		株主資本	2,111,182
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,656,365
		その他資本剰余金	3,656,365
		利益剰余金	△1,645,183
		その他利益剰余金	△1,645,183
		（うち当期純損失）	（857,094）
資産合計	11,347,444	負債・純資産合計	11,347,444

第39期決算公告

令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号　岸本ビルヂング
ライオンデル・ジャパン株式会社
代表取締役会長兼社長　ティモシー・ディー・スティーヴンズ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,081	流動負債	782
固定資産	31	固定負債	93
		株主資本	1,237
		資本金	495
		資本剰余金	374
		資本準備金	374
		利益剰余金	368
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	338
		（うち当期純利益）	（151）
資産合計	2,112	負債・純資産合計	2,112

第 56 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

石川県金沢市入江３丁目25番地
株 式 会 社 ト ー ケ ン
代表取締役社長　伊野　博俊

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,681,034	流動負債	6,682,184
固定資産	1,022,930	（引当金）	(64,600)
繰延資産	916	固定負債	193,759
		（引当金）	(190,604)
		株主資本	3,828,936
		資本金	70,000
		資本剰余金	2,000
		利益剰余金	3,756,936
		利益準備金	15,500
		その他利益剰余金	3,741,436
		（うち当期純利益）	(524,416)
資産合計	10,704,881	負債・純資産合計	10,704,881

第 6 期 決 算 公 告

令和８年３月26日

横浜市港北区新横浜二丁目３番地12
Tokyo Artisan Intelligence株式会社
代表取締役　中原　啓貴

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	484,410	流動負債	221,792
固定資産	40,558	固定負債	131,697
		株主資本	171,478
		資本金	98,000
		資本剰余金	813,416
		資本準備金	375,000
		その他資本剰余金	438,416
		利益剰余金	△699,385
		その他利益剰余金	△699,385
		（うち当期純損失）	(461,830)
		自己株式	△40,552
資産合計	524,968	負債・純資産合計	524,968

第 62 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

広島市佐伯区五日市中央一丁目14番４号
広島ガス西中国株式会社
代表取締役　沖本　誠司

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,102,347	流動負債	215,938
固定資産	989,836	固定負債	96,565
		退職給付引当金	20,769
		株主資本	1,779,679
		資本金	50,000
		資本剰余金	194,106
		その他資本剰余金	194,106
		利益剰余金	1,535,573
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,523,073
		（うち当期純利益）	(18,213)
資産合計	2,092,184	負債・純資産合計	2,092,184

第 58 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　長野県茅野市豊平字東嶽10411番地
株式会社三井の森
代表取締役社長　深沢　逸郎

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,187,662	流動負債	615,044
固定資産	1,046,291	（うち賞与引当金）	(34,241)
		固定負債	2,001,950
		（うち退職給付引当金）	(69,027)
		（うち役員退職慰労引当金）	(14,903)
		株主資本	2,616,959
		資本金	200,500
		資本剰余金	371,669
		資本準備金	371,669
		利益剰余金	2,044,790
		その他利益剰余金	2,044,790
		（うち当期純利益）	(1,345,600)
資産合計	5,233,953	負債・純資産合計	5,233,953

第 61 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

広島市東区牛田新町四丁目４番27号
広島ガス北部販売株式会社
代表取締役　谷口　洋一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	597,111	流動負債	180,180
固定資産	787,345	固定負債	109,273
繰延資産	411	株主資本	1,095,415
		資本金	25,000
		資本剰余金	2,988
		資本準備金	2,988
		利益剰余金	1,067,426
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,061,176
		（うち当期純利益）	(22,295)
資産合計	1,384,869	負債・純資産合計	1,384,869

第 61 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

広島県安芸郡府中町浜田三丁目４番26号
広島ガス東部株式会社
代表取締役　金子　勇一

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,646,675	流動負債	237,093
固定資産	1,018,085	固定負債	151,499
		修繕引当金	50,000
		株主資本	3,276,167
		資本金	32,000
		資本剰余金	2,164
		資本準備金	2,164
		利益剰余金	3,242,002
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	3,234,002
		（うち当期純利益）	(142,481)
資産合計	3,664,760	負債・純資産合計	3,664,760

第 4 期 決 算 公 告

令和８年３月17日

東京都渋谷区渋谷二丁目11番５号クロスオフィス渋谷メディオ
株式会社NEWOLD CAPITAL
代表取締役　栗原　弘行

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	591,662	流動負債	250,101
固定資産	52,985	固定負債	92,129
繰延資産	503	株主資本	275,419
		資本金	100,000
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	200,000
		利益剰余金	△24,580
		その他利益剰余金	△24,580
		（うち当期純利益）	(79,376)
		新株予約権	27,501
資産合計	645,151	負債・純資産合計	645,151

第 63 期 決 算 公 告

2026年４月30日

山口県周南市本町２丁目25番地
和泉産業株式会社
代表取締役　和泉　貴信

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年１月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,194	流動負債	1,239
固定資産	1,064	固定負債	181
		株主資本	802
		資本金	36
		利益剰余金	766
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	757
		（うち当期純利益）	(92)
		評価・換算差額等	35
		その他有価証券評価差額金	35
資産合計	2,259	負債・純資産合計	2,259

第 19 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都渋谷区渋谷二丁目16番１号
株式会社テコテック
代表取締役　釣崎　宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,432,728	流動負債	576,046
固定資産	168,801	賞与引当金	65,093
		受注損失引当金	10,360
		固定負債	348,042
		株主資本	677,440
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,012,028
		資本準備金	1,012,028
		利益剰余金	△384,588
		その他利益剰余金	△384,588
		（うち当期純損失）	（61,839）
資産合計	1,601,529	負債・純資産合計	1,601,529

第 27 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都大田区蒲田五丁目44番５号
コネクレーンズ株式会社
代表取締役　中嶋　康喜

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	236	流動負債	145
固定資産	64	（うち賞与引当金）	（11）
有形固定資産	46	その他	134
無形固定資産	3	固定負債	448
投資その他の資産	15	（うち退職給付引当金）	（9）
		その他	439
		株主資本	△293
		資本金	100
		利益剰余金	△393
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△395
		（うち当期純損失）	（37）
資産合計	300	負債・純資産合計	300

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都品川区大崎一丁目２番２号
ファインディ株式会社
代表取締役　山田裕一朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,106	流動負債	2,175
固定資産	72	賞与引当金	127
		固定負債	5
		負債合計	2,181
		株主資本	995
		資本金	100
		資本剰余金	1,896
		資本準備金	1,896
		利益剰余金	△1,001
		その他利益剰余金	△1,001
		（うち当期純損失）	（995）
		新株予約権	1
		純資産合計	997
資産合計	3,178	負債・純資産合計	3,178

第 11 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都品川区大崎一丁目２番２号
ファインディ株式会社
代表取締役　山田裕一朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,210	流動負債	1,594
固定資産	94	賞与引当金	82
		固定負債	18
		負債合計	1,612
		株主資本	1,691
		資本金	100
		資本剰余金	2,653
		資本準備金	2,653
		利益剰余金	△1,062
		その他利益剰余金	△1,062
		（うち当期純損失）	（1,062）
		新株予約権	1
		純資産合計	1,692
資産合計	3,305	負債・純資産合計	3,305

第 51 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都昭島市松原町三丁目９番12号
理学ロジスティクス株式会社
代表取締役　中村　栄作

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,536	流動負債	222
固定資産	49	賞与引当金	9
		固定負債	54
		退職給付引当金	54
		株主資本	1,308
		資本金	10
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,288
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,286
		（うち当期純利益）	（159）
資産合計	1,586	負債・純資産合計	1,586

第 27 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都千代田区内神田１丁目16番８号
ワッカーケミカルズイーストアジア株式会社
代表取締役　神保　丞

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	45,699	流動負債	16,539
固定資産	14,628	固定負債	27,284
		負債合計	43,824
		株主資本	16,504
		資本金	10,000
		利益剰余金	6,504
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	4,004
		（うち当期純利益）	（1,733）
		純資産合計	16,504
資産合計	60,328	負債・純資産合計	60,328

第 3 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階
株式会社ＢＣＪ－79
代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	278	流動負債	41
固定資産	38,081	固定負債	4,389
		株主資本	33,772
		資本金	0
		資本剰余金	35,214
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	35,214
		利益剰余金	△1,442
		その他利益剰余金	△1,442
		（うち当期純損失）	（1,184）
		新株予約権	156
資産合計	38,359	負債・純資産合計	38,359

第 13 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都渋谷区神宮前５丁目２番５号
Unity Real Estate Japan株式会社
代表取締役　ガブリエレ・リウッツォ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76	流動負債	212
固定資産	2,362	固定負債	1,150
繰延資産	0	負債合計	1,362
		株主資本	1,076
		資本金	350
		資本剰余金	350
		資本準備金	350
		利益剰余金	376
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	374
		（うち当期純利益）	（74）
		純資産合計	1,076
資産合計	2,438	負債・純資産合計	2,438

第 39 期 決 算 公 告

令和８年４月17日　東京都品川区上大崎３丁目１番１号
ＪＲ東急目黒ビル５階
株式会社マサモトホールディングス
代表取締役　上野彌太郎

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,731,490	流動負債	703,360
固定資産	4,244,736	固定負債	2,180,258
		株主資本	3,092,608
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,742,495
		その他資本剰余金	2,742,495
		利益剰余金	340,113
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	339,513
		（うち当期純利益）	（160,453）
資産合計	5,976,226	負債・純資産合計	5,976,226

決　算　公　告

令和８年４月30日　東京都港区三田一丁目４番28号
株式会社ブレンボ・ジャパン
代表取締役　アレクサンダー　グラマティコフ

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	698,714,630	流動負債	297,773,882
固定資産	172,749,653	固定負債	30,047,788
		退職給付引当金	30,047,788
		株主資本	543,642,613
		資本金	11,000,000
		資本剰余金	19,500,460
		その他資本剰余金	19,500,460
		利益剰余金	513,142,153
		利益準備金	2,750,000
		その他利益剰余金	510,392,153
		（うち当期純利益）	（68,258,074）
資産合計	871,464,283	負債・純資産合計	871,464,283

第 9 期 決 算 公 告

2026年４月30日　東京都中央区日本橋富沢町９番４号
株式会社ＮｅａｒＭｅ
代表取締役　髙原幸一郎

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	432,173	流動負債	230,598
固定資産	30,492	クーポン引当金	4,411
		固定負債	585,595
		株主資本	△364,237
		資本金	100,000
		資本剰余金	778,299
		資本準備金	778,299
		利益剰余金	△1,242,536
		その他利益剰余金	△1,242,536
		（うち当期純損失）	（565,484）
		新株予約権	10,709
資産合計	462,665	負債・純資産合計	462,665

第 19 期 決 算 公 告

2026年４月30日　愛知県名古屋市中川区好本町二丁目２番地
ＨＡＷＥジャパン株式会社
代表取締役社長　宮島　彰久

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	763,096	流動負債	430,936
固定資産	39,445	（有給休暇引当金）	（3,794）
		固定負債	5,157
		（製品保証引当金）	（5,157）
		株主資本	366,447
		資本金	60,000
		資本剰余金	155,200
		資本準備金	60,000
		その他資本剰余金	95,200
		利益剰余金	151,247
		その他利益剰余金	151,247
		（うち当期純利益）	（29,847）
資産合計	802,541	負債・純資産合計	802,541

第 26 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　東京都江東区木場一丁目５番25号
株式会社マーチ・アセット・マネジメント
代表取締役　田山　毅

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**55,613**	**流動負債**	**44,280**
現金及び預金	1,204	短期借入金	41,080
買入金銭債権	54,385	長期借入金（１年内返済）	62
その他の流動資産	23	その他の流動負債	3,137
		固定負債	**11,227**
		長期借入金	11,227
		株主資本	**105**
		資本金	10
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	90
		その他利益剰余金	90
資産合計	55,613	負債・純資産合計	55,613

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	**498,860**
金融収益	498,860
営業費用	**491,084**
金融費用	470,319
販売費及び一般管理費	20,764
営業利益	**7,776**
営業外収益	197
経常利益	**7,973**
税引前当期純利益	**7,973**
法人税、住民税及び事業税	1,894
当期純利益	**6,079**

第 35 期決算公告　令和８年４月30日

静岡県浜松市中央区中沢町８番27号
株式会社木俣動物病院
代表取締役　木俣　　新

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	75,242
	固定資産	265,687
	繰延資産	1,551
	合計	342,482
負純資債産及のび部	流動負債	59,679
	賞与引当金	3,574
	固定負債	161,120
	株主資本	121,682
	資本金	10,000
	利益剰余金	111,682
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	109,182
	（うち当期純利益）	（49,977）
	合計	342,482

第 3 期 決 算 公 告

令和８年３月31日
埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
ＦＳＶＡＰ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役社長　小木曽克明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,422	流動負債	7,416
固定資産	11,915	固定負債	381
有形固定資産	81	**負債合計**	**7,798**
無形固定資産	11,090	株主資本	10,540
投資その他の資産	744	資本金	500
		資本剰余金	10,333
		資本準備金	10,333
		利益剰余金	△293
		その他利益剰余金	△293
		純資産合計	**10,540**
資産合計	18,338	負債・純資産合計	18,338

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,078
売上原価	21,577
売上総利益	6,500
販売費及び一般管理費	5,830
営業利益	670
営業外収益	180
営業外費用	154
経常利益	696
特別利益	214
特別損失	81
税引前当期純利益	829
法人税、住民税及び事業税	97
当期純利益	731

第 59 期決算公告　令和８年４月30日

愛知県名古屋市昭和区白金一丁目11番14号
株式会社花乃店千樹園
代表取締役　倉橋　　実

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	275,757
	固定資産	58,357
	資産合計	334,115
負純資債産及のび部	流動負債	147,554
	（賞与引当金）	（32,092）
	固定負債	12,482
	株主資本	174,078
	資本金	10,000
	利益剰余金	164,078
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	161,578
	（うち当期純利益）	（74,168）
	負債・純資産合計	334,115

第48期決算公告

令和８年４月30日
京都府京都市南区西九条川原城町110番地
日本インスツルメンツ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,110
	固定資産	125
	資産合計	3,235
負債及び純資産の部	流動負債	255
	賞与引当金	19
	製品保証引当金	0
	未消化有給休暇引当金	1
	株主資本	2,980
	資本金	20
	利益剰余金	2,960
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,955
	（うち当期純利益）	(161)
	負債・純資産合計	3,235

第８期決算公告

令和８年３月31日
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号
SK Japan株式会社
代表取締役　尹　洪晟

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	968,070	流動負債	18,066
固定資産	887,980	固定負債	214,394
		（内退職給付引当金）	(11,269)
		負債合計	232,460
		株主資本	1,623,590
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,383,283
		資本準備金	954,310
		その他資本剰余金	428,973
		利益剰余金	140,307
		その他利益剰余金	140,307
		純資産合計	1,623,590
資産合計	1,856,050	負債・純資産合計	1,856,050

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	934,976
売上原価	821,305
売上総利益	113,671
販売費及び一般管理費	480
営業利益	113,190
営業外収益	197
営業外費用	198
経常利益	113,189
特別損失	1,545
税引前当期純利益	111,643
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等調整額	△ 29,613
当期純利益	140,307

第26期決算公告

令和８年４月30日
奈良県奈良市西登美ケ丘三丁目22番７号
株式会社ベトリード
代表取締役　作野　幸孝

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204,154
	固定資産	343,130
	合計	547,284
負債及び純資産の部	流動負債	123,086
	賞与引当金	4,250
	固定負債	112,585
	退職給付引当金	10,479
	株主資本	311,613
	資本金	3,000
	利益剰余金	308,613
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	307,863
	（うち当期純利益）	(88,124)
	合計	547,284

第69期決算公告

令和８年４月10日
滋賀県彦根市清崎町60番地
株式会社ＤＮＰ高機能マテリアル彦根
代表取締役　菊川　暁

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,475	流動負債	5,275
固定資産	1,383	固定負債	2,663
		株主資本	1,914
		資本金	1,700
		資本剰余金	747
		その他資本剰余金	747
		利益剰余金	△532
		利益準備金	347
		その他利益剰余金	△880
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資産合計	9,859	負債・純資産合計	9,859

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,380
売上原価	10,199
売上総利益	1,181
販売費及び一般管理費	1,207
営業損失	26
営業外収益	20
営業外費用	49
経常損失	54
特別損失	1,942
税引前当期純損失	1,996
法人税、住民税及び事業税	8
法人税等調整額	36
当期純損失	2,041

第18期決算公告

令和８年４月30日
鳥取県倉吉市谷605―33
株式会社ウッドプラスチックテクノロジー
代表取締役　中山　東太

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	589,830
	固定資産	979,559
	資産合計	1,569,389
負債及び純資産の部	流動負債	182,905
	（賞与引当金）	(12,840)
	固定負債	1,243,785
	株主資本	142,698
	資本金	85,500
	資本剰余金	836,750
	資本準備金	696,165
	利益剰余金	△779,551
	その他利益剰余金	△779,551
	（うち当期純利益）	(127,936)
	負債・純資産合計	1,569,389

第10期決算公告

令和８年４月30日
東京都中央区築地二丁目２番７号
ＮＣＫ株式会社
代表取締役　田口　道之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,168
	固定資産	212,905
	資産合計	316,073
負債及び純資産の部	流動負債	61,544
	品質対応引当金	3,423
	固定負債	89,248
	株主資本	165,281
	資本金	68,798
	資本剰余金	58,798
	資本準備金	58,798
	利益剰余金	37,684
	その他利益剰余金	37,684
	（うち当期純利益）	(18,874)
	負債・純資産合計	316,073

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千八百七十九万八千三百四十二円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日
東京都中央区築地二丁目二番七号
ＮＣＫ株式会社
代表取締役　田口　道之

第５期決算公告

令和８年４月30日
東京都港区北青山３―５―10
ＩＣＣＦＪａｐａｎ株式会社
代表取締役　葉　寿増

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,058
	固定資産	0
	合計	26,058
負債及び純資産の部	流動負債	49,586
	株主資本	△23,529
	資本金	20,000
	利益剰余金	△43,529
	その他利益剰余金	△43,529
	（うち当期純損失）	(63,536)
	合計	26,058

第36期決算公告

令和８年４月30日
神奈川県川崎市川崎区小田栄二丁目２番２号―425
株式会社コニシス研究所
代表取締役　小西　浩次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,646
	固定資産	280
	繰延資産	2,620
	合計	9,546
負債及び純資産の部	流動負債	15,343
	固定負債	9,047
	株主資本	△14,843
	資本金	10,000
	利益剰余金	△24,843
	その他利益剰余金	△24,843
	（うち当期純損失）	(3,517)
	合計	9,546

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月五日であり、株主総会の決議は、令和八年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日
神奈川県川崎市川崎区小田栄二丁目二番二号―四二五
株式会社コニシス研究所
代表取締役　小西　浩次

第６期決算公告　令和８年４月30日
名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目30番１号
グランディール新瑞橋202号
スマート不動産株式会社
代表取締役　谷口　豊宣

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	501,948
	固定資産	152,892
	合計	654,841
負債及び純資産の部	流動負債	64,842
	固定負債	517,415
	株主資本	72,583
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	62,583
	その他利益剰余金	62,583
	（うち当期純利益）	(3,050)
	合計	654,841

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億千四百八十七万六千七百十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日
名古屋市瑞穂区瑞穂通八丁目三〇番一号グランディール新瑞橋二〇二号
スマート不動産株式会社
代表取締役　谷口　豊宣

第10期決算公告　令和８年４月14日
東京都港区赤坂９－７－１
ミッドタウン・タワー18階
ドーナッツロボティクス株式会社
代表取締役　小野　泰助

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	369,691
	固定資産	114,850
	合計	484,541
負債及び純資産の部	流動負債	32,059
	固定負債	151,346
	株主資本	189,182
	資本金	130,662
	資本剰余金	543,662
	利益剰余金	△485,142
	その他利益剰余金	△485,142
	（うち当期純損失）	(298,773)
	新株予約権	111,954
	合計	484,541

第６期決算公告　令和８年４月30日
徳島県徳島市南二軒屋町一丁目２番12号
株式会社コアスマイル
代表取締役　仮屋　聖子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,615
	固定資産	7,667
	合計	18,282
負債及び純資産の部	流動負債	46,756
	固定負債	49,297
	株主資本	△77,771
	資本金	61,425
	資本剰余金	67,435
	資本準備金	60,425
	その他資本剰余金	7,010
	利益剰余金	△206,631
	その他利益剰余金	△206,631
	（うち当期純損失）	(1,657)
	合計	18,282

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千百四十二万五千円、資本準備金の額を六千四十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月三十日
徳島県徳島市南二軒屋町一丁目二番一二号
株式会社コアスマイル
代表取締役　仮屋　聖子

第27期決算公告　令和８年４月30日
大阪市中央区博労町三丁目５番１号
株式会社イオシス
代表取締役　中本　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,109,452
	固定資産	574,104
	合計	3,683,557
負債及び純資産の部	流動負債	999,025
	賞与引当金	43,077
	固定負債	28,827
	株主資本	2,655,704
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,625,704
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	2,618,204
	（うち当期純利益）	(572,196)
	合計	3,683,557

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	27,395
	固定資産	18,656
	合計	46,052
負債及び純資産の部	流動負債	8,517
	賞与引当金	871
	固定負債	2,530
	退職給付引当金	2,530
	株主資本	35,004
	資本金	326
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	34,674
	利益準備金	77
	その他利益剰余金	34,597
	（うち当期純利益）	(1,030)
	負債・純資産合計	46,052

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年四月九日付会社法第三一九条第一項の規定による株主総会の書面決議により、資本金の額を二億二千六百四万四千円減少することにいたしました。

効力発生日は、令和八年六月十五日です。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日
福岡県北九州市戸畑区牧山一丁目一番三六号
濱田重工株式会社
代表取締役　松本　豊

第４期決算公告　令和８年４月30日
大阪市中央区博労町三丁目５番１号
株式会社イオシスホールディングス
代表取締役　中本　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,065
	固定資産	1,645,152
	合計	1,674,217
負債及び純資産の部	流動負債	370,777
	固定負債	502,900
	株主資本	800,540
	資本金	90,000
	資本剰余金	210,000
	資本準備金	210,000
	利益剰余金	500,540
	その他利益剰余金	500,540
	（うち当期純損失）	(5,132)
	合計	1,674,217

第 62 期 決 算 公 告

令和８年４月30日
東京都品川区上大崎３丁目１番１号
日本ルーブリゾール株式会社
代表取締役社長　木村　将広

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,692	流動負債	2,337
固定資産	2,754	固定負債	390
		負債合計	2,727
		株主資本	9,719
		資本金	1,160
		利益剰余金	8,559
		利益準備金	342
		その他利益剰余金	8,217
		純資産合計	9,719
資産合計	12,446	負債・純資産合計	12,446

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	20,759
売上原価	16,800
売上総利益	3,959
販売費及び一般管理費	1,892
営業利益	2,067
営業外収益	35
営業外費用	193
経常利益	1,909
特別損失	0
税引前当期純利益	1,909
法人税等調整額	△590
当期純利益	1,319

第７期決算公告　令和８年４月30日
大阪市中央区博労町三丁目５番１号
株式会社アレスタ
代表取締役　吉田　晴彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,301
	固定資産	8,389
	合計	194,691
負債及び純資産の部	流動負債	45,098
	固定負債	2,417
	株主資本	147,175
	資本金	8,000
	利益剰余金	139,175
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	139,095
	（うち当期純利益）	(54,170)
	合計	194,691

第10期決算公告

令和８年４月24日
兵庫県西宮市鳴尾浜１丁目16番11
エスファクトリー株式会社
代表取締役　杉本　充史

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	430,533
	固定資産	79,034
	合計	509,567
負債及び純資産の部	流動負債	137,779
	賞与引当金	6,152
	固定負債	—
	株主資本	371,787
	資本金	10,000
	利益剰余金	361,787
	その他利益剰余金	361,787
	（うち当期純利益）	(5,218)
	合計	509,567

第５期決算公告

令和８年４月30日　東京都港区六本木一丁目６番１号
ダイムラー・トラック・ファイナンシャルサービス・アジア株式会社
代表取締役社長　ヤン・フアマン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	196,191	流動負債	83,601
固定資産	26,547	固定負債	119,020
有形固定資産	22,123	株主資本	20,117
無形固定資産	402	資本金	1,700
投資その他の資産	4,022	資本剰余金	150
		資本準備金	150
		利益剰余金	18,267
		利益準備金	256
		その他利益剰余金	18,011
資産合計	222,738	負債・純資産合計	222,738

損益計算書の要旨
（令和７年１月１日から令和７年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	15,670
売上原価	9,515
売上総利益	6,155
販売費及び一般管理費	3,237
営業利益	2,918
営業外収益	47
経常利益	2,965
税引前当期純利益	2,965
法人税、住民税及び事業税	1,917
法人税等調整額	△776
当期純利益	1,824

第25期決算公告

令和８年４月28日
神戸市中央区中山手通１丁目22番７号
大洋真珠株式会社
代表取締役　西脇　秀行

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	391
	固定資産	234
	合計	625
負債及び純資産の部	流動負債	295
	固定負債	211
	株主資本	118
	資本金	20
	利益剰余金	98
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純利益）	(7)
	合計	625

第19期決算公告

令和８年４月30日
東京都港区芝公園一丁目７番６号
コベストロジャパン株式会社
代表取締役社長　内村　宗誉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,042	流動負債	4,054
固定資産	4,864	固定負債	188
		負債合計	4,242
		株主資本	3,664
		資本金	1,400
		資本剰余金	1,400
		資本準備金	1,400
		利益剰余金	864
		その他利益剰余金	864
		純資産合計	3,664
資産合計	7,905	負債・純資産合計	7,905

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,791
売上原価	7,312
売上総利益	2,480
販売費及び一般管理費	2,225
営業利益	254
営業外収益	115
営業外費用	28
経常利益	342
税引前当期純利益	342
法人税、住民税及び事業税	64
法人税等調整額	13
当期純利益	265

第74期決算公告

令和８年４月30日
兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目４番６号
株式会社成文社
代表取締役　山岡　正卓

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	168,267
	固定資産	37,505
	合計	205,772
負債及び純資産の部	流動負債	136,390
	固定負債	26,248
	株主資本	43,134
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,134
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	30,634
	（うち当期純損失）	(2,972)
	合計	205,772

第８期決算公告

令和８年４月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目24―12
渋谷スクランブルスクエア39Ｆ
Adyen Japan株式会社
代表取締役　ボーチョ・ハヤシ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,988,264	流動負債	16,019,919
固定資産	3,706,070	賞与引当金	41,764
		負債合計	16,019,919
		株主資本	5,674,415
		資本金	4,900,000
		利益剰余金	774,415
		その他利益剰余金	774,415
		純資産合計	5,674,415
資産合計	21,694,335	負債・純資産合計	21,694,335

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,473,055
売上原価	4,102,067
売上総利益	3,370,987
販売費及び一般管理費	2,944,284
営業利益	426,703
経常利益	426,703
特別利益	72,170
税引前当期純利益	498,873
法人税、住民税及び事業税	178,278
法人税等調整額	△9,816
当期純利益	330,411

第32期決算公告

令和８年３月26日
宮崎県宮崎市生目台西３丁目７番１号
株式会社坂田電機宮崎研究センター
代表取締役　遠目塚良一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,239
	固定資産	4,862
	負債合計	42,101
負債及び純資産の部	流動負債	41,871
	固定負債	87,830
	（うち退職給付引当金）	(87,830)
	株主資本	△87,600
	資本金	10,000
	利益剰余金	△97,600
	その他利益剰余金	△97,600
	（うち当期純利益）	(△84,501)
	負債・純資産合計	42,101

第８期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
株式会社ＯＰＩ・12
代表取締役　三宅　誠一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	648,499	流動負債	2,862,581
固定資産	39,084,578	固定負債	14,301,000
		負債合計	17,163,581
		株主資本	22,569,496
		資本金	10,216,500
		資本剰余金	10,216,500
		資本準備金	10,216,500
		利益剰余金	2,136,496
		その他利益剰余金	2,136,496
		純資産合計	22,569,496
資産合計	39,733,078	負債・純資産合計	39,733,078

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,246,285
売上総利益	1,246,285
販売費及び一般管理費	9,678
営業利益	1,236,607
営業外費用	501,782
経常利益	734,825
税引前当期純利益	734,825
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純利益	733,615

第　１　期　決　算　公　告

令和８年４月30日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

Ｓｐｒｉｎｔ　ＨＤ３特定目的会社

取締役　鄭　　武壽

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	2,475,266	流動負債	28,545
固定資産	2,475,266	固定負債	1,610,000
その他の資産	127,468	**負債合計**	**1,638,545**
流動資産	76,076	社員資本	964,189
固定資産	44,784	特定資本金	100
投資その他の資産	44,784	優先資本金	970,000
繰延資産	6,607	剰余金	△5,910
		当期未処理損失	5,910
		純資産合計	**964,189**
資産合計	**2,602,735**	**負債・純資産合計**	**2,602,735**

損益計算書の要旨

（自　令和７年10月30日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	△1,033
営業費用	4,828
営業損失	5,862
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	5,862
税引前当期純損失	5,862
法人税、住民税及び事業税	48
当期純損失	5,910

第18期決算公告　令和８年３月26日

大阪府吹田市垂水町３―28―10

株式会社サンコーＳＤ

代表取締役　成田　賢美

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	50,700
	固定資産	4,442
	資産合計	**55,142**
負債及び純資産の部	流動負債	9,953
	固定負債	21,930
	退職給付引当金	21,930
	負債合計	**31,883**
	株主資本	23,259
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,259
	その他利益剰余金	13,259
	（うち当期純損失）	（37,046）
	純資産合計	**23,259**
	負債・純資産合計	**55,142**

第　43　期　決　算　公　告

令和８年４月30日

東京都千代田区内神田１丁目16番８号

旭化成ワッカーシリコーン株式会社

代表取締役　ヴォルフガング　シャッテンマン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,723	流動負債	5,207
固定資産	3,427	固定負債	741
		負債合計	**5,948**
		株主資本	2,202
		資本金	1,050
		利益剰余金	1,152
		利益準備金	262
		その他利益剰余金	889
		純資産合計	**2,202**
資産合計	**8,150**	**負債・純資産合計**	**8,150**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	10,235
売上原価	7,262
売上総利益	2,972
販売費及び一般管理費	2,686
営業利益	286
営業外収益	4
営業外費用	45
経常利益	246
特別損失	0
税引前当期純利益	246
法人税、住民税及び事業税	58
当期純利益	187

第22期決算公告　令和８年３月26日

福岡県福岡市博多区東那珂３丁目１番８号ＴＹビル３号

株式会社エスコＳＤ

代表取締役　岡崎　慎司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	173,522
	固定資産	2,891
	資産合計	**176,413**
負債及び純資産の部	流動負債	25,067
	固定負債	21,321
	（うち退職給付引当金）	（21,321）
	株主資本	130,024
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,024
	その他利益剰余金	120,024
	（うち当期純利益）	（9,438）
	負債・純資産合計	**176,413**

第　３　期　決　算　公　告

令和８年４月30日

東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階

株式会社ＢＣＪ－80

代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,307	流動負債	3,742
固定資産	58,077	固定負債	21,792
		負債合計	**25,534**
		株主資本	35,850
		資本金	100
		資本剰余金	37,981
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	37,981
		利益剰余金	△2,230
		その他利益剰余金	△2,230
		純資産合計	**35,850**
資産合計	**61,385**	**負債・純資産合計**	**61,385**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	―
営業費用	275
営業損失	275
営業外収益	294
営業外費用	910
経常損失	891
税引前当期純損失	891
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	892

第　１　期　決　算　公　告

令和８年４月30日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号

日本橋三丁目スクエア11階

Abercrombie & Kent Japan株式会社

代表取締役　グラハム・エドワード・ウッド

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,018,758
	資産合計	**6,018,758**
負債及び純資産の部	流動負債	769,441
	固定負債	2,251,014
	株主資本	2,998,303
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,001,697
	その他利益剰余金	△2,001,697
	（うち当期純損失）	（2,001,697）
	負債・純資産合計	**6,018,758**

第　81　期　決　算　公　告

令和８年３月31日

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

東芝コンシューママーケティング株式会社

代表取締役　鈴木　新吾

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	35,135	流動負債	27,613
固定資産	735	固定負債	6,508
		株主資本	1,748
		資本金	100
		資本剰余金	1,240
		資本準備金	240
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	408
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	398
		評価・換算差額等	0
		有価証券評価差額金	0
資産合計	**35,870**	**負債・純資産合計**	**35,870**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	22,695
売上原価	6,385
売上総利益	16,309
販売費及び一般管理費	15,218
営業利益	1,091
営業外収益	314
営業外費用	237
経常利益	1,168
税引前当期純利益	1,168
法人税、住民税及び事業税	365
法人税等調整額	△3
当期純利益	806

第74期決算公告　令和８年３月25日

東京都杉並区荻窪４丁目８番13号

坂田電機株式会社

代表取締役　髙濱　利光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,118,169
	固定資産	990,679
	繰延資産	272
	資産合計	**2,109,121**
負債及び純資産の部	流動負債	610,627
	固定負債	1,048,829
	（退職給付引当金）	（410,524）
	株主資本	449,663
	資本金	90,000
	利益剰余金	571,294
	利益準備金	90,000
	（うち当期純損失）	（590,552）
	自己株式	△211,631
	負債・純資産合計	**2,109,121**

第 101 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

東京都港区虎ノ門４丁目３番１号

株式会社ＣＳＩジャパン

代表取締役社長　保木本　亘

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,763
	固定資産	2,670
	資産合計	**8,433**
負債及び純資産の部	流動負債	4,993
	（賞与引当金）	（61）
	固定負債	1,406
	（退職給付引当金）	（192）
	株主資本	2,033
	資本金	309
	資本剰余金	63
	資本準備金	61
	その他資本剰余金	2
	利益剰余金	1,660
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,644
	（うち当期純利益）	（657）
	評価・換算差額等	0
	その他有価証券評価差額金	0
	負債・純資産合計	**8,433**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

北九州市小倉北区東港一丁目３番７号

大平紙業株式会社

代表取締役　五郎丸　浩

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,192,462
	固定資産	703,144
	資産合計	**3,895,607**
負債及び純資産の部	流動負債	3,700,286
	賞与引当金	15,150
	固定負債	246,224
	退職給付引当金	122,649
	関係会社事業損失引当金	88,590
	役員退職慰労引当金	9,633
	負債合計	**3,946,511**
	株主資本	△86,826
	資本金	100,000
	資本剰余金	250,014
	資本準備金	250,014
	利益剰余金	△436,841
	その他利益剰余金	△436,841
	（うち当期純損失）	（94,466）
	評価・換算差額等	35,921
	その他有価証券評価差額金	35,921
	純資産合計	**△50,904**
	負債・純資産合計	**3,895,607**

第29期決算公告

令和８年４月30日

島根県益田市虫追町320番地39

株式会社キューサイファーム島根

代表取締役　廣田　英二

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	151,664
	固定資産	1,068,261
	資産合計	**1,219,926**
負債及び純資産の部	流動負債	637,129
	賞与引当金	8,132
	役員賞与引当金	2,720
	固定負債	636,398
	退職給付引当金	46,937
	役員退職慰労引当金	5,748
	負債合計	**1,273,527**
	株主資本	△ 53,601
	資本金	10,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	42,500
	利益剰余金	△ 108,601
	その他利益剰余金	△ 108,601
	（うち当期純利益）	（23,853）
	純資産合計	**△ 53,601**
	負債・純資産合計	**1,219,926**

第 37 期 決 算 公 告

令和８年４月30日

東京都江東区毛利二丁目９番20号
プロロジスアーバン東京錦糸町１

ジーディー自動機械株式会社

代表取締役　パトリッツオ　カシャーニ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,186
	固定資産	385
	合計	**2,572**
負債及び純資産の部	流動負債	1,227
	製品保証引当金	2
	有給休暇引当金	21
	賞与引当金	8
	固定負債	204
	退職給付引当金	196
	株主資本	1,042
	資本金	98
	利益剰余金	1,026
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	1,001
	（うち当期純利益）	（141）
	評価・換算差額等	16
	その他有価証券評価差額金	16
	合計	**2,572**

第 99 期 決 算 公 告

2026年３月31日

東京都新宿区西新宿三丁目20番２号

東京オペラシティタワー

エスエス製薬株式会社

代表取締役　元島　陽子

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：億円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145
	固定資産	116
	資産合計	**260**
負債及び純資産の部	流動負債	187
	（引当金等）	（7）
	固定負債	1
	（引当金等）	（0）
	負債合計	**188**
	株主資本	73
	資本金	4
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	69
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	61
	（うち当期純利益）	（61）
	純資産合計	**73**
	負債・純資産合計	**260**

第 126 期 決 算 公 告

令和８年３月24日

東京都足立区千住橋戸町23番地

千住金属工業株式会社

代表取締役　鈴木　良一

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	119,259
	固定資産	41,701
	合計	**160,961**
負債及び純資産の部	流動負債	16,621
	賞与引当金	915
	固定負債	3,361
	退職給付引当金	536
	役員退職慰労金引当金	130
	株主資本	133,684
	資本金	430
	資本剰余金	30
	資本準備金	30
	利益剰余金	133,223
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	133,123
	（うち当期純利益）	（17,099）
	評価・換算差額等	7,294
	その他有価証券評価差額金	7,294
	合計	**160,961**

第34期決算公告

令和８年４月30日

鳥取県鳥取市湖山町北一丁目557番地

株式会社ＭＡＹＡＭＡ

代表取締役　真山　千晶

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,550
	固定資産	82,429
	繰延資産	4,668
	合計	90,648
負債及び純資産の部	流動負債	19,974
	固定負債	89,518
	株主資本	△18,844
	資本金	28,000
	利益剰余金	△46,844
	（うち当期純利益）	(286)
	合計	90,648

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

鳥取県鳥取市湖山町北一丁目五五七番地

株式会社ＭＡＹＡＭＡ

代表取締役　真山　千晶

第62期決算公告

令和８年３月26日

東京都杉並区荻窪４丁目８番13号

株式会社レイディックコンサルタント

代表取締役　高濱　利光

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,199
	固定資産	2,455
	資産合計	24,654
負債及び純資産の部	流動負債	867
	固定負債	340
	（退職給付引当金）	(340)
	株主資本	23,447
	資本金	15,000
	法定準備金	14,000
	利益剰余金	△5,552
	別途積立金	5,000
	その他利益剰余金	△10,552
	（うち当期純損失）	(2,724)
	負債・純資産合計	24,654

第39期決算公告

令和８年４月30日

福岡県大野城市山田三丁目１番27号

株式会社Ｍ＆Ｃ

代表取締役　籾井　毅

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,630
	固定資産	107,996
	資産合計	175,626
負債及び純資産の部	流動負債	101,769
	固定負債	83,625
	負債合計	185,394
	株主資本	△9,767
	資本金	5,000
	利益剰余金	△14,767
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△14,967
	（うち当期純利益）	(3,606)
	負債・純資産合計	175,626

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円、資本準備金の額を七百万円減少し、それぞれ五百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

福岡県大野城市山田三丁目一番二七号

株式会社Ｍ＆Ｃ

代表取締役　籾井　毅

第50期決算公告

令和８年４月25日

岡山県備前市日生町日生2302番地の１

株式会社ヒナセショッピングセンター

取締役社長　宮原　修

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	113,074
	固定資産	270,847
	合計	383,922
負債及び純資産の部	流動負債	102,445
	固定負債	233,774
	株主資本	47,702
	資本金	12,000
	利益剰余金	35,702
	その他利益剰余金	35,702
	（うち当期純損失）	(53,077)
	合計	383,922

決算公告

令和８年４月30日

愛知県岡崎市栄町四丁目62番地

株式会社Ｐ．Ａ．Ｐ

代表取締役　山本　孝

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	30,340
	固定資産	184
	合計	30,525
負債及び純資産の部	流動負債	1,584
	固定負債	551
	株主資本	28,389
	資本金	5,000
	利益剰余金	23,389
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	23,239
	（うち当期純利益）	(4,613)
	合計	30,525

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、各会社の株主総会の承認決議は、令和八年五月二十九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙・丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月三十日

愛知県岡崎市栄町四丁目六二番地

（甲）株式会社Ｐ．Ａ．Ｐ

代表取締役　山本　孝

愛知県岡崎市康生通西一丁目六番地

（乙）有限会社楽

取締役　山本利江子

愛知県岡崎市康生通西一丁目六番地

（丙）有限会社光陽

取締役　山本　孝

第29期決算公告

令和８年４月30日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目６番25

株式会社日本アルファレックス

代表取締役　松本　光正

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	510,230,474
	固定資産	771,292,966
	資産合計	1,281,523,440
負債及び純資産の部	流動負債	122,398,265
	固定負債	315,933,815
	株主資本	843,191,360
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	838,191,360
	その他利益剰余金	838,191,360
	（うち当期純利益）	(30,074,618)
	負債・純資産合計	1,281,523,440

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月三十日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番二五

（甲）株式会社日本アルファレックス

代表取締役　松本　光正

神奈川県横浜市神奈川区大口通五六番地五

（乙）有限会社日本メディックス

代表取締役　重野　厚子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

北海道北広島市富ヶ岡四二〇番地八
（甲）株式会社セレクト
代表取締役　末岡　由紀

北海道北広島市富ヶ岡四二〇番地八
（乙）末岡塾株式会社
代表取締役　末岡　由紀

北海道北広島市富ヶ岡四二〇番地八
（丙）合同会社トラストスペース
代表社員　末岡　由紀

第９期決算公告　令和８年４月30日

北海道北広島市富ヶ岡420番地８

末岡塾株式会社

代表取締役　末岡　由紀

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,124
	合計	30,124
負純資産の債及び部	流動負債	6,537
	固定負債	14,729
	株主資本	8,858
	資本金	40,000
	利益剰余金	△31,142
	その他利益剰余金	△31,142
	（うち当期純利益）	(4,326)
	合計	30,124

第18期決算公告　令和８年４月30日

北海道北広島市富ヶ岡420番地８

株式会社セレクト

代表取締役　末岡　由紀

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,822
	固定資産	419,075
	合計	442,897
負純資産の債及び部	流動負債	12,976
	固定負債	289,923
	株主資本	139,998
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,998
	その他利益剰余金	129,998
	（うち当期純利益）	(29,799)
	合計	442,897

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都練馬区谷原一丁目一〇番一〇号
（甲）株式会社ノア・テクニカ
代表取締役　加藤　栄一

山梨県甲府市横根町六〇七番地の一
（乙）株式会社ディーライト
代表取締役　加藤　栄一

第36期決算公告

令和８年４月30日

東京都練馬区谷原一丁目10番10号

株式会社ノア・テクニカ

代表取締役　加藤　栄一

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,218,833,683
	固定資産	533,601,372
	合計	1,752,435,055
負純資産の債及び部	流動負債	495,757,468
	固定負債	337,570,000
	株主資本	919,107,587
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	899,107,587
	その他利益剰余金	899,107,587
	（うち当期純利益）	(111,196,102)
	合計	1,752,435,055

第36期決算公告

令和８年４月30日

山梨県甲府市横根町607番地の１

株式会社ディーライト

代表取締役　加藤　栄一

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,631,672
	固定資産	5,637,080
	合計	49,268,752
負純資産の債及び部	流動負債	13,168,217
	株主資本	36,100,535
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△13,899,465
	利益準備金	190,000
	その他利益剰余金	△14,089,465
	（うち当期純損失）	(4,179,211)
	合計	49,268,752

合併公告

左記会社は関係当局への届出、許認可の取得等を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本合併を実施することを予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都千代田区大手町一丁目五番五号
（甲）株式会社みずほ銀行
代表取締役　加藤　勝彦

東京都千代田区大手町一丁目五番五号
（乙）みずほイノベーション・フロンティア株式会社
代表取締役　池田　淳一

第２期決算公告

令和８年４月30日

東京都千代田区大手町一丁目５番５号

みずほイノベーション・フロンティア株式会社

代表取締役　池田　淳一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,115,733	流動負債	39,658
固定資産	5,837,991	固定負債	1,928
		株主資本	6,927,284
		資本金	490,000
		資本剰余金	8,710,000
		資本準備金	8,710,000
		利益剰余金	△2,272,715
		その他利益剰余金	△2,272,715
		（うち当期純損失）	(2,225,369)
		評価・換算差額等	△15,146
		その他有価証券評価差額金	△15,146
資産合計	6,953,724	負債・純資産合計	6,953,724

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

大阪市西区土佐堀一丁目六番六号
（甲）株式会社ＢＷＢ
代表取締役　浦西　美圭

大阪市西区土佐堀一丁目六番六号
（乙）株式会社リンクイーツ
代表取締役　浦西　美圭

第１期決算公告

令和８年４月30日

大阪市西区土佐堀一丁目６番６号

株式会社ＢＷＢ

代表取締役　浦西　美圭

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,700
	資産合計	8,700
負純資産の債及び部	流動負債	1,885
	負債合計	1,885
	株主資本	6,814
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,814
	その他利益剰余金	5,814
	（うち当期純利益）	(5,814)
	純資産合計	6,814
	負債・純資産合計	8,700

第５期決算公告　令和８年４月30日

大阪市西区土佐堀一丁目６番６号

株式会社リンクイーツ

代表取締役　浦西　美圭

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,344
	固定資産	48,894
	資産合計	51,239
負純資産の債及び部	流動負債	5,414
	固定負債	46,247
	負債合計	51,662
	株主資本	△ 422
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 5,422
	その他利益剰余金	△ 5,422
	（うち当期純損失）	(6,369)
	純資産合計	△ 422
	負債・純資産合計	51,239

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

長崎市万才町七番一号

（甲）中島木材工業株式会社

代表取締役　中島　祐介

長崎市万才町七番一号

（乙）中島商事株式会社

代表取締役　中島　祐介

第58期決算公告　令和８年４月30日

長崎市万才町７番１号

中島木材工業株式会社

代表取締役　中島　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,055,723
	固定資産	4,151,686
	合計	5,207,409
負債及び純資産の部	流動負債	47,855
	固定負債	1,898,958
	株主資本	3,260,595
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,852,920
	利益準備金	1,342
	その他利益剰余金	3,851,577
	自己株式	△602,325
	（うち当期純利益）	（144,046）
	合計	5,207,409

第63期決算公告　令和８年４月30日

長崎市万才町７番１号

中島商事株式会社

代表取締役　中島　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,111
	固定資産	140,845
	合計	214,956
負債及び純資産の部	流動負債	2,426
	固定負債	500
	株主資本	212,029
	資本金	10,000
	利益剰余金	202,029
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	201,917
	（うち当期純利益）	（779）
	合計	214,956

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズワン

取締役　赤津　忠祐

第４期決算公告

令和８年４月30日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズワン

取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	9,578	流動負債	1,678
流動資産	321	固定負債	5,333
固定資産	9,256	負債合計	7,011
有形固定資産	9,256	社員資本	7,801
その他の資産	5,234	特定資本金	0
流動資産	5,212	優先資本金	5,495
固定資産	3	A種優先資本金	1,034
投資その他の資産	3	B種優先資本金	4,460
繰延資産	18	剰余金	2,305
		当期未処分利益	2,305
		純資産合計	7,801
資産合計	14,812	負債・純資産合計	14,812

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	11,345
営業費用	9,147
営業利益	2,197
営業外収益	109
経常利益	2,307
税引前当期純利益	2,307
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	2,305
当期未処分利益	2,305

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億八千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズツー

取締役　赤津　忠祐

第５期決算公告

令和８年４月30日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社レジプロパティーズツー

取締役　赤津　忠祐

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	22,784	流動負債	1,319
流動資産	768	固定負債	13,627
固定資産	22,016	負債合計	14,946
有形固定資産	22,016	社員資本	10,780
その他の資産	2,942	特定資本金	0
流動資産	2,883	優先資本金	9,791
固定資産	3	剰余金	988
投資その他の資産	3	当期未処分利益	988
繰延資産	55	純資産合計	10,780
資産合計	25,726	負債・純資産合計	25,726

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	5,886
営業費用	4,963
営業利益	923
営業外収益	67
経常利益	990
税引前当期純利益	990
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	988
当期未処分利益	988

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都中野区沼袋一丁目五番二号

（甲）株式会社STAR,S

代表取締役　近藤　晶是

東京都中野区中野五丁目三五番一二号

（乙）株式会社中野時計会館

代表取締役　近藤　亮太

第９期決算公告　令和８年４月30日

東京都中野区沼袋一丁目５番２号

株式会社ＳＴＡＲ，Ｓ

代表取締役　近藤　晶是

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,361
	固定資産	108,017
	資産合計	122,378
負債及び純資産の部	流動負債	2,383
	固定負債	111,569
	株主資本	8,425
	資本金	300
	利益剰余金	8,125
	その他利益剰余金	8,125
	（うち当期純利益）	（2,883）
	負債・純資産合計	122,378

第６期決算公告　令和８年４月30日

東京都中野区中野五丁目35番12号

株式会社中野時計会館

代表取締役　近藤　亮太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,631
	固定資産	7,514
	資産合計	31,145
負債及び純資産の部	流動負債	39
	固定負債	2,350
	株主資本	28,755
	資本金	2,800
	資本剰余金	700
	資本準備金	700
	利益剰余金	25,255
	利益準備金	2,001
	その他利益剰余金	23,254
	（うち当期純利益）	（273）
	負債・純資産合計	31,145

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都渋谷区渋谷二丁目三番五号ＣＯＥＲＵ渋谷二丁目三階

（甲）ＬＤＴ株式会社

代表取締役　白石　和也

東京都台東区雷門一丁目一六番四号

（乙）日本エンディングパートナーズ株式会社

代表取締役　砂田　直樹

第５期決算公告　令和８年４月30日

東京都台東区雷門一丁目16番４号

日本エンディングパートナーズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	42,370,370
	固定資産	2,292,369
	資産合計	44,662,739
負債及び純資産の部	流動負債	9,070,924
	株主資本	35,591,815
	資本金	25,000,000
	資本剰余金	116,500,000
	資本準備金	116,500,000
	利益剰余金	△105,908,185
	その他利益剰余金	△105,908,185
	（うち当期純利益）	(7,973,500)
	負債・純資産合計	44,662,739

第６期決算公告　令和８年４月30日

東京都渋谷区渋谷二丁目３番５号ＣＯＥＲＵ渋谷二丁目３階

ＬＤＴ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	122,530,744
	固定資産	444,755,590
	資産合計	567,286,334
負債及び純資産の部	流動負債	134,829,551
	固定負債	239,507,086
	株主資本	△10,791,692
	資本金	61,150,015
	資本剰余金	58,150,015
	資本準備金	58,150,015
	利益剰余金	△130,091,722
	その他利益剰余金	△130,091,722
	（うち当期純損失）	(75,532,468)
	新株予約権	203,741,389
	負債・純資産合計	567,286,334

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

福岡市中央区大手門一丁目九番一一号

（甲）稲員興産株式会社

代表取締役　稲員英一郎

福岡市中央区大手門一丁目九番一一号

（乙）株式会社パートナー

代表取締役　稲員　陽子

決　算　公　告

令和８年４月30日

福岡市中央区大手門一丁目９番11号

株式会社パートナー

代表取締役　稲員　陽子

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	111,970
	固定資産	2,875
	合計	114,845
負債及び純資産の部	流動負債	174
	株主資本	114,671
	資本金	10,000
	利益剰余金	104,671
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	103,471
	（うち当期純利益）	(29)
	合計	114,845

決　算　公　告

令和８年４月30日

福岡市中央区大手門一丁目９番11号

稲員興産株式会社

代表取締役　稲員英一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	493,830
	固定資産	4,008,231
	合計	4,502,061
負債及び純資産の部	流動負債	2,905,234
	株主資本	1,596,826
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,586,826
	その他利益剰余金	1,586,826
	（うち当期純利益）	(15,772)
	合計	4,502,061

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

東京都足立区西新井七丁目一九番一二号

（甲）株式会社山城

代表取締役　小川　賢人

東京都足立区西新井七丁目一九番一二号

（乙）マルシン工業株式会社

代表取締役　小川　喜康

第68期決算公告　令和８年４月30日

東京都足立区西新井７丁目19番12号

マルシン工業株式会社

代表取締役　小川　喜康

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	218
	固定資産	50
	合計	268
負債及び純資産の部	流動負債	5
	株主資本	263
	資本金	50
	利益剰余金	401
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	389
	（うち当期純利益）	(7)
	自己株式	△188
	合計	268

第75期決算公告　令和８年４月30日

東京都足立区西新井７丁目19番12号

株式会社山城

代表取締役　小川　賢人

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,444
	固定資産	1,396
	合計	2,840
負債及び純資産の部	流動負債	1,353
	固定負債	260
	株主資本	1,226
	資本金	30
	資本剰余金	20
	その他資本剰余金	20
	利益剰余金	1,176
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	1,159
	（うち当期純利益）	(118)
	合計	2,840

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月三十日

大阪府堺市西区築港新町一丁五番地一一

（甲）小林運輸株式会社

代表取締役　森　義之

三重県伊賀市柘植町二七〇〇番地

（乙）小林物流株式会社

代表取締役　森　義之

決　算　公　告

令和８年４月30日

三重県伊賀市柘植町2700番地

小林物流株式会社

代表取締役　森　義之

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	127,211
	固定資産	5,915
	合計	133,126
負債及び純資産の部	流動負債	22,235
	固定負債	12,318
	株主資本	98,572
	資本金	3,000
	利益剰余金	95,572
	利益準備金	540
	その他利益剰余金	95,032
	（うち当期純利益）	(25,938)
	合計	133,126

決　算　公　告

令和８年４月30日

大阪府堺市西区築港新町一丁５番地11

小林運輸株式会社

代表取締役　森　義之

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	446,517
	固定資産	50,035
	合計	496,553
負債及び純資産の部	流動負債	92,079
	固定負債	11,844
	株主資本	392,629
	資本金	10,000
	利益剰余金	382,629
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	380,129
	（うち当期純利益）	(125,051)
	合計	496,553

第 36 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　新潟県新潟市東区豊２丁目６番34号

株式会社メタルスター工業

代表取締役　伊東　正吉

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	325,824	流動負債	40,088
固定資産	205,531	賞与引当金	3,200
		固定負債	281
		株主資本	488,872
		資本金	10,000
		利益剰余金	478,872
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	476,372
		（うち当期純利益）	(10,983)
		評価・換算差額等	2,113
		その他有価証券評価差額金	2,113
資産合計	531,356	負債・純資産合計	531,356

第 31 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー

トレノケート株式会社

代表取締役　早津　昌夫

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,821,085	流動負債	1,106,833
固定資産	715,540	固定負債	321,083
		株主資本	1,108,708
		資本金	100,000
		資本剰余金	116,133
		その他資本剰余金	116,133
		利益剰余金	892,575
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	867,575
		（うち当期純利益）	(533,336)
合計	2,536,626	合計	2,536,626

第 39 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　愛知県小牧市大字舟津字広田1063番地の１

株式会社システム

代表取締役　大日方幸人

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	562,385	流動負債	71,460
固定資産	121,952	賞与引当金	6,500
		固定負債	62,770
		退職給付引当金	50,608
		株主資本	541,048
		資本金	45,000
		利益剰余金	579,299
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	568,049
		（うち当期純利益）	(12,116)
		自己株式	△83,250
		その他有価証券評価差額金	9,059
資産合計	684,337	負債・純資産合計	684,337

第 38 期 決 算 公 告

令和８年４月30日　　愛知県小牧市大字三ツ渕字東阿原1440番地

株式会社ジャパンシステム

代表取締役　丸山　将一

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,401,411	流動負債	604,861
固定資産	930,049	賞与引当金	8,900
		固定負債	40,840
		退職給付引当金	4,838
		株主資本	1,671,665
		資本金	15,000
		利益剰余金	1,743,165
		利益準備金	4,700
		その他利益剰余金	1,738,465
		（うち当期純利益）	(191,557)
		自己株式	△86,500
		その他有価証券評価差額金	14,093
資産合計	2,331,460	負債・純資産合計	2,331,460

第 57 期 決 算 公 告

2026年４月30日　　兵庫県尼崎市久々知三丁目13番26号

住化コベストロウレタン株式会社

代表取締役社長　令官　　健

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**14,668**	**流動負債**	**19,677**
固定資産	**4,379**	その他流動負債	19,677
		固定負債	**509**
		退職給付引当金	112
		その他固定負債	396
		負債合計	**20,186**
		株主資本	**△1,138**
		資本金	**3,584**
		利益剰余金	**△4,722**
		利益準備金	214
		その他利益剰余金	△4,936
		純資産合計	**△1,138**
資産合計	19,048	負債・純資産合計	19,048

損益計算書の要旨
（2025年１月１日から2025年12月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	35,018	経常損失	139
売上原価	30,753	税引前当期純損失	139
売上総利益	4,265	法人税、住民税及び事業税	2
販売費及び一般管理費	4,278	法人税等調整額	△4
営業損失	13	当期純損失	137
営業外収益	159		
営業外費用	285		

第 35 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　　神奈川県川崎市幸区大宮町1310

東芝ライフスタイル株式会社

代表取締役　白戸　健嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	92,079	流動負債	71,367
固定資産	15,852	（うち売上割戻引当金）	(11,213)
		（うち賞与引当金）	(1,023)
		固定負債	7,426
		（うち退職給付引当金）	(2,506)
		（うち役員退職慰労引当金）	(55)
		（うち製品保証引当金）	(4,752)
		負債合計	**78,793**
		株主資本	29,137
		資本金	100
		資本剰余金	210,762
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	210,262
		利益剰余金	△ 181,724
		その他利益剰余金	△ 181,724
		純資産合計	**29,137**
資産合計	107,931	負債・純資産合計	107,931

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	192,487	経常利益	6,225
売上原価	153,140	特別利益	12,258
売上総利益	39,346	税引前当期純利益	18,483
販売費及び一般管理費	34,057	法人税、住民税及び事業税	△ 738
営業利益	5,289	法人税等調整額	△ 764
営業外収益	1,941	当期純利益	19,986
営業外費用	123		